

県政概要

令和8年度

福岡県

はじめに

現在、我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中に置かれています。国内においても、少子高齢化と人口減少が進む中、地域活力の維持・向上や幅広い分野での人手不足への対応、中小企業の持続的な賃上げを可能とする経営基盤の強化、災害や新興感染症への備えなど、複雑かつ困難な課題に直面しています。

こうした先行きの見通しにくい状況の中、生活や事業の将来に不安を感じておられる方も少なくありません。そのような中にあっても、新しいことに果敢に挑戦し、未来を切り拓こうとする県民や事業者の皆さまがいます。私は、県民一人ひとりの声に真摯に耳を傾け、寄り添いながら、愛する「ふるさと福岡県」が持つ強みと可能性を最大限に引き出し、誰もが安心して心豊かに暮らせる福岡県を実現してまいります。



県政を進める上で、何よりも土台となるのは、県民の皆さまの信頼です。福岡県政を巡り、県と県議会の関係や、海外活動、親睦団体「部課長会」による政治資金パーティー券の購入補助など、県政の在り方について県民の皆さまからの信頼を大きく損ねております。このような事態を招いてることを知事として重く受け止めており、県民の皆さまへ心よりお詫び申し上げます。

私は確固たる意志を持ち、私の責任ですべての問題の実態を明らかにし、県政の抜本的な改革を断行し、一日も早い信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

令和8年度は、「県民の皆さまのチャレンジと安心、そして豊かな福岡県」を目指し、当初予算に掲げた4つの柱のもと、各施策を着実かつ力強く展開しています。

第1の柱は、「人を育て、すべての人の活躍を応援する」です。福岡県の未来を切り拓き、担っていくのは「人」です。子育てを社会全体で支え、こどもの健やかな成長を後押しするとともに、未来を担う人材の育成に取り組みます。また、本年度新たに設置した『人材育成・活躍推進部』を中心に、性別、年齢、障がいの有無、国籍にかかわらず、誰もが希望する仕事に就き、働き続け、持てる力を発揮できる環境づくりを進めてまいります。

第2の柱は、「産業を育て、県経済を強くする」です。県内雇用の8割を担い、県経済の原動力である中小企業の持続的な成長を支えるとともに、自動車や半導体などの成長産業、スタートアップ、先端技術産業への支援を強化します。また、本県の基幹産業である農林水産業の生産力を高め、産業を支える産業人材の育成やインフラの整備を進めることで、持続的に成長する強い県経済を築いてまいります。

第3の柱は、「人を惹きつける元気なまちをつくる」です。本年度新たに設置した『市町村・地域振興部』を中心に、市町村との連携を一層強化し、それぞれの地域の特色や資源を生かした活性化を進めます。県民の皆さまに、「福岡に住んで本当に良かった」と実感していただき、県外の方からも「福岡に住んでみたい」と思っただけのまちづくりに取り組みます。さらに、文化芸術やスポーツの力を生かし、人とまちに元気を生み出してまいります。

第4の柱は、「健全な環境と、安全・安心な暮らしを守る」です。近年、気候変動の影響により、大雨などの自然災害が激甚化・頻発化しています。健全な環境を将来の世代に引き継ぎ、脱炭素社会を実現するための取り組みを進めるとともに、防災・減災や犯罪・事故への対策を強化し、県民

の皆さまのかけがえのない生命と暮らしを守ってまいります。

これらの取り組みを一つ一つ着実に実行し、豊かな未来へと「翔（か）け上がる福岡県」を実現してまいります。

本冊子は、令和8年度における県政の動きと具体的な施策を、総合的・体系的に整理したものです。巻末には、県内各地のイベント情報も掲載しています。本冊子を通じて県政を身近に感じ、理解を深めていただくとともに、各地の行事にも足を運んでいただければ幸いです。

令和8年9月

福岡県知事 服部 誠太郎

県政概要を読まれる方へ

- この資料は、県政の動きと郷土福岡県の姿について、理解を深めていただくものとして作成しています。
- 「Ⅰ 県勢の概況」は、県のあゆみ、人口、経済、土地利用、水利用等のほか、本県の姿、九州における本県の位置などを明らかにしています。
- 「Ⅱ 県の総合計画」は、令和4年3月に策定した「福岡県総合計画」について、簡潔に説明しています。
- 「Ⅲ 県政の現況と施策」は、主な項目ごとに、現状、課題、令和8年度及び当面の主要施策について、説明しています。
- 「Ⅳ 地域別の主な事業」は、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の四圏域ごとの地域振興の方向と主な事業を説明しています。
- 「Ⅴ 令和8年度県予算の概要」は、令和8年度予算の主要事業等を説明しています。
- 巻末には、「Ⅵ 参考資料」として、令和7年度県政をめぐる主な出来事及び都道府県、県内市町村の主要指標、県民対象の各種イベント等を掲載しています。
- 年次は歴年（1～12月）、年度は会計年度（4月～翌年3月）です。
また、構成比は表示単位未満を四捨五入した数値のため、内訳合計が100.0にならない場合があります。
- この資料について、御質問、御意見等がありましたら、福岡県政策企画部企画総務課（電話092-643-3158）に御連絡ください。

目 次

I 県勢の概況

1 福岡県のあゆみと概況	1
2 主要指標からみた県勢の地位	4
3 九州における福岡県の地位	6
4 人 口	8
5 経 済	12
6 土地利用	16
7 水 利 用	18
8 県 財 政	20

II 県の総合計画

福岡県総合計画	27
---------	----

III 県政の現況と施策

世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する

1 次代を担う「人財」の育成	29
（1）学校教育の充実	29
（2）未来へはばたく青少年の応援	36
（3）グローバル社会で活躍する青少年の育成	39
（4）産業人材の育成	41
2 世界から選ばれる福岡県の実現	44
（1）国内外からの戦略的企業誘致	44
（2）企業等の海外展開支援、海外からの誘客促進	47
3 ワンヘルスの推進	49
（1）ワンヘルスの推進	49
4 移住定住の促進	57
（1）移住定住の促進	57
5 デジタル社会の実現	60
（1）地域社会と行政のデジタル化	60
（2）産業のデジタル化	63
6 グリーン社会の実現	65
（1）脱炭素化の推進と産業の育成	65
7 成長産業の創出	70
（1）新たな成長産業の創出	70
（2）創業・ベンチャーの支援	74

誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して 産み育てることができる

8 中小企業の振興	76
（1）経営基盤の強化	76
（2）新たな事業展開の促進	79
（3）小規模企業者の事業の持続的な発展	81

9	農林水産業の振興	83
(1)	マーケットインの視点での生産力の強化	83
(2)	「選ばれる福岡県」に向けたブランド力強化、販売の促進	86
(3)	農林水産業の次代を担う人材の育成	89
(4)	持続可能な農林水産業に向けたワンヘルスの推進	91
10	地域と調和した観光産業の振興	94
(1)	観光産業の高付加価値化	94
(2)	広域ルートの設定・新たな観光エリアの創出による旅行消費の拡大	96
(3)	デジタルマーケティングの強化	98
(4)	マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進	100
(5)	観光人材の育成、観光組織体制の強化	102
11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり	105
(1)	産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援	105
(2)	求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人） の状況に応じたきめ細かな就職支援	107
(3)	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	112
12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供	117
(1)	健康づくりの推進による健康寿命の延伸	117
(2)	こころの健康づくりの推進	119
(3)	がん、難病対策の推進	121
(4)	医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	123
13	スポーツ立県福岡の実現	127
(1)	スポーツ立県福岡の実現	127
14	文化芸術の振興	131
(1)	文化芸術の振興	131
15	ジェンダー平等の社会づくり	137
(1)	ジェンダー平等・男女共同参画の推進	137
16	高齢者、障がいのある人への支援	144
(1)	高齢者の活躍応援	144
(2)	地域包括ケアの推進	147
(3)	介護サービスの確保	151
(4)	障がいのある人の生活支援	154
17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援	158
(1)	DV防止対策及び被害者支援	158
(2)	こどもの貧困対策の推進	161
(3)	ひとり親家庭の支援	164
(4)	生活困窮者等の支援	167
18	人権が尊重される心豊かな社会づくり	171
(1)	人権教育・人権啓発の推進	171
19	外国人材に選ばれる地域づくり	175
(1)	外国人材が活躍できる地域づくり	175
(2)	海外との地域間交流・国際貢献の推進	178

20	安全で安心して暮らせる地域づくり	181
(1)	犯罪や事故のない地域づくりの推進	181
(2)	暮らし・食品の安全の推進	188
21	地域の活力向上	191
(1)	県内各地域の振興	191
22	共助社会づくり、生涯学習の推進	198
(1)	NP0・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進	198
(2)	生涯学習の推進	200
23	快適な環境の維持、保全	202
(1)	循環型社会の推進	202
(2)	自然との共生と快適な生活環境の形成	207
24	教育の充実	216
(1)	学力、体力の向上	216
(2)	豊かな心の育成	218
(3)	個性や能力を伸ばす教育の推進	224
(4)	教育環境づくり	226
25	出会い・結婚・出産・子育て支援	231
(1)	出会い・結婚応援の推進	231
(2)	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	233
(3)	子育てを応援する社会づくりの推進	235
26	きめ細かな対応が必要なこどもの支援	240
(1)	児童虐待防止対策の推進	240
(2)	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	242

感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる

27	感染症対策の推進	244
(1)	感染症対策の推進	244
28	災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化	246
(1)	災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化の推進	246
29	地域防災力と危機管理の強化	250
(1)	地域防災力と危機管理の強化	250

将来の発展を支える基盤をつくる

30	生活と産業の発展を支える社会基盤の整備	255
(1)	福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化	255
(2)	道路、港湾の整備	257

IV 地域別の主な事業

1	地域別主要指標	260
2	北九州地域	261
3	福岡地域	262

4	筑後地域	263
5	筑豊地域	264

V 令和8年度県予算の概要

1	16か月予算の概要	265
2	令和8年度当初予算（一般会計）の概要	266
3	主要事業の概要	271

VI 参考資料

1	令和7年度県政をめぐる主な出来事	296
2	海外主要指標	298
3	都道府県主要指標	300
4	市町村主要指標	302
5	県民対象の各種イベント	306
6	福岡県行政機構一覧	321

I 県勢の概況

1	福岡県のあゆみと概況	1
2	主要指標からみた県勢の地位	4
3	九州における福岡県の地位	6
4	人 口	8
5	経 済	12
6	土地利用	16
7	水 利 用	18
8	県 財 政	20

1 福岡県のあゆみと概況

● 県のあゆみ

福岡は、古代、遠(とお)の朝廷(みかど)と呼ばれた大宰府政庁や外国使節の迎賓館である鴻臚館が置かれ、中国大陆や朝鮮半島と我が国の交流の窓口でした。中世に入っても、博多の港は中国大陆や朝鮮半島をはじめ、琉球や南海との貿易基地として栄えました。

江戸時代に入ると、木ろうなどの商品作物や博多織、久留米絣、小倉織などの工芸品の生産が盛んになりました。多くの街道や港、遠賀川、筑後川の水運が発達し、本県は九州の交通の要衝を占めていました。

明治から昭和にかけて、筑豊一帯や筑後の大牟田地区で石炭の産出が盛んになり、これを活用して北部に鉄鋼、機械、電気、化学、窯業などを中心とする「北九州工業地帯」が、南部には「石炭化学コンビナート」が形成され、日本の近代化と経済発展を支えました。

第2次世界大戦後は、国の傾斜生産方式と朝鮮戦争による特需景気などにより、鉄鋼、金属、化学などの製造業や石炭産業が隆盛となり、いち早く荒廃から立ち直りました。

昭和30年以降の高度経済成長期には、本県の工業生産も大きく伸びましたが、同時に進行したエネルギー革命により石炭産業が衰退し、産炭地域は深刻な打撃を受けました。

40年代後半及び50年代前半の2度のオイルショック以降は、低成長や円高、産業構造の転換の中で、素材型産業の比重の大きい本県経済は厳しい状況になりました。このため、先端成長産業の育成、集積に取り組み、自動車産業、先端半導体、バイオテクノロジー、ロボット関連などの企業立地を進めました。また、福岡市を中心に、商業やサービス業などの第3次産業が大きく成長しました。

40年代後半以降は、産業や生活を支える交通インフラの整備が本格化します。本州と九州を結ぶ「東洋最長のつり橋」と当時注目された関門橋の開通後、50年代から60年代にかけて、山陽新幹線新大阪～博多間の全線開業、九州を南北に走る九州縦貫自動車道古賀IC～鳥栖IC間の開通、福岡市地下鉄室見～天神間の開業、北九州モノレールの開業など、交通網の整備が進みました。

さらに、平成18年には新北九州空港（現北九州空港）が開港し、23年には九州新幹線博多～鹿児島中央間が、28年には東九州自動車道北九州市～宮崎市間が全線開通しました。

平成17年に国内4番目の国立博物館として九州国立博物館が開館しました。27年には炭鉱や鉄鋼業、造船業などの関連施設が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」としてユネスコ世界文化遺産に登録されました。また、29年には『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界文化遺産に登録されました。

令和2年2月には、県内初の新型コロナウイルス感染症陽性者が確認され、5年5月に5類感染症へ移行するまでの間、8回の感染の波がありました。感染状況や変異株の特性等に応じ、医療提供体制の強化や感染拡大防止等に取り組みました。

社会が大きく変動する中、本県は、アジアをはじめ、世界との交流を促進するために重要な交通基盤の整備や新たな産業の誘致、優れた技術の開発などによりさまざまな困難を乗り越え、産業や文化などのあらゆる面で発展してきました。これからの日本の発展を支えていく九州のリーダー県として、一層の飛躍を図っています。

● 位置

九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。また、中国、韓国など近隣諸国の主要都市から 1,000km 以内の位置にあり、福岡－東京間の距離は、福岡－上海間の距離とほぼ同距離です。

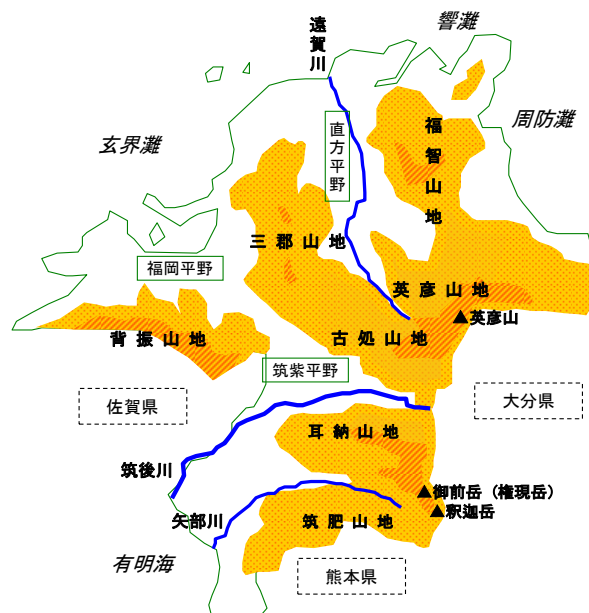
位置及び広ぼう

区分（場所）	世界測地系
極東（築上郡上毛町大字上唐原）	東経 131° 11' 25"
極西（糸島市志摩姫島字エボシ）	東経 129° 58' 54"
極南（大牟田市四山町）	北緯 33° 00' 02"
極北（宗像市大島字沖ノ島）	北緯 34° 15' 00"
	東西 112.5km
	南北 138.3km

資料：県企画総務課

● 地勢

本県の北部には、筑前海（玄界灘、響灘）、豊前海（周防灘）が、西南部には有明海が広がっています。海には、筑後川、遠賀川、矢部川などの河川が注ぎ込んでおり、流域には、筑紫平野、福岡平野、直方平野などの平野が開けています。また、英彦山地、筑肥山地、背振山地などの県境の山岳地帯のほか、三郡山地、耳納山地などの都市近郊の山地もあり、豊かな自然に恵まれています。



福岡県の地勢図 資料：県企画総務課

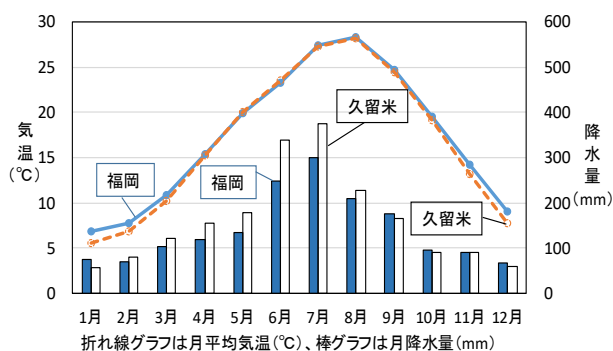
● 気候

本県は日本海側に位置し、玄界灘や響灘に面する北側においては日本海型気候区、南側については内陸型気候区に分かれています。

福岡地方と北九州地方は南に山地があり北に開けているため、冬のシベリア高気圧からの寒気の吹き出しの影響を直接受けることになります。

筑後地方は三方を山に囲まれており、冬の季節風の影響は受けにくいものの山地の西側にあたることから、夏は東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすくなるため、福岡地方に比べ降水量が多くなります。

筑豊地方は内陸のため気温の日較差が大きく、北九州地方の京築地域では降水量が少なく、温暖な瀬戸内側の気候に近いものとなっています。筑後地方の内陸平野部及び筑豊地方の盆地は、夏季の日射による高温や冬季を中心とした放射冷却現象による気温の低下が起こりやすく、寒暖の差が大きくなります。



福岡と久留米の月平均気温と月降水量
(1991～2020年の平年値)

資料：福岡管区気象台

● 行政区域

本県には、北九州市、福岡市の2つの政令指定都市を含め、29市、29町、2村があります（令和8年4月1日現在）。これらの60市町村は、地理的、歴史的、経済的、社会的特性などから、大きく、北九州、福岡、筑後及び筑豊の4地域に分けられます。



本県の特徴を明らかにする自然環境、人口、経済、教育、文化、医療など各分野の主要指標

区 分		年次 (年・年度)	単位	福岡県	全国	対全国比 (%)	全国 順位	資料
(自然環境)								
総面積		6年度	100 km ²	49.88	3,779.76	1.34	29	総務省統計局 「統計でみる都道府県のすがた2026」
可住地面積割合 (対総面積)		6年度	%	55.4	33.0	—	8	//
森林面積割合 (対総面積)		元年度	%	44.5	65.5	—	40	//
(人口・世帯)								
総人口		7年	万人	508	12,305	4.13	8	総務省統計局 「令和7年国勢調査(速報値)」
人口増加率 (2～7)年		—	%	-1.0	-2.5	—	7	//
住民基本台帳人口		8年	万人	508	12,377	4.10	8	総務省 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及 び世帯数(令和8年1月1日現在)」
総世帯数		7年	千世帯	2,401	57,125	4.20	9	総務省統計局 「令和7年国勢調査(速報値)」
人口集中地区(DID) 人口割合(対総人口)		2年	%	73.7	70.0	—	10	総務省統計局 「令和2年国勢調査」
年少(0～14才) 人口割合		2年	%	13.0	11.9	—	8	//
老年(65才以上) 人口割合		2年	%	27.9	28.6	—	39	//
生産年齢(15～64才) 人口割合		2年	%	59.1	59.5	—	12	//
(経 済)								
県内総生産(名目)		5年度	億円	212,387	5,951,843	—	9	内閣府経済社会総合研究所「2023年度国民 経済計算」 県調査統計課「県民経済計算」令和5年度 (全国順位は4年度)
一人当たり県民所得		5年度	千円	2,974	3,521	—	35	//
民営事業所数		3年	事業所	210,530	5,156,063	4.08	7	総務省統計局・経済産業省 「令和3年経済センサス-活動調査 (確報)産業横断的集計」
農業産出額		6年	億円	2,301	108,200	2.13	19	農林水産省 「令和6年生産農業所得統計」
海面漁業生産額		6年	億円	113	8,894	1.27	24	農林水産省 「令和6年漁業産出額」
海面養殖業生産額		6年	億円	228	5,891	3.87	11	//
製造品出荷額等		2年	億円	89,519	3,020,033	2.96	10	総務省・経済産業省 「令和3年経済センサス-活動調査産業別 集計(製造業)に関する集計」
商品販売額		2年	億円	214,407	5,226,458	4.10	4	総務省・経済産業省「令和3年経済センサ ス-活動調査産業別集計(卸売業,小売業) に関する集計」
内 訳	卸売業販売額	2年	億円	159,471	3,893,883	4.10	4	//
	小売業販売額	2年	億円	54,936	1,332,575	4.12	8	//

区 分	年次 (年・年度)	単位	福岡県	全国	対全国比 (%)	全国 順位	資料
(学校教育)							
大学(国・公・私)数	7年度	校	34	812	4.19	6	文部科学省 「令和7年度学校基本調査」
短期大学数	7年度	校	17	292	5.82	3	〃
高等学校卒業者の進学率	7年度	%	59.2	62.6	—	18	〃
(社会教育・文化・スポーツ)							
公民館数 (人口100万人当たり)	3年度	館	57.8	104.9	—	38	総務省統計局 「統計でみる都道府県のすがた2026」
図書館数 (人口100万人当たり)	3年度	館	22.2	27.0	—	42	〃
青少年教育施設数 (人口100万人当たり)	3年度	所	5.7	6.7	—	37	〃
(労 働)							
第1次産業就業者比率	2年	%	2.4	3.2	—	38	総務省統計局 「令和2年国勢調査」
第2次産業就業者比率	2年	%	19.9	23.4	—	40	〃
第3次産業就業者比率	2年	%	77.7	73.4	—	5	〃
完全失業率	7年	%	2.7	2.5	—	6	総務省統計局 「労働力調査」
(居住環境)							
持ち家比率	5年度	%	52.7	60.9	—	45	総務省統計局 「統計でみる都道府県のすがた2026」
上水道給水人口比率 (対行政区域内人口)	5年度	%	95.3	97.7	—	31	〃
下水道処理人口普及率 (対行政区域内人口)	5年度	%	84.3	81.4	—	11	〃
主要道路実延長 (総面積1k㎡当たり)	5年度	km	0.94	0.50	—	5	〃
都市公園数 (可住地面積100k㎡当たり)	5年度	所	227.31	93.51	—	5	〃
(社会保険・健康・医療)							
生活保護被保護実人員 (月平均人口千人当たり)	5年度	人	23.28	16.25	—	5	総務省統計局 「統計でみる都道府県のすがた2026」
生活習慣病による死亡者数 (人口10万人当たり)	5年度	人	561.8	614.7	—	41	〃
一般病院数 (人口10万人当たり)	5年度	施設	7.6	5.7	—	17	〃
(安 全)							
火災出火件数 (人口10万人当たり)	5年度	件	25.1	31.1	—	41	総務省統計局 「統計でみる都道府県のすがた2026」
交通事故発生件数 (人口10万人当たり)	6年度	件	362.8	235.0	—	3	〃
刑法犯認知件数 (人口千人当たり)	5年度	件	6.52	5.66	—	6	〃

3 九州における福岡県の地位

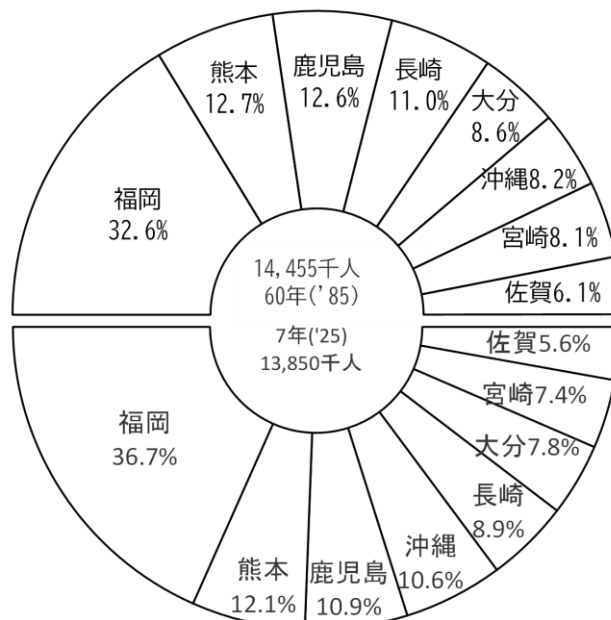
● 九州の各種機能の集積

本県は、福岡市を中心とする商業や金融業、北九州市を中心とする工業などの産業や、学術、文化、情報機能が集積しています。

● 九州の3分の1を超える人口

2つの政令市を擁し、九州最大の人口が集積し、平成10年には500万人を超えました。福岡都市圏を中心に人口が増加し、九州の総人口の36.7%を占めています。

九州における総人口の県別構成



資料：総務省統計局「国勢調査」

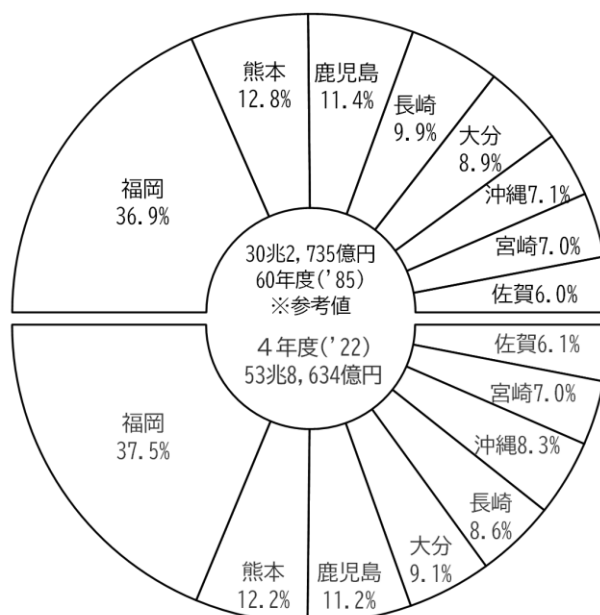
● 産業の中心地域

本県は、九州の総生産の37.5%を占めています。工業は、我が国有数の工業地域である北九州地域を中心に高い集積を誇り、製造品出荷額で九州の38.3%を占めています。

商業、サービス業、金融業など本県の第3次産業の集積は高く、特に卸売業販売額は、九州の58.3%と圧倒的シェアを誇っています。

農業は、九州の農業産出額の10.8%となっています。

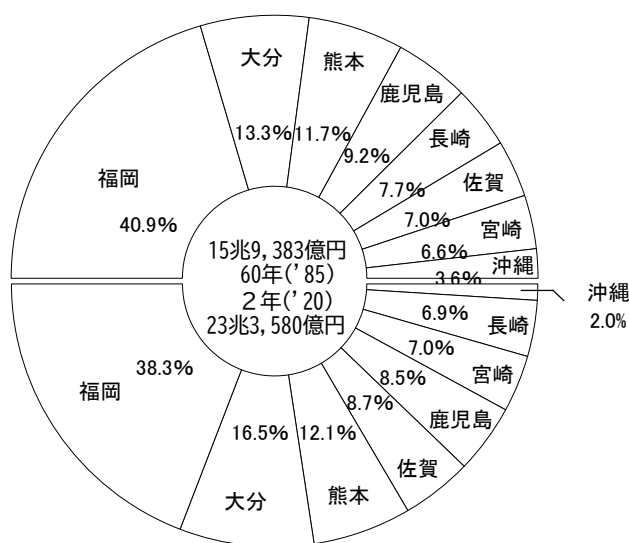
九州における総生産の県別構成



※国の基準改定により昭和60年度と令和4年度は推計方法等が異なっているため、単純比較はできない。

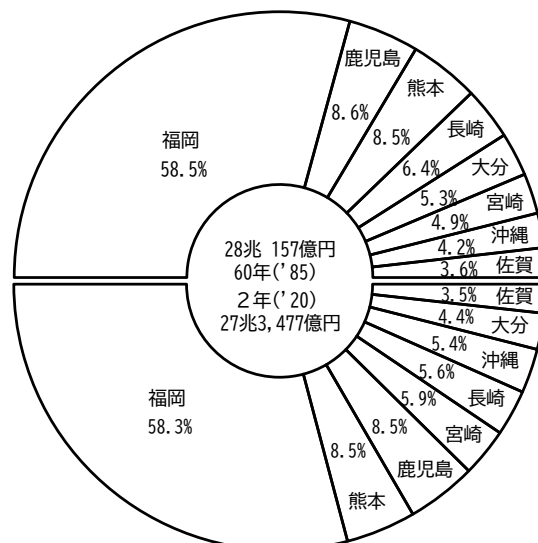
資料：内閣府経済社会総合研究所
「県民経済計算」令和4年度

九州の製造品出荷額等の県別構成



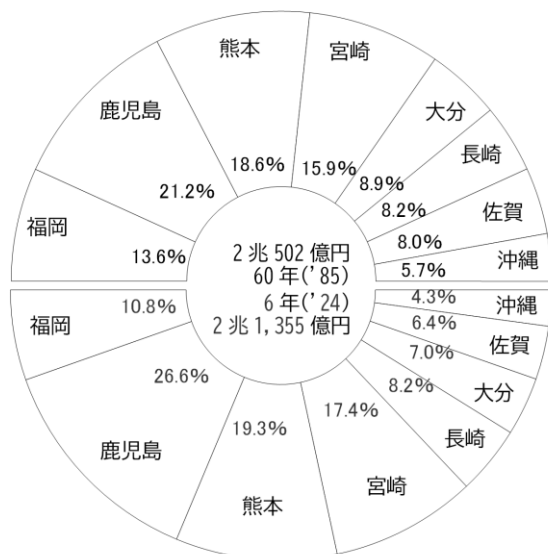
資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査産業別集計（製造業）に関する集計」

九州の卸売販売等の県別構成



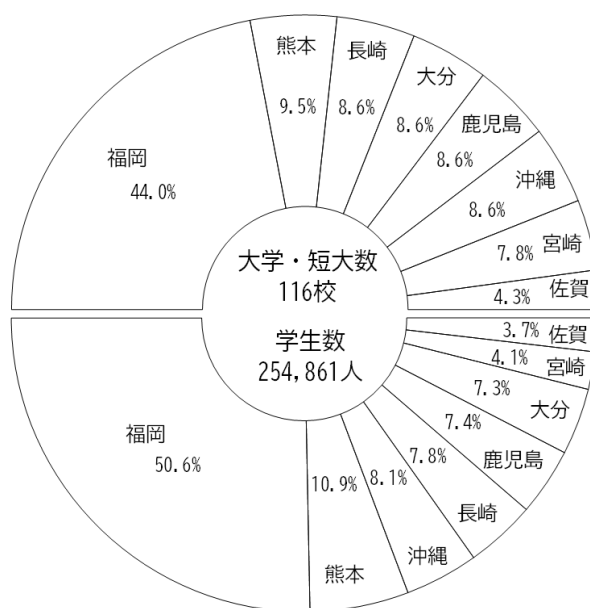
資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」

九州の農業産出額の県別構成



資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」

九州の大学・短大数及び学生数の県別構成



資料：文部科学省「令和7年度学校基本調査」

● 高い高等教育機能

本県には34の大学と17の短期大学があり、大学・短大数、学生数はそれぞれ九州の44.0%、50.6%に及んでいます。九州各県から学生が集まる高い教育機能を有しています。

4 人 口

● 総人口の推移

令和7年国勢調査による10月1日現在の本県の人口は、5,081,879人で、令和2年からの5年間に53,335人（減少率1.04%）減少しました。

北九州市、福岡市の2つの政令市を有する本県は、人口集積が高く、全国の人口（1億2,305万人：総務省統計局「令和7年国勢調査」）の4.1%を占めています。

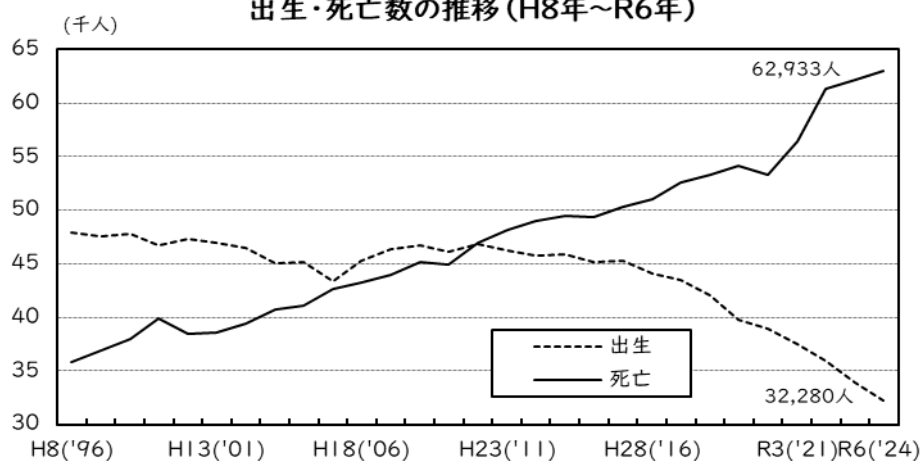
人口の推移を要因別にみると、令和6年の自然増減については、出生数32,280人、死亡数62,933人となり、平成22年以降15年連続で、死亡数が出生数を上回りました。また、令和7年の社会増減については、県外への転出者数97,317人、県外からの転入者数は102,453人となり、5,136人の転入超過となりました。平成19年及び20年は県外への転出超過となったものの、それ以外の期間は、一貫して転入超過が続いています。

総人口の推移（H12年～R7年）

年次	10月1日 現在人口 (千人)	対前回年 増加人口 (千人)	対前回年 人口増加率 (%)
H 12('00)	5,016	82	1.67
17('05)	5,050	34	0.68
22('10)	5,072	22	0.44
27('15)	5,102	30	0.58
R 2('20)	5,135	34	0.66
7('25)	5,082	53	-1.04

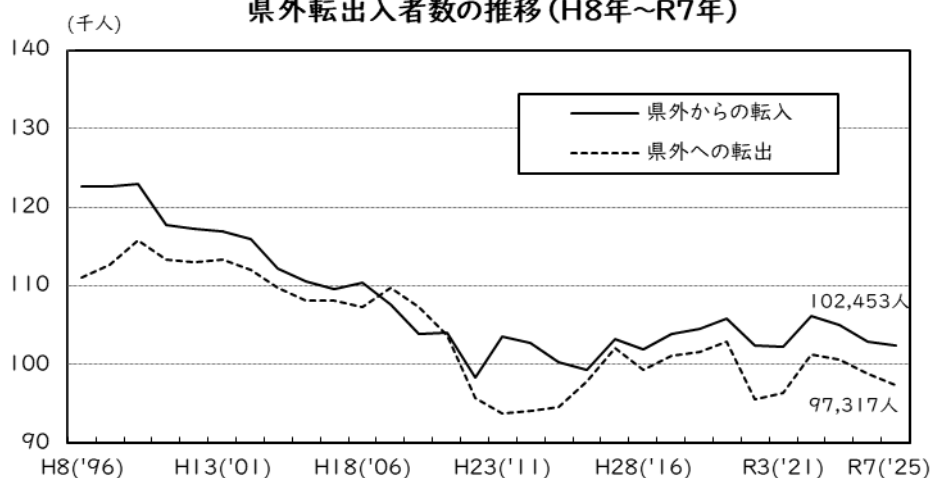
資料：総務省統計局「国勢調査」。ただし、R7は速報値。

出生・死亡数の推移（H8年～R6年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

県外転出入者数の推移（H8年～R7年）



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

● 男女の数（性比）

本県の人口（令和7年 10 月 1 日現在）を男女別にみると、男性 240 万 7 千人、女性 267 万 5 千人で、女性が男性を 26 万 7 千人上回っています。

性比（女性 100 人に対する男性の数）は 90.0 で、全国的にも女性の比率が高いという特徴があります。

人口規模上位10都道府県（R7年）

順位	都道府県	人口（千人）			性比	対 R2年 増加率（%）	構成比 （%）
		総数	男	女			
	全 国	123,050	59,779	63,271	94.5	-2.45	100.0
1	東京都	14,246	6,972	7,274	95.8	1.41	11.6
2	神奈川県	9,194	4,551	4,643	98.0	-0.47	7.5
3	大阪府	8,765	4,180	4,585	91.2	-0.83	7.1
4	愛知県	7,449	3,710	3,739	99.2	-1.23	6.1
5	埼玉県	7,287	3,607	3,680	98.0	-0.78	5.9
6	千葉県	6,259	3,094	3,164	97.8	-0.41	5.1
7	兵庫県	5,324	2,525	2,799	90.2	-2.58	4.3
8	福岡県	5,082	2,407	2,675	90.0	-1.04	4.1
9	北海道	4,985	2,356	2,630	89.6	-4.58	4.1
10	静岡県	3,469	1,707	1,761	96.9	-4.52	2.8

資料：総務省統計局「令和7年国勢調査（速報値）」

● 地域別人口

本県の地域別人口（令和7年 10 月 1 日現在）をみると、福岡地域の 274 万人（県の人口の 53.9%）が最も多く、以下、北九州地域の 120 万 7 千人（同 23.8%）、筑後地域の 76 万人（同 15.0%）、筑豊地域の 37 万 4 千人（同 7.4%）となっています。

令和2年 10 月から令和7年 10 月の5年間に福岡地域は 5 万 1 千人（増加率 1.90%）増加し、北九州地域は 4 万 7 千人（減少率 3.75%）、筑後地域は 3 万 4 千人（同 4.28%）、筑豊地域は 2 万 3 千人（同 5.88%）それぞれ減少しました。

地域別人口の推移（H22年～R7年）

地 域	人口（千人）				構成比（%）				人口増加数（千人） H22～R7	人口増加率（%） H22～R7
	H22	H27	R2	R7	H22	H27	R2	R7		
北九州	1,307	1,281	1,254	1,207	25.8	25.1	24.4	23.8	-47	-3.75
福 岡	2,496	2,591	2,690	2,741	49.2	50.8	52.4	53.9	51	1.90
筑 後	833	812	794	760	16.4	15.9	15.5	15.0	-34	-4.28
筑 豊	436	417	397	374	8.6	8.2	7.7	7.4	-23	-5.88

資料：総務省統計局「国勢調査」。ただし、R7は速報値。

● 市町村別人口増減数・増減率

令和7年国勢調査による 10 月 1 日現在の市町村別人口の増減をみると、最も人口が増加したのは福岡市の 51,500 人で、最も減少したのは北九州市の 34,740 人となっています。増加率は筑前町の 4.23%が最も高く、減少率は東峰村の 14.80%が最も高くなっています。

人口増減数・増減率の大きい市町村（R2年～R7年）

順位	増加数		減少数		順位	増加率		減少率	
	市町村名	人	市町村名	人		市町村名	%	市町村名	%
1	福岡市	51,500	北九州市	-34,740	1	筑前町	4.23	東峰村	-14.80
2	筑紫野市	2,608	大牟田市	-9,340	2	福岡市	3.19	添田町	-13.46
3	福津市	2,031	久留米市	-6,489	3	福津市	3.03	川崎町	-11.24
4	糸島市	1,797	飯塚市	-4,035	4	筑紫野市	2.52	みやこ町	-11.02
5	大野城市	1,411	柳川市	-3,906	5	久山町	2.19	築上町	-10.58

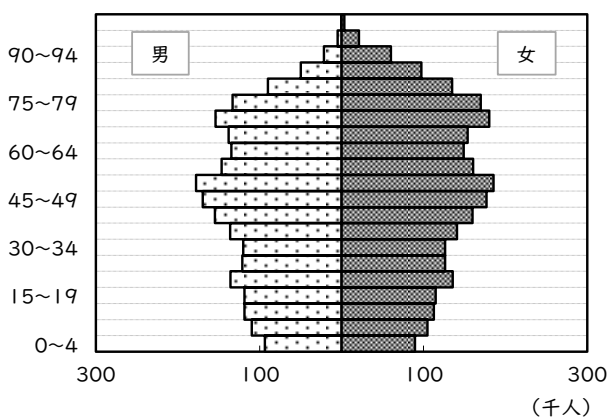
資料：総務省統計局「令和2国勢調査」、「令和7年国勢調査（速報値）」

● 年齢別人口構成

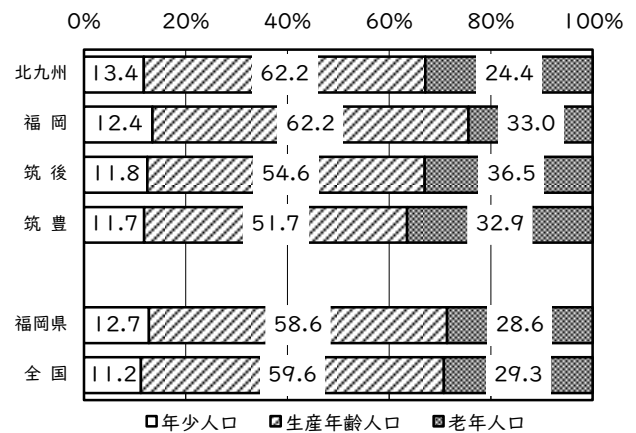
本県の人口（令和6年10月1日現在）を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）が62万9千人、生産年齢人口（15～64歳）が289万1千人、老年人口（65歳以上）が141万2千人で構成比はそれぞれ12.7%、58.6%、28.6%となっています。前年に比べると、年少人口は1万1千人（1.7%）、生産年齢人口は6百人（0.02%）それぞれ減少しているのに対し、老年人口は3千人（0.2%）増加しており、人口の高齢化が進んでいます。

市町村別にみると、年少人口は新宮町で18.1%、生産年齢人口は粕屋町で65.4%、老年人口は東峰村で50.2%と、それぞれ最も高くなっています。

福岡県の人口ピラミッド(令和6年)



地域別年齢3区分別人口割合(令和6年)



資料:総務省統計局「人口推計(2024年(令和6年)10月1日現在)」
県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」

注)割合には「年齢不詳」を含まない。

市町村年齢3区分別割合(令和6年)

年少人口割合

順位	高い市町村	
	市町村	割合(%)
1	新宮町	18.1
2	福津市	16.8
3	久山町	16.7
4	粕屋町	16.3
5	須恵町	16.2

生産年齢人口割合

順位	高い市町村	
	市町村	割合(%)
1	粕屋町	65.4
2	福岡市	64.9
3	新宮町	62.1
4	春日市	61.5
4	大野城市	61.5

老年人口割合

順位	高い市町村	
	市町村	割合(%)
1	東峰村	50.2
2	添田町	47.3
3	小竹町	43.7
4	香春町	43.3
5	赤村	43.0

資料:県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」

人口構造の変化(S25年～R6年)

区 分	S25 ('50)	S35 ('60)	S45 ('70)	S55 ('80)	H2 ('90)	H12 ('00)	H22 ('10)	R2 ('20)	R6 ('24)	R6 (全国)
実数(千人)										
総人口	3,530	4,007	4,027	4,553	4,811	5,016	5,072	5,135	5,098	123,802
年少人口	1,251	1,257	943	1,050	910	743	684	662	629	13,830
生産年齢人口	2,126	2,541	2,792	3,073	3,288	3,393	3,228	2,911	2,891	73,728
老年人口	153	208	293	426	598	870	1,123	1,395	1,412	36,243
構成比(%)										
年少人口	35.4	31.4	23.4	23.1	19.0	14.8	13.6	13.3	12.7	11.2
生産年齢人口	60.2	63.4	69.3	67.5	68.6	67.8	64.1	58.6	58.6	59.6
老年人口	4.3	5.2	7.3	9.4	12.5	17.4	22.3	28.1	28.6	29.3

資料：総務省統計局「国勢調査報告」、「人口推計(2024年(令和6年)10月1日現在)」、県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」

注) 総人口には年齢不詳者を含む。構成比には年齢不詳者を含まない。

● 世帯数

令和2年国勢調査による2年10月1日現在の本県の一般世帯数は231万8千世帯で、平成27年に比べ12万1千世帯(5.5%)増加しています。

1世帯当たりの平均人員は2.15人で、全国(2.21人)に比べ0.06人少なく、平成27年に比べると0.11人減少しています。

世帯数の推移 (S55年～R2年)

年次	世帯総数 (千世帯)	一般世帯数 (千世帯)	1世帯 あたり 人 員	(全国) 1世帯 あたり 人 員
S 55 (' 80)	1,432	1,426	3.13	3.22
60 (' 85)	1,523	1,519	3.05	3.14
H 2 (' 90)	1,639	1,624	2.89	2.99
7 (' 95)	1,783	1,774	2.72	2.82
12 (' 00)	1,918	1,907	2.57	2.67
17 (' 05)	2,010	1,985	2.47	2.55
22 (' 10)	2,110	2,107	2.35	2.42
27 (' 15)	2,201	2,197	2.26	2.33
R 2 (' 20)	2,323	2,318	2.15	2.21

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

注1) 世帯総数には世帯の種類「不詳」と施設等の世帯を含む

注2) 一般世帯とは、施設等(寮・病院等)に入所している者を除く世帯

● 世帯構成

世帯を家族類型別にみると、核家族世帯が増加しています。

また、世帯人員が1人の「単独世帯」が94万3千世帯(40.7%)と、高齢化の進行により急激に増加しています。

世帯の家族類型別一般世帯数(H7年～R2年)

世帯の家族類型	一般世帯数(千世帯)						家族類型別割合(%)						
	H7 ('95)	12 ('00)	17 ('05)	22 ('10)	27 ('15)	R2 ('20)	H7 ('95)	12 ('00)	17 ('05)	22 ('10)	27 ('15)	R2 ('20)	R2 全国
総 数	1,774	1,907	1,985	2,107	2,197	2,318	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
親族のみの世帯	1,279	1,322	1,342	1,347	1,354	1,344	72.1	69.3	67.6	64.0	61.6	58.0	60.8
核家族世帯	1,046	1,103	1,136	1,163	1,197	1,214	58.9	57.9	57.2	55.2	54.5	52.4	54.1
夫婦のみ	305	347	370	394	420	441	17.2	18.2	18.6	18.7	19.1	19.0	20.0
夫婦と子供	595	590	578	568	567	554	33.5	30.9	29.1	26.9	25.8	23.9	25.0
男親と子供	20	22	25	25	27	28	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
女親と子供	126	145	163	176	183	191	7.1	7.6	8.2	8.4	8.3	8.2	7.7
核家族以外の世帯	233	219	207	184	157	130	13.1	11.5	10.4	8.7	7.1	5.6	6.8
非親族を含む世帯	5	8	12	20	18	22	0.3	0.4	0.6	0.9	0.8	0.9	0.9
単独世帯	490	577	630	736	821	943	27.6	30.2	31.7	35.0	37.4	40.7	38.0

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

注1) H22に世帯の家族類型の定義変更があり、「親族のみの世帯」、「核家族以外の世帯」、「非親族を含む世帯」は、H17以前はそれぞれ「親族世帯」、「その他の親族世帯」、「非親族世帯」。

● 長期的な歩み ～ 高度経済成長期まで

本県の産業は、明治 34 年の官営八幡製鉄所の創業以来、鉄鋼業をはじめとする重化学工業を中心に発達し、四大工業地帯の一つに数えられるなど、わが国の経済発展をリードしてきました。しかし、昭和 30 年代のエネルギー革命による石炭産業の衰退や、新産業都市や工業整備特別地域の全国的な整備等により、我が国の高度成長期における本県工業の伸びは相対的に小さくなりました。40 年代には、物流拠点としての展開、福岡・北九州都市圏における地方中枢機能の集積等により、第 3 次産業化が進展し、産業構成はサービス業の比率が高く、製造業の比率が低い産業構造となりました。

● 高度経済成長期後 ～ 世界金融危機まで

わが国の経済は、昭和 48 年の変動為替相場制への移行と第 1 次石油危機をきっかけに、いわゆる高度経済成長期が終わり、経済成長率は緩やかになっていきます。その後、平成 3 年のバブル崩壊、7 年の阪神・淡路大震災などのショックを経て、10 年以降はプラスとマイナスを行き来する景気循環を繰り返した後、20 年に米国証券大手の破たんを契機とした世界金融危機による急激な景気悪化に見舞われました。

この間における本県の県内総生産（名目）の推移をみると、昭和 50 年度は 5 兆 7,409 億円でしたが、平成 7 年度には 17 兆 2,604 億円となり、20 年間で 3 倍の規模となりました。7 年度以降は 18 兆円前後で推移していましたが、20 年度には世界金融危機の影響で自動車を始めとする生産や輸出が急激に減少し伸び率は前年度比マイナス 3.8%となりました。

産業別構成比の変化をみると、製造業が昭和 50 年度の 20.7%から平成 17 年度には 14.9%に、卸売・小売業が 24.0%から 16.5%にそれぞれ大きく低下しました。一方で、都市型産業である不動産業は 6.5%から 12.0%に、サービス業は 11.0%から 21.0%へと大幅に増加し、サービス業が本県の県内総生産で最も大きな産業となりました。

● 世界金融危機後 ～ 新型コロナウイルスの感染拡大による経済危機まで

わが国の経済は、世界金融危機以降、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移するなど緩やかな回復が続いていましたが、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響により、経済活動が大幅に抑制され、極めて厳しい状況となりました。

本県経済の動向をみると、平成 20 年 9 月以降、世界経済の急激な減速を受け、自動車を始めとする生産や輸出が急激に減少し景気が大きく後退しましたが、21 年 2 月を底にアジア向けを中心に輸出が増加基調となり生産も持ち直しました。その後は、23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響による自動車を中心とした生産減、26 年と令和元年には消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動減、28 年には円高による輸出減もありましたが、景気は基調として緩やかに拡大していました。しかし、令和 2 年 4 月に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出され、景気は急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

本県の県内総生産（名目）は、東日本大震災直後の平成 23 年度及び 1 ドル 70 円台の円高が続いた 24 年度に伸び率がマイナスとなりましたが、その後は 30 年度までプラスが続きました。

● 新型コロナウイルスの感染拡大による経済危機以降

わが国の経済は、コロナ禍の影響から脱した後、緩やかな回復が続いています。この間、ロシアによるウクライナ侵略や急激な円安を起点とした物価の上昇が続いていますが、令和5年の春闘から高水準の賃上げが続くなど、賃金と物価の好循環の実現に向けた動きがみられています。そのような中、米国の第二次トランプ政権における追加関税措置や8年の中東情勢の緊迫化等の影響により、先行きに対する不透明感が強くなっています。

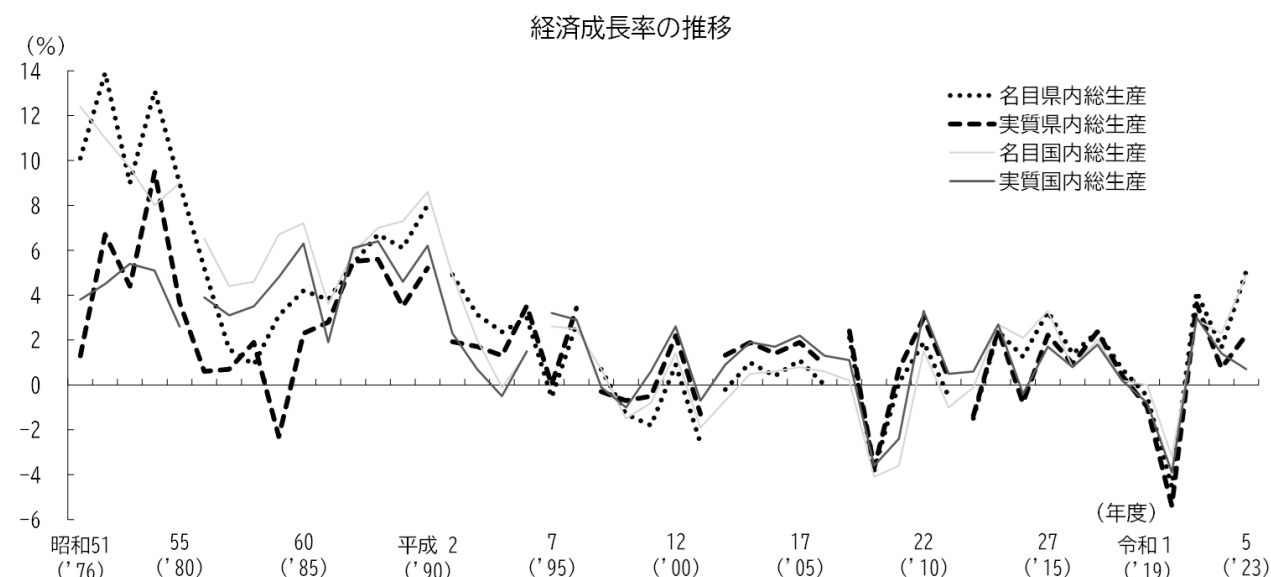
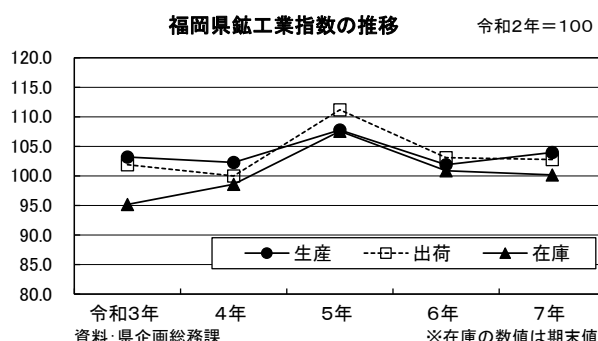
本県経済の動向は、生産面では、自動車関連産業をはじめ緩やかに持ち直しています。また、家計消費においては、物価上昇の影響等により、消費者マインドに弱さがみられるものの、持ち直しの動きが続いています。

県内総生産（名目）は、元年度・2年度と前年度比マイナスが続いた後、3年度からプラスに転じ、5年度は21兆2,387億円となっています。

	生産		出荷		在庫	
	原指数	前年比(%)	原指数	前年比(%)	原指数	前年比(%)
令和3年	103.2	3.2	101.9	1.9	95.2	6.3
4年	102.3	-0.9	100.0	-1.9	98.6	3.6
5年	107.8	5.4	111.2	11.2	107.6	9.1
6年	101.9	-5.5	103.1	-7.3	100.9	-6.2
7年	104.0	2.1	102.8	-0.3	100.2	-0.7

資料：県企画総務課

※在庫の数値は期末値
※令和7年は速報値



資料：県調査統計課「県民経済計算」令和5年度
内閣府経済社会総合研究所「2023年度国民経済計算」

経済活動別県内総生産（名目）

項 目	実数（億円）			構成比（％）			項 目	実数（億円）	構成比（％）	項 目	実数（億円）		構成比（％）		対前年度増加率(%)
	50年度 ('75)	60 ('85)	7 ('95)	50年度 ('75)	60 ('85)	7 ('95)					27 ('15)	5 ('23)	27 ('15)	5 ('23)	
1. 産 業	52,455	102,555	160,972	91.4	91.7	93.3	1. 産 業	160,139	88.7	1. 農林水産業	1,378	1,241	0.7	0.6	4.3
(1) 農 林 水 産 業	2,287	2,369	1,938	4.0	2.1	1.1	(1) 農 林 水 産 業	1,443	0.8	2. 鉱業	124	121	0.1	0.1	-0.6
(2) 鉱 業	752	1,080	793	1.3	1.0	0.5	(2) 鉱 業	237	0.1	3. 製造業	28,510	31,590	14.8	14.9	9.1
(3) 製 造 業	11,891	23,935	30,370	20.7	21.4	17.6	(3) 製 造 業	26,915	14.9	4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	6,115	6,657	3.2	3.1	18.0
(4) 建 設 業	5,744	8,151	11,571	10.0	7.3	6.7	(4) 建 設 業	9,117	5.1	5. 建設業	9,231	10,811	4.8	5.1	4.9
(5) 電気・ガス・水道業	981	3,646	4,657	1.7	3.3	2.7	(5) 電気・ガス・水道業	4,096	2.3	6. 卸売・小売業	26,500	27,518	13.8	13.0	3.2
(6) 卸 売 ・ 小 売 業	13,804	21,835	36,916	24.0	19.5	21.4	(6) 卸 売 ・ 小 売 業	29,830	16.5	7. 運輸・郵便業	12,974	12,782	6.7	6.0	8.6
(7) 金 融 ・ 保 険 業	2,315	4,846	8,441	4.0	4.3	4.9	(7) 金 融 ・ 保 険 業	8,880	4.9	8. 宿泊・飲食サービス業	4,697	4,328	2.4	2.0	29.4
(8) 不 動 産 業	3,705	10,587	18,343	6.5	9.5	10.6	(8) 不 動 産 業	21,605	12.0	9. 情報通信業	9,982	10,068	5.2	4.7	1.3
(9) 運 輸 ・ 通 信 業	4,679	9,427	14,420	8.1	8.4	8.4	(9) 運 輸 業	10,698	5.9	10. 金融・保険業	6,769	8,813	3.5	4.1	11.6
(10) サ ー ビ ス 業	6,298	16,679	33,522	11.0	14.9	19.4	(10) 情 報 通 信 業	9,496	5.3	11. 不動産業	22,698	26,980	11.8	12.7	3.0
							(11) サ ー ビ ス 業	37,823	21.0	12. 専門・科学技術・業務支援サービス業	16,013	20,818	8.3	9.8	5.9
2. 政府サービス生産者	5,375	9,650	14,079	9.4	8.6	8.2	2. 政府サービス生産者	15,620	8.7	13. 公務	8,765	9,038	4.6	4.3	-3.9
(1) 電気・ガス・水道業	126	332	1,364	0.2	0.3	0.8	(1) 電気・ガス・水道業	1,806	1.0	14. 教育	7,684	8,080	4.0	3.8	1.1
(2) サ ー ビ ス 業	2,124	3,923	4,417	3.7	3.5	2.6	(2) サ ー ビ ス 業	4,689	2.6	15. 保健衛生・社会事業	20,568	23,009	10.7	10.8	1.7
(3) 公 務	3,125	5,396	8,297	5.4	4.8	4.8	(3) 公 務	9,126	5.1	16. その他のサービス	9,073	8,599	4.7	4.0	2.8
3. 対家計民間非営利サービス生産者	1,351	3,222	3,756	2.4	2.9	2.2	3. 対家計民間非営利サービス生産者	3,915	2.2						
4. 小計(1+2+3)	59,182	115,427	178,807	103.1	103.2	103.6	4. 小計(1+2+3)	179,673	99.5	17. 小計(1～16)	191,080	210,452	99.4	99.1	5.2
5. 輸入品に課される税・関税	204	463	996	0.4	0.4	0.6	5. 輸入品に課される税・関税	1,707	0.9	18. 輸入品に課される税・関税	3,283	4,962	1.7	2.3	-5.9
6. (控除) 総資本形成に係る消費税	—	—	581	—	—	0.3	6. (控除) 総資本形成に係る消費税	889	0.5	19. (控除) 総資本形成に係る消費税	2,121	3,026	1.1	1.4	-5.8
7. (控除) 帰属利子	1,977	4,036	6,618	3.4	3.6	3.8									
8. 県内総生産（市場価格表示）（4+5-6-7）	57,409	111,854	172,604	100.0	100.0	100.0	7. 県内総生産（市場価格表示）（4+5-6）	180,491	100.0	20. 県内総生産（市場価格表示）（17+18-19）	192,241	212,387	100.0	100.0	5.1

注）平成17年度、平成27年度以降については産業分類が変更されている。
国の基準改訂により推計方法等が異なっている年度があるため、単純比較はできない。
資料：県調査統計課「県民経済計算」令和5年度

県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	実 数（億 円）				構 成 比（％）				項 目	実 数（億 円）		構 成 比（％）		対前年度増加率(%)
	50年度 ('75)	60 ('85)	7 ('95)	17 ('05)	50年度 ('75)	60 ('85)	7 ('95)	17 ('05)		27 ('15)	5 ('23)	27 ('15)	5 ('23)	
1. 県民雇用者報酬	32,779	64,959	95,212	92,895	73.2	71.8	71.5	65.3	1. 県民雇用者報酬	100,165	113,647	71.3	74.9	3.0
(1) 賃金・俸給	29,607	56,891	82,472	78,654	66.1	62.9	61.9	55.3	(1) 賃金・俸給	85,789	97,373	61.1	64.2	3.4
(2) 雇主の社会負担	3,172	8,068	12,740	14,241	7.1	8.9	9.6	10.0	(2) 雇主の社会負担	14,376	16,274	10.2	10.7	0.7
2. 財産所得（非企業部門）	3,586	7,602	10,065	9,096	8.0	8.4	7.6	6.4	2. 財産所得（非企業部門）	8,073	8,595	5.7	5.7	-1.5
(1) 一般政府	106	-1,704	-1,855	-664	0.2	-1.9	-1.4	-0.5	(1) 一般政府（地方政府等）	-605	-49	-0.4	-0.0	65.0
(2) 家 計	3,433	9,145	11,764	9,549	7.7	10.1	8.8	6.7	(2) 家 計（地方政府等）	8,567	8,425	6.1	5.6	-3.1
(3) 対家計民間非営利団体	47	161	157	212	0.1	0.2	0.1	0.1	(3) 対家計民間非営利団体	111	219	0.1	0.1	26.4
3. 企業所得									3. 企業所得	32,242	29,494	23.0	19.4	21.8
(企業部門の第一次所得バランス)	8,419	17,948	27,963	40,225	18.8	19.8	21.0	28.3	(1) 民間法人企業	18,659	16,606	13.3	10.9	45.1
(1) 民間法人企業	2,947	8,738	12,480	24,859	6.6	9.7	9.4	17.5	(2) 公的企業	760	771	0.5	0.5	-38.4
(2) 公的企業	-274	68	555	1,850	-0.6	0.1	0.4	1.3	(3) 個人企業	12,823	12,117	9.1	8.0	5.3
(3) 個人企業	5,746	9,143	14,927	13,516	12.8	10.1	11.2	9.5						
4. 県民所得（要素費用表示）（1+2+3）	44,785	90,510	133,240	142,216	100.0	100.0	100.0	100.0	4. 県民所得（要素費用表示）（1+2+3）	140,480	151,736	100.0	100.0	5.9
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	2,818	6,613	10,997	12,982	6.3	7.3	8.3	9.1	5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）	5,982	7,223	4.3	4.8	-0.6
6. 県民所得（市場価格表示）（4+5）	47,603	97,122	144,237	155,198	106.3	107.3	108.3	109.1	6. 県民所得（第1次所得バランス）（4+5）	146,462	158,959	104.3	104.8	5.6
7. その他の経常移転（純）	1,586	2,260	12,922	12,440	3.5	2.5	9.7	8.7	7. 経常移転の受取（純）	10,588	13,486	7.5	8.9	-14.0
8. 県民可処分所得（6+7）	49,189	99,383	157,159	167,638	109.8	109.8	118.0	117.9	8. 県民可処分所得（6+7）	157,051	172,446	111.8	113.6	3.7

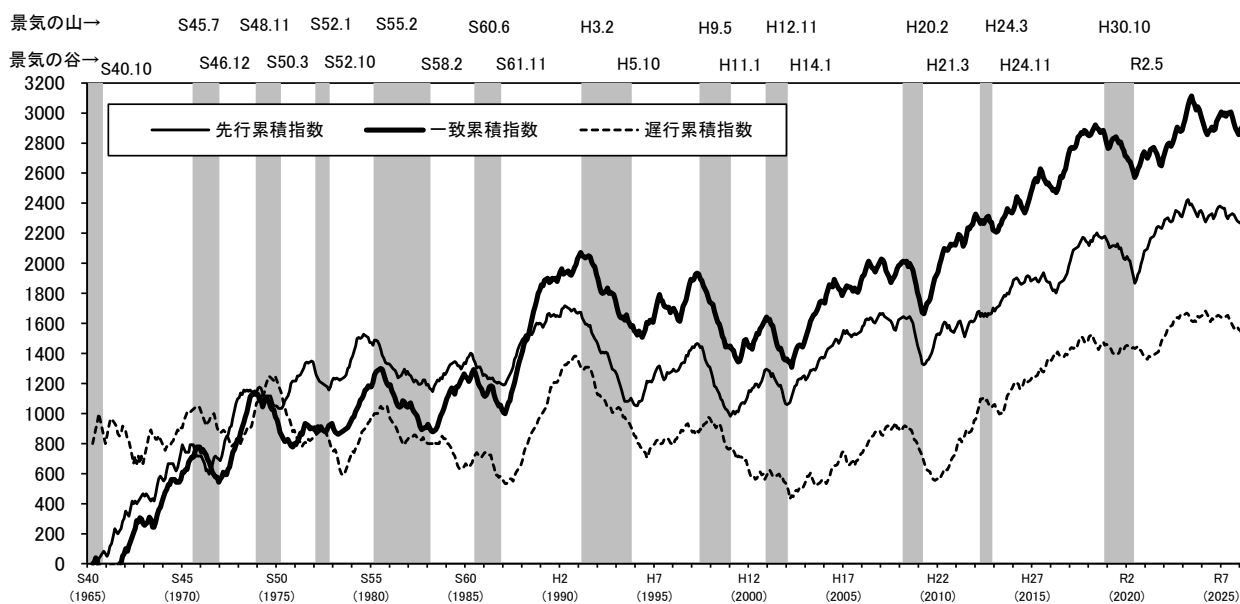
注）国の基準改訂に従い、これまで地理的区分で県外・県内に区分していたものを、制度単位による概念的な区分で域外（県外・県内に立地する中央政府等）・域内に地域区分を変更したため、平成27年度以降は項目を一部変更。
国の基準改訂により推計方法等が異なっている年度があるため、単純比較はできない。
資料：県調査統計課「県民経済計算」令和5年度

県内総生産（支出側）（名目）

項 目	実 数（億 円）				構 成 比（％）				項 目	実 数（億 円）		構 成 比（％）		対前年度増加率(%)
	50年度 ('75)	60 ('85)	7 ('95)	17 ('05)	50年度 ('75)	60 ('85)	7 ('95)	17 ('05)		27 ('15)	5 ('23)	27 ('15)	5 ('23)	
1. 民間最終消費支出	30,603	60,595	79,509	109,450	53.3	54.2	46.1	60.6	1. 民間最終消費支出	112,867	132,686	58.7	62.5	3.6
(1) 家計最終消費支出	30,245	59,412	77,342	107,030	52.7	53.1	44.8	59.3	(1) 家計最終消費支出	110,039	129,457	57.2	61.0	3.6
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	358	1,182	2,167	2,420	0.6	1.1	1.3	1.3	(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	2,829	3,229	1.5	1.5	5.6
2. 政府最終消費支出	6,047	10,753	28,028	35,986	10.5	9.6	16.2	19.9	2. 地方政府等最終消費支出	32,018	36,287	16.7	17.1	-0.8
(1) 国出先機関	1,297	2,223	2,804	3,864	2.3	2.0	1.6	2.1						
(2) 県	2,561	3,952	5,793	6,539	4.5	3.5	3.4	3.6						
(3) 市 町 村	2,188	4,578	7,675	9,198	3.8	4.1	4.4	5.1						
(4) 社会保険基金	—	—	11,756	16,385	—	—	6.8	9.1						
3. 県内総資本形成	20,932	32,620	43,334	37,195	36.5	29.2	25.1	20.6	3. 県内総資本形成	46,985	52,316	24.4	24.6	-4.1
(1) 総固定資本形成	19,633	31,387	42,380	36,729	34.2	28.1	24.6	20.3	(1) 総固定資本形成	45,643	51,231	23.7	24.1	-1.6
a 民間	14,985	23,246	30,763	28,241	26.1	20.8	17.8	15.6	a 民間	36,875	41,939	19.2	19.7	-3.0
b 公的	4,648	8,141	11,617	8,488	8.1	7.3	6.7	4.7	b 公的	8,768	9,292	4.6	4.4	5.3
(2) 在庫変動	1,299	1,233	954	466	2.3	1.1	0.6	0.3	(2) 在庫変動	1,342	1,085	0.7	0.5	-1.9
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不適合	-173	7,885	21,732	-2,140	-0.3	7.1	12.6	-1.2	4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不適合	370	-8,901	0.2	-4.2	—
5. 県内総支出（市場価格表示）（1+2+3+4）	57,409	111,854	172,604	180,491	100.0	100.0	100.0	100.0	5. 県内総支出（支出側）（1+2+3+4）	192,241	212,387	100.0	100.0	5.1
6. 県外からの所得（純）	-3,410	-1,419	-1,299	7,249	-5.9	-1.3	-0.8	4.0	6. 県外からの所得（純）	6,436	9,474	3.3	4.5	-8.2
7. 県民総所得（市場価格表示）（5+6）	53,998	110,435	171,305	187,741	94.1	98.7	99.2	104.0	7. 県民総所得（市場価格表示）（5+6）	198,677	221,861	103.3	104.5	4.4

注）国の基準改訂に従い、これまで地理的区分で県外・県内に区分していたものを、制度単位による概念的な区分で域外（県外・県内に立地する中央政府等）・域内に地域区分を変更したため、平成27年度以降は項目を一部変更。
国の基準改訂により推計方法等が異なっている年度があるため、単純比較はできない。
資料：県調査統計課「県民経済計算」令和5年度

景気動向指数（累積DI）グラフ（S40年～）



※網掛け部分は景気後退期を表す。

※遅行指数はグラフ上での動きを見やすくするため、800を加算している。

○景気動向指数 Diffusion Indexes (DI)

多くの経済指標の中から景気を敏感に反映する指標を選び、その変化を表した総合的な景気指標。景気の現状把握や将来予測に利用される。また、累積DIとは毎月公表している景気動向指数の月々の値を累積した指数。基調的な動きを視覚的にとらえることができ、景気の趨勢や局面の理解に利用される。

【一致指数】

景気に対しほぼ一致して動く指数であり、景気の現状把握に利用される。

【先行指数】

景気に対し先行して動く指数であり、一般的に数ヶ月先行することから、今後の景気の動きの予知に利用される。

【遅行指数】

景気に対し遅れて動く指数であり、一般的に半年から1年遅行することから、景気の転換点などの事後的な確認に利用される。

6 土 地 利 用

● 土地利用の概況

本県の総面積は、約49万9千haで、全国の総面積の1.3%、九州・沖縄の11.2%を占めています。県土は、比較的地形がなだらかで、全国と比較して農地や宅地等の可住地面積が広く、森林が少ないという特徴があります。

近年の土地利用の推移としては、宅地の増加、農地の減少の傾向があります。

県土の調和ある発展をめざすためには、荒廃農地対策、森林の再生、近郊住宅地の空き家対策など、県土を適切かつ有効に管理するとともに、災害に強い都市構造の形成など安全・安心な県土づくりを進めていく必要があります。

利用区分別面積の推移

(単位 実数:ha、全国は万ha、構成比:%)

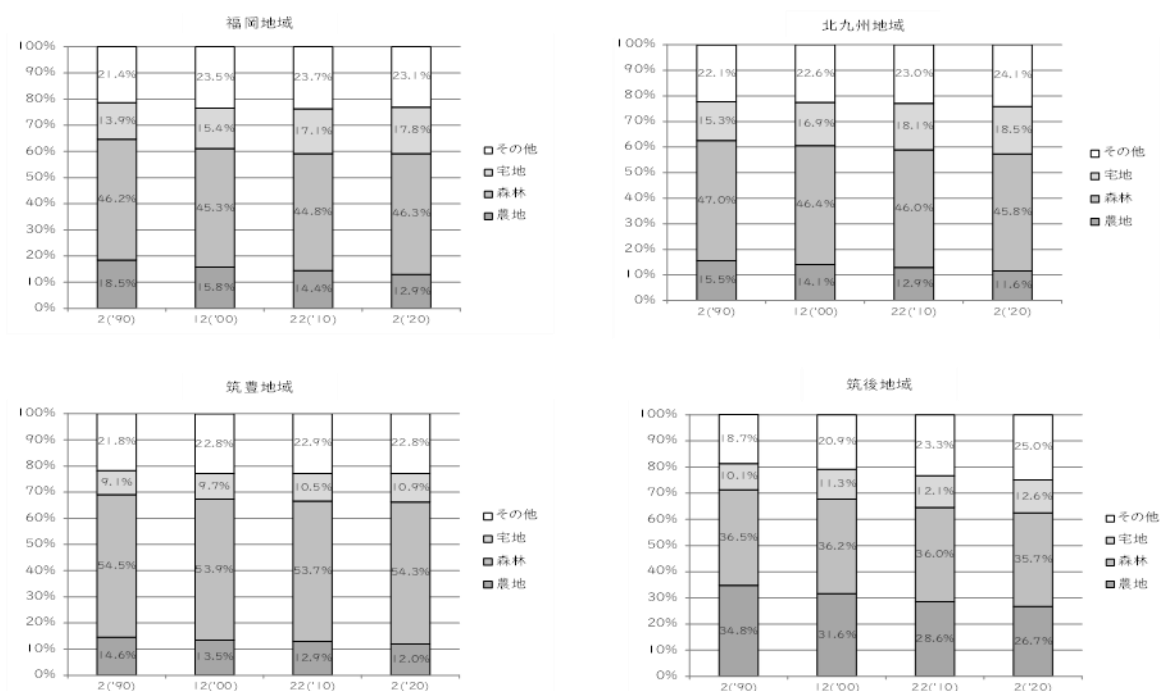
区分	平成2年('90)		平成12年('00)		平成22年('10)		令和2年('20)		全国 令和2年('20)	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
農 地	105,568	21.3	94,713	19.1	86,813	17.4	79,767	16.0	437	11.6
森 林	225,956	45.5	223,266	44.9	221,725	44.5	224,331	45.0	2,503	66.2
道 路	24,980	5.0	28,737	5.8	31,120	6.3	33,185	6.7	142	3.8
宅 地	60,985	12.3	67,408	13.6	73,390	14.7	76,057	15.3	197	5.2
その他	79,041	15.9	82,949	16.7	84,676	17.0	85,312	17.1	500	13.2
総面積	496,530	100.0	497,073	100.0	497,724	100.0	498,652	100.0	3,780	100.0

注)平成2年、12年、22年の「農地」の面積には採草放牧地が含まれています。

注)実数、構成比については四捨五入の関係で計と内訳が一致していない場合があります。

資料:県地域振興総務課(全国は、国土交通省「土地利用現況把握調査」より作成)

地域別・利用区分別面積の推移

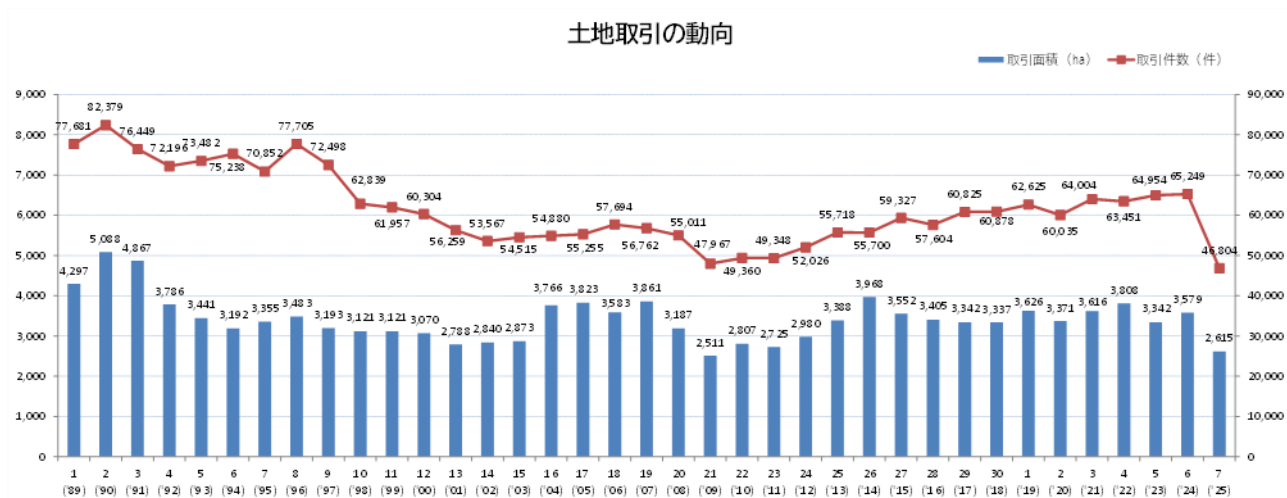


注)構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

資料:県地域振興総務課

● 土地取引の動向

近年の土地取引の動向をみると、取引件数は平成 22 年以降増加傾向にありましたが、令和 7 年には大幅に減少しています。また、取引面積は近年ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 7 年には大幅に減少しています。

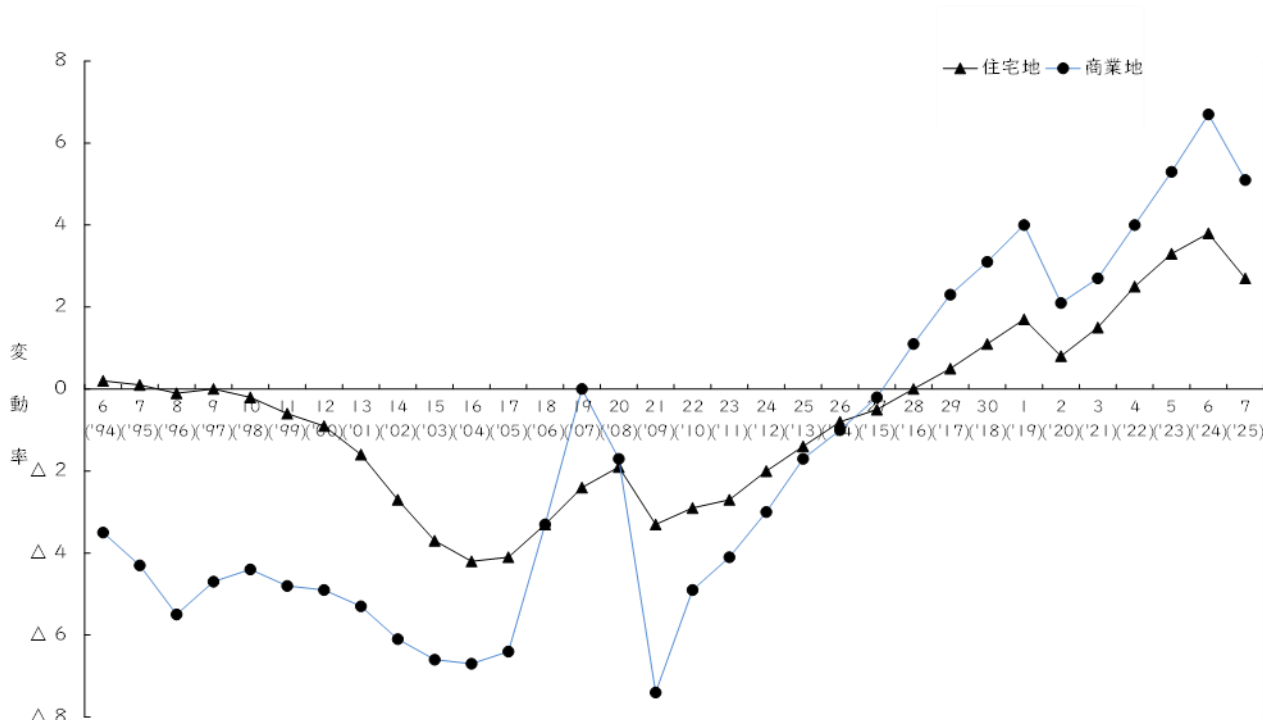


資料：県地域振興総務課（国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査結果（集計表）」より作成）

● 地価の概況

令和 7 年度の福岡県地価調査における県全体の対前年度変動率は、住宅地が +2.7%、商業地が +5.1% で、住宅地は 9 年連続の上昇、商業地は 10 年連続の上昇となっていますが、前年度と比較するとその上昇率は縮小しています。

地価調査平均変動率の推移（平成 6 年度～令和 7 年度）



資料：県地域振興総務課

7 水 利 用

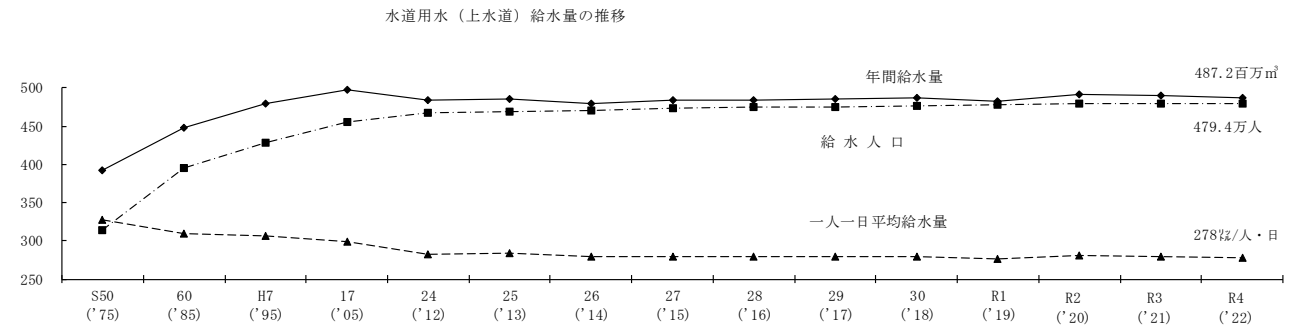
● 水需要の推移

本県の年間水需要量は約 2,221 百万 m^3 であり、これを使用形態別にみると、水道用水約 495 百万 m^3 (22.3%)、工業用水約 187 百万 m^3 (8.4%)、農業用水約 1,539 百万 m^3 (69.3%) (推計値) となっています。

使用形態別のうち水道用水について、上水道における年間給水量をみると、人口の増加、生活水準の向上等により急増してきましたが、昭和 53 年の異常渇水以降節水意識が定着し、節水機器の普及もあって、近年はほぼ横ばいで推移しています。

工業用水について、従業員 30 人以上の事業所における使用量 (回収水を除く) をみると、長期的にはほぼ横ばいで推移しています。

また、農業用水は、そのほとんどが水田のかんがい用水として使用されていますが、耕地面積の減少により、総量としては減少傾向にあります。



(単位 給水人口：万人、一人一日平均給水量：ℓ/人・日、年間給水量：百万 m^3)

年度	S50 ('75)	60 ('85)	H7 ('95)	17 ('05)	24 ('12)	25 ('13)	26 ('14)	27 ('15)	28 ('16)	29 ('17)	30 ('18)	R1 ('19)	R2 ('20)	R3 ('21)	R4 ('22)
給 水 人 口	314.9	396.0	428.5	455.6	468.1	469.4	470.9	473.2	474.6	475.1	476.1	477.4	480.3	479.4	479.4
一人一日平均給水量	327	309	306	299	283	284	279	279	280	280	280	277	281	280	278
年 間 給 水 量	391.7	448.6	480.1	497.9	483.7	485.9	479.3	484	484.4	486.2	486.4	483.3	492.0	489.9	487.2

資料：「福岡県の水道」（県水資源対策課 水道整備室）
※簡易水道、専用水道による給水量は除く

工業用水使用量の推移 (従業員30人以上の事業所) (単位：一日使用量：千 m^3 /日、年間淡水使用量：百万 m^3 /年)

年	S50 ('75)	60 ('85)	H7 ('95)	17 ('05)	24 ('12)	25 ('13)	26 ('14)	27 ('15)	28 ('16)	29 ('17)	30 ('18)	R1 ('19)	R2 ('20)	R3 ('21)	R4 ('22)
一日あたり使用量 (回収水を除く)	777	652	610	524	497	495	497	523	482	367	361	363	502	520	511
年間使用量 (回収水を除く)	284	238	223	191	181	181	181	191	176	134	132	132	183	190	187

資料：「福岡県の工業」（県調査統計課）、「経済センサスー活動調査産業別集計（製造業）に関する集計」（総務省統計局）、経済構造実態調査（経済産業省）
注）四捨五入の関係により、計が一致しない場合がある。

農業用水量の推移 (単位：百万 m^3 /年)

年度	S58 ('83)	H5 ('93)	12 ('00)	24 ('12)	25 ('13)	26 ('14)	27 ('15)	28 ('16)	29 ('17)	30 ('18)	R1 ('19)	R2 ('20)	R3 ('21)	R4 ('22)
水 田 か ん が い 用 水	1,814	1,743	1,658	1,593	1,591	1,582	1,582	1,575	1,558	1,545	1,533	1,528	1,524	1,520
畑 地 か ん が い 用 水	52	41	13	13	13	13	13	13	15	15	15	15	15	15
畜 産 用 水	7	6	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
計	1,873	1,790	1,676	1,610	1,607	1,599	1,599	1,591	1,577	1,564	1,552	1,547	1,543	1,539

資料：「第69次九州農林水産統計年報」（九州農政局）、「平成27年農業基盤情報基礎調査」（農林水産省農村振興局）他
注）用水量は水田面積等を基にした推計値。
四捨五入の関係により、計が一致しない場合がある。

● 水資源の安定的確保

本県は、高い山がなく、また人口密度が高い福岡都市圏には1級河川が無いなど、県内には大きな河川が少ないことから水資源に恵まれていません。また近年、大雨の発生頻度が増加する一方で、無降水日が増加するなど雨の降り方が極端化していることから渇水発生リスクが高まっています。

このため、本県ではダム開発を基本としながら、筑後川から福岡都市圏へ導水する「福岡導水」などの広域的導水や日本最大規模の海水淡水化施設など、多様な水資源確保策を促進してきました。

現在、本県の水資源開発施設は55ダム、3堰となっており、それらの有効貯水量の合計は495,817千 m^3 となっています。

小石原川ダム及び五ヶ山ダムは、洪水調節と異常渇水に備えた機能を併せ持つダムであり、特に、五ヶ山ダムについては、昭和53年と平成6年の大渇水で甚大な影響を受けた福岡都市圏の渇水対策として期待されます。

また、水資源開発後の水源地域対策を積極的に行う必要があります。(公財)福岡県水源の森基金の活用などにより水源かん養機能の向上を図るとともに、(公財)筑後川水源地域対策基金などと協力して水源地域の環境整備を進めています。

● 危機管理対策としての水の利用

福岡県西方沖地震のような自然災害や施設事故、テロなどの緊急事態に対する危機管理対策として、北九州市と福岡都市圏間を送水管で結び、緊急時に水道水を融通することを目的とした「北部福岡緊急連絡管」を整備し、平成23年4月1日から供用を開始しています。

福岡県の水資源開発施設の有効貯水量
(令和8年3月現在)

495,817 千 m^3 (55ダム、3堰)		
* 大山	18,000	
* 福智山	2,560	
鳴淵	4,160	
* 竜門	41,500	
猪野	4,910	
北谷	231	
犬鳴	4,850	
合所	6,700	
長谷	4,850	
小川	981	
平成大堰	52	
山口	736	
南畑(再開発分含む)	5,560	
筑後大堰	930	
* 耶馬溪	21,000	
遠賀河口堰	8,840	
吉田・多礼	2,008	
山神	2,800	
尾崎	363	
寺内	16,000	
瑞梅寺	2,270	
脊振	4,401	
切畑	336	
陣屋	2,450	
古賀	920	
江川	24,000	
ます	13,200	
大佐	175	
油木	17,450	
* 下釜	52,300	
* 松原	47,100	
力丸	12,500	
日向神	23,900	
曲淵	2,368	
○ 五ヶ山	39,700	
○ 小石原川	39,100	
伊良原	27,500	
山口調整池	3,900	
大井	1,210	
外18ダム	34,006	

*は、県外ダム

○は、渇水対策容量を備えたダム

資料：県水資源対策課

8 県 財 政

1 財政の状況

本県では、平成9年度から令和3年度まで、6次にわたり、財政改革計画を策定し、財政状況の改善に取り組みました。その結果、どの計画も見込みを上回る効果を上げ、財政改革効果額の累計は約6,800億円にのぼっています。

しかしながら、

- ・平成16年度の三位一体改革による地方交付税の大幅削減
- ・平成21年度のリーマンショック後の景気後退に伴う県税収入の大幅減少
- ・平成29年度から5年連続となる災害からの復旧・復興対策
- ・令和元年度からの新型コロナウイルス感染症への対応

などの要因により、財政調整基金等三基金を取り崩しながら、苦しい財政運営を行ってきました。

本県を取り巻く財政状況は、高齢化の進行に伴う社会保障費や、県債償還のための公債費等の義務的経費の増大が続くなど、依然として厳しい状況にあります。

また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策や県税の大幅減収による多額の財政調整基金等三基金の取崩しを経験するなど、社会・経済情勢の急変に対応するため、その残高を確保する重要性が増しています。

このような中、真に求められるサービスを県民に提供し続けるためには、事務事業の不断の見直しを行うとともに、成長産業の育成による税源の涵養を図るなど、歳入・歳出両面から財源の確保に取り組んでいく必要があります。

令和8年度当初予算においては、令和4年3月に策定した「福岡県財政改革プラン2022」に基づき、合計で目標額を上回る138億円の効果額を上げています。

今後とも、歳入・歳出全般にわたる改革を着実に実行し、計画期間中に、財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない財政構造への転換を図り、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」の実現を目指します。

【参考】令和8年度当初予算における改革措置状況 (単位：億円)

	目標	8年度当初予算
事務事業の見直し	55	58
社会保障費の増加の抑制	14	14
建設事業の重点化	1	1
効果的・効率的な組織体制の整備	5	3
財政収入の確保	40	62
改革効果額計	115	138

【参考】財政改革プランの目標達成状況

	財政改革プラン目標	8年度末見込
県債残高 (普通会計ベース)	○やむを得ない要因(※)を除いた 令和8年度末の通常債残高を 令和3年度末よりも500億円程度圧縮	令和3年度末に比べ 603億円の減
財政調整基金等三基金残高 (財源調整分)	○令和8年度末の財政調整基金等三基金残高を 400億円～500億円確保	714億円

※ やむを得ない要因：災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

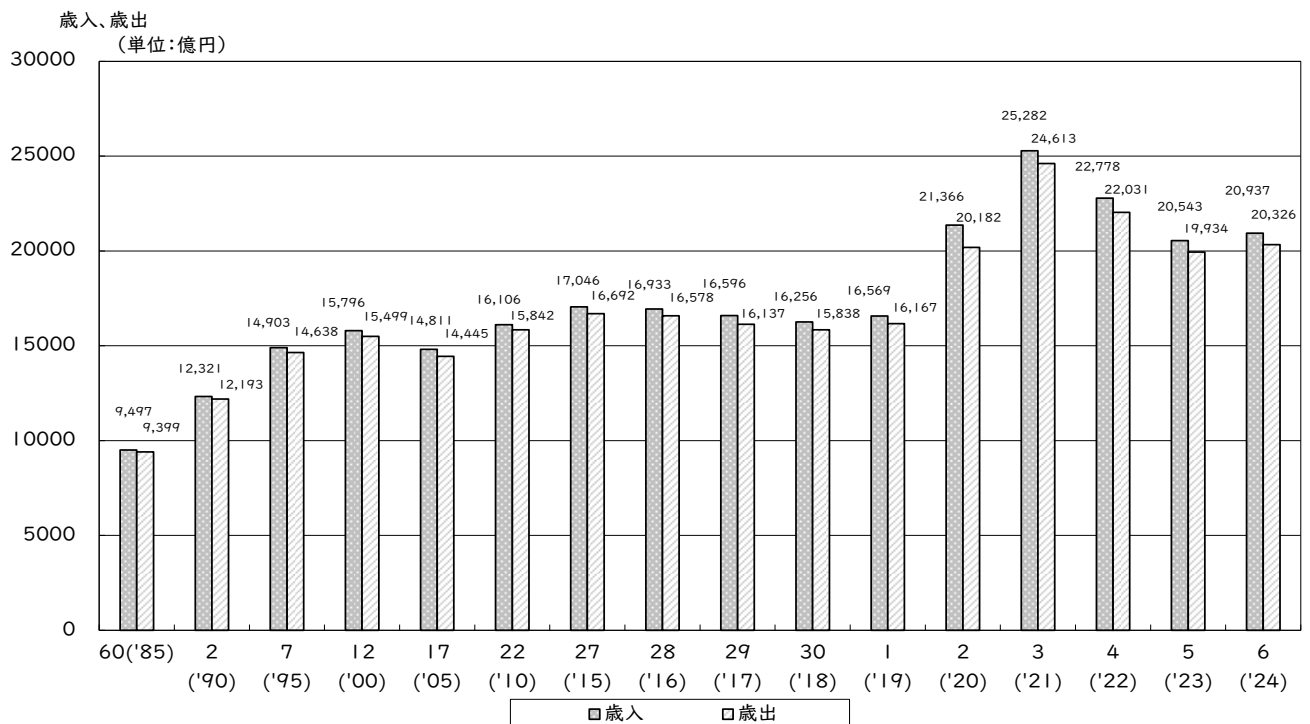
2 令和6年度決算

(1) 歳入歳出決算の状況

令和6年度の普通会計の歳入歳出決算の概要は次のとおりです。

- 歳入については、企業業績が好調であったことに伴う法人二税の増加や、県内消費拡大に伴う地方消費税の増加により、地方消費税清算後の県税収入は令和4年度以来、2年ぶりの過去最高となり、歳入総額は、前年度から394億円増加し、2兆937億円となりました。
- 歳出については、給与改定や定年の引上げに伴う退職者の増加により、人件費が増加したことに加え、後期高齢者医療給付や障がい者自立支援給付等、社会保障関係費の継続的な増加により、歳出総額は前年度から392億円増加し、2兆326億円となりました。

歳入歳出決算（普通会計）の推移



(単位: 百万円)

区 分	60年 (85)	2 (90)	7 (95)	12 (00)	17 (05)	22 (10)	27 (15)	28 (16)	29 (17)	30 (18)	1 (19)	2 (20)	3 (21)	4 (22)	5 (23)	6 (24)
歳入総額	949,715	1,232,139	1,490,299	1,579,552	1,481,059	1,610,614	1,704,633	1,693,270	1,659,600	1,625,613	1,656,890	2,136,593	2,528,210	2,277,786	2,054,311	2,093,700
歳出総額	939,853	1,219,308	1,463,824	1,549,918	1,444,539	1,584,229	1,669,153	1,657,790	1,613,717	1,583,844	1,616,681	2,018,161	2,461,286	2,203,057	1,993,405	2,032,626
歳入歳出差引 (形式収支)	9,862	12,831	26,475	29,634	36,520	26,385	35,480	35,480	45,883	41,769	40,209	118,432	66,924	74,729	60,906	61,074
翌年度へ繰越 すべき財源	5,907	9,066	24,695	27,727	34,753	24,549	31,359	32,113	38,278	37,539	36,127	84,336	45,650	44,532	51,649	51,397
実質収支	3,955	3,765	1,780	1,907	1,767	1,836	4,121	3,367	7,605	4,230	4,082	7,252	8,826	9,238	9,257	9,677
												(※) 34,096	(※※) 21,274	(※※) 30,197		

(※) 新型コロナウイルス対策に係る国庫返納額を含んだ実質収支 (※※) *及び交付税精算分を含んだ実質収支

資料: 県財政課

令和6年度歳入歳出決算（普通会計）対前年度比較表

（単位：百万円、％）

区 分	令和6年度 決算額(a)	令和5年度 決算額(b)	増減額 (a)-(b)	増減率 (a)/(b)
歳入総額	2,093,700	2,054,311	39,389	101.9
(1) 県税	784,235	730,869	53,366	107.3
個人県民税	149,423	148,381	1,042	100.7
法人二税	216,362	190,252	26,110	113.7
地方消費税	276,221	250,475	25,746	110.3
その他	142,229	141,761	468	100.3
(2) 地方譲与税	115,249	101,263	13,986	113.8
(内数)特別法人事業譲与税	110,755	96,835	13,920	114.4
(3) 地方特例交付金	13,478	2,662	10,816	506.3
(4) 地方交付税	325,356	312,122	13,234	104.2
普通交付税	321,347	307,407	13,940	104.5
特別交付税	4,009	4,715	▲ 706	85.0
(5) 国庫支出金	231,515	267,139	▲ 35,624	86.7
(内数)新型コロナ対策分(包括支援交付金等)	15,039	65,200	▲ 50,161	23.1
(6) 県債	170,431	180,169	▲ 9,738	94.6
通常債	159,492	156,527	2,965	101.9
臨時財政対策債	10,939	23,642	▲ 12,703	46.3
(7) その他	453,436	460,087	▲ 6,651	98.6
(内数)中小企業振興資金貸付金償還金	262,427	281,613	▲ 19,186	93.2
(内数)財政調整基金等三基金からの繰入	44,744	38,052	6,692	117.6
(内数)職員退職手当基金からの繰入	7,524	0	7,524	皆増
歳出総額	2,032,626	1,993,405	39,221	102.0
(1) 義務的経費	1,052,207	1,003,437	48,770	104.9
人件費	399,673	372,285	27,388	107.4
(内数)退職手当	30,185	15,861	14,324	190.3
(内数)職員給	302,788	290,988	11,800	104.1
社会保障関係費	402,798	388,857	13,941	103.6
後期高齢者医療給付費負担金	88,512	82,030	6,482	107.9
障がい者自立支援給付費	36,926	33,276	3,650	111.0
教育・保育給付費	35,550	32,813	2,737	108.3
その他	241,810	240,738	1,072	100.4
公債費	249,736	242,295	7,441	103.1
(2) 投資的経費	260,702	251,853	8,849	103.5
補助公共事業費	151,614	143,175	8,439	105.9
単独公共事業費	70,543	67,983	2,560	103.8
直轄事業負担金	19,554	18,483	1,071	105.8
災害復旧事業費	18,991	22,212	▲ 3,221	85.5
(3) その他	719,717	738,115	▲ 18,398	97.5
(内数)中小企業振興資金融資費	263,776	289,921	▲ 26,145	91.0
(内数)感染症患者入院病床・宿泊療養施設確保費	0	13,156	▲ 13,156	皆減
(内数)税関連交付金	176,726	162,720	14,006	108.6
(内数)基金積立金	55,622	46,111	9,511	120.6
(内数)財政調整基金等三基金への積立金	32,958	15,667	17,291	210.4
(内数)出産・子育て安心基金への積立金	52	10,044	▲ 9,992	0.5
(内数)退職手当基金への積立金	8	7,516	▲ 7,508	0.1

資料：県財政課

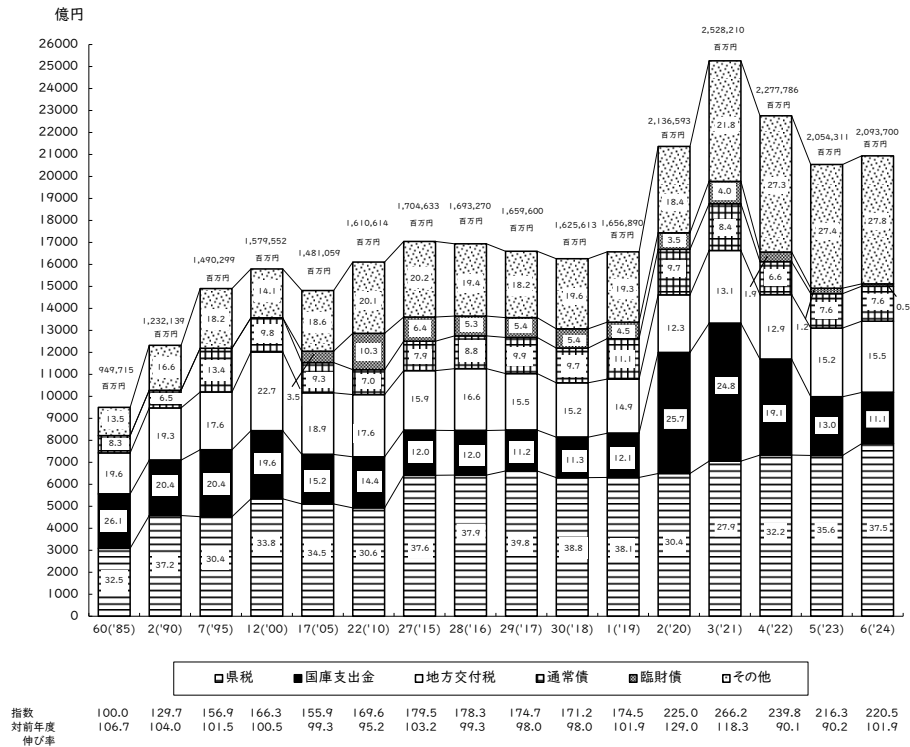
(2) 歳入決算の状況

令和6年度の普通会計の歳入決算額は2兆937億円で、前年度に比べて393億89百万円、1.9%増加しました。

主な内訳をみると県税 7,842 億 35 百万円(構成比 37.5%)、地方交付税 3,253 億 56 百万円(15.5%)、国庫支出金 2,315 億 15 百万円(11.1%)、県債 1,704 億 31 百万円(8.1%)となっています。

これらを前年度と比較すると、県税は7.3%の増、地方交付税は4.2%の増、国庫支出金は13.3%の減、県債は5.4%の減となっています。

歳入決算額（普通会計）の推移



資料：県財政課

前年度と比較して主な増減のあるものは次のとおりです。

○ 県税

企業業績が好調であったことに伴う法人二税の増や県内における消費拡大に伴う地方消費税の増等により、533 億 66 百万円の増となっています。

○ 地方譲与税

企業業績が好調であったことに伴い特別法人事業譲与税が 139 億 20 百万円の増となったことにより、139 億 86 百万円の増となっています。

○ 地方交付税

地方財政計画において、臨時財政対策債への振替額が減少したことに伴う普通交付税の増により、132 億 34 百万円の増となっています。

○ 国庫支出金

感染症患者入院病床や宿泊療養施設の確保等の新型コロナ対策に充てる新型コロナウイルス感染症包括支援交付金等が 501 億 61 百万円の減となったことにより、356 億 24 百万円の減となっています。

○ 県債

地方財政計画において、地方交付税からの振替額が減少したことに伴う臨時財政対策債が減となったことにより、97 億 38 百万円の減となっています。

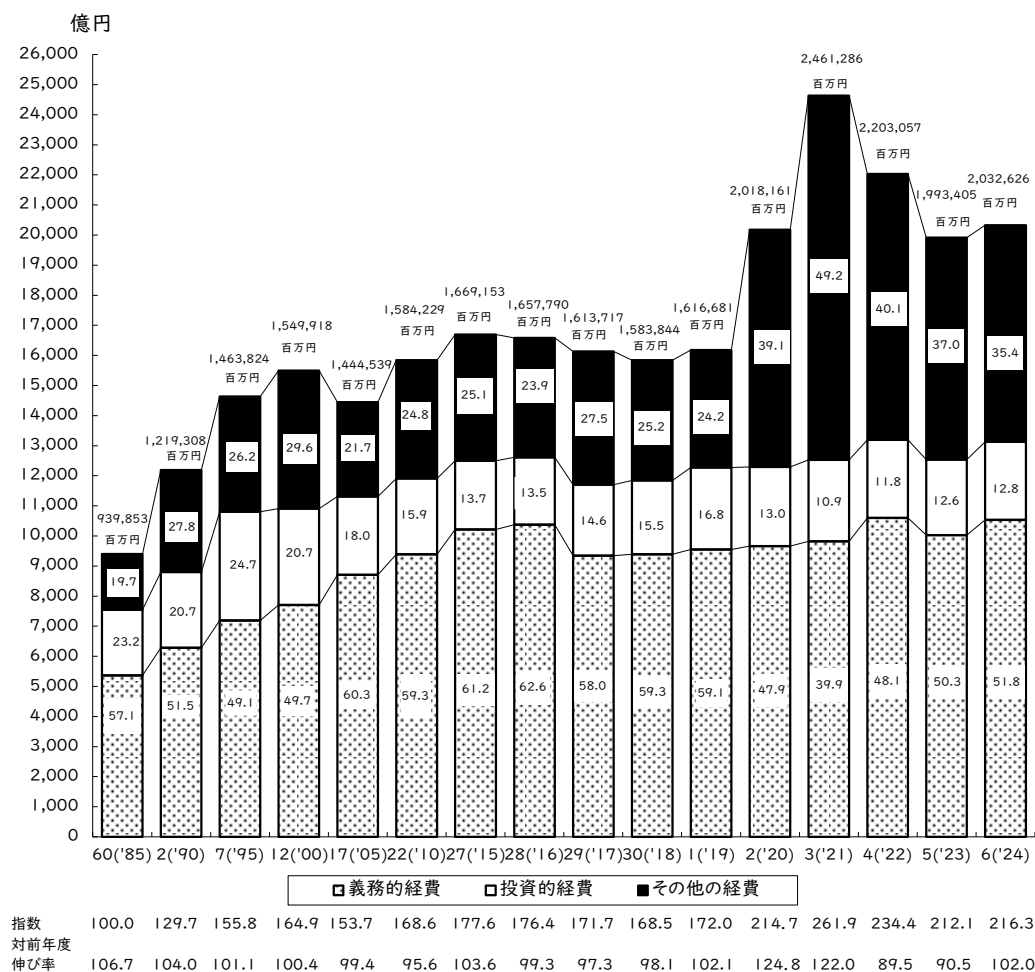
○ その他

新型コロナの影響を受けた中小企業に対する貸付金償還金が減となったことにより、66 億 51 百万円の減となっています。

(3) 歳出決算の状況

令和6年度の普通会計の歳出決算額は2兆326億26百万円で、前年度に比べて392億21百万円、2.0%増加しています。

性質別歳出決算額（普通会計）の推移



資料：県財政課 ※計数は端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

※～H17：義務的経費 = 人件費 + 扶助費 + 公債費

H17～：義務的経費 = 人件費 + 社会保障関係費 + 公債費

社会保障関係費は、扶助費に後期高齢者医療負担金、介護給付費負担金等を加えたもの

歳出決算額を経費の性質から分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

義務的経費は、経費の支出が義務づけられているものであり、職員等の人件費のほか、生活保護費、後期高齢者医療負担金といった社会保障関係費及び県債の元利償還費等の公債費がこれに含まれます。

また、投資的経費は、支出の効果が資本形成に向けられる経費であり、道路、橋りょう、高等学校、公園、公営住宅等の公用・公共施設の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費がこれに含まれます。

歳出決算額を性質別内訳でみると、義務的経費1兆522億7百万円(構成比51.8%)、投資的経費2,607億2百万円(12.8%)、その他の経費7,197億17百万円(35.4%)となっています。これらを前年度と比較すると、義務的経費は4.9%の増、投資的経費は3.5%の増、その他の経費は2.5%の減となっています。

前年度と比較して主な増減のあるものは次のとおりです。

○ 義務的経費

人件費は、給与改定による職員給の増や定年の引上げに伴い定年退職者が増加したことにより退職手当が増となったこと等から、273 億 88 百万円、7.4%の増、社会保障関係費は、高齢化の進行等による後期高齢者医療負担金の増及び支給件数の増による障がい者自立支援給付費の増や保育士・幼稚園教諭の処遇改善に伴う教育・保育給付費負担金が増となったこと等から、139 億 41 百万円、3.6%の増、公債費は、臨時財政対策債の元金償還額の増となったこと等から、74 億 41 百万円、3.1%の増となり、義務的経費全体で 487 億 70 百万円の増となっています。

○ 投資的経費

福岡つくし特別支援学校及びむなかた特別支援学校、福岡県警察篠栗合同庁舎の新設工事に係る補助公共事業費の増となったことから、88 億 49 百万円の増となっています。

○ その他

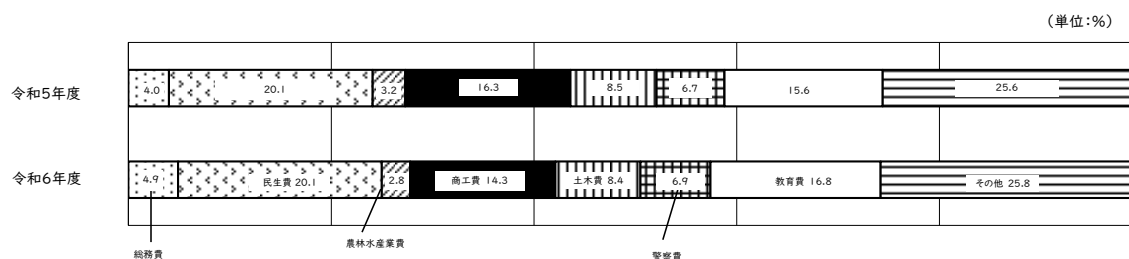
新型コロナ対策に係る中小企業振興資金融資費、感染症患者入院病床確保・宿泊療養事業費等が減となったことから、183 億 98 百万円の減となっています。

また、歳出決算額はその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に区分することができます。

歳出決算額を主な目的別内訳でみると、総務費 986 億 64 百万円(構成比 4.9%)、民生費 4,084 億 90 百万円(20.1%)、農林水産業費 574 億 94 百万円(2.8%)、商工費 2,896 億 51 百万円(14.3%)、土木費 1,710 億 49 百万円(8.4%)、警察費 1,406 億 85 百万円(6.9%)、教育費 3,415 億 36 百万円(16.8%)となっています。これらを前年度と比較すると、総務費は 23.7%、民生費は 1.9%、土木費は 1.3%、警察費は 6.1%、教育費は 9.8%の増となり、農林水産業費は 9.1%、商工費は 10.6%の減となっています。

目的別歳出決算額について、前年度の構成比と比較すると、財政調整基金特別会計繰出金の増により総務費が大きく増加しています。

目的別歳出決算額（普通会計）の構成比 (6年度)



資料:県財政課

3 令和8年度当初予算

(1) 予算編成方針

チャレンジと安心！豊かな未来へ「翔」け上がる福岡県

- ・「人を育て、すべての人の活躍を応援する」
- ・「産業を育て、県経済を強くする」
- ・「人を惹きつける元気なまちをつくる」
- ・「健全な環境と、安全・安心な暮らしを守る」

令和8年度当初予算は、国の経済対策を最大限に活用した令和7年度12月補正予算及び令和7年度2月補正予算と合わせた16か月予算として一体的に編成を行いました。

併せて、財政改革プラン2022に沿って、財政の健全化を着実に推進します。

(2) 予算編成の内容

令和8年度当初予算の規模は、一般会計2兆3,000億27百万円、特別会計1兆179億12百万円、合計3兆3,179億39百万円で、それぞれ7年度当初予算と比較して105.1%（うち一般歳出は104.5%）、90.3%、100.1%となっています。

予 算 規 模

（一般会計、特別会計）

（単位：千円）

区 分	令和8年度	令和7年度	比 較	
	当初予算(A)	当初予算(B)	(A)－(B)	(A)／(B)
一般会計	2,300,027,028	2,187,782,708	112,244,320	105.1%
うち一般歳出	1,537,016,467	1,470,345,119	66,671,348	104.5%
特別会計	(14会計) 1,017,911,630	(14会計) 1,126,673,031	△ 108,761,401	90.3%
合 計	3,317,938,658	3,314,455,739	3,482,919	100.1%

（注）一般歳出は、一般会計歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。

資料：県財政課「令和8年度当初予算の編成概要」

地方消費税増収分は社会保障施策の充実・安定化に活用されています。

本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分 約833億円を、子ども・子育てや高等教育の無償化、医療・介護などの社会保障施策の一部に活用しています。

【主なもの】

- ・ 保育料無償化の実施、保育所や放課後児童クラブの運営費支援
- ・ 難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大
- ・ 県設立公立大学法人や私立専門学校の授業料等減免

II 県の総合計画

福岡県総合計画	27
---------------	----

福岡県総合計画

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、自然災害の激甚化・頻発化など、私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。

また、世界の持続可能性を見据え、あらゆる人々が活躍する社会やジェンダー平等の実現等、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した SDGs の考え方が一層重要となっています。

このような中、世界を視野に、未来を見据えて目指すべき福岡県の姿を明らかにするとともに、これからの県政を計画的に、着実に進めていくための指針として、令和4年3月に、「福岡県総合計画」を策定しました。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する地方版総合戦略（福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略）としても位置づけています。

● 計画の概要

本計画では、本県を取り巻く社会経済状況の変化と本県の強みを明らかにした上で、目指すべき福岡県の姿（将来像）を示すとともに、本県における人口の現状と将来展望を示しています。

これらを踏まえ、目指す姿の実現に向け展開する施策を体系的に整理し、基本方向（4つの柱）に沿った「次代を担う『人財』の育成」、「世界から選ばれる福岡県の実現」など、30の取組事項及び68の施策を総合的に展開することとしています。

また、施策ごとに数値目標を設定し、その達成度を確認しながら、施策の充実・強化を図ります。

● 福岡県の目指す姿

「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」

● 展開する施策の基本方向（4つの柱）

世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する
誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる
感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる
将来の発展を支える基盤をつくる

● 計画の期間

令和4年度から8年度までの5年間

● 福岡県総合計画と SDGs の関係

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、世界全体の経済、社会、環境の3つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困、格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的な目標です。

平成 27 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (行動計画)」が採択され、2030 (令和 12) 年を期限として、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが設定されました。

国は、平成 28 年 12 月、「SDGs 実施指針」を決定し、我が国として特に注力すべき 8 つの優先課題を設定しました。令和元年に決定された「SDGs 実施指針改訂版」では、人権の尊重と、ジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であるとされています。

福岡県総合計画の将来像「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指したそれぞれの取組は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した SDGs の理念と軌を一にするものです。県民の皆様と SDGs の理念を共有し、本計画の施策を着実に進めることにより、SDGs の達成につなげてまいります。

SDGs の 17 の目標



国の SDGs 実施指針における 8 つの優先課題

① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
② 健康・長寿の達成
③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
⑦ 平和と安全・安心社会の実現
⑧ SDGs 実施推進の体制と手段

資料：首相官邸「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改訂版」

Ⅲ 県政の現況と施策

- 1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、
発展する 2 9
 - 2 誰もが住み慣れたところで働き、長く
元気に暮らし、子どもを安心して産み
育てることができる 7 6
 - 3 感染症や災害に負けない強靱な社会を
つくる 2 4 4
 - 4 将来の発展を支える基盤をつくる ... 2 5 5
-
-

1 次代を担う「人財」の育成

(1) 学校教育の充実

- ・ 学校教育は、こどもの社会的自立の基礎となる資質・能力を培い、社会を支えその発展に寄与する人材を育成する役割があり、次代を担う「人財」の育成の基盤となります。そのため、県内の全ての地域において学校教育の充実が必要です。

(学力・体力の向上、健康教育の推進)

- ・ 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- ・ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(令和7年度)では、小学校女子、中学校女子が全国平均を下回っています。また、体育の授業以外で運動やスポーツをしないこどもが一定割合いるという課題が挙げられます。
- ・ こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- ・ メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、こどもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。

(豊かな心の育成)

- ・ 「福岡県民ニーズ調査」(令和7年度)によると、教育分野では、道徳、人権など、児童生徒の心を豊かにするための教育へのニーズが最も高くなっています。
- ・ 規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- ・ 人権に対する認識は高まっていますが、依然として、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が社会生活の様々な場面において存在しています。
- ・ 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、こどもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、こどもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

(個性や能力を伸ばす教育の推進)

- ・ グローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・DXの進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要となります。
- ・ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システム^{※1}の理念を踏まえ、障がいのあるこどもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
- ・ 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい勤労観・職業観や基礎的・汎用的な能力を身に付けるとともに、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが必要です。

1 次代を担う「人財」の育成

(教育環境づくり)

- ・ 全ての子どもが等しく学校教育の ICT※2 化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。
- ・ 学校施設、社会教育施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。
- ・ ICT を活用した教育や実践的な英語教育等を推進するため、教員の指導力向上が求められています。
- ・ 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。

※1 障がいのある児童生徒が、年齢や能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。

※2 Information and Communication Technology の略。デジタル化された情報の通信技術。



①学力・体力の向上

1) 学力の向上

確かな学力の育成のため、県・市町村・学校が一体となって、総合的な学力向上の取組を推進しています。

「ふくおか学力アップ推進事業」では、学力向上推進強化市町村及び学力向上推進拠点校（中学校）に対して、指導主事や非常勤講師等の重点的派遣や学力向上策への助成等を行っています。

また、指定都市を除く県内の小学校 4 年から中学校 3 年までに国語、算数・数学の「基礎基本を含む活用力を育成する教材集」を提供し、活用を促進することで、児童生徒一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上を図っています。

平成 27 年度から「福岡県学力調査」を、小学校 5 年、中学校 2 年を調査対象として毎年 6 月に実施し、全ての教科の基盤となる国語、算数・数学の学力について、各学校が早期に課題を把握し、授業改善等を進められるようにしています。29 年度からは、中学校 1 年を調査対象に加えることで、全国調査と合わせて小学校 5 年から中学校 3 年までの児童生徒の学力の状況を継続して把握できるようにし、各学校の検証改善サイクルの確立を支援しています。また、令和 7 年度からは「福岡県学力・学習状況調査」に改め、これまでの調査内容に新たに中学校 2 年において英語を加えるとともに、児童生徒の 1 人 1 台端末を用いて、オンライン方式で実施しています。

さらに、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進める「地域学校協働活動事業」を実施し、

1 次代を担う「人財」の育成

地域と一体となつてこどもの成長と学校を支える体制整備を図っています。

2) 体力の向上、健康教育の推進（詳細はⅢ24(1)③④に記載）

②豊かな心の育成

1) 道徳教育、人権教育の推進

未来を担う児童生徒の豊かな心の育成のために、小・中学校においては、地域の道徳教育推進の中核となる教員を育成する道徳教育地域指導者研修を実施するとともに、各学校における「道徳教育実践ハンドブック vol.2」の活用を推進しています。

学校における道徳教育の充実には、家庭や地域と連携した取組が重要であることから、毎年6つの道徳教育推進市町村を選定し、公開授業や協議会を開催しながら実践的な研究を行うとともに、地域教材の開発・活用として、「ふくおか郷土資料」や「いのちのかたち（授業づくり例）」を作成し、各学校での活用を推進しています。

また、命を慈しみ、命を大切にする心の育成を目的として、動物飼育相談を実施しています。

さらに、自他の人権を守ろうとする実践力を持ったこどもを育成するため、学校教育においては、指導資料や人権教育学習教材の活用を推進しています。

人権教育を通して培われた知識や様々な技能、態度をもとに、課題を自ら発見し、他者と協力しながら学びを深め、論理的に思考・判断し、人権問題の解決に向けて主体的に行動していく総合的な課題解決能力を育成するための研修プログラムを実施します。

教職員への効果的な研修や研究事業を実施し、教職員自身の人権意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成に努めています。

社会教育においては、人権教育・啓発に関わる担当者の研修や地域の指導者の養成、啓発資料の作成・提供等を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう努めています。

2) 実体験を重視した教育の推進

こどもの主体性や協調性を育むため、「地域学校協働活動事業」等において放課後等におけるこどもの体験活動を実施します。

また、地域活動指導員を配置する市町村を支援し、地域におけるこどもの体験活動等の充実を図っています。

③個性や能力を伸ばす教育の推進

1) こども本位の指導の推進

小・中学校において、こどもが自律的に成長するための原動力となる非認知的能力（学びを調整する力、粘り強く挑む力、自己有用感、自己効力感、協働する力等）を育成するため、鍛えて、ほめて、こどもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り

1 次代を担う「人財」の育成

入れた具体的実践を県内に広く普及しています。

また、「自律的に学び続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト」を実施し、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた資質・能力の三つの柱（知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）をバランスよく育成する取組において、非認知的能力を測る鍛ほめアンケートや、福岡県学力・学習状況調査の個人結果票の効果的な活用方法、こどもが主体的に学習する方途について実践研究を行います。

2) 特別支援教育の推進

特別支援学校、特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒等の数は増加傾向が続いています。また、障がいの重度・重複化や多様化が進む中で、知的発達遅れの発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への対応も求められています。

このような中、本県では、「県立特別支援学校の今後の整備方針について」（平成 28 年 11 月）及び「県立特別支援学校設置計画」（平成 31 年 2 月）に基づき、令和 6 年度に糸島特別支援学校、8 年度にむなかた特別支援学校及び福岡つくし特別支援学校を新設しました。

このほか、令和 4 年 4 月には、特別支援教育推進のための中長期計画「福岡県特別支援教育推進プラン（第 2 期）」を策定し、県内の市町村等と連携しながら施策や事業を推進しています。

例えば、「県立学校等医療的ケア体制整備事業」では、県立特別支援学校 16 校及び県立高等学校 1 校に看護職員を配置して、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に教育を受けられる環境の整備に努めています。

「モデル校における医療的ケア児通学支援事業」では、医療的ケア児の登下校に係る保護者付添いの負担を軽減するため、モデル校において通学支援を実施し、安全で効果的な手法を研究しています。

「特別支援学校専門スタッフ強化事業」では、県立特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性の向上と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中・高等学校等に在籍する障がいのある児童生徒等に対する相談・支援も行っています。

「発達障がい児等教育継続支援事業」では、公立・私立の幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができる体制の整備を図るため、専門家による巡回相談のほか、保護者向けハンドブックの配布、学校間接続時に支援内容等を確実に引き継ぐための「ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）」の活用促進を図るため、紹介リーフレットの配布などを行っています。

「高等学校等通級指導推進事業」では、在籍する学校で一定期間の支援を受けた上で、一部の授業について、障がいに応じた特別な指導を特別な場で行う「通級による指導」

1 次代を担う「人財」の育成

を必要とする生徒に対応するため、県立高等学校4校の拠点校と拠点校の通級指導担当者を派遣して通級指導を行うサテライト校を2校設置し、自校及び他校通級の形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導及び必要な支援を行っています。

「高等専修学校における学びの継続支援事業」では、発達障がいのある生徒や不登校生徒等への指導を行う専任の教職員の配置やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を行う高等専修学校に対し、県がその経費を助成することにより、発達障がいのある生徒や不登校生徒等が学びを継続することができるよう、支援を行っています。

また、小・中・高等学校における障がいのある児童生徒への対応については、これまで特別支援教育コーディネーター研修会の実施や校内委員会の設置など特別支援教育推進のための体制整備を図り、各学校でそれらが十分に機能するよう取り組むとともに、特別な支援を必要とする児童生徒等に対し、適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」の活用を進めています。

3) キャリア教育・職業教育の充実

児童生徒が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、目的意識を持って進路を主体的に選択できるよう、学校教育だけでなく、地域の企業・経済団体等と連携して、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるキャリア教育・各地域のニーズに応じた職業教育を充実させることが重要になっています。

そこで、本県では、各学校において職場体験を中心とした様々な教育活動を通じ、児童生徒が基礎的・汎用的能力を身に付け、社会的・職業的自立ができるよう、入学から卒業までのキャリア教育指導計画を作成し、各学校のキャリア教育の推進に努めています。

また、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関する活動について、学びのプロセスを振り返ることができるよう児童生徒が活動を記録し蓄積する教材としての「キャリア・パスポート」の作成・活用を推進しています。

高等学校においては、地元の企業・経済団体と連携したインターンシップ、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動等の充実を図り、就職決定率の向上を目指します。

さらに、進路未決定者に対して高校卒業後も支援を継続するとともに、就職後においても企業訪問を行うなど、必要に応じて支援し、早期離職者の減少を目指します。

県立高等学校を対象に、高校生が金融リテラシーを身に付けられるよう、教材の開発や外部人材を活用した授業を実施するとともに、専門学科及び総合学科において、専門的な知識や技術・技能を高めるため、高度な職業資格を受検する生徒に検定料の助成を行います。

特別支援学校においては、企業関係者、福祉・労働等の関係機関との連携を図るとと

1 次代を担う「人財」の育成

もに就職支援サポーターを配置し、ICTを活用したテレワーク実習を含む産業現場等における実習の実施や実習先・就職先の開拓等を進めています。

また、進路サポートセミナーや就職ガイダンスを実施したり、「現場実習実施マニュアル」を活用し、特別支援学校と企業が密接に連携しながら繰り返し実習を行う「デュアルシステム型現場実習」を実施したりすることで、生徒や保護者の勤労に対する意欲と自信を高めています。

さらに、平成30年度から実施している「特別支援学校技能検定」では、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する清掃技能検定を実施することで、県内特別支援学校生徒の就労に必要な知識・技能・態度を身に付けさせ、生徒の卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高めています。

④教育環境づくり

1) 学校教育の情報化

県立学校では、タブレット型パソコンや大型提示装置など学校のICT環境を整備しています。また、こどもが日常的にICTを活用するために必要な技術支援体制として、ICT支援員を全県立学校に派遣しています。

ICTを活用した取組として、県立高等学校の生徒が学校の枠を越えて、指導力の高い教員の講習をオンラインで受けたり、アーカイブ動画で自身の進路や興味・関心に応じて学習できたりする環境を構築します。また、他校生徒と協働した学習活動など、多彩な学習機会を提供するとともに、生徒の学習データを蓄積・分析するデジタル採点分析システムを活用し、個々の生徒に合わせた指導や授業の改善を実施します。

また、情報、数学、理科等の教育や、ICTを活用した文理横断的な学びを強化する学校に必要な環境を整備します。

特別支援学校においては、訪問教育を受けている児童生徒や病气療養中の児童生徒の交流又は学習機会の確保・充実を図るため、分身ロボット等を活用するとともに、障がいの状態や特性に応じた各教科等の指導の充実を図るためデジタル教科書等の普及を進めています。

さらに、義務教育段階の公立学校においては、福岡県公立学校情報機器整備基金を活用し、令和6年度から5年程度をかけて1人1台端末の着実な更新を実施します。

私立学校に対しては、4年度に創設した1人1台端末の整備にかかる補助制度で、学校が整備する経費を助成することにより、ICT環境の整備や活用が進むよう支援します。

2) 学校施設、社会教育施設の整備・充実

県立学校については、「福岡県公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」（平成30年3月）に基づき、改築や改修などの老朽化対策を計画的に実施しています。市町村には、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供しています。

1 次代を担う「人財」の育成

また、生徒の健康を守り、災害時における避難所環境の改善を図るため、県立高校の体育館等へエアコンを設置しています。

さらに、教育環境の改善を図るため、県立高校、特別支援学校のトイレに温水洗浄便座を設置しています。

社会教育施設については、利用者が施設を安心して利用できるよう、計画的に補修・修繕を行い、老朽化対策を進めます。

3) 教員の指導力・学校の組織力の向上

福岡県教員育成指標をもとに、全ての教員が効果的かつ計画的な研修を受けられるよう、若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのキャリアステージに応じた基本研修、今日的課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修など、教員の資質・能力の向上に資する研修を実施します。

また、教員が主体的に学びを深められるよう教員育成指標と照らして自身が高めたい資質・能力に応じた研修を選択、受講することができる”Plant”という Web 上のシステムを活用しています。

さらに、教職員の ICT の利活用をサポートする ICT 支援員を全県立学校に派遣しています。

特別支援学校においては、福岡県教員育成指標を踏まえた特別支援教育に係る研修を実施し、特別支援教育を牽引する核となる人材の育成を推進しています。

加えて、それぞれの障がい種別の専門性の維持向上や学校経営に参画できるミドルリーダーの育成に取り組んでいます。

教員採用試験では、大学3年生チャレンジ特別選考や大学等推薦特別選考、教員免許を有していない社会人経験者特例の導入、併願受験の対象者拡大を行うなどの工夫改善を図っています。

また、大学等と連携して、教職を目指す県内外の学生等に教育実践に触れる機会を提供する「教員養成セミナー」や教職の魅力等を伝える出前講座を実施するなど、質の高い教員の確保に努めています。

県立高校においては、教員が自身の目的に応じた指導法を学んだり、経験豊富な教員の指導技術やノウハウ等を、学校を超えて全体で継承したりする環境を構築し、教育力の維持及び向上につなげます。

1 次代を担う「人財」の育成

(2) 未来へはばたく青少年の応援

- ・ 近年、これまで経験したことのない大規模災害や感染症の発生等、先を見通すことが難しい時代になってきています。こうした予測不能な時代を、青少年が自立して生き抜くためには、コミュニケーション能力やチャレンジ精神、他者への思いやり等を育む体験活動が必要です。
- ・ 自然体験を多く行ったこどもの方が、自己肯定感や道德観・正義感が強いという傾向が見られます。
- ・ 急激に変化する社会の中で、青少年が自立的に自分の未来を切り拓いていくためには、高い志と意欲をもって課題に向き合い、柔軟な発想を持って、多様な価値観を持った人々と協働しながら課題を解決することが求められます。
- ・ 将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材を育成するため、企業、関係機関等と連携し、青少年が自ら考え、議論し、解決策を導き出していく実践的な教育の場を設ける必要があります。
- ・ 青少年が持つ能力や個性を伸ばし、スポーツ・文化芸術の分野において次代を担う人材を育成する取組の推進が必要です。



① 未来こどもチャレンジ応援プロジェクトの実施

次代を担うこどもたちが多様性を理解し、他者と協働しながら自分軸を持ち未来を切り拓くことができるよう全力で応援する「未来こどもチャレンジ応援プロジェクト」を実施します。

プロジェクトでは、(公社)福岡県青少年育成県民会議が中心となって、市町村や企業等の多様な主体の連携体制を構築します。

こどもたちが仕事、科学、工作など様々な体験ができるようフェスティバルを各地で開催します。

豊築地域ならではの職業体験や工場見学等ができるこども向け仕事体験イベントを開催します。

体験活動ポータルサイト「福岡こどもたいけん会議」において、県内の体験活動の情報を一元的に提供します。

無限の可能性を持つ高校生を「未来を担う主体」と位置づけ、様々な課題解決に向けたチャレンジを支援します。高校生が地域固有の課題・ニーズに挑戦する「ローカルイノベーションズチャレンジ」、ソーシャルビジネスでの起業を目指す「アントレプレナーズチャレンジ」を通じて、資金の援助に加え、専門家による伴走支援を行い、その実現を応援します。また、高校生のほか大学生や若手起業家などの社会人も加わるコミュニティを形成し、主体的なキャリア構築を促進します。

1 次代を担う「人財」の育成

メディアとの適切な付き合い方を伝えるとともに、乳幼児期に必要なリアルな体験活動の内容について普及啓発していく講師を育成します。

②次世代のリーダーとなる青少年の応援

世界や日本で活躍する一流の講師陣による教養、ビジネス、国際等、多様な分野の講義を行う「日本の次世代リーダー養成塾」を開催し、豊かな経験と広い視野を持ち、世界で活躍できる能力を持ったリーダーを育成します。

当養成塾では、アジア諸国からの奨学生と一緒に、将来のアジアがどう協力し発展させていくか議論を積み重ね、リーダーとして必要な多面的思考力、分析力を養います。

地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成することを目的とし、「未来の地域リーダー育成プログラム」、「ふくおか地域リーダー育成キャンプ」を実施します。

③次世代の競技者や芸術家の育成

1) スポーツ分野

福岡県タレント発掘事業（平成16年～）の修了生503名のうち、パリ2024オリンピックに前回大会を越える8名が出場しました。（東京2020オリンピック3名出場）

今後、本県タレント発掘事業の参加者をさらに拡大し、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。また、そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、継続的・計画的な競技力の向上に取り組みます。

また、本県ゆかりのトップアスリートに対し、十分な強化活動ができるように支援します。

さらに、アクション福岡を拠点として、海外選手の招へい・育成と、海外選手との交流やスポーツ医・科学を活用した県内アスリートの強化育成を図る国内最高峰のトレーニングセンターの開設に向け、施設改修に係る基本計画の策定及び基本・実施設計を行います。

競技団体や地域で活動する総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携を推進するとともに、地域における指導者や支援者を育成します。

2) 文化芸術分野（詳細はⅢ14(1)に記載）

アクロス福岡において、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手音楽家を育成する取組を進めます。

また、子どもたちが音楽を気軽に楽しめる場を提供することで、将来の音楽家育成の裾野を広げる取組を進めます。

九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設やアーティスト・イン・レジデンスに取り組みます。

若手芸術家を対象に、みやま市の廃校を制作拠点とした滞在型プログラムや東峰村・

1 次代を担う「人財」の育成

添田町アーティスト・イン・レジデンス事業に参加したアーティストのフォローアップを実施するほか、国内外で実施する多様な芸術活動に係る経費を助成します。

九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、こどもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や九歴ボランティアによる古代体験アイテムを活用した体験学習、バックヤード解説を行います。

1 次代を担う「人財」の育成

(3) グローバル社会で活躍する青少年の育成

- ・ 国際社会の一員として必要な「異文化理解力・対応力」について、「十分身に付けていると思う」又は「ある程度身に付けていると思う」と回答した日本の若者は約3割となっており、調査対象国の中では最も低くなっています。
- ・ 「青少年の意識・ニーズに関する調査」（令和5年度）では、海外留学や海外で仕事をする意向があるのは、小・中学生で2割台半ば、高校生で3割台であり、海外留学や海外で仕事をしたいと思わない理由は、小・中・高校生の全てで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。
- ・ 国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍する青少年を育成するため、留学支援、国際リーダー養成、交流・体験事業等の取組の推進が必要です。
- ・ 経済や文化等様々な面で国際化が急速に進む中、異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協働していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付けることが必要です。
- ・ 青少年が世界をもっと身近に感じることができるよう、様々な国の青少年と交流し、言語の壁を越えて互いにコミュニケーションができ、感動を味わえる体験の場づくりが必要です。



①世界にはばたく青少年の応援

海外に留学し学位取得を目指す学生への奨学金の交付や、留学を目指す若者を支援するプラットフォームを設置する等、国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍することを目指す青少年を応援します。

また、世界トップクラスの大学の学生を招き、高校生と寝食を共にしながら、自分の将来や世界の未来について議論するキャンプを実施し、次世代のリーダーを育成します。

姉妹提携先との交流では、米国・ハワイ州とフードビジネス分野における人材育成交流事業を実施します。友好提携先との交流では、タイ・バンコク都とアントレプレナーシップ（起業家精神）人材育成プログラム、ベトナム・ハノイ市と日本語教育分野での交流を実施します。

国連ハビタット福岡本部と連携し、国連機関やグローバル企業で必要とされる英語運用能力やマネジメント能力を身に着けた即戦力グローバル人材を育成するプログラムを実施します。

在福岡米国領事館と連携し、高校生を対象に、米国のスタンフォード大学が開発・運営する英語による異文化理解教育プログラムをオンラインで実施し、ハイレベルな学びの機会を提供します。

幼児・小学生を対象に、留学生等との遊びや食を通じて、多文化を学ぶ交流体験の場を

1 次代を担う「人財」の育成

提供します。

渡航経験のない小・中学生を対象に、海外でのホームステイや現地の児童・生徒と交流する機会を提供します。

②外国語能力の向上

グローバル人材に必要とされる英語の4技能5領域（聞く、読む、話す（やり取り）、話す（発表）、書く）の向上と、主体性、積極性の育成のため、児童生徒の英語力の向上と、教員の英語力・指導力の向上の両面から取組を進めます。

中学校においては、英検 IBA の実施や英語スピーチコンテストを開催し、英語力の高い生徒を育成します。また、外国人との英語による仮想対話を通して様々な場面で使う表現を学習できる動画コンテンツ「Mentai English」を公開しています。さらに、AI を活用した英語授業モデルの構築事業や宿泊体験型英語プログラムを実施することで、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする生徒を育成します。また、中学校英語教員に対して授業力向上実践講座を開催し、デジタル教科書の効果的な活用について研修を行います。

高等学校においては、ALT（外国語指導助手）の効果的な活用や、ALT スペシャリストによる英語以外の教科におけるイメージ教育の実施、ネイティブ英語教員の配置等により、指導方法の改善・充実と生徒の高度な英語力の育成を図ります。さらに、AI を活用してスピーキングやライティングなどの言語活動を充実させるとともに、生徒一人一人の学習過程や到達度を可視化し、新しい英語授業モデルを構築します。

③異文化理解力・対応力の向上

高等学校において、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的な発展を支える志を持った優秀な人材を育成するために、海外留学に関する情報提供を行うとともに、留学助成金を給付し、経済的な支援を行います。また、海外の企業や大学等で最先端の知識・技術を学ぶハイレベルな研修と海外企業における職場体験などの短期留学研修プログラムを実施します。加えて、探究活動を伴う留学に対して、産学官が連携して支援します。県内在住の留学生や JICA 海外協力隊等海外活動経験者を講師として派遣し、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図る「国際理解教室」を開催します。

また、県が設立している三公立大学法人において、異文化交流の機会を拡大し、国際的視野を持つ人材を育成するため、オンラインプログラムも有効に活用しながら、アジアをはじめとする世界の大学との学術交流、外国人留学生の受入れ等を進めています。

1 次代を担う「人財」の育成

(4) 産業人材の育成

- ・ 本県では、これまで、中小企業が新たな事業活動を展開するうえで必要となる人材、半導体・水素等の成長産業における人材、ものづくり中小企業の中核人材、観光産業・農林水産業分野での人材等、産業発展を支える人材育成に取り組んできました。
- ・ 現在、デジタル化の進展、DXの必要性の高まり、2050年カーボンニュートラルに向けた動き等、デジタル産業やデジタルインフラ、そして、その基盤となる半導体を取り巻く環境は大きな変化に直面しています。
- ・ 中小企業においても、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけとして、省人化・遠隔生産体制等、デジタル社会へのシフトが求められており、デジタル化を担う人材の育成は喫緊の課題です。
- ・ 観光産業では、持続可能な観光の実現のため、多様化する観光ニーズに的確に対応でき、地域の稼ぐ力を引き出す人材の育成が必要です。
- ・ 農林水産業では、経営規模の拡大やDXによる効率化で生産力を向上させる等、デジタル化に対応し、経営感覚に優れた、稼げる農林水産業を実現できる人材の育成が必要です。
- ・ これら様々な産業分野において、これからの時代の変化にも対応でき、産業発展の中核となる人材を育成することで、本県の将来の発展につなげていきます。



①半導体・DX人材の育成

半導体産業の拠点化を促進するため、最新技術動向を踏まえた専門講座を提供します。

半導体人材の育成を強力に推進していくため、「福岡半導体リスティングセンター」を令和5年8月に開設し、半導体分野やデジタル産業分野などの重要技術に精通した人材を育成します。

地域での先進企業と連携し、現場に直結した実践的なデジタル基礎技術を修得できる現場技術者向けの人材育成を実施します。中高生を対象に半導体と宇宙、先進モビリティをテーマにした教育プログラム「テクノロジー人材創生塾」を開催し、技術者を目指す人材を創出します。

産学官金で構成される「九州DX推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながら本県の産業の特性、ニーズに合わせたDX人材育成のプログラム構築を行います。

県内技術系企業の人材確保のため、理工系人材に限らず、文系学生や技術系企業での就職未経験者に対し、技術系中小企業の魅力を広く発信するとともに、インターンシップを実施します。

高等技術専門校において、電気科では、ZEH機器（太陽光、蓄電池）、シーケンス制御機

1 次代を担う「人財」の育成

器、EV 充電スタンドを配備し、令和 12 年の新築住宅の ZEH 対応義務化に向けて、導入に必要な設備の設置、保守技術を習得した人材を育成します。

OA 事務科では、ノーコードアプリや AI を活用した事務改善スキルを修得した人材を育成します。

溶接科では、3D プリンタや 3DCAD ソフトを導入し、溶接だけでなく、電気や機械加工技術を習得した人材を育成します。

自動車整備科では、燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）を配備し、電動車や衝突軽減装置等の新しい電子制御技術に対応した自動車整備士を育成します。

左官科では、ドローンを配備し、建設・土木等の人手不足分野において、専門知識に加えてドローンを活用して生産性向上を図ることのできる人材を育成します。

県立工業高校において、社会のデジタル化の急速な進展や自動車産業における技術革新を踏まえ、実習環境の整備や企業における教育・訓練、高度熟練者による実習指導などを通して、県内の自動車・半導体関連企業で活躍できる人材を育成します。

県立高等学校及び私立高等学校において、県内の情報・先端技術関連企業・大学等の見学や出前授業、エンジニアによる実習指導により、生徒の興味・関心の向上を図り、進路選択の幅を広げます。

公立中学校においても、同様の目的で、県内の関連企業や県立工業高校と連携した出前授業及び講演会を行います。

②新成長産業人材の育成

県内企業の参入を促進するため、バイオや宇宙ビジネス、ブロックチェーン、IoT、水素エネルギー等、新成長産業の技術動向を踏まえた専門講座を実施し、新成長産業の発展を支える人材を育成します。

③ものづくり中小企業の中核人材育成

3次元設計や金型、めっき、生産・品質管理の製造基盤技術に関する講座の実施により、中小企業の生産性向上に資する中核人材を育成します。

④産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

県内 7 か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、半導体、デジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。

⑤観光産業における人材の育成

宿泊事業者のサービス向上、生産性向上のための専門家による指導に加え、観光案内所スタッフや観光ガイドの育成及びスキルアップを図り、各地域の観光を支える人材を育

1 次代を担う「人財」の育成

成します。

⑥農林水産業における人材の育成

本県では、より多くの農林水産業の新規就業者を確保するため、農林水一体となった就業セミナー・相談会をはじめ、東京等で開催される就業相談会へのブースの出展を行っていきます。

農業高校においては、地域先進農家等でのインターンシップ及びスマート農業実践者などの外部専門講師を招聘した授業を実施し、先端技術を取り入れた新しい農業経営にチャレンジする人材を育成します。

また、農林水産業への新規就業者を定着させるため、講習会や研修会の開催などを行います。（詳細はⅢ 9（3）に記載）

2 世界から選ばれる福岡県の実現

(1) 国内外からの戦略的企業誘致

- ・ 新型コロナウイルス感染症への各種対応、世界情勢の変化に伴う国の経済安全保障への影響、脱炭素化の進展等、昨今の産業を取り巻く環境は急速に変化しています。これらの変化も見据え、将来の成長産業分野における企業の集積等、地域のポテンシャルを活かした戦略的な企業誘致を展開することが求められます。また、「福岡県民ニーズ調査」(令和7年度)によると、企業誘致は、地域振興のために最も力を入れてほしい施策となっています。
- ・ 本県では、成長著しいアジアの活力を本県に取り込みながら、世界的な半導体拠点等の構築を図り、アジアとともに発展していくことで世界から選ばれる福岡県、九州をリードする福岡県を実現していくことを目指しています。
- ・ これらを実現する上での重要な要素として、① 国内外からの戦略的な企業誘致、県と市町村が連携した企業誘致の受け皿となる産業団地等の整備 ② グリーンアジア国際戦略総合特区での環境を軸とした環境配慮型製品の開発・生産拠点の形成 ③ 地域経済を牽引する企業の取組支援 ④ 産学官が連携した産業集積の充実を図ることが必要です。
- ・ また、成長が期待される産業分野や企業への資金供給の円滑化等を促進するため、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」一丸となって、国際金融機能誘致に向けた取組を進めています。



①戦略的企業誘致の推進と受け皿整備の促進

これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となる大規模データセンターや半導体をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。

過去5年間(令和3年度～7年度)の企業立地件数は、合計217件であり、業種別では、製造業が98件と最も多く、次いで運輸業が34件などとなっています。県内4地域の立地状況は、北九州地域が55件、福岡地域が93件、筑後地域が50件、筑豊地域が19件となっています。

県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に向けた調査等を行う市町村を支援しています。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備等を行う市町村を支援しています。

2 世界から選ばれる福岡県の実現

②本社機能の移転・拡充の促進

本県の産業競争力を高め、良質な雇用の場を確保するため、企業の本社機能の移転・拡充を促進します。このため、本県では、国の税制優遇や県独自の税制優遇、交付金などを効果的に活用しながら、企業の本社機能の移転・拡充の推進に取り組んでいます。これらの優遇制度を活用して、制度が創設された平成 27 年度から令和 7 年度までに 78 社の本社機能の移転・拡充が実現しています。

③グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

平成 23 年、本県は北九州市、福岡市とともに、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けました。

本県は、我が国においてアジアに最も近い大都市圏であり、古くからの交流の歴史と緊密なネットワークを有しています。また、高度成長期の公害問題を克服した技術やノウハウがあり、環境に優しい低燃費車や生産プロセスの効率化を図る産業用ロボット、電気自動車等の電力消費を抑えるパワー半導体など、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。

本特区は、これらの強みを活かして環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアの資源問題や環境問題の解決にも貢献することで、アジアとともに発展することを目指しています。

国による金融・税制面の支援に加え、県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など様々な支援措置を講じてきました。

また、特区推進のためには、産業集積地や工業団地など、今後事業実施が見込まれる地域まで広く指定する必要があると国に働きかけ、これまで 7 度にわたって指定区域の拡大を行いました。この結果、指定区域は当初指定の 7 市町から 30 市町（令和 6 年 5 月末現在）に、面積は当初の約 4 倍に拡大しました。

これらの取組により、特区指定から現在までに、多くの企業が特区の支援制度を活用し、活発な設備投資を行っています。

さらに、25 年度からは、特区の効果を広く県内中小企業に波及させるため、県内中小企業が特区事業に関連して行う設備投資に対する助成を実施しています。

今後とも産学官が一体となって、本特区を強力に推進します。特区を起爆剤に、その活力を県内へ波及させることにより、日本経済の成長に大きく貢献するとともに、本県がアジアの中で先進的な拠点、魅力ある地域となるよう進めていきます。

④地域経済を牽引する企業の取組支援

平成 29 年 7 月に施行された地域未来投資促進法は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者へ相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するこ

2 世界から選ばれる福岡県の実現

とにより、地域経済の成長発展を図るものです。本県は、同法に基づき、県内 60 市町村と共同で第二期基本計画を作成し、令和 6 年 4 月に国の同意を得ました。

同計画では対象事業分野として、①グリーン関連、②バイオ・メディカル、③IT 関連産業、④成長ものづくり、⑤クリエイティブ産業、⑥観光関連産業、⑦物流関連、⑧農林水産・地域商社の 8 分野を掲げており、県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、法人税の軽減、不動産取得税の課税免除、国補助金の優先採択、日本政策金融公庫による融資などの支援を受けることができます。

本県では、広く制度の周知を行うとともに、事業計画の作成支援、関係機関と連携した製品開発・販路開拓等の支援を行っています。

⑤知的拠点の形成

九州大学伊都キャンパスを核とした学術研究都市形成を目指し、平成 10 年に地元産学官の連携による「九州大学学術研究都市推進協議会」を設立し、13 年に「九州大学学術研究都市構想」を策定しました。また、16 年に「財団法人九州大学学術研究都市推進機構（25 年 4 月、公益財団法人へ移行）」を設立し、構想の具体化に向けて取り組んでいます。17 年から開始された九州大学の伊都キャンパスへの統合移転は、30 年 9 月に完了し、これを受けて 31 年 1 月に概ね 10 年後の目標像等を示す「新たなフェーズにおける事業方針」が協議会において策定されました。また、令和 4 年 4 月には県では初となる大学との包括連携協定を九州大学と締結しました。これにより、脱炭素、医療、環境といった幅広い分野において新たなイノベーションの創出を目指します。

引き続き、産学官で連携し、九州大学の最先端の研究成果や学術研究都市内の研究開発機能・施設を活かし、将来の成長産業分野の企業や研究機関の集積、創業の促進に取り組むことで、アジア・世界に開かれた知のネットワーク拠点となる学術研究都市づくりを推進するほか、国際研究開発プロジェクト等について情報収集を図るとともに、国への要望等を通じ、本県への誘致を目指します。

⑥国際金融機能の誘致

国際金融機能の形成に向け、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」一丸となり誘致活動を推進します。令和 6 年 6 月に選定された「金融・資産運用特区」を活用し、成長資金を供給するベンチャーキャピタル等の資産運用業者や金融の新たな潮流であり金融の DX を推進する FinTech 企業などの集積を目指します。

そのために、金融関連団体等とのネットワーク構築や国内外におけるプロモーション活動により、世界の金融界における本県の知名度向上を図るとともに、本県への進出に関心を示す海外企業の招聘やビジネス創出のためのマッチングを行います。

また、地元大学や進出企業と連携し、福岡で活躍する金融人材の創出にも取り組みます。

2 世界から選ばれる福岡県の実現

(2) 企業等の海外展開支援、海外からの誘客促進

- ・ 人口減少が進み、国内市場の拡大が見込めない中、県内中小企業や農林水産業が成長し、地域が持続的に発展し続けていくためには、経済のグローバル化の進展とともに、日々拡大する国際市場の獲得競争に打ち勝っていくことが重要です。
- ・ また、平成 30 年 12 月に TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）が、令和 4 年 1 月に RCEP（地域的な包括的経済連携協定）が発効する等、今後、本県における輸出の拡大も見込まれます。
- ・ 本県は、アジアに一番近い大都市圏であり、地理的近接性をはじめ、充実した交通インフラ、多様な産業集積等、本県ならではの強みを活かすことで、成長著しいアジアとともに発展できるポテンシャルを有しています。
- ・ 本県の貿易に占めるアジアの割合は、令和 7 年時点で輸出は 64.9%（全国 54.3%）、輸入は 73.3%（全国 49.2%）と全国と比較して高い割合となっています。また、令和 7 年における県内企業の海外進出件数は、中国の 181 件をトップに米国が 94 件、ベトナムが 61 件となっています。
- ・ 一方、外国人旅行客の県内消費額は、令和元年に 1,900 億円を超えたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少していましたが、水際措置の緩和以降、急速に回復し、令和 6 年は 4,000 億円程度となっています。



①中小企業の海外展開支援

県内の企業が今後も成長し発展していくためには、これまでのアジアに加え、米国、欧州などの「新たな市場の開拓」や、様々な規制や通関手続きなど「海外展開に向けたノウハウ不足」への対応が必要です。本県では令和 7 年度より「福岡アジアビジネスセンター」の機能を強化し、中小企業の海外展開やスタートアップの事業展開を強力に支援する拠点「グローバルコネクト福岡」を「CIC Fukuoka」内に開設しています。

この「グローバルコネクト福岡」では、中小企業の「新たな市場の開拓」に対応するため、アジアや米国、欧州への海外展開を支援するアドバイザーを設置するとともに、海外のバイヤーを招へいした商談会を開催するなど中小企業の海外展開を支援します。

また、「海外展開に向けたノウハウ不足」に対応するため、法規制や商品分野、市場別のマーケティング戦略を学ぶ「海外展開オンラインセミナー」や、貿易事務や市場調査を担う輸出支援事業者と中小企業とのマッチングイベントを開催します。

さらに、海外進出により成長を目指す中小企業を対象に、専門家（中小企業診断士）による伴走支援ならびに海外で売れる商品の開発や開発した商品の展示会への出展等によ

2 世界から選ばれる福岡県の実現

する経費の助成を行い、企業の海外展開を支援します。

②県産農林水産物の輸出拡大支援

人口減少・少子高齢化の進行に伴う国内消費の減少が懸念される中、農林漁業者の所得向上を図るためには、輸出により販路を拡大させることが重要となっています。

このため、本県では、輸出先国・地域の量販店や高級飲食店における県産農林水産物の販売促進フェアの開催、海外バイヤー等の実需者を対象とした PR 試食会や商談会、メディア等を活用した情報発信などを実施し、輸出拡大を図っていきます。

さらに、九州・山口が一体となった官民共同での輸出プロモーションにも取り組み、豊かな自然と食に恵まれた九州・山口をアピールします。（詳細はⅢ 9（2）に記載）

③戦略的なインバウンド誘客による偏在解消と旅行消費額の拡大

インバウンドの国・地域の偏り等の課題を解決するため、ターゲットとする国、地域を絞り込んだ上で、戦略的な誘客を行い、旅行消費額の拡大を図ります。

本県の知名度が低い欧米豪に対しては、英国・仏国・米国・豪州に本県の観光誘客拠点を設置し、継続的なプロモーションに取り組みます。また、フランス、アメリカ、中東等からの旅行者の嗜好に合わせた高付加価値な旅行商品を造成し、観光消費のさらなる増加を目指します。人口に占める富裕層の比率が高い中東に対しては、イスラム圏出身のインフルエンサーを活用し、本県の観光情報を発信します。

また、ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリム等の多様な食習慣や文化的慣習を有する国内外からの旅行者に対応できる県内の飲食店・宿泊施設の充実を図るとともに県観光情報サイトで情報発信します。

さらに、世界のグルメ情報を発信する「ラ・リスト」の東京・パリでのイベントに出展し、「食の王国福岡」の魅力を発信します。

加えて、それぞれの国・地域で影響力のある SNS や Web サイト等を活用した情報発信とデジタル広告により誘客を促進するとともに、事業効果やトレンドを踏まえ、発信内容や方法の継続的な改善を図ります。

④国際航空路線の誘致

本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致に取り組みます。

3 ワンヘルスの推進

(1) ワンヘルスの推進

- ・ ワンヘルスは、人と動物の健康と環境の健全性をひとつと捉え、一体的に守るという取組で、国連が掲げる SDGs の目標の多くにも関わっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症をはじめ、多くの新興感染症が人獣共通感染症であり、この発生には、人と動物の関係の変化、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が強く関係しているとされ、ワンヘルスの視点からの各分野の取組が必要です。
- ・ 平成 28 年 11 月に北九州市で開催された「第 2 回世界獣医師会-世界医師会 “One Health” に関する国際会議」において、ワンヘルスの理念を実践する基盤となる「福岡宣言」が採択され、「福岡宣言」の地として、ワンヘルスの推進に取り組んできました。
- ・ 令和 2 年 12 月には、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。また、3 年度に、条例に基づき実施する施策等を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、4 年度には、ワンヘルスの取組の実効性を確保するため、県や市町村、事業者、県民が担うべき責務などを定めた「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」を制定しました。なお、「福岡県ワンヘルス推進行動計画」においては、以下の課題に取り組むこととしています。

① 新型コロナウイルス感染症をはじめとした人獣共通感染症

- ・ 人、動物及び環境の各分野における対策、特に、人への感染リスクが十分解明されていない野生動物や愛玩動物の感染症について、調査、監視を行う必要があります。

② 薬剤耐性菌

- ・ 抗微生物剤の不適切な使用等を背景として世界的に増加する一方、新たな抗微生物剤の開発は減少傾向にあります。薬剤耐性菌による感染症のまん延を防止するため、医療、獣医療、畜産等の各分野において、国が作成した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を踏まえた抗微生物剤の適正使用等の取組が必要です。

③ 人と環境の関係

- ・ 生物多様性は、我々の暮らしに様々な恩恵をもたらし、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。生物多様性保全のため、絶滅危惧種等の希少動植物の保護を図る必要があります。
- ・ 地球温暖化による気候変動は、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えています。県民、事業者、行政といった全ての主体が連携し、省エネルギー対策を強化するとともに、再生可能エネルギーの導入や水素エネルギーの利活用を推進する必要があります。
- ・ 大気、水、土壌等は、あらゆる生物が共有しており、その汚染は、生物多様性や生態系へ影響を及ぼします。健康で快適な生活環境を確保するため、良好な大気環境の

3 ワンヘルスの推進

確保、流域の特性に応じた水環境の保全、健全な水循環の確保、土壌環境の保全等に向けた取組が必要です。

④ 人と動物の関係

- ・ 動物は心に潤いを与える存在であると言われていますが、いまだ多くの犬猫が保健福祉（環境）事務所や動物愛護センター等において引き取られており、動物の愛護や適正（終生）飼養に関する意識の向上が課題となっています。また、致死処分数の更なる削減のために返還・譲渡の促進を行う必要があります。
- ・ 災害時における動物救護対策については、東日本大震災や熊本地震により、飼い主による同行避難の重要性や避難所における受入体制の整備等の課題が明確になりました。災害時に円滑な避難や救護を行うため、犬や猫の飼い主に対し、平時から災害時の備えについて周知するとともに、市町村における同行避難の受入体制整備を図る必要があります。
- ・ 近年、人口減少等による山林の手入れ不足や農地の放棄・荒廃等が、里地里山の多様な生物の生息・生育に影響を与えており、野生動物の生息域の拡大により、鳥獣被害が発生しています。農林水産物の被害や野生動物を原因とする感染症の感染リスクを軽減するための総合的な鳥獣被害防止対策が必要です。

⑤ 安全な食と環境の関係

- ・ 人の健康は、健全な環境の下で生産された安全な農林水産物等を食することで維持されるため、環境に配慮した農林水産業を進める必要があります。また、本県は、微生物を利用した食品の製造が盛んであり、近年、バイオ技術を生かした産業の集積が進んでいます。生態系を保つ重要な生物として微生物との共存を図り、その活用を進めていく必要があります。



①人獣共通感染症対策

●発生予防（平時の対応）

医療、獣医療、関係自治体等と連絡会議等を開催し、関係者及び関係機関等の緊密な連携体制の構築を図るとともに、県民に対して、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。

また、飼養衛生管理基準の遵守指導やワクチン接種を推進し、家畜伝染病の発生予防に努めます。

さらに、狂犬病予防法による犬の登録及び予防注射の徹底について、市町村、獣医師会等と連携し、飼い主に対し、啓発・指導します。

3 ワンヘルスの推進

●まん延防止（患者発生時の対応）

患者発生時には、疫学調査、健康診断等を実施するとともに、必要に応じて感染症専門医による支援体制を整備します。

家畜伝染病発生時には、速やかな罹患者畜の処分、農場や通行車両の消毒等を実施します。

●動向調査、監視

人における人獣共通感染症の発生動向を把握・分析し、その結果を県民や医療関係者に迅速に公開するほか、畜産農場への立入により、家畜伝染病の発生動向を把握します。

また、愛玩動物の病原体保有状況等調査を実施し感染症の発生動向を把握・分析します。

●研究開発、創薬

バイオ技術を核とする新産業の創出や関連企業、研究機関の一大集積を形成し、次世代医薬品の研究開発を推進します。

②薬剤耐性菌対策

●動向調査、監視

令和9年度供用開始予定のワンヘルスセンターでは、保健環境研究所と動物保健衛生所が連携し、薬剤耐性菌に関する調査を実施することとしています。この調査の在り方について、専門家の意見を踏まえ検討を進めます。

また、人における薬剤耐性菌感染症の発生動向を把握・監視するとともに、届出された症例から得られた検体について検査を実施し、市中への拡散リスクの分析・評価に努めています。

このほか、家畜分野における薬剤耐性菌の発生動向調査も実施します。

●抗微生物剤の適正使用

動物用医薬品販売業者、獣医師、畜産農家等に対し、抗微生物薬の適正な流通・使用について監視指導、啓発します。

また、愛玩動物を診療する獣医師に対しても、抗微生物薬の適正な使用について啓発します。

③環境保護

●生物多様性の保全

生物多様性の重要性を周知・啓発するため、生物多様性情報総合プラットフォーム「福岡生きものステーション」による一元的な情報発信を行います。

また、生物多様性の保全活動に取り組む団体と、活動に関心がある事業者との連携を支援することで、生物多様性保全活動の安定化を図ります。

●特定外来生物対策

3 ワンヘルスの推進

「福岡県アライグマ防除実施計画」（令和6年3月策定）に基づき、県・市町村・地域が一体となったアライグマの防除に取り組んでいきます。

●地球温暖化対策

デング熱等の蚊媒介感染症の発生動向を把握・分析し、適切な感染予防策が取られるよう、県民や医療関係者に情報提供します。

また、耐震性のない木造戸建て住宅において、耐震改修と併せて省エネ改修を行う工事への補助により、省エネルギー住宅の普及を促進します。

あわせて、県内で生産できる重要な脱炭素のエネルギー源である太陽光・風力・水力・バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に導入するための取組を推進します。

さらに、森林所有者等が実施する間伐等の森林整備に対する支援を行うとともに、今後荒廃のおそれがある森林では「福岡県森林環境税」を活用した強度間伐を実施するほか、都市公園における緑地の適切な保全、緑地空間を創出します。

●大気・水・土壌環境保全対策

大気環境、水環境について、監視体制を構築するとともに、環境保全への各種対策の実施と情報の提供を行い、健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図ります。さらに、「福岡県汚水処理構想」（令和7年3月策定）に基づき、県と市町村が連携して、地域の特性に応じた下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を促進することで、計画的かつ効率的な環境保全を図ります。

④人と動物の共生社会づくり

●人と愛玩動物の関係性の向上

動物愛護フェスティバル等の機会を通じ、県民に動物の愛護や終生飼養、不妊去勢手術の実施等適正飼養について普及啓発するとともに、飼い主に対し、所有明示の啓発を行い、マイクロチップ（個体識別のための固有番号が記録された電子標識器具）の普及を促進します。

また、市町村や地域住民との協力による地域猫活動、動物愛護団体との連携の強化、県獣医師会との連携による小学校における動物飼育活動の支援などを通じて、返還・譲渡の促進に取り組んでいきます。

●災害発生時等に備えた体制整備

災害時における動物救護については、飼い主に対し、災害時の同行避難等に必要な備えについて啓発するとともに、各市町村に対し、地域防災計画に同行避難等について規定するよう助言を行っています。

●人と野生動物の共存

鳥獣被害対策については、農林水産物被害の軽減に向けた侵入防止柵の整備や捕獲活動などを支援するとともに、野生鳥獣の行動域を見える化するシステムの活用や狩猟者の確保、市町村域を越えた一斉捕獲などの対策を強化していきます。

3 ワンヘルスの推進

また、捕獲されたイノシシやシカの肉は、地域の魅力的な資源の一つであるため、県産ジビエを使用する飲食店を「ふくおかジビエの店」として認定し、ジビエフェアの開催や、未活用の捕獲獣を県域で収集・加工し、ペットフード原料として有効活用する取組を支援するなど、獣肉の利活用の拡大に取り組めます。

さらに、野生動物による農作物等への被害が生じている地域の里山林において、人と野生動物の棲み分けを図るため、野生動物が身を隠すことができない見通しの良い緩衝地帯の整備を進めています。

⑤健康づくり

●自然とのふれあいを通じた健康づくり

生物多様性の豊かさを体感できる県内の自然公園、森林公園、都市公園づくりを推進します。

また、福岡県立四王寺県民の森を、ワンヘルスを象徴する施設として「ワンヘルスの森」と位置づけ、より多くの県民に自然の中でワンヘルスを実感してもらうため、森林浴の体験ツアーを実施しており、その際には、ワンヘルスの説明や森の案内ができるガイドを派遣しています。

●愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり

愛玩動物との健康づくり及び良好な関係づくりを推進するため、都市公園におけるドッグラン等の整備や維持管理を行います。

⑥環境と人と動物のより良い関係づくり

●健全な環境下における安全な農林水産物の生産等

持続可能な農業の実践に向けては、GLOBALG. A. P. をはじめとする国際水準 GAP の認証取得を目指す農業者を対象に研修や技術指導などの支援をしていきます。

6月から8月までを農薬安全使用運動月間と定め、農業者や防除業者に対して、農薬の安全かつ適正な使用の啓発を図ります。

また、減農薬、減化学肥料栽培等、環境に配慮した農業を推進するとともに、有機農業指導員を育成します。

畜産物の生産段階における安全性を確保するため、動物用医薬品の適正使用や飼養衛生管理基準の遵守について畜産農家等を指導します。

さらに、飼料の製造業者、販売業者や畜産農家等に対する立入検査や指導を実施し、安全な飼料の生産と使用を徹底し、安全・安心な畜産物の生産を推進するほか、堆肥の高品質化と流通を促進し、家畜排せつ物の適正な処理と利用を推進します。

●生産・消費における環境への負荷の低減

製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する食品ロス削減推進協議会を中心として各主体での取組

3 ワンヘルスの推進

を促進します。

具体的には、フードバンク活動の普及促進や飲食店における食べ残し持ち帰りボックスの導入拡大、食品ロス削減に関する優れた取組の表彰等を行います。

●地産地消・食育の推進

県産農林水産物を積極的に購入・利用する家庭、飲食店、企業・団体からなる「ふくおか農林漁業応援団」を増やすことにより、県民の県産農林水産物への支持拡大を図ります。

また、学校給食への県産農林水産物の利用拡大を図ります。

さらに、生産者と消費者の交流を促進する「農林漁業体験ツアー」の実施や、小中学校等での食育を推進します。(詳細はⅢ 9(4)に記載)

●有益な微生物の活用

微生物等が持つ物質生産能力を最大限に活用したスマートセル※の実用化を推進します。

また、生物食品研究所が保有する各種菌や関連技術を活用し、県内企業の微生物を活用する技術開発や製品開発を支援します。

※ スマートセル:最先端の情報処理技術やバイオ技術の活用により、植物や微生物の機能を遺伝子レベルで高度に制御することで物質生産能力を最大限に引き出した生物細胞。

⑦ワンヘルス実践の基盤整備

●啓発活動の推進

ワンヘルスとは何かわからない、具体的に何をしてよいのかわからない、といった県民の声があることから、県民一人ひとりがワンヘルスを自分ごととして捉え、積極的に取り組んでいただけるよう、身近なワンヘルスの取組やその伝え方などを話し合う「ワンヘルス未来会議」を開催し、県に提案いただきます。

ワンヘルス未来会議から提案いただく内容を県民に広く浸透させるため、市町村やワンヘルス宣言事業者が未来会議からの提案内容を踏まえて行う実践活動や普及啓発等の取組を支援します。

このほか、ワンヘルスの理念に沿って生産・販売される農林水産物等を認証する「福岡県ワンヘルス認証制度」を推進し、大規模イベントでのPR販売や大手量販店でのフェア等により、農林水産業におけるワンヘルスの取組を県民に周知します。(詳細はⅢ 9(4)に記載)

●教育の推進

令和5年度から全ての県立高等学校等において、ワンヘルス教育を実施するとともに、各学校の推進教員に対する研修を行っています。さらに、8年度から全県立学校で「花による美しいまちづくり運動」に取り組み、緑化意識や環境保護の意識を醸成します。

3 ワンヘルスの推進

小・中学校においては、6年度から「ワンヘルス学習推進校」を指定し、ワンヘルスに関する教育活動、県立高等学校を活用した体験学習、福岡県ワンヘルスマスターによる講話等を実施しています。

7年度には、児童生徒が生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、ワンヘルスの理念に基づき、福岡県獣医師会の協力のもと、ワンヘルスに関する教育啓発のためのリーフレットをリニューアルしたほか、特別支援学校の児童生徒向けのリーフレットを作成しました。

幼稚園・保育所においては、7年度から幼児向け教材を新たに作成し、幼稚園教諭・保育士等に対するセミナーを実施しています。

県立特別支援学校においては、7年度からドッグセラピーやワンヘルスマスター等を活用した講演会等を実施しています。

青少年教育施設においては、ワンヘルス教育に関するプログラムを実施します。

私立小・中・高等学校に対しては、学校の特色にあったワンヘルス教育について助言するための専門家派遣を行うとともに、担当教員向けのセミナーを実施しています。

また、ワンヘルス教育実践の動機付けのため、私立学校経常費補助金の学校配分方法である教育改革推進加算の一つとして「ワンヘルス教育推進加算」を私立高等学校に対しては6年度から、私立幼稚園・小・中学校に対しては8年度から新設しています。

このほか県内大学におけるワンヘルス教育の普及を図るため、ワンヘルス教育プログラムの授業動画作成に加え、ワンヘルス教育プログラムの実証を行い、プログラムの改善と県内大学におけるプログラムの導入を促進しています。

「生物多様性」をテーマに、小学生を対象として「屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン（仮称）」を活用したワンヘルス教育プログラムを作成します。

●中核拠点の整備等

新興感染症や地球温暖化等のワンヘルスの課題に取り組む実践拠点として、みやま市に人の健康と環境の保全に関する機能を持つ保健環境研究所と、動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所が相互に連携した「ワンヘルスセンター」を整備し、その中核施設となる保健環境研究所の建設及び動物保健衛生所の建築工事を実施します。

また、保健環境研究所の附属施設として、国内外から多くの人が集まり、ワンヘルスに関して学び、体験する場を提供することを目的に、屋内外が一体となった「ワンヘルス体験学習ゾーン（仮称）」を整備します。屋内ゾーンについては実施設計および展示制作を、屋外ゾーンについては整備工事を実施します。

アジア各国、九州各県、大学、研究機関と広域的に連携して、人獣共通感染症対策や薬剤耐性対策を行う「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の誘致を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症などに対して、医療、獣医療、環境など各分野の世界トップクラスの研究者がワンヘルスアプローチにより

3 ワンヘルスの推進

解決することを目指し、研究成果などを世界に向けて発信するため、福岡県ワンヘルス国際フォーラムを開催します。

さらに、令和5年8月1日に福岡市に開設された、アジア獣医師会連合（FAVA）の日本事務所であるアジア獣医師会連合（FAVA）ワンヘルス福岡オフィスと連携し、日本のみならず、アジア、そして世界のワンヘルスの推進に大いに貢献し、本県がワンヘルスの世界的な先進地となることを目指します。

県民がワンヘルスについての理解を深められるよう、ワンヘルスを学び、体験できる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」として認定します。

4 移住定住の促進

(1) 移住定住の促進

- ・ 本県の人口は昭和 45 年の国勢調査以来、一貫して増加基調にあったものの、令和 7 年度の国勢調査において、60 年ぶりに減少へ転じています。
- ・ 県内市町村では、少子高齢化に伴う自然減に加え、転出超過による社会減の傾向が継続しており、持続可能な地域づくりの観点から、移住・定住の取組による若い世代の地元定着や地域外からの人の流れの創出が求められています。
- ・ 転出超過となっている地域へ移住者を呼び込むことができるよう、魅力ある地域づくりを推進し、情報発信の強化や市町村と連携した移住者への支援など、様々な移住・定住施策を通じて、本県への移住・定住の促進を図ります。



①地域の基幹産業の振興、雇用の創出

林業では、間伐材等の森林資源の有効活用に向けて、地域の森林・林業を支える主体の一つとして、週末や仕事の合間を利用して無理なく間伐等の作業を行う「自伐林家」の育成に取り組んでいます。

これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となる大規模データセンターや半導体をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。

過去 5 年間(令和 3 年度～ 7 年度)の企業立地件数は、合計 217 件であり、業種別では、製造業が 98 件と最も多く、次いで運輸業が 34 件などとなっています。県内 4 地域の立地状況は、北九州地域が 55 件、福岡地域が 93 件、筑後地域が 50 件、筑豊地域が 19 件となっています。

県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に向けた調査等を行う市町村を支援しています。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備等を行う市町村を支援しています。

また、観光振興や特産品開発等、地域の担い手として活動している地域おこし協力隊員を対象に、退任後の同地域への定住を促進するため、県内隊員経験者と連携し、定住準備セミナー及び起業準備セミナーなどの各種研修会や交流会を実施しています。

②UIJ ターン就職の促進・テレワークの推進

UIJ ターン就職支援協定締結大学と連携し、県内への UIJ ターン就職を促進しています。

4 移住定住の促進

このほか、三大都市圏（東京圏・名古屋圏・大阪圏）から県内への移住を促進するため、県内の成長産業分野等の企業や運輸業の企業等の求人情報を掲載し、情報発信をする福岡県移住・就業マッチングサイトの運営と併せて、三大都市圏等から県内の中小企業や人材が不足している職種への就職・移住を支援するため、市町村と連携して移住支援金を支給しています。

また、県内のテレワーク拠点等について移住・定住ポータルサイトを通じて情報発信し、テレワークを活用した移住の促進を図っています。

③相談体制、情報発信の強化

県内市町村の空き家バンクの情報を集約し、まちの魅力や移住者への支援策などと併せて情報発信を行うサイト「福岡県版空き家バンク」を、福岡県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会福岡県本部と連携して開設しています。

令和2年10月には「福岡県空き家活用サポートセンター」を開設し、空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や将来空き家になりそうな住宅の所有者から相談を受け、基本的な情報の提供から、所有者の意向を踏まえた活用処分方法の提案、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行っています。

また、県内の市町村や空き家に関わる専門事業者と連携して出張相談会を開催し、潜在的な空き家の掘り起こし活動も行っています。

5年度から空き家対策に積極的に取り組む専門事業者を「福岡県空き家活用応援事業者」として登録し、ホームページ等で公表することで、空き家所有者等が空き家対策に積極的な専門事業者に対し、直接相談しやすい環境づくりを行っています。

さらに、県内の移住増加を図るため、若年世帯・子育て世帯が購入した空き家を子育てしやすい仕様にリノベーションする際の費用を支援する「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業」について、7年度から県外から移住する世帯には、補助率と上限額の引き上げを行っています。

これらに加えて、空き家を活用した移住推進セミナーを開催するとともに、本県の移住・定住ポータルサイトに空き家の活用に関する特設ページを開設し、空き家を活用した本県への移住促進を図ります。

このほか、首都圏をはじめ県外からの移住を促進するため、東京及び福岡に移住相談窓口「ふくおかよかこ移住相談センター」を設置し、仕事、子育て、住宅等に関する市町村の制度の紹介や、移住に関する相談にきめ細かく対応しています。

また、首都圏等で開催される大規模イベントや県内で開催される大規模スポーツイベントに出展し、広く本県の魅力をPRするとともに、実際に本県に移住された方と移住希望者が双方向にフリートークを行う移住サロンを開催しています。

加えて、市町村と連携して地域の特色ある就業先を掘り起こし、就業・居住・交流が一体となった体験プログラムを作成し、8年度からは、条件不利地域を中心に移住を希望す

4 移住定住の促進

る方々に提供しています。また、各市町村の移住・定住プロモーション動画の制作・発信を行い、本県への移住促進を図っています。

さらに、8年度からは、移住相談センターの相談情報やポータルサイトのアクセスデータ等を分析し、得られた結果をもとに、Web 広告やポータルサイト、動画コンテンツを改善し、より効果的な情報発信を展開することで、人口減少地域への移住につなげていきます。

④関係人口の創出・拡大

多様な形で本県と関わり、将来的な移住に向けた裾野の拡大にも繋がる「関係人口」の創出・拡大を図るため、「ふくおかファンクラブ」会員を対象としたメールマガジン、公式 LINE アカウントにより、観光や物産、地域体験イベント等の本県の様々な情報を発信しています。

また、県内でワーケーションやテレワーク移住体験を実施する企業に対して、テレワーク施設の利用料や宿泊費等の2分の1を助成しています。

(1) 地域社会と行政のデジタル化

- ・ 光ファイバ等のデジタル基盤の整備やモバイル（携帯）端末の普及が進み、AI や IoT といったデジタル技術が浸透する等、社会のデジタル化が急速に進展しています。
- ・ 加えて、少子高齢化や過疎化が進行していることから、住民の利便性や産業の生産性向上に向けた地域社会の更なるデジタル化が必要となっています。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策の実施を通じて、各種給付金の受給申請手続、支給作業の一部に遅れや混乱が生じたため、特に行政分野におけるデジタル化やオンライン化が必要であることが明らかとなりました。
- ・ 「福岡県民ニーズ調査」（令和7年度）によると、デジタル化の分野では、「行政手続のオンライン化」に対するニーズが最も高いものの、60 代以上では低い傾向にあります。デジタル化の進展に高齢者が取り残されないための対策が必要となっています。
- ・ このため、今後は、県民に簡単で便利な行政サービスを提供できるよう、行政のデジタル化やオンライン化を強力に推進することが求められています。



①地域社会のデジタル化

「ふくおか医療情報ネット」では、電話相談窓口や休日夜間・当番医一覧などの救急医療や医療機関の情報を県民に提供しています。令和8年2月からは、医療機関の検索機能を国の医療情報ネット「ナビイ」に切り替え、県内外の医療機関の情報が検索できるよう利便性を向上させています。

医療法人の事業報告書等については、国のシステムにより電子報告が可能となり、5年4月1日からインターネットの利用等による閲覧ができることとなりました。本県においても、簡便な電子報告を推進するとともに、県ホームページへの事業報告書等の掲載も開始しており、今後も利便性の向上を図っていきます。

介護記録から報酬請求業務まで一貫してできる介護ソフト及びタブレット端末等の導入を促進することにより、介護事業所の業務効率化を通じて、介護職員の負担軽減を図ります。

DXにより効率的かつ円滑に質の高い行政サービスが提供できる社会を実現するため、オンライン手続きのワンストップ化やマイナンバーカードの活用促進、「ふくおか電子自治体共同運営協議会」の仕組みなどを活用したシステム・サービスの共同利用の推進等により市町村を支援します。道路等の工事施工や維持管理の効率化、品質向上、現場の安全確保等を図るため、ICTを活用した工事施工や点検作業を推進します。

また、港湾に関する手続きの効率化、迅速化による生産性向上に向け、各種情報の一元化、データの有効活用、各種手続きの電子化に取り組みます。

5 デジタル社会の実現

職員が行う土木施設点検において、ドローン等を活用し、災害時等の状況把握の迅速化、点検作業の効率化、安全性向上に取り組めます。

震災直後の余震による二次被害を防止する目的で行う被災建築物応急危険度判定を迅速に実施するため、判定支援アプリを活用したデジタル応急危険度判定体制の整備を進めます。

また、Web 講習等の実施により、新規判定士の確保や判定技術の維持向上にも取り組んでいきます。

令和4年12月に、気象や避難情報等が容易に入手でき、操作も簡単で、誰にも親しみやすい県独自の防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の配信を開始しました。ひとりでも多くの県民の皆さまに登録していただけるよう、市町村や防災協定締結先企業等と連携したPRや、県・他団体等のイベント出展など、様々な手段による普及に取り組んでいます。

また、6年度に実施した「地震に関する防災アセスメント調査」の結果を踏まえ、7年度に「震度予測」や「液状化予測」などを地図で表示する地震メニューを追加しました。

スマートフォン型端末を活用した迅速な事案対応により、事件・事故にあわれた方の負担軽減につなげるとともに、高度な情報分析システムを活用した効果的な分析により、事案の早期解決を図ります。

また、スマートフォンアプリを活用して県民の皆さまに事案発生情報や防犯対策情報を適時適切に提供することで、犯罪防止対策を推進します。

光ファイバ通信網は、大容量の通信を支える基盤となるインフラですが、県内でも、離島や中山間地等、未だ整備が進んでいない地域があります。また、県内では、都市部を中心に5Gのサービスエリアが広がっていますが、今後、地域の発展を図るための基盤として、面積及び人口カバー率の向上を目指す必要があります。

このため、5G等の基地局設置に必要な光ファイバの通信網について、地理的条件や事業採算上の問題がある地域でも整備が進むよう、市町村と連携して、国等に働きかけていきます。

②行政のデジタル化

県のすべての行政手続（約8,600手続）のうち、7,300を超える手続を令和7年度末までにオンライン化しました。8年度は、県ホームページを活用してオンライン申請の積極的な普及促進及び利用者の利便性の向上を図ることで、申請率の増加に努めていきます。

本県におけるアナログ的な手法を前提としている規則や事務処理のルールを点検し、見直しを行いました。今後も、国が作成するテクノロジーマップ/技術カタログを参照のうえ、引き続きデジタル技術を活かした見直しを進めます。

また、デジタル技術を活用し、ワークスタイルの変革や更なる県庁行政事務の効率化を図る取組である「フルデジタル県庁」を推進するため、「決裁手続きの電子化」「業務のり

5 デジタル社会の実現

モート化・自動化・省力化」「県庁内のペーパーレス化」の観点で、これに資するシステムの利用を令和8年度も引き続き拡充していきます。併せて、県庁における行政事務のDX推進のため、DX推進人材の育成を実施します。

デジタル技術を活用した働き方に対応した環境整備を図るため、文書管理システムを再構築し、電子起案の添付ファイルの閲覧性や決裁者への案件通知機能など機能や操作性を向上させました。

昨今の巧妙化するサイバー攻撃への対処や個人情報保護の要請に応じるため、情報セキュリティの更なる強化が必要とされています。このため、情報システムの安全対策の強化や所属における情報資産の管理徹底、職員へのセキュリティ教育・研修といった取組に加えて、県内市町村と共同でサイバー攻撃対策を行う「自治体情報セキュリティクラウド※1」を整備し運用しています。

マイナンバー制度の利便性向上や関係機関との適切な連携を図るよう、国へ働き掛けを行っています。また、法に定められた事務以外についても県独自の条例を定めマイナンバーを利用することにより、行政手続の簡素化を推進しています。

市町村が地方公共団体システムの標準化・共通化を進める際に外部のデジタル人材を活用できるよう支援するとともに、国の情報を収集・共有するなど、各市町村がそれぞれの期限までに対象システムを移行できるよう、また、システム移行後もシステムの安定稼働ができるよう支援します。

本県では、県政の透明性の向上、公開データの活用による地域経済の活性化などを目指し、県内自治体と連携して、データ分類・形式の共通化などの取組を推進しており、平成29年6月に、本県が保有する統計、行政資料等をオープンデータ※2として公開を開始し、令和7年度には、「福岡県オープンデータカタログサイト」として、九州各県をはじめとする300以上の地方公共団体が利用するオープンデータ連携基盤サービスに一本化して、ユーザーの利便性の向上を図りました。公開開始以降、引き続き、データの拡充、市町村のオープンデータ公開支援及び利活用の推進を実施しています。

運転免許試験場等の収納窓口にキャッシュレス端末を整備することで、県民の皆さまがキャッシュレス決済を利用できる環境を構築します。

県立高等学校入学者選抜の出願手続をWeb上で行うシステムを活用し、志願者や保護者等の利便性の向上や教職員の業務の効率化を図ります。

※1 各自治体が個別に行っていたインターネットとの接続における情報セキュリティ対策を都道府県単位で集約・強化することにより、セキュリティ水準の確保とコスト削減を図ろうとする全国的な取組。

※2 統計情報、防災情報など行政機関が有する様々な情報を、国民や企業等が利活用しやすいよう、自由に加工できる形式で、二次利用可能なルールの下で広く公開するもの。

(2) 産業のデジタル化

- ・ 近年、デジタル化の波は、IT 企業だけでなく、製造業、サービス業、農業、医療等も含め、すべての産業、社会経済システムに変革をもたらしています。また、脱炭素化、生産性向上等産業が抱える課題は、デジタル化なしに解決することはできない状況です。
- ・ デジタル化関連市場は、今後、大きな成長が期待されており、県内 IT 企業にとって新たなビジネスチャンスとなっています。本県には、最先端の優れた技術を持ち、製品・サービスの研究・開発を行う IT 企業が集積しています。こうした強みを活かし、時代のニーズを捉えた新たな製品・サービスを提供できる企業の育成が必要です。
- ・ 農林水産業では、高齢化や後継者不足により生産力の低下が懸念されていることから、スマート機械等の先端技術を活用し、生産の効率化・省力化を進める必要があります。
- ・ 本県には、数多くの優れた半導体関連企業、半導体人材を育成する大学や高専、工業高校等の教育機関が集積しています。さらに、他に例を見ない公的支援機関として、企業の研究開発を支える「福岡超集積半導体ソリューションセンター」や半導体人材を育成する「福岡半導体リスクリングセンター」を有している強みがあります。
- ・ また、デジタル社会を支える大規模データセンターや半導体等の関連産業についても、時代の変化を正確に捉え、拠点化を図る必要があります。



①中小企業や農林水産業の DX 推進による生産性の向上

「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」(令和8年5月に「福岡県中小企業 DX 推進センター」を改組)において、DX に関する課題を抱える中小企業に対し、業務プロセス改善・変革による生産性向上やビジネスモデルの変革に向けた取組を支援します。

また、農林水産業では、産学官連携による「福岡県農業 DX 推進協議会」を開催し、現地実証を通じ、メーカーと連携してスマート農業のシステムを改善するとともに各地域でのスマート農業推進品目・体制を整理し、スマート農業機械の導入を加速します。

②IT 企業の育成

今後成長が期待されるデジタル化関連産業への参入を促進するため、県内 IT 企業の新製品開発支援やビジネス展開支援等に取り組みます。

5 デジタル社会の実現

③DX 人材の育成

現場に直結した現場技術者向けの人材育成を実施します。また、「九州 DX 推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながら DX 人材育成のプログラム構築を行います。（詳細はⅢ 1（4）①に記載）

加えて、高等技術専門校の電気科、OA 事務科、溶接科に最先端技術の訓練機器を導入し、企業のニーズを踏まえた DX 人材を育成します。（詳細はⅢ 1（4）①に記載）

このほか、経営発展意欲のある農業経営者に対して、事業計画の策定やスマート農業、企業管理能力など具体的な経営課題解決を目的としたリカレント講座を実施して、本県農業を牽引するトップランナーを育成します。

さらに、DX 人材の育成に向け、県農業大学校における農業用ドローンや環境制御装置を備えた DX 対応型ハウスなどの先端技術を活用した実習に加え、各産地においては、更なる収益向上を図るため、農業 DX を牽引する「農業 DX 専門人材」を育成します。

④グリーンデバイス※開発・生産拠点化の推進

カーボンニュートラルの実現に向け、本県の強みを活かしながら、産学官が連携してカーボンニュートラルに対応する製造業を支える「グリーンデバイス」の開発・生産拠点化を推進します。

※ 電力、電圧を制御するパワー半導体、高速処理・効率処理により低消費電力化を実現する半導体及びこれらの関連製品。

⑤大規模データセンターの誘致

デジタル社会の進展を見据え、充実した交通インフラ等、本県が持つ大きな優位性を活かして、自動車の自動運転や遠隔医療等、データ転送のわずかな遅延も許されないビジネスに不可欠な大規模データセンターの誘致に取り組みます。そのため、企業の初期投資の負担軽減や雇用創出等を目的とした福岡県企業立地促進交付金において、データセンターに対する支援内容を拡充しています。

(1) 脱炭素化の推進と産業の育成

- ・ 2021（令和3）年8月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、私たち人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加により、地球温暖化が引き起こされることが初めて断定されました。
- ・ 地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、集中豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加等、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えます。
- ・ 我が国では、2020（令和2）年10月に2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（2050年カーボンニュートラル）を宣言し、2021（令和3）年4月の気候サミットで「2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること」を表明しました。
- ・ また、2020（令和2）年12月には、脱炭素化への挑戦を経済成長の制約と位置付けるのではなく、成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。これを受け、2021（令和3）年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、公布され、パリ協定の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。
- ・ 本県では、グリーン成長戦略で強力に施策を推進する14の分野のうち、既に風力産業や水素産業のほか、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでおり、国の制度も活用しながら、その取組をさらに進めていく必要があります。
- ・ これら温室効果ガスの排出を削減する取組を行っても一定の気候変動は避けられないことから、その影響による被害を防止・軽減していく取組も求められています。



①温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進

●省エネルギー型ライフスタイルへの転換

県民の省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促進するため、省エネルギー・省資源に取り組む家庭を「エコファミリー」として募集し、その活動を「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」を通じて支援します。

また、より多くの人がいつでも、どこでも気軽に温暖化対策に取り組めるよう、温暖化対策に関するポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」を通じて、家庭や事業所等における脱炭素への取組の参考となる各種情報や、県内の環境関連イベント情報などを発信します。

6 グリーン社会の実現

さらに、環境負荷が少ない中古住宅市場の活性化や住宅リフォームの促進に向け、住宅関連事業者団体や政令市などで構成される住宅市場活性化協議会において協議を行い、中古住宅を安心して取引するための建物状況調査「住まいの健康診断」の普及や、地域の住宅関連事業者に向けた研修の開催、若者世帯や子育て世帯を対象にした改修費補助制度であるこどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業など、さまざまな施策に取り組んでいます。

令和4年度からは、木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助制度を設け、耐震改修と併せて省エネ改修等を行う工事に要する経費の一部を補助しています。

また、中古住宅だけではなく、高い断熱性能を有する長期優良住宅の普及啓発など、新築住宅の省エネルギー化に向けた取組も進めています。

さらに、ZEH水準を上回る断熱性能を有し、PPA（電力購入計画）により太陽光発電設備を導入した「福岡未来づくり住宅」で検証した高水準の省エネルギー住宅の持つ光熱費削減効果や健康への好影響について、「福岡未来づくり住宅応援事業者」を通じて県民へPRしていきます。

これらの取組を通じ、省エネルギー性能と耐久性に優れた住宅の更なる普及を図っていきます。

加えて、スケールメリットにより購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用し、太陽光発電設備等の導入を促進します。

●省エネルギー型ビジネススタイルへの転換

県内中小企業等の省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を促進するため、脱炭素に関する相談窓口の設置、情報発信や人材育成の支援のほか、太陽光発電設備等の設置にかかる費用の助成や共同購入等により、県内事業者の脱炭素化を推し進めます。

また、中小企業への脱炭素経営の導入を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定、省エネ・再エネ設備導入計画の策定を支援します。

さらに、県自らも一事業者として率先して温暖化対策に取り組むため、「福岡県環境保全実行計画（第5期改定版）」に基づき、県有施設への太陽光発電設備の導入、県有施設の省エネルギー化に取り組んでいます。

●地域共創による脱炭素地域づくりの推進

脱炭素化と地域課題の一体的解決に取り組む市町村を支援するため、事業化調査への助成と専門家からの助言を提供することにより、先進的な脱炭素地域づくりを推進します。

●公共施設等における再生可能エネルギー導入

次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の普及拡大を図るため、避難所に指定されている県立学校等の屋根への率先導入や民間事業者における導入実証への支援に取り組めます。

●温室効果ガスの吸収源対策

6 グリーン社会の実現

森林の有する水源のかん養や二酸化炭素の吸収などの公益的機能の持続的発揮を図るため、森林所有者等が実施する間伐等に対する支援のほか、今後荒廃のおそれがある森林では、「福岡県森林環境税」を活用した、強度間伐等を実施し、森林の荒廃の未然防止を図ります。

●まちづくりにおける対策

マイカーの利用を抑制するため、パーク・アンド・ライドの推進等による地域公共交通の利用促進やシェアサイクルの普及等による自転車の利用促進に取り組むほか、交通渋滞を緩和し交通の円滑化を図るための街路の整備、都市公園事業の推進による緑地の保全・緑地空間の創出などの対策を進めています。

●道路分野における取組の促進

令和8年6月に、本県の管理する道路において、道路分野の脱炭素化に向けた目標を示した「福岡県道路脱炭素化推進計画」を策定しました。

道路分野における二酸化炭素排出量を削減するため、道路照明のLED化率100%の取組、バイパス整備・4車線化等の道路整備による交通渋滞の緩和対策や自転車通行空間の整備などとともに、低炭素アスファルトの導入促進や次世代太陽電池の道路施設への試験導入など、脱炭素化に資する取組を積極的に行っていきます。

②脱炭素化に資する産業の振興

●新たなエネルギー社会の実現に向けた取組の推進

中小企業者向けのエネルギー対策特別融資制度の運用により資金供給を円滑化し、中小企業者における省エネや再エネの取組を推進します。

国・県の施策情報やイベント・セミナー情報など、県民・事業者役に役立つエネルギーに係る情報を広く提供するため、福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト「ふくおかのエネルギー」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html>)を用い、インターネット上で広く情報提供を行います。

再エネ・省エネの先進事例の紹介やコージェネレーションの認知度向上を図るため、民間事業者向けの「地域で取り組む再エネ・省エネ・コージェネ促進セミナー」や、エネルギー産業の新規参入やビジネスマッチング、開発製品の市場化等を促進するための展示会などを開催します。また、エネルギーの専門的知見を有するアドバイザーを県内の民間企業等に派遣し、助言・指導等を行うことにより、再生可能エネルギーの導入に向けた課題解決を支援します。

●風力発電産業の振興

洋上風力発電は、大量導入が可能であり、また、コスト低減による国民負担の低減効果や経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギーの中でも、特にその導入拡大が期待されています。

県では、風力発電産業の集積及び参入促進に向け、風力発電に関する最新情報の提供

6 グリーン社会の実現

や参入促進に向けた勉強会の開催、展示会における販路拡大支援を行うとともに、県内高校・高等専門学校对学生に対する企業見学及び出前授業や離職者に対する公共職業訓練など、風車メンテナンス人材の育成・確保に向けた取組を行います。

さらに、運転・維持管理分野における業務遂行に不可欠な専門認証取得を支援するなど、連携した風力発電人材の育成支援を実施します。

また、福岡県響灘沖が洋上風力発電の促進区域に早期指定されるよう、関係者との意見交換等を実施します。

●運輸における取組の推進

令和7年5月、本県は、国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域※」の「中核地方公共団体」に、全国6都県のうちの一つとして選定されました。これまで実施してきたFCトラックの導入費支援や運行に係る燃料費の支援、水素ステーションの運営費支援などの取組に加え、重点地域選定による国の支援策を最大限活用して、九州初の大規模水素ステーションの整備やFC大型トラック等の本格導入を推進します。

また、8年度から、既存の中型ディーゼルトラックをコンバージョンした水素エンジントラックの導入の支援を行い、運輸における水素需要のさらなる拡大を目指します。

また、自動車の生産工場におけるカーボンニュートラル化の促進等により、工場や輸送分野における脱炭素化の実現を目指します。

苅田港においては、太陽光発電の導入、製品を製造する過程で発生した廃熱を利用した自家発電、再生可能エネルギー由来のグリーン電力の利活用等、既にCO₂排出量の削減に関する取組が進められています。

また、苅田港及び三池港においては、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けた取組として、港湾脱炭素化推進協議会を開催し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を目指しています。

※燃料電池（FC）商用車の導入や、需要と一体となった水素ステーションの整備を2030年度までの期間において先行的に推進していく中核地方公共団体及び地理的に隣接する都道府県を含めた地域

●ものづくり中小企業の新製品開発支援

高い成長意欲を持ち、製品開発に積極的に挑戦する中小企業が実施する省エネ化につながる製品開発を補助し、ものづくり企業の競争力強化、発展を促進させます。

●農業における取組の推進

農業では、園芸施設で最適な温度管理を行うための自動環境制御装置の導入や保温効果を高める二重被覆の設置を支援し、燃油使用量の削減を進めます。

③気候変動の影響への適応

国内では、高温による農作物の品質低下や動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがあります。

6 グリーン社会の実現

本県においても、年平均気温が100年あたり2.5℃の割合で上昇し、短時間強雨の増加などが見られます。

そこで、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、流域内のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進等の防災・減災、県土強靱化の取組を進めます。

農業分野においては、気候変動に対応した新品種の開発・普及を推進します。

感染症対策においては、デング熱等の蚊媒介感染症の発生動向を把握・分析し、適切な感染予防策が取られるよう、県民や医療関係者に情報提供します。

また、熱中症による健康被害を予防するため、暑さ指数、熱中症（特別）警戒アラート、クーリングシェルター・涼み処等の情報を、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、SNS等で発信します。

このほか、県内における気候変動の影響による被害の防止・軽減を推進するため、「福岡県気候変動適応センター」において、気候変動による影響や適応策に関する情報の収集・発信を行っています。

7 成長産業の創出

(1) 新たな成長産業の創出

- ・ 本県では、これまで、バイオ、半導体、IT、水素エネルギー等新成長産業の育成、集積・拠点化を推進してきました。新成長産業の育成・集積は、本県の将来の発展を支えるとともに、地域における新たな雇用創出、県内中小・スタートアップ企業の大きなビジネスチャンスにつながることから、一層の振興を図る必要があります。
- ・ デジタル化の進展に伴い半導体需要が急増しており、半導体の安定供給が喫緊の課題となっています。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、半導体技術の高度化や半導体エンジニア等の人材不足といった課題が生じています。
- ・ 100年に一度の大変革の時代と言われる自動車産業では、次世代自動車の普及や CASE (Connected (つながる)・Autonomous/Automated (自動化)・Shared/Service (シェアリング/サービス)・Electric (電動化)) の潮流等自動車産業を取り巻く環境は大きく変化しています。2050年カーボンニュートラル宣言を受け、自動車メーカー及び地元自動車関連企業も脱炭素化に向けた前向きな取組が必要です。



① バイオ産業拠点化の推進

本県は、令和3年、国（内閣府）の「地域バイオコミュニティ」（地域の企業や研究機関を中核として、特色あるバイオ産業を展開することで、持続可能な循環型社会を実現し、世界市場にも進出する企業が活躍・発展する地域拠点）の第1号として認定されました。

今後、国のバイオエコノミー戦略と連携した「福岡バイオコミュニティ」の形成を進めるため、本県の強みである「ファーマテック」「フードテック」「ヘルステック」の3分野をターゲットに、ソーシャルインパクトプロジェクトや製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組めます。

優れたものづくり技術を持つ企業集積を活かし、今後成長が期待される医療福祉機器分野への参入を促進するため、病院・施設等の現場ニーズの発掘から製品開発、販路開拓まで、一貫した支援に取り組めます。

② グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進

本県には、数多くの優れた半導体関連企業、半導体人材を育成する大学や高専、工業高校等の教育機関が集積しています。さらに、他に例を見ない公的支援機関として、企業の研究開発を支える「福岡超集積半導体ソリューションセンター」や半導体人材を育成する「福岡半導体リスキリングセンター」を有している強みがあります。

こうした強みを活かし、産学官が連携して、新製品開発支援や、県内企業が開発した優れた製品を大型展示会へ出展することによるビジネス展開、社会人向け人材育成等に取り組

7 成長産業の創出

り組み、カーボンニュートラルに対応する製造業を支える「グリーンデバイス」の開発・生産拠点化を推進します。

③IT 産業の振興

本県には、これまでの取組により、優れた技術を持つ IT スタートアップ・エンジニアが集積しています。こうした強みを活かして、産学官連携組織「福岡県未来 IT イニシアティブ」において IT スタートアップ企業の新製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を発信するフォーラムの開催及び小学生から大学生まで未来の IT 人材の育成支援等に取り組みます。

④宇宙ビジネスの振興

本県には、これまでの産業政策により、世界トップレベルの性能を持つ小型レーダー衛星の打ち上げに成功した宇宙スタートアップ企業や高度な技術を持つものづくり企業、IT スタートアップ企業、大学等が集積しています。こうした強みが評価され、令和 2 年、国（内閣府）から「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選定されました。

本格的な宇宙利用時代の到来に向け、国や JAXA と連携し、宇宙ビジネスの専門家による県内企業への新規参入・ビジネス拡大の支援やネットワーキングイベントの開催、宇宙関連ビジネスの製品・サービスや宇宙福岡食の開発・認証等の支援を通じて、本県発の宇宙ビジネスの創出に取り組みます。

⑤有機光エレクトロニクス※研究開発拠点化の推進

有機光エレクトロニクス分野の研究で世界をリードする九州大学や関連するスタートアップ企業、有機光エレクトロニクス実用化センター等の公的支援機関の集積を活かし、県内中小・スタートアップ企業が取り組む次世代発光材料や製造装置の製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組み、関連産業の育成・拠点化を推進します。

※ 有機化合物を用いて発光を行う技術。同分野において代表的な有機 EL は、ディスプレイに用いると薄型・軽量、フレキシブル、低消費電力が可能となる。

⑥水素分野におけるグリーン成長の推進

本県は、平成 16 年に産学官連携組織「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立し、研究開発や人材育成、産業の育成・集積などを総合的に展開してきました。

令和 2 年の「2050 年カーボンニュートラル宣言」を契機とした脱炭素化の流れを受け、4 年には、「福岡県水素グリーン成長戦略会議」に改組し、水素製造・供給の低コスト化・多様化、FC モビリティなど新たな水素利用分野の拡大、水素関連産業の集積に向けた取組により、水素による「グリーン成長」を図っています。

6 年 10 月には、低炭素水素等の供給と利用を促進する「水素社会推進法」が施行され

7 成長産業の創出

ました。本県においても、「北九州市響灘臨海エリア」を中心とした水素供給拠点の構築に向けた取組と合わせ、県内各地への水素サプライチェーンの展開を推進します。

モビリティ分野では、7年5月に本県が国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」の「中核地方公共団体」に、全国6都県のうちの一つとして選定されました。これまで実施してきたFCトラックの導入支援や運行に係る燃料費の支援、水素ステーションの運営費支援などの取組に加え、重点地域選定による国の支援策を最大限活用して、九州初の大規模水素ステーションの整備やFC大型トラック等の本格導入を推進します。

また、海外との交流では、5年に豪州ニューサウスウェールズ州と締結した「水素分野における協力促進に関する覚書」に基づき、企業のマッチングや大学等の交流支援を実施します。

8年は、既存の中型ディーゼルトラックをコンバージョンした水素エンジントラックの導入の支援を行い、運輸における水素需要のさらなる拡大を目指します。また、将来的に水素分野で活躍する人材のすそ野を広げるため、九州大学や久留米高専などと連携し、中高生を対象とした水素分野の人材育成プログラムを実施します。

⑦北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進

本県は、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASEに対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の4つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を地域の力を結集し総合的に推進しています。

北部九州は産学官が一体となったこれまでの取組により、年間150万台の生産能力を持つ自動車産業の拠点に成長しました。

現地生産の維持、拡大を図るには、これまでの電動化やCASE等の支援に加え、生産性向上や人材確保など多様な課題を解消する必要があるため、産官が連携してサプライチェーンの強靱化に取り組み、国内における自動車産業の拠点として更なる成長を目指します。

⑧風力発電産業の振興

洋上風力発電は、大量導入が可能であり、また、コスト低減による国民負担の低減効果や経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギーの中でも、特にその導入拡大が期待されています。

県では、風力発電産業の集積及び参入促進に向け、風力発電に関する最新情報の提供や、参入促進に向けた勉強会の開催、展示会における販路拡大支援を行うとともに、県内高校・高等専門学校の学生に対する企業見学及び出前授業や離職者に対する公共職業訓練など、風車メンテナンス人材の育成・確保に向けた取組を行います。

さらに、運転・維持管理分野における業務遂行に不可欠な専門認証取得を支援するなど、

7 成長産業の創出

風力発電の人材育成を支援します。

また、福岡県響灘沖が洋上風力発電の促進区域に早期指定されるよう、関係者との意見交換等を実施します。

⑨航空機関連産業の振興

今後、世界的に航空機需要が拡大することが見込まれ、我が国の航空機産業も成長していくことが期待されます。

本県では、産学官からなる「福岡県航空機産業振興会議」を平成 22 年に設立し、24 時間運航可能で広大な用地や港湾機能を有する北九州空港周辺地域への航空機関連企業の誘致とともに、自動車やロボット産業で培った高い技術力を有する県内企業の航空機産業への参入促進に取り組んでいます。

航空機産業への参入支援として、航空機産業関連の展示会・商談会への出展支援や参入を目指す企業グループ「FAIN（福岡県航空機産業研究会）」に対する試作品製作支援等を実施しています。

また、工業技術センター機械電子研究所では、航空機部品に関する加工・検査・評価機能の強化を図り、県内企業の航空機産業への参入を技術面から強力に支援しています。

(2) 創業・ベンチャーの支援

- ・ 地域経済にとって、スタートアップ・ベンチャー・中小企業を育成することは、雇用の増大、地域経済の活性化、次世代を担う人材の育成を図るうえで、極めて重要です。
- ・ 本県では、平成 11 年から令和 6 年度まで「フクオカベンチャーマーケット（FVM）」を基盤とし、ベンチャー企業の資金調達、販路拡大等を幅広く支援してきました。
- ・ こうした県による取組もあり、令和 7 年度は、ベンチャーキャピタル※1 による県内のスタートアップ・ベンチャー企業に対する投資額は約 301 億円となっています。
- ・ このような中、令和 7 年 4 月には、世界的なスタートアップ支援機関である CIC※2 のアジア 2 拠点目となる「CIC Fukuoka」が福岡市天神に開設され、今後、スタートアップやベンチャー企業のさらなる大型資金調達が期待されます。
- ・ また、県内全市町村が産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定しており、市町村の支援を受けた創業件数は近年増加傾向にあります。本県でも、「創業支援等事業計画」の実行支援に取り組んでいます。地域によっては取組が進んでいない状況です。

※1 未上場のスタートアップ・ベンチャー企業に出資して株式を取得し、将来の売却益を得ることを目指す投資会社。

※2 Cambridge Innovation Center の略。米国・ボストンを本拠点とし、スタートアップや起業家の支援を行う。



①スタートアップ・ベンチャー支援

「CIC Fukuoka」の中に県の新たなスタートアップ支援拠点「グローバルコネクト福岡」を令和 7 年 5 月に開設。スタートアップ、ベンチャー及び挑戦意欲の高い中小企業の資金調達やビジネスマッチング、海外展開等を一体的に支援します。

国内外のベンチャーキャピタル、事業会社とのマッチングの場を提供し、企業の資金調達や販路拡大等を支援する「F★Pitch」を毎月第三木曜日に開催します。

また、スタートアップ向けアクセラレーションプログラム「福岡県 NEXT ユニコーン育成スパークプログラム」、「ISSIN」や、アトツギベンチャー※1 やサッシンベンチャー※2 の、新規事業開発を伴走支援するプログラムを行うほか、九州大学との連携により創設した「福岡県 CX0 バンク」を通じた、CX0 人材※3 とスタートアップや中小企業とのマッチングを行い、企業の成長を支援します。

※1 若手後継者（アトツギ）が家業の経営資源を活用して新事業に挑戦する中小企業。

※2 後継者でなくても第二創業などの新分野に挑戦する中小企業。

※3 Chief X Officer の略であり、企業活動における X(業務・役割)の最高責任者。

7 成長産業の創出

②地域創業支援

「地域中小企業支援協議会」の構成機関が主催する創業セミナーや相談会を通じて、創業に関する意識の醸成を図るとともに、創業希望者の創業に向けた取組が促進されるよう支援します。

また、県内全ての市町村が策定した創業支援事業計画の実行を支援する等、地域の特徴や強みを生かした創業支援の取組を促進します。地域資源の活用や地域課題の解決をテーマとしたビジネスプランコンテストの開催を通じ、創業者を発掘するとともに、「地域中小企業支援協議会」を中心に地域ぐるみの創業支援を実施します。

(1) 経営基盤の強化

- ・ 少子高齢化による生産年齢人口の減少等を背景に、労働力不足が深刻化する中、県内中小企業においては、自社の強みを生かす事業計画の策定、新たな技術や高効率な設備の導入、DXによる業務の効率化を通じた生産性の向上が喫緊の課題となっています。
- ・ また、中小企業の中には、優れた商品を持っているものの、単独でのバイヤーへの働きかけ等が難しく、販路の拡大につなげられない事業者が多く存在します。
- ・ さらに、中小企業においては、経営者の高齢化が進んでいますが、「後継者候補がない」、「事業の売却・譲渡先が見つからない」など事業承継に課題を抱える事業者数は、依然として全体の約6割にのぼるなど、事業承継の取組を引き続き進めていく必要があります。



①生産性向上

「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」（令和8年5月に「福岡県中小企業DX推進センター」を改組）では、中小企業診断士等が企業診断により課題を明確化し、結果を踏まえて専門アドバイザーが最適策を具体的に指導する伴走型のきめ細かな支援を行い、中小企業の「業務の効率化」、「デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革(DX)」等、生産性向上の取組を強力に支援します。

また、建設分野における生産性の向上を推進するため、遠隔臨場の取組拡大やICT活用工事の一層の普及など、建設業におけるDXがより促進されるよう支援します。

②産業人材育成

現場に直結した現場技術者向けの人材育成を実施します。また、「九州DX推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながらDX人材育成のプログラム構築を行います。加えて、中小企業の生産性向上に資する中核人材を育成します。（詳細はⅢ1（4）に記載）

加えて、高等技術専門校の電気科、OA事務科、溶接科に最先端技術の訓練機器を導入し、企業のニーズを踏まえたDX人材を育成します。（詳細はⅢ1（4）①に記載）

③価格転嫁の円滑化

官民労13団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、コスト増加分を適切に価格に反映させる機運の醸成に取り組んでいます。

また、「賃金と物価の好循環」の実現に向け、「価格転嫁相談窓口」の設置や、「価格転嫁円滑化推進大会」、業界向け講習会、賃上げや価格転嫁に取り組む事業者に専門的知見から伴走支援する「中小企業賃上げ応援専門家」の派遣を実施しています。

8 中小企業の振興

④経営改善支援

経営改善サポートデスクを開設し、経営の改善に取り組む中小企業に対し、アドバイザーによる簡易経営診断を実施するとともに、必要に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営改善計画策定や販路拡大・新商品開発を支援しています。

⑤販路開拓支援

商談会や展示会の開催、首都圏等で開催される大規模展示会への出展支援等により、中小企業の販路開拓を支援しています。

また、中小企業の販路開拓支援を行う常設店舗「DOCORE ふくおか商工会ショップ」の運営に対して助成を行い、県内の地域特産品や隠れた逸品の販路開拓及びテストマーケティングの場を提供しています。

⑥事業承継支援

中小企業の経営者は高齢化が進んでおり、事業承継が極めて重要な課題となっています。県内中小企業の事業承継を促進するため、商工会議所、商工会、金融機関、専門家団体、行政など170の関係機関が参画する「福岡県事業承継支援ネットワーク」を設立し、関係機関一体となって、経営者の気づきから事業承継の実現までを一貫して支援しています。

また、事業承継前の売上拡大・業務効率化等の収益力強化につながる取組を支援するとともに、事業譲渡を希望する事業者や事業譲受を希望する者が支払うM&Aに伴い発生する諸費用を支援しています。

⑦資金繰り支援

取扱金融機関への預託や保証協会への保証料補填、損失補償により、低利で保証料負担の少ない県制度融資による資金繰り支援を行っています。

令和8年4月から物価高等により厳しい状況にある中小企業の経営改善を支援するため、8年度に限り保証料を低減した「経営改善促進特別融資」を創設しました。

また、「DX・生産性向上支援資金」を創設し、DX・デジタル化、業務プロセスの効率化など生産性向上に取り組む県内中小企業の資金繰りを支援しています。

さらに、令和8年7月には、「中東情勢対応緊急つなぎ融資」を創設し、中東情勢の影響を受け、急激な仕入れ価格の上昇や資材の入手困難等により、経営に支障をきたす県内中小企業への資金繰りを支援しています。

⑧県内就職の促進

企業規模や知名度にとらわれない職業選択による県内就職の促進を図るため、高校生や大学生等を対象とした地元企業の見学会や地元企業経営者等との座談会を実施してい

8 中小企業の振興

ます。

また、高校の進路指導教員に地元企業への理解を深めていただくため、県内4地域で高校教員と地元企業の交流会を実施しています。加えて、県内企業の人材確保を支援するため、県内外の大学関係者と地元中小企業の情報交換会を開催しています。

⑨魅力ある職場づくりの促進

若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりのため、働き方改革に関する各種制度の導入を促進するセミナーを開催し、働き方改革の実践に向けた支援を行うほか、働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の更なる参加企業の拡大と企業の自主的な取組を支援するためのフォローアップを実施しています。

また、中小企業で働く労働者の雇用環境を改善し、雇用の安定を実現するため、中小企業雇用環境改善支援センターを設置し、人材確保・定着・育成に関する企業向けセミナーや専門のアドバイザーによる個別相談を実施しています。

⑩外国人材受入企業支援

育成就労制度への移行を見据え、技能実習生の受入れに向けた企業の魅力発信や居住環境整備等を行う県内中小企業への支援を実施しています。

⑪奨学金返還助成による人材確保支援

中小企業が実施する従業員の奨学金代理返還や手当支給に要する経費に対し助成を行い、中小企業の若手人材確保に向けた経営支援を実施しています。

(2) 新たな事業展開の促進

- ・ 人口減少に伴う国内需要の縮小や労働力の減少、アジア諸国の成長に伴う消費市場の拡大、グローバル競争の激化、デジタル化技術の進展、経営者の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への対応等、県内中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 中小企業がこれら様々な環境の変化に対応し、発展していくためには、既存の事業だけではなく、新たな事業展開を促進することが必要です。
- ・ しかしながら、中小企業では経営資源や情報収集にも限界があることから、行政による適切な支援が求められています。
- ・ これら課題に対応するため、
 - ① 新たな事業展開に取り組む「経営革新」による支援
 - ② 工業技術センターによる技術高度化支援
 - ③ 特許、意匠、商標等の知的財産の取得・活用支援
 - ④ デザイン活用や農商工連携による高付加価値製品の開発と販路開拓に取り組んでいくことが必要です。



①経営革新計画策定・実行支援

本県では、事業者が新しい事業活動を行うことにより、その経営の向上を図ることを目的とした経営革新を推進しています。商工会議所・商工会をはじめとする支援機関との連携により、経営革新計画の策定支援体制を整備するとともに、県内4地域に「経営革新計画策定指導員（中小企業診断士）」を配置して計画の質を高め、着実な実行に向けた支援を行います。

また、物価高・人手不足等の経営環境の変化に対応するために、経営革新計画に基づく新事業活動を行う県内中小企業等を支援します。

②技術の高度化支援

「工業技術センター」の4つの研究所がそれぞれ担当する産業分野の研究開発、人材育成、技術相談等に取り組み、ものづくり企業の製品品質・生産性の向上や製品・サービスの創出・改良、新規事業展開を支援します。

「技術支援コネクトグループ」を工業技術センター内に設置し、オンライン技術相談機能等を強化することで、ものづくり企業の更なる支援の裾野拡大や競争力の底上げを図ります。

また、「プロフェッショナル人材戦略拠点」により、新商品の企画・開発等の専門技術

8 中小企業の振興

を身につけた人材の確保を支援します。

③知的財産支援

「知的財産支援センター（福岡、北九州、久留米）」を拠点に、知的財産に関する相談、外国出願、特許を活用した製品開発、知的財産実務者の育成等、中小企業の特許等の取得・活用を支援します。

④商品開発・販路開拓支援

本県では、平成9年に設立された「福岡県産業デザイン協議会」を中心として産業デザインの振興に取り組んでいます。中小企業が製造販売するデザイン性に優れた商品・サービスの審査表彰を行う「福岡デザインアワード」をはじめ、商品開発の課題を抱える企業と学識経験者やデザイナーを交えた議論を行う、デザイン開発ワークショップの開催等を通じて、国内外に通用する高付加価値製品の開発と販路開拓を支援します。

また、中小企業振興センター内に農商工連携アドバイザーを配置し、商工業者と農林水産業者の連携による商品開発・改良と販路開拓に向けた助言・指導を行い支援します。

(3) 小規模企業者の事業の持続的な発展

- ・ 令和7年3月、国において第Ⅲ期小規模企業振興基本計画が閣議決定され、計画において、日本経済が「潮目の変化」を迎える中、小規模事業者が経営力向上や地域課題解決に取り組む必要性が示されるとともに、支援機関の体制強化や支援機関同士の連携を通じて地域全体で支援していく考え方が示されました。
- ・ 本県においても、平成27年4月から県、中小企業支援団体、金融機関等からなる地域中小企業支援協議会を県内4地域で設立し、地域の総力を挙げて小規模企業者の支援に取り組んでいます。
- ・ 少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足や限られた経営資源、地域ごとに抱える課題等、小規模企業者が直面する問題を解決し、事業の持続的な発展につなげていくためには、引き続き、デジタル化による生産性向上や販路開拓等による支援が必要です。
- ・ また、地域経済はコロナ禍以前から厳しい状況にあり、引き続き消費の下支えを行っていくことで、地域のにぎわいの場である商店街の活性化を図る必要があります。



①計画的な経営の促進

地域中小企業支援協議会、商工会議所、商工会によるセミナーの開催を通じ、事業計画の重要性等について理解促進を図っています。

また、商工会議所・商工会の経営指導員による巡回指導・個別相談や中小企業診断士等の専門家を派遣することにより、小規模企業者の事業計画策定の支援をしています。

②事業継続力の向上

経営指導員による巡回指導をはじめとした商工会議所・商工会による伴走支援や地域中小企業支援協議会による重点支援の取組を強化し、小規模企業者の事業継続力の向上を図っています。

また、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会が、計画策定のワークショップや災害予防タスクチームの派遣、策定した計画を発表するフォーラムを開催することで、中小企業の事業継続力強化計画策定を支援します。

③資金繰り支援

福岡県中小企業振興資金融資制度の「小規模事業者振興資金」等により、小規模企業者の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。

8 中小企業の振興

④生産性向上・DX 推進

「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」（令和8年5月に「福岡県中小企業DX推進センター」を改組）では、中小企業診断士等が企業診断により課題を明確化し、結果を踏まえて専門アドバイザーが最適策を具体的に指導する伴走型のきめ細かな支援を行い、中小企業の「業務の効率化」、「デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革（DX）」等、生産性向上の取組を強力に支援します。

⑤販路開拓支援

商談会や展示会の開催、首都圏等で開催される大規模展示会への出展支援等により、中小企業の販路開拓を支援しています。

また、中小企業の販路開拓支援を行う常設店舗「DOCORE ふくおか商工会ショップ」の運営に対して助成を行い、県内の地域特産品や隠れた逸品の販路開拓及びテストマーケティングの場を提供しています。

⑥商店街の活性化

後継者不足、施設の老朽化、来街者の減少などの課題に直面している商店街に対し、その課題解決に向けた取組を支援します。

また、商店街の次代を担う若手経営者を育成するため、市町村・商工団体と連携し、若手経営者グループによる地域の商店街振興に向けた活動を支援します。

(1) マーケットインの視点での生産力の強化

- ・ 農林水産業では、高齢化や後継者不足により生産力の低下が懸念されている一方、少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化に伴って消費者ニーズが多様化していることから、時代に対応した生産力と競争力の強化が求められています。
- ・ 本県ではこれまで、担い手への農地の集積・集約や経営規模の拡大、スマート機械等の先端技術を活用した生産の効率化・省力化を進めてきましたが、今後はこれらに加え、消費者が求める農林水産物を、生産から消費までのデジタルデータを活用して、これまで以上に効率的に生産・供給する取組が必要です。
- ・ また、林業と漁業では、資源の適切な管理と利用の循環により、生産力を維持・向上させる取組が必要です。



①消費者ニーズに対応した生産の促進

水田農業では、水稻の「元気つくし」や小麦の「ラー麦」、大豆新品種「ふくよかまる」等の優良品種の作付けを拡大するとともに、トラクターやコンバインといった農業機械等の導入により、米・麦・大豆の品質向上と安定生産を図るとともに、優良種子の安定供給を推進します。

園芸農業では、いちごの「あまおう」や柿の「秋王」、みかんの「早味かん」、なしの「玉水」などの優良品種の作付けを拡大するとともに、耐候性ハウスやいちご高設栽培施設、高性能機械等の導入により、園芸作物の品質向上と安定生産を促進します。

畜産では、「博多和牛」の肉質と増体に加え、脂肪の質の向上のための新たな飼養管理技術の導入支援や現地巡回指導に取り組みます。また、規模拡大に必要な施設や自給飼料の生産に必要な機械の導入支援とともに、酪農経営の省力化機械、生乳や肉用牛の生産を増加させるための高能力乳用牛や肥育もと牛の導入、ゲノミック評価を進めていきます。

林業では、「博多ぶなしめじ」や「博多えのき」といったきのこの品種改良や人工ほだ場の整備、運搬車の導入といった生産基盤の整備を支援するとともに、メンマ製造者が若い竹を利用する体制を整備してたけのこ産地の振興を図るなど、特用林産物の品質向上や生産の効率化を促進します。

水産業では、消費者ニーズへの対応力を強化するため、高品質な冷凍商品の供給拡大に必要な商品開発を支援しています。

②DXの推進による高品質・高収量・省力化の実現

水田農業では、ロボットトラクターやドローン等のスマート農業機械等を導入し、収量、品質、労働時間等のデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進

9 農林水産業の振興

します。

園芸農業では、「あまおう」やなす等の施設園芸において、労働負担の軽減や生産性向上を図るため、ハウス内の環境を遠隔で監視・制御できる IoT、AI 等を活用した新技術の導入を推進します。さらに、生産から販売、消費までのデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進するとともに、産地や物流拠点が共有・活用できるシステムの構築を支援し、物流の効率化を推進します。

林業では、航空レーザー測量を実施することで、森林資源の情報や境界情報をデジタル化し、調査や作業計画の策定などの作業を大幅に省力化・高精度化する取組を進めるとともに、ICT 高性能林業機械の普及による収益性の向上や林業用ドローンを使いこなす人材の育成により、植栽作業の効率化を図ります。

また、木材生産者、木材加工業者、工務店などの関係者間で需給情報の一元管理や需給マッチング等を行う協議会に対し、活動に必要な助言を行っていきます。

水産業では、筑前海の漁船漁業の効率的な操業を推進するため、漁業者が漁場の選定に活用できるよう、7日先までの水温や潮流等の予測情報を提供しています。また、有明海ではノリ養殖の安定生産のため、リアルタイムの水温や潮位等の海況情報や気象情報、ノリの生育情報とともに、3日先までの潮位や水温等の予測情報を提供しています。豊前海では、貧酸素水塊の発生を予測し見える化するシステムの開発に取り組みます。

③生産基盤強化と集約化、大規模化の推進

本県農林水産業の競争力強化を図るためには、生産性の向上が不可欠であることから、幹線水路や揚水機場といった農業水利施設をはじめ、基幹的な林道、漁港施設など生産基盤の強化に向け計画的な整備に取り組んでいきます。

また、ほ場整備や畦（あぜ）の除去などによる農地の大区画化とともに、農地中間管理事業を活用し、経営規模拡大に意欲のある個別農家や集落営農法人といった担い手への農地の集積・集約を推進します。

さらに、選果場やカントリーエレベーター等の共同利用施設の効率的な利用や運営コストの低減等を図るため、複数 JA での広域利用や再編整備を推進し、将来にわたって利用可能な体制の構築を進めていきます。

林業では、効率的で安定的な林業経営が行われるよう、小規模・分散的に所有されている森林を森林組合といった林業経営体に集約化する経営受託を促進します。また、林業の生産性に大きく影響する、大型機械等への更新を支援することで、林業経営体の生産基盤の強化を促進します。

漁港では、岸壁や物揚場等の漁港施設の機能を保全するため、機能保全計画の見直しや計画に基づく補修を実施しています。

9 農林水産業の振興

④資源の循環利用を通じた県産木材の供給拡大

林業では、本県の充実した森林資源を有効活用するため、主伐を行う事業者に対して搬出経費の一部助成を行い、主伐を推進します。

原木生産の低コスト化を図るため、高性能林業機械の導入や路網整備に対して支援するとともに、効率的な作業システムの普及・定着や、年間を通じて植栽可能なコンテナ苗を活用し、主伐から植栽までを連続して行う「一貫作業システム」の導入を推進します。

さらに、製材品については、製材工場における木材加工流通施設の整備を促進し、供給力強化を図ります。

⑤海や河川の特性に応じた漁場や資源づくりの推進

本県は、筑前海及び有明海、豊前海の3つの海と、筑後川や矢部川などの河川を有しており、それぞれの特性に応じ、魚礁の設置や底質環境の改善などによる漁場づくりを進めています。例えば、有明海では、大規模な覆砂による底質改善を行っており、アサリなど二枚貝の増殖に繋がっています。

また、藻場は、「海のゆりかご」とも呼ばれ、水生生物の産卵場や稚魚の育成場となることから、漁業者が行う海藻を増やす取組や、食害生物であるウニの除去といった活動を支援しています。

水産資源を持続的に利用するため、漁業種類ごとに操業の期間や区域を制限するなどの規制を行うとともに、漁業者による自主的な資源管理の取組を定める資源管理協定の策定やその見直しを支援しています。併せて、漁業者によるクロアワビやガザミ、アカウニ、トラフグなどの種苗放流も支援しています。

ノリやカキなどの養殖業においては、生産が安定するよう、水温や塩分などの海況や生産状況を的確に把握し、その情報を漁業者へ迅速に提供するとともに、漁場環境に応じた、きめ細かな養殖指導を行っていきます。

内水面では、漁場環境の変化に影響を受けているアユの生産を安定させるため、成熟抑制した親アユの生産・放流技術を確立することで、漁業者の収入向上を図ります。

(2) 「選ばれる福岡県」に向けたブランド力強化、販売の促進

- ・ 本県では、販売単価 21 年連続日本一の「あまおう」をはじめ、九州一の出荷羽数を誇る「はかた地どり」等の県育成品種や全国茶品評会において常に上位に入賞している「福岡の八女茶」、全国有数の生産量を誇る「福岡有明のり」等、数多くのブランド農林水産物が生産されています。
- ・ これらのブランド農林水産物は高単価で販売される等、市場関係者や消費者から高い評価を得ていますが、他産地も独自品種を開発し、ブランド化を進めており、産地間の競争がますます激しくなっています。
- ・ このため、消費者ニーズに対応した県独自品種の開発・普及を加速するとともに、県内はもとより、国内外に向けて本県農林水産物の魅力発信と認知度向上に取り組み、ブランド力を強化していくことが必要です。



①世界への福岡の農林水産物等の魅力発信と輸出の拡大

「あまおう」や「福岡の八女茶」、温州みかん、博多和牛などの本県ブランド農林水産物は、その品質が高く評価され、アジアや米国などに輸出されています。

本県では、県産農林水産物の認知度向上、輸出拡大を図るため、輸出先国・地域の量販店や高級飲食店における販売促進フェアの開催、海外バイヤーとの商談会、メディア等を活用した情報発信などを実施しています。

令和8年度は、台湾において県産酒の認知度向上と販路拡大を図るため、飲食店関係者などの実需者を対象とした商談会の開催や、県内酒蔵への招へいを行います。

また、新たな販路の確保を図るため、県産活水産物のベトナムへの流通ルート構築に向けた試験輸出に取り組めます。

さらに、九州・山口が一体となった官民共同での輸出プロモーションにも取り組み、豊かな自然と食に恵まれた九州・山口をアピールします。

②県独自品種や新技術の開発・普及の加速

県農林業総合試験場では、消費者ニーズに対応した、競争力の高い特長ある新品種や、気候変動に対応した新品種を開発するとともに、農協や森林組合等と連携して、高品質化、低コスト化を進める技術の開発に取り組んでいます。

具体的には、高温といもち病に強い米や、「福岡の八女茶」の新品種開発に向けた現地試験・品質評価の実施、「あまおう」の生産拡大に向けた環境保全型いちご増収技術、「はかた地どり」の供給体制強化に向けた DNA 分析による鶏の選別技術の開発などを行っています。

県水産海洋技術センターでは、消費者や水産業者のニーズに沿った試験研究を実施し、

9 農林水産業の振興

その成果を迅速に漁業者等へ普及しています。アサリなど二枚貝や海藻の増殖に関する技術の開発に取り組むとともに、海況予測技術の開発や水産加工品の開発・販売に関する研究などを行っています。

③福岡の農林水産物等の認知度向上と販売の促進

首都圏及び関西圏等の外食・中食事業者へ、県産農林水産物と日本酒等の加工品を「福岡の食」として一体的に売り込み、「福岡の食」の認知度向上と販売・消費の拡大に取り組んでいます。これらの販売促進活動を通じて得られた外食事業者等からの食材に関する要望等を把握・分析し、生産者や製造事業者へフィードバックすることで、今後の取引拡大へつなげます。

また、東京に設置したアンテナレストランにおいて、四季折々の県産食材を使用した「こだわり」のメニューを提供することで「福岡の食」の魅力を発信し、県産農林水産物及び加工品のさらなる販売・消費の拡大を図ります。

さらに、GI 認定を受けた県産酒の販売拡大に向け、県産酒ナビゲーターの育成や公式 Web サイトの多言語化を実施するとともに、県内で開催される全国会議や国際会議において、県産食材を PR し、提供される料理への利用を働きかけます。

加えて、農林漁業者の所得向上を図るため、消費者ニーズをとらえた付加価値の高い6次化商品の販売を促進します。

このほか、令和5年度に北九州市中央卸売市場内で共用を開始した「Marukita Logistics Base(丸北物流拠点)」を活用した県産青果物の共同輸送を推進するとともに、航空機輸送によって付加価値を高めた県産青果物の販売促進に取り組みます。

④新たな木材需要獲得による県産木材の利用推進

県有施設をはじめとした公共建築物等の木造・木質化や、林道工事での木製ガードレールの導入など公共土木工事における木材利用を推進します。

また、公共・民間施設等での木材利用促進に向け、木造ビルの提案ができる人材を育成するため、建築士等を対象とした技術者講座を開催するとともに、木造・木質化の普及に取り組む団体が行う、課題解決ワーキンググループ開催やアドバイザー派遣といった活動への支援を通じ、木造建築を検討する事業者などに対し、設計や工法についての技術的な支援を行っていきます。

さらに、非住宅建築物の木造化を推進するため、木造設計への支援や、学生向けの木造建築デザインコンペを通じた若手人材の育成を行います。

加えて、中高層建築物での需要が見込まれる CLT への県産木材シェアを拡大するため、森林組合や製材工場、CLT 製造企業といった関係者と連携して、運搬方法の見直しや規格の標準化により県産木材を使用した CLT の低コスト化に取り組めます。

9 農林水産業の振興

このほか、未利用間伐材などのバイオマス利用を促進するため、間伐材等の効率的な収集・運搬方法の普及を進めるとともに、チップに加工する機械や、温浴施設等での木質チップボイラーの導入を支援していきます。

(3) 農林水産業の次代を担う人材の育成

- ・ 農林水産業では、担い手の高齢化や後継者不足が進行しており、これらに対応するため、新規就業者の確保・定着に加え、担い手（既就業者）の規模拡大や雇用導入を推進してきました。今後も、次代を担う人材を育成するため、更なる取組の強化が必要です。
- ・ 担い手の経営発展のためには、日々進歩するスマート機械やデジタルデータを活用し、経営改善等に取り組むことができる人材の育成が必要です。
- ・ また、新規就業者の安定的な確保・定着を図るためには、雇用環境の改善はもとより、技術習得を進める研修受入体制の整備・強化が必要です。
- ・ 加えて、多様な人材が活躍する農林水産業・農山漁村の実現に向け、女性農林漁業者や障がいのある方の能力発揮や社会参画の推進が必要です。



①農林漁業者の経営発展の推進

農業大学校を拠点に、経営発展意欲のある農業経営体に対して、事業計画の策定やスマート農業、経営管理能力など具体的な経営課題解決を目的としたリカレント講座を実施し、本県農業を牽引するトップランナーを育成します。

また、強い農業構造を確立するため、経営判断能力を高める研修に加え、経営面積の拡大に必要な支援を行うことにより、本県農業の未来を担う企業型経営体を育成します。

林業では、高齢化などにより経営意欲が減退した森林所有者に代わり、森林組合などが林業経営をできるよう、経営の受託を促進します。

さらに、経営が不十分な森林を、市町村を介して、意欲と能力のある林業経営者に集約化する森林経営管理制度を活用し、林業経営者の経営受託を一層推進していきます。

漁業では、若手漁業者を対象に、ノリやカキの養殖技術指導を行うとともに、個別相談会やアドバイザー派遣を通じ、ノリ養殖経営体の法人化を支援します。

②産地での受入体制強化による新規就業者の確保・定着の促進

本県では、より多くの農林水産業の新規就業者を確保するため、農林水一体となった就業セミナー・相談会をはじめ、東京等で開催される就業相談会へのブースの出展を行っています。

また、新規就業者を定着させるため、農業では、国の新規就農者育成総合対策の活用促進や新規就農者に対する営農基礎講座を実施していきます。

林業では、就業希望者に対する基礎的な技術講習会や、本格就業前のトライアル雇用、就業後の経験年数に応じた研修等を実施していきます。

9 農林水産業の振興

漁業では、水産高校の生徒に、県内の沿岸漁業への就業検討のきっかけとなるよう、漁業現場での水産高校生の研修支援を行います。また、経験の少ない就業直後の漁業者に対して養殖技術の研修等を行うとともに、就業希望者への情報提供及び相談を行っていきます。さらに、外部からの就業者の受け皿づくりのため、ノリ養殖経営体の法人化を進めていきます。

③女性農林漁業者の能力発揮の促進

農業従事者の4割を占めている女性の果たす役割は、非常に重要であることから、女性農林漁業者への経営参画支援を通じ、農村社会における女性の地位向上、地域の関係機関・団体の方針決定に関わる場への女性の登用を促進します。

本県では、農業農村の固定的な役割分担意識の解消に向けたワークショップや女性が農業技術などを学ぶ研修を行います。

また、女性認定農業者を増やす取組として、経営改善計画検討会の開催や新たな生産品目の導入支援を行います。

④農福連携の推進

農業の担い手として障がい者就労支援施設への作業委託や障がい者就労支援施設が農業に取り組む農福連携を推進するため、一連の農作業を細分化する手法や配慮する点などを学ぶための農福連携講座を開催します。

また、農業人材の確保や障がい者の賃金向上を図るため、農業分野における障がい者雇用の実証を行うとともに、環境整備を支援します。

(4) 持続可能な農林水産業に向けたワンヘルスの推進

- ・ 令和3年1月に公布された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」では、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのものというワンヘルスの基本理念が示され、人獣共通感染症対策や環境保護、環境と人と動物のより良い関係づくり等の基本方針が規定されています。
- ・ 農林水産分野では、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防に加え、人獣共通感染症への対策も必要となります。そのため、家畜保健衛生所の機能を野生動物や愛玩動物まで拡充することが求められます。
- ・ また、「福岡県民ニーズ調査」（令和7年度）では、安全で安心な農林水産物の提供や食の大切さの教育（食育）の推進が求められています。これらの取組や自然とのふれあい等を通じワンヘルスの基本理念を普及・啓発していく必要があります。



①ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育の推進

ワンヘルスの理念に沿って生産・販売される農林水産物等を認証する「福岡県ワンヘルス認証制度」を推進し、認証商品のロゴマークや専用ホームページでの情報発信、大規模イベントでのPR販売及び大手量販店でのフェアや常設コーナーの設置等により、農林水産業におけるワンヘルスの取組を県民に周知します。

さらに、ワンヘルスの実践が、次世代の食と農につながることを理解を進め、県民に認証ロゴマークが付いた県産農林水産物を選んでもらうことで、地産地消につなげます。

県産農林水産物を積極的に購入する「地産地消応援ファミリー」、年間を通じて県産農林水産物を使用する「地産地消応援の店」、県産農林水産物の消費拡大や農山漁村地域での社会貢献活動を実施する企業・団体である「農林漁業応援団体」からなる「ふくおか農林漁業応援団」を増やすことにより、県民の県産農林水産物への支持拡大を図ります。

11月の「食育・地産地消月間」に関係団体と連携し、食や農林水産業の大切さを考える県民大会の開催などにより、地産地消を推進します。

また、学校給食において、県産米「夢つくし」・「元気つくし」の導入支援や、県産ブランド農林水産物である「博多和牛」「福岡有明のり」の提供に必要な食材費の助成、県産農産物を優先利用するための食材調達システムの開発などにより、県産農林水産物の利用拡大を図ります。

さらに、生産者と消費者の交流を促進する「農林漁業体験ツアー」を実施するほか、小中学校等での調理実習での柿の皮むき体験の実施や食育出前講座の開催、総合学習等で活用できる食育動画の提供により、食育を推進します。

9 農林水産業の振興

②心や身体健康づくりに向けた森林等の利用推進

県民の心や身体健康づくりのため、森林浴体験ツアーの実施などにより、「ワンヘルスの森」の利用を推進します。

また、木材や木製品とのふれあいを通じて、県民が木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学べるよう、福岡おもちゃ美術館において専門講師による講座を開催し、木育を推進する人材を育成します。加えて、県産木材を使用した玩具の貸出を行うことで、各種団体が取り組む木育イベントを支援します。

花や緑のもつ癒し、情操の向上等の機能に着目し、花や緑を教育、地域活動に取り入れる取組である「花育」の推進を図ります。若年層の花きへの興味や飾花習慣を醸成するため、小学生を対象としたフラワーデザインコンテストの実施、親子で参加するアレンジメント教室の開催等、花関連のイベントを積極的に開催します。

③環境に配慮した生産と食の安全・安心の推進

農薬や肥料の適正使用や農業生産活動の実施、記録、点検及び改善活動を行う農業生産工程管理（GAP）を通して、県産農産物の安全確保を推進します。

加えて、適正な食品表示を推進するため、小売店・直売所等を対象とした巡回調査を実施します。

畜産物においては、生産段階での安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場 HACCP の普及を推進しています。

また、家畜伝染病の発生予防対策を推進し、農林水産物の安全確保に努めています。

④動物の保健衛生の一元化と家畜防疫の強化

動物の保健衛生に一元的に取り組むために、筑後家畜保健衛生所を移転し、新たに野生動物や愛玩動物の保健衛生業務を付加した「動物保健衛生所」の整備を進めるとともに、動物の保健衛生を担う人材の育成に取り組めます。

安定的な畜産経営を行うためには、衛生的な環境で、病気にかかりにくい、健康な家畜を育てることが大切です。このため、農家に対して、個別に衛生管理技術指導を実施し、農場の消毒や病原体の侵入防止対策などを定めた飼養衛生管理基準の遵守と、更なる衛生意識の向上を図ります。また、農家の生産性向上のため、家畜保健衛生所、農林事務所、普及指導センター、市町村及び農業協同組合が連携し、多方面からきめ細やかな生産指導に取り組んでいきます。

また、万が一、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）などの特定家畜伝染病が発生した場合に防疫対応が円滑に行えるよう、九州各県の防疫実務者との連携強化を進めています。さらに、迅速かつ的確な初動防疫を行うために、県職員、畜産関係者、協定団体等を広く参集して、実際の防疫措置を模擬体験する実践型の演習を定期的に開催するとともに、必要な防疫資材の整備を図っていきます。

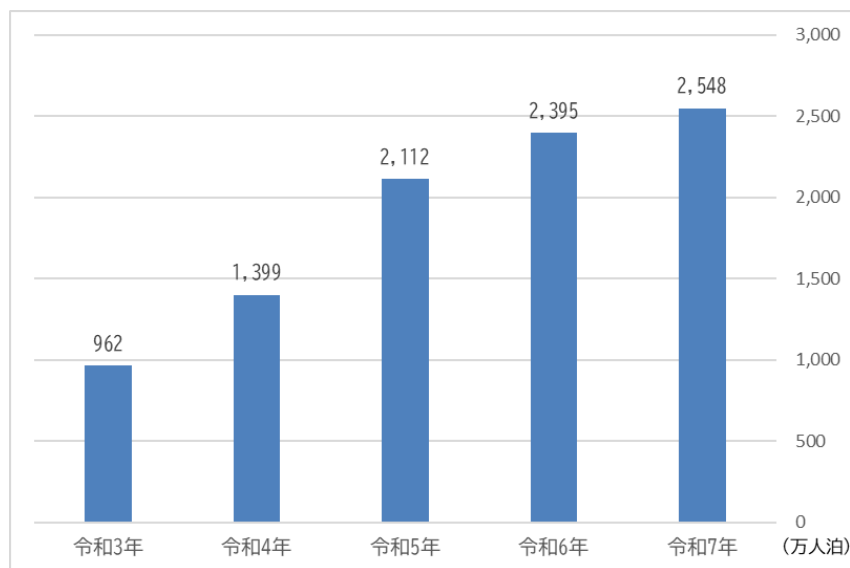
9 農林水産業の振興

“One Health” アプローチの考え方から、医療分野で問題とされる人と動物の共通感染症や薬剤耐性菌対策に畜産・獣医療分野から取り組むことで、人と動物の安全・安心の向上を図っていきます。

(1) 観光産業の高付加価値化

- ・ 本県の延べ宿泊者数は、令和7年は前年比 6.4%増の 2,548 万人泊となり、過去最高となっています。(図1)
- ・ 旺盛な観光需要を県内各地に取り込むため、旅行者の受入環境の充実に取り組むとともに、観光産業の生産性向上を図る必要があります。

図1 延べ宿泊者数



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」



①観光産業の生産性向上、収益性の向上

宿泊事業者に対して観光産業に知見のある専門家の派遣等を行い、経営課題の改善やユニバーサルツーリズム推進の取組を支援することで、生産性向上及び観光需要の取り込みによる収益性の向上を図ります。

また、県内全域の集客強化のため、宿泊施設のサービス向上のための研修会の開催や宿泊施設が行う観光地の魅力を発信する取組を支援するとともに、飲食店におけるベジタリアン・ヴィーガン、ムスリムといった多様な食習慣や文化的慣習への対応等、国内外からの旅行者の受入体制の強化を支援します。

加えて、飲食店等へのサイクルスタンド等の整備支援を行うとともに、宿泊事業者を対象に宿泊者の自転車持ち込み等を可能とする施設整備を支援します。

②新たな事業展開の支援

観光資源の魅力向上、周遊促進、さらなる誘客、旅行消費額の拡大を図ることを目的と

10 地域と調和した観光産業の振興

した新商品・サービスの開発や新規イベント・キャンペーン等を実施する事業者等を支援します。

また、サイクリストの主要アクセスポイント（空港、道の駅等）におけるゲートウェイ（レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能で必要な物品が購入可能等要件を満たした拠点施設）の整備を促進するとともに、サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出するため、サイクルバス、サイクルタクシー等の新規事業を実施する事業者を支援します。

③誰もが快適に観光できる基盤整備

外国人旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進するため、英語、韓国語、中国語、タイ語など 22 言語に対応した多言語対応電話通訳サービスを実施するなど、ストレスなく旅行を楽しめる環境の整備に取り組みます。

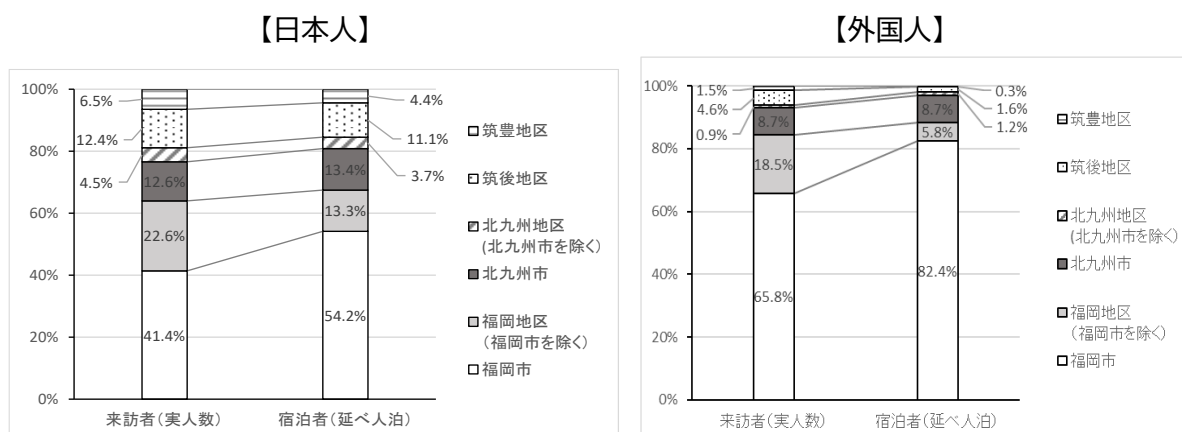
また、本県を訪れるすべての観光客が、年齢や障がい等の有無に関わらず、誰もが安心して旅行を楽しめる観光地づくりを目指し、ユニバーサルツーリズムの取組を推進します。

このほか、違法民泊対策など、民泊の適正な運営に向けた取組を推進します。

(2) 広域ルートの設定・新たな観光エリアの創出による旅行消費の拡大

- ・ 本県を訪れる観光客の多くは都市部に集中しており、県内各地域への周遊を促進し、滞在時間や観光消費の拡大を図るためには、観光客のニーズを踏まえ、都市部にはない新たな魅力を創出するための取組が必要です。(図1)
- ・ そのため、本県では県内の6つのエリアにおいて、それぞれのエリアのテーマを明確にするとともに、テーマに沿って点在する観光資源をつなぎ合わせた広域ルートを設定し、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体的に楽しめる、新たな観光エリアの創出に取り組んでいます。
- ・ また、観光客の増加に伴い、特定の観光地に観光客が集中し、市民生活、自然環境、景観等に影響が生じないように、自然・文化の保全と地域住民の生活との両面を図りながら観光振興に取り組む必要があります。

図1 観光客の県内各地における分布状況(令和6年)



資料：令和7年度福岡県「旅行客の周遊等の状況に関する調査」(「モバイル空間統計」による福岡県観光ビッグデータ調査)



①魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ及び活用

点在している観光資源をテーマでつなぎ、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体に楽しめる6つの広域観光エリアの振興に取り組むとともに、万葉歌碑が所在する市町村の連携による観光プログラムの開発等を支援し、魅力ある広域観光ルートを創出します。

また、本県の強みである”海”を観光資源として活用し、国内外の釣り初心者から中級者、富裕層までが楽しめる釣り体験と、地域の宿泊・観光スポットを組み合わせたオールインワン・フィッシングツアーを造成します。

さらに、国内外の観光客などに福岡の魅力的な食材やメニューを発信し、食と自然・歴史文化を楽しむガストロノミーツーリズムを推進するため、ガラパーティーを核とした旅行商品造成・販売支援を行います。

10 地域と調和した観光産業の振興

加えて、ユネスコ世界文化遺産・無形文化遺産・世界の記憶や日本遺産、伝統芸能、伝統工芸等、県内各地域の歴史・文化の魅力を活かした観光振興に取り組みます。世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群については海の日を契機とした来訪促進イベントやガイダンス施設を拠点とした文化観光の推進等、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については HP「福岡県オンラインミュージアム」を活用し、来訪者の促進に取り組みます。

さらに、農山漁村における体験プログラム造成のため、都市農村交流団体等にアドバイザーを派遣します。

このほか、良好な景観の形成に向け、広域景観計画の策定・運用や、県の公共施設の景観整備事業を実施するとともに、県民の方々の景観に対する意識向上を図るため美しいまちづくりに関する絵画等の表彰などを行う景観大会を実施します。

②体験、交流、滞在型観光の推進

伝統工芸や酒造等の地域資源を活用し、観光資源の魅力向上、周遊促進、旅行消費額の拡大、体験プログラムの開発・販売促進に取り組みます。

また、豊富な自然を活用し、サイクリング、トレッキング（山歩き）をはじめとした様々な活動や、遊びと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興に取り組めます。

さらに、古民家や農林漁業体験、マリンレジャーを活かしたグリーンツーリズムやスポーツツーリズム等、観光客のニーズに対応した本県ならではのニューツーリズムを推進します。加えて、九州・山口一体となったサイクルツーリズムを推進します。

このほか、農泊を体験する教育旅行の拡大などに向けた地域間の連携体制の構築や農泊を核とした地域振興に取り組む地域に対して助成を行います。

③国内外からの旅行者の安全・安心な受入環境整備

ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリムの多様な食習慣や文化的慣習を持つ国内外からの旅行者に対応できる飲食店の充実を図るため、飲食店・宿泊施設等を対象に普及・啓発のためのセミナーやメニュー開発に向けた個別支援を行います。

また、本県では、「ふくおか国際医療サポートセンター」を設置し、多言語による通訳サービス（電話通訳・医療通訳派遣）の提供や医療に関する案内の実施、外国人患者の受入に伴う医療機関向け相談窓口を設置し、外国人が安心して医療機関を受診できる環境整備を行っています。

ふくおか国際医療サポートセンターの提供サービス

サービスの種類	利用者	サービス概要	連絡先	対応時間	対応言語	利用料金
医療通訳派遣	医療機関	医療機関からの依頼により、医療通訳がランティアを派遣します。 ※利用には医療機関の事前登録の後、通訳派遣利用の予約が必要です。	(事務局) 092-285-1434	平日 9:00～18:00	英、中、韓、タイ、ベトナム	無料 ※通訳料金は利用者負担
電話通訳	医療機関 外国人	医師・患者・通訳の3者間にて電話でのサポートを行います。	(外国語対応コールセンター) 092-286-9595	365日 24時間体制	(全23言語) 英、中、韓、台、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、ラオス、カンボジア、ミャンマー、シンガポール、モンゴル、ヒンドゥー、パキスタン、アフガニスタン、ウズベクスタン、タジキスタン、トルコ	
医療に関する案内	外国人	外国人からの問い合わせに対して、医療機関等を電話でご案内します。				
医療機関向けワンストップ相談窓口	医療機関	県内医療機関からの外国人患者受入に係るさまざまな相談に対応します。	(平日9:00～17:00) 03-3811-8163 (上記時間外) 03-6371-0057	平日 9:00～17:00 (上記時間外は、国の「夜間・休日ワンストップ窓口」で対応)	日本語	

資料：県医療指導課

(3) デジタルマーケティングの強化

- ・ 世界的なデジタル化の潮流を踏まえ、スマートフォン等のデジタル媒体を積極的に活用する重要性が増しています。
- ・ 多くの観光客は主にスマートフォンやパソコンを活用し、SNS や Web サイト等、様々な媒体から観光情報を入手しています。(表 1)
- ・ このため、デジタル広告を活用し、ターゲットに合わせた効果的なデジタルプロモーションの強化が必要です。
- ・ さらに、デジタルプロモーションにより得られたデータやビッグデータ等各種データを継続的に収集・分析し、これらの結果に基づく戦略的な観光施策を推進する必要があります。

表 1 出発前に役に立った旅行情報源(全国籍・地域、複数回答、上位抜粋)

1	SNS	43.3%
2	動画サイト	39.6%
3	個人のブログ	23.9%
4	自国の親族・知人	19.9%
5	日本在住の親族知人	12.8%

資料：観光庁「訪日外国人の消費動向 2025年 年次報告書」



① SNS 等を活用したプロモーションの推進

OTA※、Web サイト、SNS 等ターゲットとなる中国、欧米豪、東南アジア等で影響力のあるデジタル媒体を活用し、個人旅行者に直接届く情報発信を行います。

※ Online Travel Agent の略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社。

② ターゲットに合わせた情報発信

食、アウトドア、スポーツ、歴史、地元ならではの観光情報等、旅行者の興味を引くテーマをターゲットに合わせて発信することで、旅行意欲の効果的な喚起を行います。

また、「旅行」に興味を持つ人等、ターゲットを絞った精度の高い情報発信やデジタル広告を行うことにより、本県の観光 Web サイトや SNS へ誘導し、旅行者が求める旬の情報を届けます。

さらに、海外向けには、ターゲットとする国・地域で人気のインフルエンサーを活用した情報発信や現地のトレンドや興味等に応じた記事作成を行うことで、ターゲットへの訴求を図ります。

10 地域と調和した観光産業の振興

③デジタルデータの分析・活用

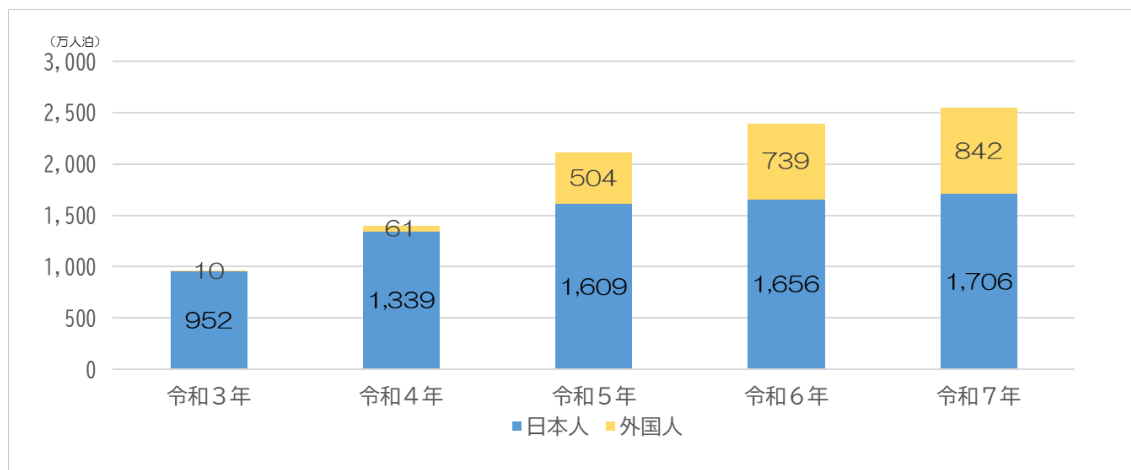
本県の観光 Web サイトや SNS の閲覧状況などを分析し、より効果的なデジタルプロモーションの推進を図ります。

また、携帯電話基地局情報に基づく本県への来訪・宿泊・周遊状況の調査・分析に併せて、SNS 情報等による旅行者の行動傾向を分析することで、観光客の旅行実態（旅マエ、旅ナカ、旅アト）を把握し、各種観光施策へ活用します。

(4) マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進

- ・ 本県の延べ宿泊者数は、令和7年は前年比6.4%増の2,548万人泊となり、過去最高となっています。(図1)
- ・ 観光客の訪問・宿泊先や時期が偏在していることから、魅力ある県内の観光地を広く周遊してもらうための広域観光ルートを設定し、新たな旅のニーズに合った平日・閑散期に誘導する取組が必要です。
- ・ また、本県への外国人入国者の国・地域は、全国と比べ、韓国の割合が高くなっています。この偏在性を解消するため、中国、欧米豪、東南アジア等をターゲットとした情報発信や国際航空路線の誘致等、外国人旅行者の誘客を促進する取組が必要です。

図1 延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」



①観光事業者や県内市町村等と連携した誘客・広域周遊の促進

旅行会社や交通事業者と連携し、国内外からの誘客の促進に取り組みます。

また、閑散期の平日における旅行需要を喚起するための宿泊・旅行助成を実施します。

さらに、県内市町村や観光事業者と連携して、広域観光ルートを組み込んだ旅行商品の造成を促進します。

加えて、観光施設等への内装・建築工事や什器等への「福岡の伝統工芸品」の導入を支援し、伝統工芸品の魅力を発信することにより、伝統工芸品産地への誘客を推進します。

このほか、修学旅行等におけるワンヘルス学習に対応したワークブックを活用しながらモニターツアーを実施し、県外からの修学旅行の誘致に取り組みます。

令和6年4月から6月に開催された「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」を

10 地域と調和した観光産業の振興

契機として、ふくおかを楽しむバスツアー「よかバス」事業を開始しました。

県内6エリア（筑前玄海、八女・筑後・広川、飯塚・嘉麻・桂川、京築、久留米・うきは・朝倉、日田彦山線 BRT ひこぼしライン沿線）及び「西の都」を行程に含むバス旅行商品の造成支援を行うとともに、県内を周遊するバス旅行商品を一括して閲覧・検索・予約できる専用サイトの運営・広報を実施します。

また、海外 OTA を活用し、インバウンドの県内宿泊や「よかバス」利用の助成を行う観光キャンペーンを実施します。

さらに、東京都の上野公園で開催される「クリスマスアドベント」で福岡県ブースを出展し、県内市町村と連携しながら本県の「食」と「観光」の魅力を一体的に PR します。

②九州一体となった誘客の促進

九州の観光の魅力を国内外に発信し、県境を超えた広域観光ルート作りや民間事業者による付加価値の高い旅行商品の造成を促進するため、九州観光機構や九州各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。

③ターゲットに合わせた情報発信

アンテナレストランを活用し、福岡の食、伝統工芸、物産、自然、文化等の魅力を PR するイベント等を実施します。

また、ターゲットに合わせて情報を発信することで、旅行意欲の効果的な喚起やリピーター化を促進します。（詳細はⅢ10(3)②に記載）

さらに、海外事務所等と連携し、旅行者や事業者のニーズを的確に把握するとともに、効果的な本県観光の情報発信を実施します。

④国際航空路線の誘致

本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致に取り組みます。

⑤県内温泉地への誘客・周遊推進

福岡空港国際線観光案内所に設置した「福岡の食と温泉コンシェルジュ」により、外国人観光客に県内の食と温泉地を案内します。併せて食と温泉地を紹介する多言語パンフレットを配架するとともに、国内外の旅行会社との商談会で活用します。

また、温泉宿泊施設、日帰り入浴施設等の情報を、県観光情報サイトを通じて国内外に発信するほか、県外を発地として、県内の温泉施設に宿泊するバスツアーを造成・催行する旅行会社に対し、貸切バス代金の一部を助成します。

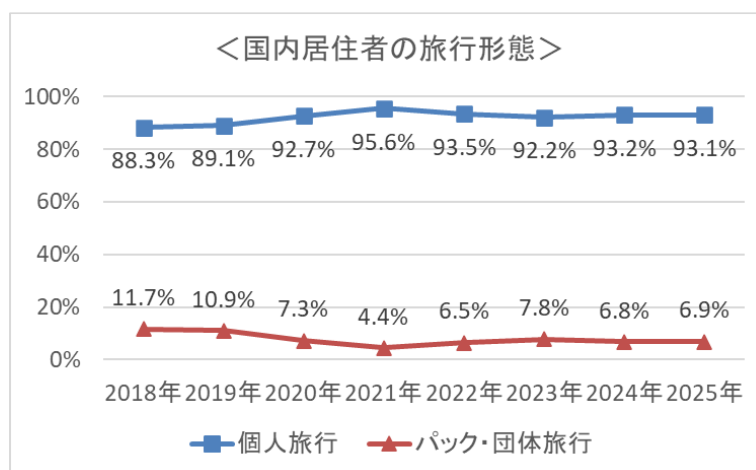
さらに、温泉地への宿泊を促進するため、夜間・早朝イベントを開催し、温泉地のにぎわいを創出します。

(5) 観光人材の育成、観光組織体制の強化

- ・ 旅行に関するニーズが多様化していることや、インターネットの普及により誰もが手軽に旅行の手配ができるようになったことに伴い、パック・団体旅行に対する個人旅行の比率は緩やかな増加傾向にありましたが、コロナ禍を契機にその傾向がより強まっています。
- ・ 令和7年は、国内居住者の9割以上、訪日外国人の8割以上を個人旅行が占めている状況です。（図1）
- ・ 個人旅行者のニーズに的確に対応した観光産業の振興を図るとともに、どこに行っても安心して旅行を楽しめるような地域づくりを進めることが必要です。
- ・ 観光庁では、平成28年、地域の「稼ぐ力」を引き出し、観光地経営の視点に立った観光地域を作るため、「観光地域づくり法人（DMO）※」制度を創設しました。
- ・ 本県は、令和8年3月末時点で、登録DMOが13団体、候補DMOが2団体登録されています。（表1）
- ・ また、点在する観光資源をつなぎ合わせた広域ルートの設定を進めていることから、県域を越えた観光振興を図るための組織連携も必要です。
- ・ さらに、旅行者の多様なニーズに応えるため、地域が創意工夫を凝らした観光地づくりが重要です。

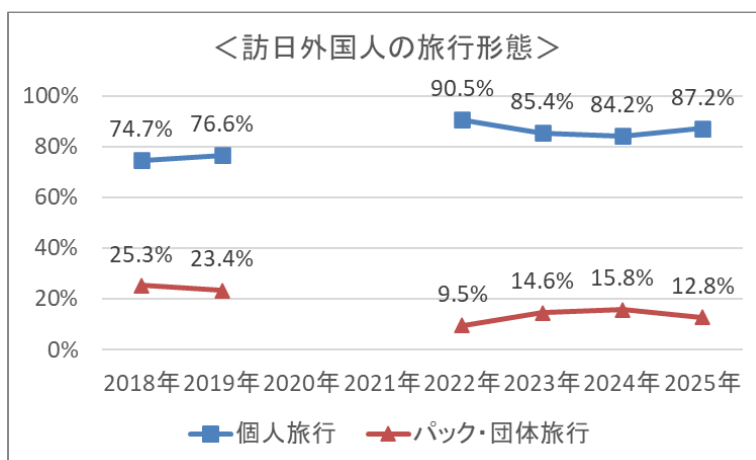
※ Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実行する機能を備えた法人。

図1 国内居住者及び訪日外国人の旅行形態の推移



資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

10 地域と調和した観光産業の振興



資料：観光庁「インバウンド消費動向調査」

注：2020（令和2）年、2021（令和3）年は調査中止のため不明

表1 DMO団体の登録状況（令和8年3月31日現在）

DMOの区分	登録DMO	候補DMO
広域連携DMO	1	0
都道府県DMO	1	0
地域DMO	11	2
計	13	2

※対象とする観光地域エリアに応じて、広域連携 DMO（地方ブロックレベルの区域）、地域連携 DMO（単一都道府県の全域）、地域 DMO（単一市区町村の区域並びに複数市区町村にまたがる区域）の区分がある。 資料：県観光政策課



①各地域の観光を支える人づくり

国内外からの観光客が快適に旅行できる環境整備を促進するため、観光案内所スタッフや観光ガイドの育成及びスキルアップを図るとともに、飲食店、宿泊施設等の観光関連事業者の人材育成を支援します。

また、宿泊業の人材不足に対応するため、学生や転職希望者等を対象とした宿泊業への就職促進に取り組みます。

②県内の観光関連団体の機能強化

（公社）福岡県観光連盟が県内の観光振興のリーダーとしての役割を持ち、観光事業の企画・推進ができるよう、組織体制の強化を支援します。

10 地域と調和した観光産業の振興

③客観的データに基づく施策立案体制の確立

施策立案に関する客観的データの分析手段の確立、施策の点検・評価を充実させ、戦略的な施策展開を進めることができる体制をつくります。

また、観光による県内全域における消費拡大と観光産業の振興に向け、市町村、観光協会等に対して先進事例や観光ビッグデータ等の情報提供を行います。

④広域観光の振興に係る九州観光機構との連携

九州一体となり誘客を促進するため、九州観光機構や各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。

⑤市町村と連携した観光振興、宿泊税の活用

観光産業の振興にあたっては、地域の資源や魅力をよく知る市町村と連携して取組を進めます。その際、宿泊税交付金も活用し、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、それぞれ創意工夫を凝らした観光振興施策が実施できるよう支援します。

また、交付金により実施しようとする事業に関し、市町村の求めに応じ、情報の提供、専門的または技術的な助言その他の支援を行います。

(1) 産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援

- ・ 県全体で、デジタル・グリーン社会の実現、成長産業の創出等の産業政策を促進していく中、そうした分野で県民が就業し、幅広く活躍できるようにしていく必要があります。
- ・ 本県の基幹産業である自動車産業や農林水産業をはじめ、各分野・業種において、土台となる基礎的な知識・技術の習得に加えて、デジタル技術の活用等、様々な技術革新に対応できる DX 人材の育成が求められています。一方で、多くの企業ではこうした人材育成に課題があると考えており、その理由として、指導する人材の不足や人材育成の時間がない等が挙げられています。
- ・ 本県の雇用情勢は、持ち直しの動きが弱まっているものの、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で人材不足の状況がみられます。こうした分野での人材確保に向けて、求職者等がスキルアップにチャレンジしやすい環境を県内各地域で整えていく必要があります。
- ・ 生産年齢人口が減少し、県内各地域で本県産業を支える様々な技能を引き継ぐ人材が減っていく中、特に若年層の担い手を育成し、将来への技能継承に向けた取組を進めていく必要があります。



①産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

●私立専修学校職業実践専門課程促進事業

企業等が求める人材の育成を目的に、職業実践専門課程として国に認定された学科を設置する専門学校に対して、企業等と共同で編成したカリキュラム等による職業実践教育に必要な経費等を助成します。

●職業訓練の充実

県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、半導体、デジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。

②DX 人材育成の強化

●職業訓練の充実

高等技術専門校の電気科、OA 事務科、溶接科に最先端技術の訓練機器を導入し、企業のニーズを踏まえた DX 人材を育成します。(詳細はⅢ 1 (4) ①に記載)

11 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

③人材不足分野での人材の確保・育成・定着に向けた支援

●事業主等が行う職業訓練への支援

事業主等が実施する職業訓練について、国が定める基準に適合することを県が「認定職業訓練」として認定します。

④技能の継承・振興

労働者の技能の開発向上には、労働者の有する技能が社会的に適正に評価され、また尊重されることが必要です。

●技能尊重気運の醸成

労働者の技能を公証する国家検定制度である技能検定を実施するとともに、優秀技能者等の表彰を行っています。

また、県民に技能の素晴らしさを伝え、ものづくりへの関心を高めるイベントや若手技能者育成を目的とした各種技能競技大会等への参加を促進しています。

(2) 求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じた
きめ細かな就職支援

(1) 雇用情勢（全体）

- ・ 本県の雇用情勢は、持ち直しの動きが弱まっているものの、職業別にみると有効求人倍率の高い職業があり、求人と求職のミスマッチが見られます。
- ・ コロナ禍の中で、Web を活用した就職支援や採用活動等が急速に進みました。こうした時代の変化や地域ニーズ等を的確にとらえ、国や市町村等の関係機関とも連携し、機動的に雇用施策を推進していく必要があります。

(2) 分野別

①若者

- ・ 新規卒者の卒業後3年以内の離職率は、全国と比較して高い状況が続いています。一定の経験や技能を得る前の安易な離職は、離職後の若者のキャリア形成に悪影響を及ぼす可能性もあり、十分な留意が必要です。
- ・ 若者の県内就職を促進するため、県内外の若者が、県内企業の魅力に触れる機会を増やしていく必要があります。

②女性

- ・ 県内の25歳～44歳の就職を希望する女性約6.6万人（令和4年）のうち、子育て等を理由に求職活動をしていない女性が約1.5万人に上っており、働く意欲のある子育て中の女性は、数多くいます。
- ・ 医療施設等の専門的知識や技術が求められる職場で働く女性は、一旦、離職すると技術の進歩への適応に対する不安等から職場復帰が困難な状況です。

③中高年

- ・ 中高年求職者は、労働条件や職種のミスマッチにより離職期間が長期化する傾向にあることから、丁寧なキャリアコンサルティング（職業の選択や職業能力の開発及び向上等に関する助言及び指導を行うこと）の実施等、求職者一人一人の置かれた状況やニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。
- ・ バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（おおむね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる就職氷河期世代においては、今なお、不安定就労等を余儀なくされている方も少なくない状況にあることから、これら世代への支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、効果的かつ継続的な取組を推進していく必要があります。

④高齢者（詳細はⅢ16(1)に記載）

⑤障がいのある人

- ・ 本県の民間企業（従業員40.0人以上）における障がい者雇用数は、令和7年に過去最高の22,516.5人となっていますが、本県の障がい者雇用率は、2.42%と法定雇用率2.5%に達しておらず、民間企業の法定雇用率は、令和8年7月から2.7%に引き上げられることから、障がいのある人の就労支援や企業の障がい者雇用への理解をさらに

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

促進する必要があります。

- ・ 県は、民間の事業主に対して率先垂範する立場にあるため、法定雇用率の達成に留まらず、障がいのある人の雇用を積極的に進める必要があります。



①若者の県内就職促進

●若者の就業支援

若者就職支援センターにおいて、おおむね 39 歳までの若者を対象に、きめ細かな就職支援を行っています。また、センターでの支援により就職した大学新卒者等について、就職後のフォローアップ等により定着支援を行っています。

若者サポートステーションにおいて、学校卒業後や離職後に一定期間無業の状態となった方（49 歳まで）を対象に、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験、集団活動への適応力を養うボランティア活動等の機会を提供し、職業的自立に向けた支援を行っています。

ひきこもり等の無業の状態にある方を対象に、メタバース空間での相談支援、交流の場づくり、スキルアップ支援、就労体験等を実施しています。

令和 8 年度から新たに、ものづくりや IT など、未経験分野への就職に挑戦する求職者を応援するため、県内企業とのマッチングから、就業開始後の Off-JT（初任者研修）まで一貫して支援を行います。

●高等学校への支援

高等学校において、進路指導担当者や進路支援コーディネーターによる求人開拓や生徒面談等の支援強化を図るとともに、早期離職を防ぐためにも、必要な勤労観・職業観の育成を行います。

新規高等学校卒業者合同企業説明会等、関係機関と連携した取組を実施し、進路決定率の向上を目指します。

●女子学生への支援

県内学生を対象に、就職時の県外転出理由を調査するとともに、女子学生の県内就職を促すため、ロールモデルや人事担当者と交流し、意見交換する県内企業の見本市「福岡ジョブ・コレクション」を開催します。

②女性の就業支援

●子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性の就業支援

県内 4 か所に設置している「ママと女性の就業支援センター」において、就職を希望する女性に対し、将来のキャリアに関する相談、個別相談から求人情報・保育情報の提供、セミナー・合同会社説明会の開催、求人開拓、就職のあっせんまで、きめ細かな支

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

援を実施しています。

●医療施設等への支援

こどもを育てる医療従事者の就労継続及び職場復帰を進めるため、病院内保育所の設置を促進しています。

また、女性医師の出産・育児などに対応できるよう、医療機関での短時間勤務制度の導入促進など、就業環境整備の取組を支援しています。

離職した看護職員の職場復帰に向け、福岡県ナースセンターにおいて、無料職業紹介や再就業移動相談を実施するとともに、復職研修（『カムバ』ナース応援プログラム）を開催しています。

●職業訓練支援

高等技術専門校では、子育て中の人々が受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。また、民間の教育訓練機関等に委託し、託児サービス付や短時間の職業訓練、e-ラーニングによる職業訓練を実施しています。

③中高年の就職支援

中高年就職支援センターにおいて、おおむね 40 歳から 64 歳までの中高年求職者を対象にきめ細かな就職支援を行っています。中高年齢者の早期再就職を支援するため、就職が多く見込まれる分野のセミナーを開催するとともに、ハローワークと連携した職業紹介を実施しています。

身近な地域でキャリアコンサルティング等の支援を受けられるよう、県内 18 か所で出前相談を実施しています。

また、不本意に非正規雇用労働に置かれた就職氷河期世代をはじめとする中高年求職者の転職・早期再就職の促進を図るために、職業体験つき合同会社説明会を実施します。

さらに、本県では、令和元年 12 月に、福岡労働局をはじめとした行政機関、経済団体、労働団体、支援団体及び地域（市町村）と「就職氷河期世代活躍支援ふくおかプラットフォーム」を設置し、就職氷河期世代の方々の就職支援の取組を進めてきました。

7 年度から、プラットフォームの名称を「中高年世代活躍応援プロジェクト福岡県協議会」に改め、支援対象を「就職氷河期世代」から「中高年世代（概ね 35 歳～59 歳）」に拡充し、支援対象者一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、取組を進めています。

高等技術専門校での最先端技術訓練に向けたカリキュラムの見直しを行い、就職氷河期世代をはじめとする中高年求職者の正規就労を支援します。

8 年度からは、就職氷河期世代をはじめとする中高年求職者を対象に、未経験の職種への理解を促進し、就職につなげるための有償インターンシップを実施します。

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

④高齢者の就業支援

県内4か所に設置している「生涯現役チャレンジセンター」において、継続雇用や再就職、派遣による就業、シルバー人材センターでの就業等、本人の希望に応じた多様な就労を支援するとともに、これまで培ったノウハウを活用し、地域の高齢者の就労意欲の向上につなげる仕組みづくりや新たな雇用の創出を図ります。（詳細はⅢ16(1)①に記載）

⑤障がいのある人の就業支援

●障がい者雇用対策の推進

県内13か所に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障がいのある人の就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行っています。センターには、精神障がいのある人や発達障がいのある人の職業適性を判定する心理専門職や、就職支援や定着支援を行う精神保健福祉士などを設置しています。

また、民間企業における障がいのある人の雇用を促進するため、求人開拓を行うとともに、就職相談から個別指導、職業紹介、就職後の定着まで一貫した支援を行っています。

さらに、テレワークによる障がい者雇用を促進するため、障がい特性に合わせて支援できる支援員を配置した「福岡県障がい者テレワークオフィス『こといろ』」を通じて、障がい者雇用が進んでいない県内企業のテレワーク導入を支援しています。

令和5年10月には、北九州市に県内2か所目となる障がい者テレワークオフィス「Beyond Office」（ビヨンドオフィス）を設置し、障がい者雇用の環境整備を促進しています。

加えて、障がいのある人の雇用に関する企業・県民の理解を促進するため、法定雇用率未達成企業を対象とするセミナーや、障がい者雇用優良事業所等の表彰などを実施しています。

●発達障がいのある人への就労支援

就労を希望する発達障がいのある人（疑いのある人を含む）に対して、発達障がい者支援センターと障害者就業・生活支援センターが連携し、本人の特性に応じた就労を支援します。

●職業訓練支援

福岡障害者職業能力開発校において、訓練生の社会適応能力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練や企業実習型の実践的なカリキュラムを含む訓練を計画的に実施することで、障がいのある人が働くために必要な技能の習得、就業を支援しています。

また、福岡障害者職業能力開発校及び高等技術専門校において、精神保健福祉士等の専門スタッフの配置や施設のバリアフリー化等、障がいのある人の訓練環境の整備を進めます。

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

●県庁における障がい者雇用の推進

会計年度任用職員として知的障がいのある人を任用し、本庁各所属からの依頼を受けて事務補助業務の一部を実施する「福岡県庁ワークサポートオフィス」を令和3年6月から設置し、障がいのある人の雇用を積極的に推進しています。

(3) 誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり

- ・ 将来の労働力人口の減少が見込まれる中、在職者のみならず、求職活動中の方、様々な事情で求職活動ができていないが就業を希望する方等を含め、働く意欲のある誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、安心して活躍できる魅力ある職場環境を整えていくことが重要です。
- ・ また、こうした環境整備は、働く側のみならず、企業側にも、例えば優れた人材の確保・定着や自社の労働生産性の向上等の大きなメリットが生まれる可能性があるという理解を広げていく必要があります。
- ・ 子育て応援宣言企業(9,230社(令和8年3月末時点))や介護応援宣言企業(3,050社(令和8年3月末時点))の輪は着実に広がっていますが、出産や介護で離職する人も多いことから、仕事と家庭を両立できる職場づくりの一層の促進が重要です。
- ・ 育児・介護休業法の改正を契機として、男性の育児休業取得促進に向けた更なる取組が必要です。
- ・ 総務省「令和4年就業構造基本調査」によると、本県における家族の介護を理由とした離職・転職者は4.3千人に上るとされており、その状況は、誰にも相談せず、介護休業制度等を活用しないまま離職しているケースが多くあります。
- ・ 厚生労働省の調査(令和5年度)によると、過去5年間に妊娠・出産・育児休業等に関わるハラスメントを受けた女性労働者の割合は26.1%、育児に関わる制度を利用しようとして、ハラスメントを受けた男性労働者の割合は24.1%となっています。さらに、このうち、女性の12.9%、男性の25.8%が育児休業の利用を諦めた経験があると回答しています。
- ・ 長時間労働の是正等、労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいますが、国の労働力調査によると、週60時間以上就業している割合は、30歳代や40歳代の男性で高くなっており、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の実施等デジタル技術を活用した働き方が急速に拡大しましたが、内閣府の調査(令和5年度)では、県内のテレワーク実施率は27.5%にとどまっています。テレワークの活用は、仕事と家庭の両立や障がいのある人等の就業機会の拡大に高い効果があると考えられることから、テレワーク導入を希望しているものの導入に踏み出せていない県内中小企業に対して支援を行っていく必要があります。
- ・ 就労していない障がいのある人を始め、若年無業者、ひきこもり状態にある人、がん患者、難病患者、ひとり親、刑務所出所者、ホームレス等働きづらさを抱える多様な人は、社会からの孤立、貧困といった課題を有しており、働く場の確保等、企業の理解をさらに深める必要があります。



1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

①魅力ある職場づくりの促進

若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりのため、働き方改革に関する各種制度の導入を促進するセミナーを開催し、働き方改革の実践に向けた支援を行うほか、働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の更なる参加企業の拡大と企業の自主的な取組を支援するためのフォローアップを実施しています。

また、中小企業で働く労働者の雇用環境を改善し、雇用の安定を実現するため、中小企業雇用環境改善支援センターを設置し、人材確保・定着・育成に関する企業向けセミナーや専門のアドバイザーによる個別相談を実施しています。

②仕事と家庭の両立支援

子育てをしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

さらに、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりを促進するため、従業員数 100 人以下の中小企業に対し、男性の育児休業取得率 100%を目標に掲げた一般事業主行動計画の策定に係る費用を助成（福岡県よかパパ育休助成金）するとともに、育児休業制度の運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。

そして、男性の積極的な育児参加を応援するため、育児への関わり方や仕方などをまとめた「パパノートブック」を配布するとともに、心理士等の専門家による相談支援体制を整備することにより、男性の育児に関する不安や悩みによる心身の不調を防ぎます。

また、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、育休を取得予定の男性や子育て中の男性に対し、家事や育児の実践的なノウハウを習得できる料理教室や育児研修を行う「よかパパ料理・育児セミナー」を開催します。

併せて、男女がともに望むキャリア形成を可能とする育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入を支援するため、中小企業事業主を対象にセミナーを実施し、男女がともに仕事と育児が両立できる魅力ある職場づくりを推進します。

また、介護をしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と介護の両立を支援する取組を自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めるほか、介護離職を防止するため、企業等で働かれている方向けに、県ホームページに介護と仕事の両立に係る講座の動画を掲載し、周知しています。

③働く場における女性の活躍推進

●雇用の場における女性の育成・登用推進

女性が活躍しやすい職場づくりを進めるためには、社会・経済活動分野をはじめとし

11 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

たあらゆる分野での男女共同参画が必要です。

そこで、本県では、行政、経済団体、関係団体等が一体となって女性の活躍を支援するため、平成28年に「福岡県女性の活躍応援協議会」を設立し、目指すべき指針として採択した「福岡の女性活躍行動宣言」に基づき、女性が活躍できる環境整備などの取組を進めています。

女性の職域を広げ、各職場で個性や能力、リーダーシップを発揮し、管理職等として活躍できるよう、必要なスキルとマインドを学ぶ階層別の総合的な研修を実施するとともに、研修を修了した女性社員が、やりがいをもって働き続けられる職場環境整備を促進するため、経営層・人事担当者向けの研修を実施します。

企業の女性役員候補者の人脈形成及び経営層の意識改革を図るフォーラムを開設し、企業経営に深く関わる社内取締役への女性登用を推進します。

女子学生の県内就職を促すため、ロールモデルや人事担当者と交流し、意見交換する「福岡ジョブ・コレクション」を開催します。（詳細はⅢ11（2）①に記載）

働く女性の交流の場「福岡キャリア・カフェ」を開催し、所属する企業等の垣根を越えた対話や交流ができる関係づくりを行います。令和8年度からは、子育て中や遠方にお住まいの方もオンラインで参加できるよう、ハイブリッド型で開催するとともに、女性トップリーダーや多くのロールモデルと交流する「福岡キャリア・ラウンジ」を開催します。

自分らしいキャリアを実現したい女性に対し、自己分析セミナーや企業との交流会を開催し、キャリアコンサルタントが就業を支援します。

個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じ、女性活躍の推進に向けた具体的なアドバイスを実施します。

女性特有の健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が健康で長く働き、活躍できるよう、女性のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を推進します。

生理休暇が当たり前に取得できる社会を目指し、中小企業の経営者や人事労務担当者を対象とした啓発セミナーや県民向け啓発イベントを開催します。

女性が活躍できる企業経営を中小企業に広げていくため、県内経済団体に所属する若手や男性・女性など幅広い経営者を対象とするワークショップを開催し、所属団体への提案につなげるとともに、自社での実践を促進します。

女性活躍推進の課題や必要な取組等について、官民連携で幅広く意見を交わすワークショップを開催し、県や業界における取組を推進します。

若者（主に女子中高生）が、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な分野で活躍する女性ロールモデルを提示します。

女性起業家を狙ったセクハラや詐欺の実態調査、関係者とともに対応策を考えるオ

11 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

オープンセッションを実施します。

起業したい女性や創業から間もない女性に対し、オンラインの無料相談や起業を目指す女性のステージに応じたセミナー・伴走支援を行うとともに、先輩起業家との交流の場を提供することで、女性の起業を支援します。

●就職を希望する女性に対する就業支援（詳細はⅢ11(2)②に記載）

●雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する周知・啓発

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。

●職業訓練支援

高等技術専門校では、子育て中の人が受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。（詳細はⅢ11(2)②に記載）

●福岡県保育士・保育所支援センターにおける取組

保育士資格を持っている方や子育て支援員等を対象に、就職相談から求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行うとともに、「保育1日体験研修」を実施しています。

●県庁における取組

県庁では、多様な分野への配置や各種研修への積極的派遣を通じた人材育成のほか、女性管理職の活用事例集作成等による職員の意識醸成に取り組むことにより、女性職員の積極的な登用を推進します。

④テレワークの活用促進

テレワークによる障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用が進んでいない県内企業のテレワーク導入を支援しています。（詳細はⅢ11(2)⑤に記載）

⑤労働福祉の充実

解雇や労働条件など労働問題の解決を促進するため、県内4地域にある労働者支援事務所において、労働相談や労使の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施するとともに、日曜労働相談会などを開催しています。

最低賃金の改定にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援の実施や周知広報の徹底、地域間格差が拡大しないようにすること等を国に求めるとともに、県内企業が国の雇用関係助成金等を積極的に活用できるよう、国と連携し説明会等を開催しています。

⑥多様な就労機会の創出

●働きづらさを抱える人の雇用の場の創出

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

様々な働きづらさを抱える人の働く場の創出を目的とする就労困難者訓練支援事業を実施します。

⑦公正採用選考の推進

差別のない公正な採用選考を推進するため、関係機関と連携しながら、企業を対象にした研修の実施や企業における公正採用選考人権啓発推進員の設置推進を行っています。また、公正採用選考に係るホームページの作成、啓発冊子やチラシの配布等を行い、企業や求職者に対する周知を行っています。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

(1) 健康づくりの推進による健康寿命の延伸

- ・ 県民が長生きしてよかったと思えるためには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」を延ばすことが必要です。令和4年における本県の健康寿命は、男性が72.20年で全国32位、女性が75.28年で全国35位となっています。
- ・ 国民生活基礎調査（令和4年、全国値）によると、「介護が必要となった原因」は、心疾患、脳血管疾患、悪性新生物、糖尿病の生活習慣病が26.8%、転倒・骨折・関節疾患が24.1%となっています。
- ・ 市町村等の各医療保険者が生活習慣病を予防するために実施する特定健康診査の令和6年度の実施率は56.2%で、全国37位と低い状況です。
- ・ 健康寿命の延伸のためには、特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施や食生活の改善、運動習慣の定着等による発症予防と症状の進行や合併症の発症を防ぐ重症化予防が必要です。
- ・ たばこは、多くの有害物質を含み、喫煙は、肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、虚血性心疾患等、多くの生活習慣病の危険因子となります。令和4年における本県の20歳以上の者の喫煙率は、男性29.9%、女性4.6%となっています。
- ・ 歯と口の健康は全身疾患の予防や生活の質の向上につながるため、う蝕や歯周病の予防に関する県民の理解を深め、ライフステージごとの歯科口腔保健の推進を図ることが必要です。



①健康づくり県民運動の推進

本県では、平成30年度から、保健・医療関係団体、経済団体、企業、大学、マスコミ、行政などで構成する「ふくおか健康づくり県民会議」（令和8年5月末現在119団体）のもと、「健（検）診受診率の向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」の3つを柱とする「ふくおか健康づくり県民運動」を推進しています。

●健（検）診受診率の向上

各保険者、保険者協議会、医療機関、職域関係者等の関係団体と連携し、健（検）診受診促進月間における普及啓発や「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」による情報提供に取り組みます。

また、国民健康保険加入者の特定健康診査の実施率向上を目指し、データ分析や優良事例の紹介等により、市町村の取組を支援します。

●食生活の改善

主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのとれた食事や野菜・果物の摂取について普及啓発に取り組むとともに、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

1 2 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

また、食塩の適正な摂取の推進を目的として、その重要性についての啓発や、具体的な手段等を提供するスマートにソルトを使う減塩プロジェクト「TRY！スマソる？」を実施します。

●運動習慣の定着

ライフステージに応じて誰もが気軽に運動やスポーツを通じた健康づくりに親しむことができるよう、県民の健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」等を活用するとともに、市町村の運動教室等の取組を支援します。

そのほか、職場の健康づくりを支援するため、従業員やその家族の健康づくりに取り組む団体・事業所が、その取組内容を宣言し、登録する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録を推進するとともに、「地域・職域連携会議」を開催し、地域と職域が連携した、生活習慣病の早期発見、発症・重症化予防、生活習慣の改善等の地域の健康課題の解決を推進します。

また、減塩や運動の取組を活性化するため、市町村や企業と連携し、血圧測定の習慣化に向けた普及啓発を行います。

②たばこ対策の推進

肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、虚血性心疾患等、たばこが健康に及ぼす影響等に関する普及啓発や20歳未満の者等の喫煙防止、禁煙支援、受動喫煙防止の推進に取り組みます。

③歯科口腔保健の推進

う蝕予防のためのフッ化物利用の普及や歯周病予防のための定期的な歯科健診の受診勧奨、オーラルフレイル（口の機能の軽微な衰え）対策の普及等の取組を推進します。

(2) こころの健康づくりの推進

- ・ こころの健康には、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係等、多くの要因が影響します。心の不調に本人は気づきにくいいため、周囲の人が「いつもと違う」という変化に早く気づき、適切な支援につなげることが重要です。新型コロナウイルス感染症による長い自粛生活の影響もあり、社会的に孤立する人の増加も指摘され、年齢・性別に関わりなく誰もが利用しやすい相談体制の整備が必要です。
- ・ 本県の自殺者数は、令和6年以降は減少しているものの、こども・若者と女性に対する自殺対策が課題となっています。
- ・ 本県のアルコール依存症者は平成30年時点で1万人、ギャンブル等依存症者は令和5年時点で約5.8万人と推計されます。また、令和7年の覚醒剤の再犯者率は80.2%と高く、依存症に関する正しい知識の普及や問題を有する人とその家族が社会生活を円滑に営むことができる支援体制の整備が必要です。
- ・ 本県における15歳から64歳のひきこもり状態にある人は、約5万9千人に上ると推計されます。ひきこもりについては、当事者や家族の意思を尊重した一人ひとりに応じた伴走型支援が重要です。



①こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する相談窓口の整備のほか、精神保健に関する普及啓発、精神保健福祉センターや保健福祉（環境）事務所による精神保健相談等に取り組みます。

②自殺対策の推進

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。令和5年3月に策定した「福岡県自殺対策計画（第2期）」に基づき、自殺予防電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」や、自殺予防 SNS 相談窓口「きもち よりそうライン@ふくおかけん」を設置するなど、相談体制を整備するとともに、関係機関や関係団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策を推進します。

県立中学校、県立中等教育学校、県立高等学校においては、スクールカウンセラーや精神科医による「心の健康」講座を通じて、生徒の小さな悩みを把握し、個別の相談支援につなげることで事態の深刻化を早期に防止します。また、生徒の SOS に気づき、それに対するスキルを身に付けるために、スクールカウンセラーによる職員研修を実施します。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

③依存症対策の推進

●依存症対策

アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症に対する相談拠点として、平成30年から福岡県精神保健福祉センターにおいて、電話や来所による相談への対応や、依存症問題に関する講演会、研修会の開催など、本人やその家族に対する支援を行っています。令和7年度末時点で、国の研修受講実績や治療実績等の基準を満たす21の依存症医療機関を専門医療機関として選定するとともに、これらの専門医療機関の中からさらに、アルコール健康障がい、薬物依存症及びギャンブル等依存症の治療拠点機関を選定しています。本人が必要な医療を身近で受けることができるよう専門医療機関の充実に取り組みます。

●薬物乱用防止対策の推進

本県では、薬物事犯の初犯者（執行猶予判決の者）を対象として、薬物依存症からの回復、社会復帰に向け、再乱用防止のための回復プログラム（グループワークで薬物使用をやめるための具体的な対処方法を学習）につなげる相談支援を行っています。

また、大麻事犯で検挙補導された少年の再乱用を防止するため、令和3年度に全国初の少年用大麻再乱用防止ワークブックを作成しました。県警察の少年サポートセンターが本ワークブックを用いて、再乱用防止プログラムを実施し、大麻乱用少年の立ち直りを支援しています。

④ひきこもり状態にある人への支援

地域のひきこもり支援の拠点として、平成22年に「福岡県ひきこもり地域支援センター」を、令和2年に筑豊地域と筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を開設し、電話や来所による相談に応じています。また、市町村への専門的な助言、地域支援機関のネットワークの構築など、ひきこもりの人やその家族がより身近な地域で支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図っています。

(3) がん、難病対策の推進

- ・がんは本県の死因第1位であり、令和6年にがんで亡くなった県民は16,054人と、全体の約4分の1を占めています。一方、医療技術の進歩やがんの早期発見、早期治療の推進等により、今ではがんも治せる病気になりつつあります。がんが死因の第1位を占め続ける中、がん検診受診率の向上、がん種、世代、就労といった患者それぞれの状況に応じた支援等、更なる取組が求められています。
- ・医療が進展した今日においても、依然として原因不明で治療方法が確立していない難病や幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾病（小児慢性特定疾病）が数多くあります。療養上の悩み、医療費等の経済的不安を抱える患者や家族も多く、適切な支援が求められています。



①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

がんを予防するため、生活習慣病対策を普及啓発するとともに、肝炎ウイルスの無料検査の実施等により、がんの罹患率を減少させます。

また、がん検診と特定健診を同時に受診できる「総合健診」を市町村が実施するよう促すほか、従業員やその家族に対しがん検診受診を働きかける事業所を登録・支援する取組等、全ての県民が受診しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんによる死亡者の減少を目指します。

②患者本位で持続可能ながん医療の実現

がんゲノム医療をはじめとした高度ながん医療の提供を推進するとともに、患者本位のがん医療を展開することで、がん医療の質を向上させます。また、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を進め、効率的かつ持続可能ながん医療を提供することで、がん生存率を向上させ、がん死亡率を減少させます。さらに、支持療法や緩和ケアが適切に提供される体制を整備することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させます。

③がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備します。

また、小児・AYA世代へのニーズに合わせた医療や治療後の日常生活への支援、がん患者・経験者に対する医療用ウィッグ等購入費の支援など、国や市町村、医療機関等と連携し、効率的な医療・福祉サービスを提供することで、がん患者が、いつでも、どこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのが

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

ん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させます。

④働きながらかん治療を受けられる環境の整備

がんになっても自分らしく生き活きと働くことができる社会を実現するため、治療と仕事が両立しやすい職場づくりに取り組む事業所の登録や就労環境の整備に対する支援及びがん患者からの就労相談などに取り組みます。

⑤がん教育、がんに関する知識の普及啓発

県民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し、向き合うことができるよう、学校におけるがん教育のほか、県民向けのイベント等を通してがんに関する知識の普及啓発を推進します。

また、県立学校、市町村立学校（政令市を除く）及び私立学校を対象に、医療関係者やがん経験者などの外部講師を派遣する事業を実施するとともに、教職員を対象としたがん教育指導者研修会を実施します。

⑥難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上

難病及び小児慢性特定疾病を有する者やその家族からの様々な不安や悩みに対応でき、適切な情報提供や助言ができるよう、福岡県難病相談支援センターにおける総合的な相談支援に取り組みます。

家族等の介護者の心身の負担軽減を図るため、患者家族交流会や介護者の休息（レスパイト）等を目的とした在宅患者の一時入院事業等を充実させます。

⑦難病に関する医療提供体制の確保

難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、難病診療連携拠点病院や協力病院による難病診療連携体制の充実を図ります。

研修会の開催等により、難病医療に携わる医療従事者の人材育成に取り組みます。

(4) 医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営

- ・ 少子高齢化が一層進行する中、誰もが住み慣れた地域で暮らしながら必要な医療が受けられるよう、医療提供体制を確保していくことが必要となっています。
- ・ 令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、地域ごとに異なる人口構造の変化を踏まえた将来の医療需要に対して的確に対応し、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築していくことが必要となっています。
- ・ また、今般の新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等の感染拡大時には機動的に対策が講じられるよう、必要な準備を行うことも重要です。
- ・ 令和7年中における県内の救急搬送人員は、276,492人となっており、この10年間で約1.2倍に増加しています。また、救急要請から医療機関に収容されるまでに要した平均時間も増加傾向にあります。
- ・ 令和6年の在宅での死亡割合は26.2%ですが、本県の県政モニター調査（令和7年度）では、県民の44.6%が「自宅で最期を迎えたい」と回答しています。
- ・ 医療技術の高度化が進む一方、医療事故防止等、県民の医療安全に対する関心が高まっています。
- ・ 医薬品の不適正製造問題、医薬品の副作用、医療機器の不具合等により、生命・健康を脅かす事態が発生していることから、医薬品等の安全確保に対する関心が高まっています。
- ・ 国の医師偏在指標によると、本県は全国第3位の医師多数県となっていますが、地域や診療科で偏在が生じています。また、現在の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられている面があります。
- ・ 国の看護職員需給推計によると、本県において令和7年に必要とされる看護職員数は、少なくとも約92,000人と見込まれており、令和6年の看護職員数約83,000人との差である約9,000人を確保する必要があります。
- ・ 平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、県は、市町村とともに国民健康保険の共同運営者となり、財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととなりました。
- ・ 本県の一人当たり医療費は全国的に見て高い水準で推移しています。特に後期高齢者の一人当たり医療費は、平成14年度以降、令和2年度を除き、連続して全国で最も高くなっています。
- ・ 県内のジェネリック医薬品普及率は令和6年度に83.9%に達しています。患者の負担軽減と医療費の適正化を進めるため、更なる使用促進を図ることが重要となっています。



12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

①地域医療構想の推進

「福岡県地域医療構想」に基づき、地域の実情や医療ニーズを踏まえながら、地域医療構想調整会議において協議を行うとともに、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、それぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築していきます。

また、「福岡県保健医療計画」に「新興感染症等発生・まん延時における医療等」を新たに位置づけ、感染症対応と一般医療の役割分担等、医療機関の間での連携体制を構築することにより、必要な医療提供体制を確保していきます。

②救急医療体制の確保

救急搬送人員の約4割は入院加療を必要としない軽症者となっています。急な病気やケガに関する相談を受け付ける救急医療電話相談（＃7119）の実施により、県民の急病時における不安の軽減、救急医療機関の適正利用促進に取り組みます。

③在宅医療の推進

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を続けられるよう、福岡県在宅医療推進協議会において在宅医療提供体制に関する検討を行うとともに、保健福祉（環境）事務所に設置した地域在宅医療支援センターでの相談対応、研修会や検討会の開催、住民啓発等を行っています。

また、在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるような体制の構築に取り組んでいるほか、24時間・365日対応可能な質の高い訪問看護提供体制の整備を図るため、訪問看護ステーション間の連携を目的とした交流会の開催、介護施設における看取りやアドバンス・ケア・プランニングを促進するための研修会の開催等を実施していきます。

さらに、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業を推進するため、各保健福祉（環境）事務所に在宅医療・介護連携支援員を配置して市町村支援を行うほか、「福岡県保健医療計画」において「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と位置付けた郡市区医師会等が実施する在宅医療充実強化のための取組や医療従事者向け研修等に対し助成を行っています。

④へき地医療対策の推進

「福岡県保健医療計画」に基づき、広域的なへき地医療支援体制を整備し、へき地医療の確保に努めています。医師確保が困難なへき地や離島等の公的医療機関に対し、自治医科大学を卒業した医師を派遣しているほか、へき地診療所の運営費や医療機器の設備について財政支援を行っています。さらに、無医地区等への巡回診療、へき地診療所への代診医派遣等を行うへき地医療拠点病院への財政支援も行っています。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

⑤医療機関における安全確保

医療安全の確保は医療機関における重要な課題の一つであることから、本県では、定期的に医療機関への立入検査を実施し、医療安全に対する取組状況等に関する指導を行っています。また、国の医療事故調査制度で得られた再発防止に関する知見を医療機関へ周知し、医療安全体制の確保に努めています。

また、在宅医療の利用者等からの暴力・ハラスメントに対し、従事者の安全を確保し、在宅医療の継続的で円滑な提供体制の構築を図ります。

⑥医薬品等の安全確保

本県では、(公社)福岡県薬剤師会が実施している医療関係者やその他の県民に対する医薬品情報の提供や相談対応事業に対して助成を行っています。

また、平成30年度には福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会を立ち上げ、医薬品の適正使用を促進し、高齢者等の薬物療法に関する安全対策を進めるため、ポリファーマシー対策や医療関係者への研修事業等に取り組んでいます。

さらに、薬局やドラッグストア等への立入調査及び医薬品製造業者への国際基準に基づいた査察を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に取り組んでいます。

⑦医療・看護を担う人材確保と資質の向上

本県は全国3位の医師多数県であり、全国的には恵まれています。県内において地域や診療科で医師の偏在が見られます。このため、誰もが必要な医療を受けられるよう、「福岡県医師確保計画」に基づき、寄附講座の設置による医師不足地域への医師派遣、医師確保が困難な診療科の医師養成、専門医の養成等を行い、地域や診療科による医師の偏在解消に取り組んでいます。

また、「医師の働き方改革」についても、「医療勤務環境改善支援センター」において、相談対応やアドバイザーの派遣を行うなど働き方改革に取り組む医療機関の支援を行っています。

少子高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の専門化・高度化等により質の高いきめ細かな看護サービスを提供できる看護職員の需要は高まっています。このため、看護職員養成施設の運営や修学への支援、新人看護職員や看護教員を対象とした研修教育事業、外国人看護師候補者の資格取得支援、特定行為を行う看護師の養成などを通して質の高い看護職員の確保に努めています。

福岡県ナースセンターでは、離職者の再就業を支援するため、無料職業紹介や復職研修、県内4地区のサテライトでのハローワーク再就業移動相談を実施しています。

令和7年に必要とされる看護職員数は、少なくとも約92,000人と見込まれており、4年の看護職員数約83,000人との差である約9,000人を確保する必要があることから、「看護職員確保対策協議会」において、更なる確保策について協議を行っています。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

⑧国民健康保険制度の安定的運営

県内の国民健康保険運営にかかる統一的な方針として策定した「第二期福岡県国民健康保険運営方針」に基づき、共同運営者である市町村と連携しながら、国民健康保険制度の安定化を図ります。

国保財政を安定的に運営していくためには、国保特別会計の収支が均衡していることが重要であることから、市町村に対し、国保の安定的な財政運営に向けた助言を行うとともに、市町村の財政状況をよく見極め、県国保の財政運営を行っていきます。

また、被保険者の健康増進等に資するため、国保データベース（KDB）システム等を活用した調査・分析を行い、市町村に分析結果等を提供することにより、市町村が実施する保健事業等への支援を行います。

⑨医療費の適正化

患者の負担軽減と医療費の適正化を進めるため、平成19年度に福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会を立ち上げ、溶出試験の実施、高齢者向けの啓発資材や医療機関向けに汎用されているジェネリック医薬品のリストを作成する等、関係者への啓発に取り組んでいます。

令和7年度には、ジェネリック医薬品の使用割合が低いこども世代向けの啓発資料やバイオシミラーに関する啓発資料を配布しました。

今後も、医薬品製造業者の製造停止に端を発する供給不安及びその後の流通状況改善動向も見据えながら、使用促進を図っていきます。

(1) スポーツ立県福岡の実現

- ・スポーツ庁の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は51.7%となっており、実施できない要因としては、“仕事が忙しいから”、“面倒くさいから”という回答が上位に挙げられています。楽しみを目的としたレクリエーションや健康のための身体活動もスポーツとして捉える等、スポーツに対する考え方を広げ、県民のスポーツ活動を促進することが必要です。
- ・1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合は、小学校男子が9.0%、小学校女子が16.9%、中学校男子が9.0%、中学校女子が23.0%となっており、こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させ運動やスポーツをする習慣の定着に努める必要があります。
- ・運動部活動や地域クラブ活動等は、こどもが生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育む重要な場です。その運営にあたっては、こどもの発達段階やニーズを踏まえた指導を行う等、適切な運営が行われる必要があり、そのため、指導者には高いコーチング力やマネジメント力が求められます。



①スポーツ活動の推進

地域におけるスポーツの一層の振興を図るため、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツに親しみ楽しめる発表の場として、「スポーツフェスタ・ふくおか」、「福岡県障がい者スポーツ大会」を開催しています。平成26年度からは、県内全市町村が参加する市町村対抗「福岡駅伝」を開催し、スポーツを通じた世代間交流の促進、郷土愛の醸成、地域の活性化に努めています。令和8年度から、県主催スポーツ大会である「福岡県民スポーツ大会」、「福岡県障がい者スポーツ大会」、「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」のスポーツ部門、「福岡県スポーツ・レクリエーション祭」を統合し、「スポーツフェスタ」としてリニューアルを行いました。県主催大会の周知や、運動未実施層のスポーツのきっかけづくりを目的に、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが参加できる「オープニングフェス（総合開会式）」を開催します。地域レベルでのスポーツ環境の整備・充実を図るため、（公財）福岡県スポーツ振興センター及び（公財）福岡県スポーツ協会と連携し、総合型地域スポーツクラブの育成・活性化に取り組んでいます。

また、市町村が主体的に地域スポーツを推進するとともに、スポーツを活用した地域活性化を図ることができるよう、「地域スポーツイノベーションカレッジ」を開催し、国内外の最新情報を提供する等、市町村の課題に応じた新たな事業の創出や取組を支援しています。

東京2020オリンピック競技大会において正式種目となり注目を集めたスケートボード

13 スポーツ立県福岡の実現

や BMX 等のアーバンスポーツの普及振興を図るため、未経験者・初心者向けの体験会を開催します。

市町村における平日の部活動の地域展開を推進するため、地域クラブ活動の実施や推進体制の整備等に係る補助、指導者を確保・養成するための研修会、地域クラブと指導者のマッチングを行う人材バンクの設置等を実施し、市町村に対し事業成果の普及を図ります。

また、地域展開等の方針などを検討する協議会の設置、教職員や保護者等に対し、地域移行等の方向性や進め方についての説明会の開催を支援します。

スポーツフェスタ・ふくおか開催状況（令和7年度）

区分	内容		参加者（人）
生涯スポーツセミナー	実施なし（あり方について検討を行っていたため）		
スポーツ・レクリエーション祭	トランポリンなど 21 種目		2,943 名
県民スポーツ大会	夏季大会	水泳競技	1,259 名
	秋季大会	陸上など 22 競技	6,381 名
	冬季大会	市町村対抗福岡駅伝	1,115 名
	公開競技	山岳など 22 競技	3,262 名
合計			14,960 名

資料：県スポーツ振興課

②スポーツを推進する人材の育成

本県では、平成 16 年から福岡県タレント発掘事業に取り組んでおり、503 名の修了生のうち、パリ 2024 オリンピックに前回大会を越える 8 名が出場しました。（東京 2020 オリンピック 3 名出場）

今後も、競技適性の高いジュニアアスリートを早期に発掘するとともに、中央競技団体と連携し、世界に通用するアスリートの育成を目指した一貫指導システムの構築を図ります。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるように支援します。

さらに、アクション福岡を拠点として海外選手の招へい・育成と、海外選手との交流やスポーツ医・科学を活用した県内アスリートの強化育成を図る国内最高峰のトレーニングセンターの開設に向け、施設改修に係る基本計画の策定及び基本・実施設計を行います。

オセアニア地域の若いアスリートを受け入れ、育成・強化していくための体制構築を図ります。

13 スポーツ立県福岡の実現

世界で活躍するアスリートを育成するため、オーストラリアニューサウスウェールズ州との間で水泳、フィジーとの間でラグビーを通じた強化派遣を実施します。

アスリートが県内で就職し、本県を拠点に活動を継続することができるよう、企業・事業者に対してアスリートの雇用を促進するセミナーを実施するとともに、アスリートに対してキャリア形成支援に関する研修会を開催します。

各世代のスポーツ指導者に対して、最新のスポーツ医・科学や指導方法に関する研修に加え、クリーンでフェアなスポーツの推進（スポーツ・インテグリティ）に関する研修を行います。

女性が身近な場所で気軽にスポーツを行うことができるよう、スポーツ推進委員研修会において、女性の視点に立った指導ができる指導者を育成しています。

さらに、女性アスリートの育成・強化を推進するため、女子競技の強化拠点づくりを進め、発掘事業等を行うとともに、女性指導者の育成・派遣を行います。

③障がい者スポーツの推進

障がいのある人が日常的に気軽にスポーツ活動を行えるようにするために、スポーツ教室の開催などの「場づくり」、指導者の養成・確保などの「人づくり」、プログラムの普及などの「しくみづくり」を行うとともに、障がいのある人を対象としたスポーツ大会の開催などに取り組んでいます。

平成29年度から福岡県民スポーツ大会に障がい者の部を新設しました。

また、障がい者スポーツへの理解を深めるため、障がいの有無に関わらず、スポーツを楽しめる場を提供するほか、障がい者スポーツ指導員の育成や県有施設におけるパラスポーツ用具の無料貸出を行っています。

本県から世界で活躍できるパラアスリートを継続的に輩出するため、潜在的な能力を有する選手を発掘・育成する「フクオカ・パラスター・プロジェクト（通称：F-STAR）」に取り組んでいます。

また、国内外の大会への参加費用を助成する等、様々な大会に挑戦する障がい者アスリートを支援します。

④スポーツを推進する環境づくり

公立学校体育施設や公共スポーツ施設において、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツ活動を行うことができるよう施設の整備を推進します。

国、県の関係機関等が保有する国内外のスポーツに関する情報を配信している「ふくおかスポネット」、県内で活躍するスポーツ選手・チームの紹介や試合動画の配信等を行う「FUKUOKA SPORTS」の充実を図り、県民がスポーツを「みる」「する」「ささえる」ための情報を効果的に発信します。

13 スポーツ立県福岡の実現

⑤スポーツを通じた地域経済の活性化

福岡県スポーツコミッション及び（公財）福岡県スポーツ推進基金等とも連携し、大規模スポーツ大会等の誘致・開催に取り組めます。

9月に「買取大吉 アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026」を開催します。

また、10月の国際サイクルロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2026」開催に向けて、福岡市、糸島市とともに準備を進めるほか100日前イベントをはじめとした大会PRイベント等の機運醸成施策を実施します。

12月にロサンゼルス2028オリンピック日本代表選考レースの一つとして「福岡国際マラソン 2026」を開催するほか、事前に小学生を対象としたランニング教室を開催するなどして、大会を通じたSDGsなどの達成を目指します。

さらに、令和7年5月にドーハ（カタール）で開催されたITTFサミットで2028年世界卓球選手権大会（団体戦）の開催地が本県に決定したことから、大会主催者等と連携し、大会の成功に向け準備を進めていきます。

福岡県スポーツコミッションにおいて、スポーツ大会の開催地や周辺エリアの観光を促し、選手団や参加者・観戦者の滞在等にかかる消費を促進するほか、温泉や食、地域の文化が体験できる福岡ならではのスポーツ合宿やスポーツツーリズムのプログラムを企画し、その普及・商品化に取り組めます。

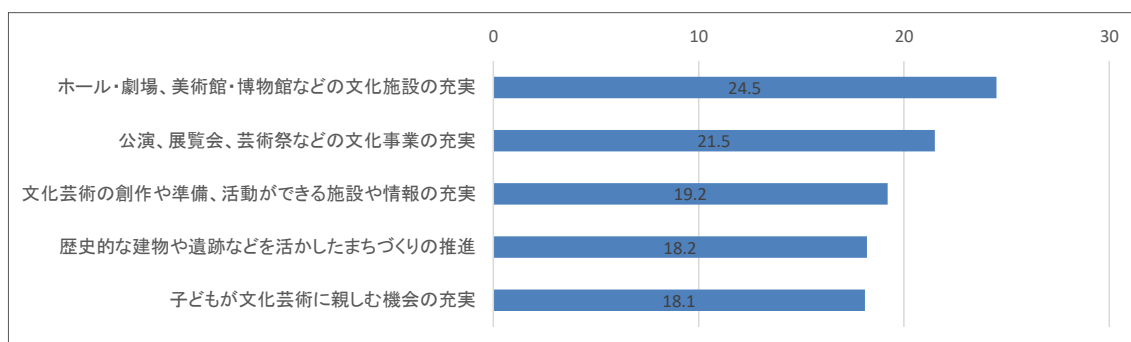
本県のバレーボールをはじめとする若い世代の選手を育成するため、オセアニア地域から各国代表の合宿を受け入れ、親善試合や交流プログラム等を実施します。

※鍵括弧の大会名は正式名称のとおり記載しています。

(1) 文化芸術の振興

- ・ 誰もが生涯を通じて、経済的状況や居住する地域、障がいの有無にかかわらず、等しく文化芸術活動に親しむことができる環境を充実させることが重要であり、文化芸術に親しむ機会の充実や、美術館等の文化施設の充実が望まれています。(図1)
- ・ 障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を推進することが必要です。
- ・ 過疎化や少子高齢化等社会状況の変化により、地域の活力の低下が懸念され、文化芸術の担い手や文化芸術活動を支える人材の減少等、豊かな伝統や文化の継承が困難な状況も見られます。
- ・ 文化の振興を観光の振興や地域活性化につなげ、この経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、国や関係自治体、地域住民等と連携し、地域の文化財や世界文化遺産をはじめとした県内の文化資源の保存・活用の取組をさらに進める必要があります。

図1 地域の文化的環境を充実させるために必要なこと



資料：福岡県「県民の文化芸術活動等に関する実態調査」(令和7年)



①文化芸術活動の推進

1) 文化芸術に親しむ機会の充実

市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県芸術文化祭」を開催し、新たに学生のアイデアを取り入れたオープニングフェスを実施するなど、若者をはじめ広く県民が多様な文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供します。

また、公共施設における文化芸術の公演や展覧会等の開催に努め、子育て世代や高齢者をはじめ、県民が住んでいる地域で身近に文化芸術を鑑賞できる機会の充実を図ります。

14 文化芸術の振興

こども食堂で文化芸術ワークショップを開催するコーディネーターを育成し、こどもたちが文化芸術を体験する機会を提供します。

福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭等を支援し、学校の文化部活動の活性化を図っています。

福岡県にトップレベルの文化芸術公演を誘致し、一流の舞台芸術の鑑賞・体験機会の充実を図っています。また、優れた芸術に接する機会を確保するため、学校において文化庁との共催事業等を実施しています。

文化庁との共催事業（令和7年度）

事業の種類	公演内容	学校数
舞台芸術等感動体験事業 （学校巡回公演）	演劇、オーケストラ、舞踊等	21
文化芸術による子供育成推進事業 （芸術家の派遣事業）	伝統芸能、音楽、演劇	12

資料：県教育委員会

2) 県有文化施設等における取組

県有文化施設において、各施設の特色を活かした魅力ある公演等を開催します。また、公演等の事業を実施するにあたっては、働く世代や子育て世代が参加しやすい取組を進めます。

大濠公園能楽堂において、能楽等の公演の場を提供します。

九州国立博物館「きゅーはく号」による移動博物館の取組や九州歴史資料館における県民向け講座の開催等、文化財を活用した教育普及活動に取り組みます。

県立美術館では、魅力ある展覧会や移動美術館展、県民から作品を公募する福岡県美術展覧会（県展）の開催、インターネット上で所蔵品を鑑賞することができるバーチャル美術館の運営などにより、県民の鑑賞や創作活動の充実を図っています。

九州歴史資料館では、利用促進のため、常設展示内容の充実とともに、時宜をとらえた特別展や企画展を開催するほか、学校における学習段階に応じた出前授業やこども向けイベントなどを実施します。

また、自宅や学校等でも展示の観覧や歴史を学ぶことができるように3D画像データのバーチャル展示や動画を配信するなど、歴史文化遺産の魅力を様々な方法で発信します。

さらに、自然災害等の文化財消滅の危機的状況を踏まえ、デジタル技術導入による文化財の保存・活用を推進します。

旧福岡県公会堂貴賓館では、多くの方々に文化財の魅力を知ってもらうため、ナイトコンサート等のイベントの開催や、料理の提供によるカフェの充実を図ります。

3) アウトリーチ活動の推進

小学校や特別支援学校へプロの演奏家を派遣し、楽器演奏体験活動等を行う出前授

14 文化芸術の振興

業を行います。

また、市町村の公共施設等へプロの演奏家を派遣し、クラシックコンサートなどを行います。

児童生徒が様々な芸術や伝統芸能等に触れる機会を提供するため、小・中・特別支援学校や小児医療施設等へプロのダンサーや能楽師等を派遣します。

4) 文化財等の保存・活用

文化財の適切な保存に取り組みます。また、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興の分野と連携した文化財の多面的な活用に取り組みます。

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」等の保存・活用に取り組み、次世代へ継承します。

大宰府史跡の文化財について、総合的な保存・活用を図り、本県の文化財や歴史の魅力について国内外に発信することにより、地域住民による文化財の価値の再認識を促し、文化財の保存・活用の機運を醸成します。

また、地域との連携を強化するとともに、「西の都」大宰府の調査研究や展示、シンポジウムを通して大宰府史跡の普及・啓発に努めます。

歴史資料として重要な価値を有する公文書等を適切な環境の下に体系的、一元的に保存し、一般の利用に供するため、平成24年11月、県内市町村（政令市を除く）と共同で福岡共同公文書館を開館しました。

公文書館では、県や市町村の政策や重要事項に関する決定・実施の過程を記した公文書を永久保存しており、これにより、将来にわたる行政の説明責任を果たすことや、住民による検証が可能となることなどにより行政運営の向上に寄与していきます。

また、企画展示や館外展示等を開催し、歴史公文書の認知度向上、利用促進を図っていきます。

5) 伝統工芸の継承・発展

再整備を行ったアクロス福岡の匠ギャラリーにおいて、県の伝統工芸品を常設展示し、県の伝統工芸に関する情報発信を強化します。

また、本県の伝統工芸品が集結する展示販売会等を開催し、県民が優れた伝統工芸に接する機会を提供するとともに、県内伝統工芸品の認知度や売り上げの向上及び産地活性化を図り、伝統工芸品製造事業者の活動を支援します。

②文化芸術を育む人材の育成

1) 文化芸術に携わる人材の育成

公立文化施設や市町村において、文化芸術活動の中核を担う人材を育成するため、文化芸術の意義や必要性を学ぶ基本講座、地域や施設の特性を生かした事業の企画立案や運営方法を学ぶ実地研修等を実施する研修会「文化芸術イノベーションアカデミー」を開催します。

14 文化芸術の振興

2) 芸術家の育成

アクロス福岡において、プロの音楽家を目指すこどもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供等、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手音楽家を育成する取組を進めます。

また、福岡ジュニアオーケストラやその初心者コースである福岡ジュニアオーケストラアカデミーを運営し、こどもたちが音楽を気軽に楽しめる場を提供することで、将来の音楽家育成の裾野を広げる取組を進めます。

九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスに取り組みます。

国内外での幅広い活躍を目指す意欲的な若手芸術家を対象に、みやま市の廃校を制作拠点とした滞在型プログラムを実施し、集中して制作に取り組む環境を提供します。

また、滞在型プログラム等に参加した若手芸術家へのフォローアップを実施します。

併せて、文化芸術活動の担い手を育成・支援する「福岡県アーツカウンシル（仮称）」の設立準備委員会を設置するとともに、県内在住または出身の若手芸術家等が国内外で実施する展示・公演・上映等や海外の芸術コンクールへの参加等、多様な芸術活動に対する経費を助成します。

県立美術館において、県民から広く作品を公募する福岡県美術展覧会を開催し、県民の創作意欲を高め、美術活動の推進を図ります。

第80回福岡県美術展覧会 出品数・入選数（令和7年度）

部 門		公 募			
		出品数	出品人数	入選数	入選人数
日本画		63	59	50	50
洋 画		432	346	213	190
彫 刻		38	37	26	26
工 芸		140	123	97	95
書	漢 字	473	—	309	304
	か な	213	—	139	133
	てん刻	39	—	25	23.5
	調和体	69	—	44	41.5
	小 計	794	742	517	502
写 真		616	428	275	269
デザイン		218	211	121	116
合 計		2,301	1,946	1,299	1,248

資料：県教育委員会

注：入選数には入賞者も含む。

注：書部門における入選人数の0.5の端数は、1人が異種で2点入選のため。

14 文化芸術の振興

九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、子どもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や九歴ボランティアによる古代体験アイテムを活用した体験学習、バックヤード解説を行います。

国の重要無形民俗文化財に指定された豊前神楽をはじめ、県内各地域で保存継承されている神楽、風流、獅子舞等の民俗芸能について、アクロス福岡等における公演の開催や情報発信、後継者の育成等に取り組みます。

このほか、伝統工芸品製造事業者の後継者確保、育成に取り組みます。

③障がいのある人の文化芸術活動の推進

市町村と連携し、県障がい児者美術展の開催をはじめとした障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図ります。

県有文化施設において、声を上げて体を動かして楽しむクラシックコンサートや展示作品に触れることができる展覧会等、障がいのある人が施設を利用する動機付けとなるような公演等を開催するとともに、文化芸術を鑑賞する際の情報保障（手話通訳、音声ガイド等）の取組を進めます。

障がいのある人が居住する地域にかかわらず、文化芸術活動に触れる機会を創出するため、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等へ劇団や楽団等を派遣し、管弦楽、児童劇、演芸等の公演を実施するアウトリーチ活動を推進します。

さらに、障がいのある人の文化活動を支える人材を育成・確保するため、県障がい者文化芸術活動支援センターで文化芸術活動に関する相談や助言、情報提供等を行います。また、障がいのある人の文化芸術活動の普及を目的としたセミナーやイベントを開催します。

このほか、障がいのある人が創作した作品のレプリカや画像データのレンタル・販売を通じて、収入向上や社会参加を支援します。

④文化芸術に親しむ環境づくり

県営大濠公園南側において、本県の文化芸術の拠点となる新たな県立美術館の整備を進めます。令和3年11月に策定した、「新福岡県立美術館基本計画」に基づき、4年度は公募型プロポーザルを経て設計者を決定し、5年度は基本設計等を実施しました。7年度は、実施設計を実施するとともに、運営体制の検討を行いました。8年度は、建設工事に着工します。

障がいのある人や外国人、小さな子ども連れの家族等、多様な人々が利用しやすいよう、音声ガイド、外国語による表記、託児室の設置等県有文化施設の環境整備に取り組みます。

Web サイトや SNS 等多様な手法を活用し、本県の文化芸術の魅力を国内外へ発信します。

14 文化芸術の振興

アクロス福岡の「文化観光情報ひろば」や Web サイト「アクロスおでかけナビ」において、九州・山口エリアの音楽公演、演劇公演、文化講座、祭り等の情報の収集・提供に取り組めます。

⑤文化芸術を活用した地域の活性化

国内外から多くの観光客を呼び込むため、世界文化遺産をはじめとした様々な文化資源の魅力に触れ、文化への理解を深めることができる文化観光の取組を進めます。

周遊イベントの実施や地域の受入環境の充実等を通じて、世界文化遺産等への来訪を促し、観光振興や地域振興等にも活用していきます。「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については小学生を対象とした講座や県内の世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」と連携したカードラリーの開催のほか本遺産に関する資料を展示する企画展を実施します。

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」については、これまでの調査研究成果の国内外に向けた発信や他の世界遺産と連携したカードラリーの開催をはじめとした周遊促進事業を通じて、本資産の顕著な普遍的価値の発信とともに更なる来訪促進を図ります。

文化財保護法で定められている文化的景観及び伝統的建造物群をはじめ、地域に残る歴史的な建造物、集落や町並み、景観等を地域で守り、次世代に継承していく取組を支援します。

九州国立博物館における海外博物館との文化交流協定に基づく講演会といった交流事業等、文化芸術を通じた国際交流を推進します。

(1) ジェンダー平等・男女共同参画の推進

(ジェンダー平等・男女共同参画の推進)

- ・ 誰もが、社会のあらゆる分野で自分に合った生き方を選択し、個人として持つ能力を発揮することができるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現は、活力ある地域社会を築くために重要であり、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、他のすべての目標の達成にも関わっています。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に当たっては、多様な性のあり方を含め、誰もが人権を尊重されることが重要ですが、理解が十分とは言えません。
- ・ 「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する人の割合が増加する等、固定的な性別役割分担意識は着実に解消に向かっていますが、未だ約3割の人が固定的な性別役割分担意識を有しています。男女がともに働き方・暮らし方の変革を進めていく上で、こうした固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっています。
- ・ 性的少数者に対する偏見や差別の問題も顕在化しています。
- ・ こどもの頃から、誰もがともにひとりの自立した人間として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、こどもの成長段階に応じたジェンダー教育を行う必要があります。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画の推進には、あらゆる政策分野にジェンダー平等の視点を取り入れていくことが必要です。
- ・ 本県では、平成13年に制定した「福岡県男女共同参画推進条例」に基づき、福岡県男女共同参画計画を策定し、計画的、総合的に施策を進めてきましたが、働く場や家庭・地域等様々な場面で、男女間の格差が依然として存在しています。
- ・ 長時間労働の是正等、労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいますが、国の労働力調査によると、週60時間以上就業している割合は、30歳代や40歳の男性で高くなっており、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- ・ 女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も半数近くとなっています。しかし、非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度であるのに対し、女性は5割を超えており、女性は30歳代からその割合が増えていきます。
- ・ 県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合は、令和4（2022）年に17.9%まで上昇しましたが、いまだ低い状況にあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、仕事でのオンライン活用が拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっています。
- ・ 本県や県内市町村の審議会委員に占める女性の割合は、着実に拡大していますが、自治会長に占める女性の割合は約1割（11.9%（R7））と低い状況にあります。人口が減少する中、住みよい地域づくりを進めていくためには、女性が地域の意思決定や政

策決定の場に参加していくこと、働く世代の男女が活動を担っていくこと等、地域活動の担い手の多様化が求められています。

- ・ 令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、男女を問わず、立候補や議員活動をしやすい環境整備等を行うため、啓発活動や性的な言動等に起因する問題への対応等、更なる取組が求められています。

(誰もが安心して暮らせる環境づくり)

- ・ DV (Domestic Violence の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力) や性暴力、ハラスメントは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。令和7年度の本県における配偶者暴力相談支援センターで受けた DV 相談件数は 2,480 件、令和7年の県警察における DV 事案の相談等件数は 3,012 件と依然として高水準であり、性犯罪については、認知件数が 437 件で、発生率(人口 10 万人当たりの認知件数)も、全国と比較すると高水準で推移しています。
- ・ 企業におけるハラスメントは、法整備を含め対策が強化されてきましたが、企業内だけでなく、大学、スポーツ界、就職活動の場等様々な場面でのハラスメントが問題になっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に対して、就業や生活面において様々な形で深刻な影響を与えています。
- ・ ひとり親家庭のうち母子家庭の母は、離婚時に就業していなかったり、パートや派遣社員等の非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事に就けていないほか、こどもの養育費の受給が進んでいない現状があります。
- ・ 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別等がなく、安心して暮らせる環境の整備が重要です。
- ・ 様々な人権課題に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう取り組むことが必要です。
- ・ 生涯を通じ健康を維持することは、誰もがいきいきと働き、社会で活動するための重要な基盤であり、平均寿命が延び人生 100 年時代が到来する中、健康寿命を延ばし、学び・活躍し続けられる環境づくりが求められています。
- ・ 本県では、平成 29 年7月九州北部豪雨をはじめ、大規模な自然災害が頻発しており、防災・減災対応、避難所運営等の被災者支援、災害からの復興等の場面で、多様な視点で対応することが求められています。



15 ジェンダー平等の社会づくり

①ジェンダー平等・男女共同参画の推進

1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

政策・意思決定の場への女性の参画を進めるため、市町村・男女共同参画センターの職員を対象に、研修を実施します。

小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」（平成31年3月改訂版）を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。

県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動等で、男女がお互いを尊敬し合い、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。

県民がジェンダー平等について考え、理解を深めるフォーラムを開催します。また、10月～11月を「福岡県ジェンダー平等マンス」として、県民企画の講演会やパネルディスカッション等を県内各地域で実施します。

高校生がジェンダー平等について意見交換し、その成果を社会に向けて発信するワークショップを開催します。

大学生がジェンダー平等について考え、ロールモデルや著名人へのインタビュー等を行いながら、課題解決に向けた方策等の成果を取りまとめ、関係団体等への政策提言を実施するワークショップを開催します。

本県が実施する様々な政策分野において、ジェンダー平等の視点を確保し、施策に反映していきます。

ジェンダーギャップの実例や解消のためのアクションに関するフォトメッセージや川柳を募集し、優秀作を表彰するとともに、受賞作や応募作を利用した啓発を実施します。

2) 性の多様性に関する理解促進等

性的指向や性自認は、自らの意思に基づいて選択・変更できないものであり、これらを理由とした偏見や差別をなくし、性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。

また、本県では、令和4年4月から、性的少数者が直面している社会生活上の障壁をなくすために、「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。この制度に対する市町村・民間企業等の理解を促進し、利用可能なサービスの拡充を図ります。さらに性の多様性について、民間事業者に対するセミナーを実施するとともに、広く県民への啓発を行います。

性的少数者の支援に携わる弁護士及び専門相談員によるLGBTQ専門の電話相談を実施します。

3) 地域・家庭・社会活動におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

女性の自治会等の役員への参画促進、働く世代の男女に地域活動に参加することを促す工夫や好事例の紹介等を、市町村等と連携して積極的に展開します。また、地域で

15 ジェンダー平等の社会づくり

活躍できる女性人材を育成するために、福岡県男女共同参画センターあすばるのホームページで地域の女性団体の活躍等を発信します。

女性の地域活動への参画を推進するため、自治会長等を対象に実施した女性参画の障壁に関するアンケートの結果を踏まえ、女性の参画に必要な取組を実施する市町村に対してアドバイザー派遣等の支援を行います。

男性職員が家事・育児等の家庭生活に積極的に参画することが、男女がともに活躍できる働きやすい職場づくりのために必要であることから、男性職員の仕事と子育ての両立をさらに促進し、フォローアップに取り組めます。

4) 働き方改革、仕事と生活の両立

女性の負担を軽減し、更なる女性の活躍を促進するため、九州各県とも連携し、男性の家事、育児参画を促進するための啓発事業等を実施しています。

子育てをしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

さらに、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりを促進するため、従業員数 100 人以下の中小企業に対し、男性の育児休業取得率 100% を目標に掲げた一般事業主行動計画の策定に係る費用を（福岡県よかパパ育休助成金）助成するとともに、育児休業制度の運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。

そして、男性の積極的な育児参加を応援するため、育児への関わり方や仕方などをまとめた「パパノートブック」を配布するとともに、心理士等の専門家による相談支援体制を整備することにより、男性の育児に関する不安や悩みによる心身の不調を防ぎます。

また、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、育休を取得予定の男性や子育て中の男性に対し、家事や育児の実践的なノウハウを習得できる料理教室や育児研修を行う「よかパパ料理・育児セミナー」を開催します。

他に、待機児童の解消や多様なニーズに対応した保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立を支援します。

介護をしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

5) 働く場における女性の活躍推進

女性が活躍しやすい職場づくりを進めるためには、社会・経済活動分野をはじめとしたあらゆる分野での男女共同参画が必要です。

そこで、働く場における女性活躍推進のため、「企業の意識改革・風土改革」や、「女性人材の育成」などに取り組んでいます。（詳細はⅢ11(3)③に記載）

県内4か所に設置している「ママと女性の就業支援センター」において、きめ細かな

15 ジェンダー平等の社会づくり

支援を実施しています。(詳細はⅢ11(2)②に記載)

高等技術専門校では、子育て中の人を受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。(詳細はⅢ11(2)②に記載)

農林水産業においては、農業農村の固定的な役割分担意識の解消に向けたワークショップや女性が農業技術などを学ぶ研修を行います。

県庁では、多様な分野への配置や各種研修への積極的派遣を通じた人材育成のほか、女性管理職の活躍事例集作成等による職員の意識醸成に取り組むことにより、女性職員の積極的な登用を推進します。

県警察においては、令和7年4月1日現在における全警察官に占める女性の割合は11%であり、その割合は年々増加傾向にあります。

今後も社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化する治安課題に的確に対応していくためには、女性をはじめとした「多様で有為な人材」の視点を警察業務に反映することが重要です。

また、県警察では、13年度当初までに全警察官の定員に占める女性警察官の割合を14%とする計画を策定し、同計画の達成に向けて女性警察官の採用を促進していくため、その割合に応じて必要な警察施設に女性専用トイレ、仮眠室、シャワーの整備を行うこととしています。

今後の女性警察官の配置にあたっては、多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、両性の視点をもったきめ細やかな警察活動を行っていくため、男女の別のない適材適所の人事配置を積極的に進めていきます。

6) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

本県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において女性委員の登用を進めます。

また、市町村に対し、審議会等の女性登用促進に向けた状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。

政治分野における男女共同参画の推進に向けて、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の趣旨等を周知するとともに、必要な情報の収集・提供、啓発等を行います。

②誰もが安心して暮らせる環境づくり

1) 人権を侵害する暴力の根絶

「第6次福岡県男女共同参画計画」に基づき、DVの根絶に向けた啓発の推進、被害防止、相談体制の充実、被害者の保護と安全の確保及び自立支援について、関係団体と連携し総合的な対策を行っています。

本県における性犯罪の認知件数は、全国的に見て高い水準で推移しています。また、性暴力は、被害者の身体だけでなくその心を傷つけ、長い間立ち直れないような苦しみ

15 ジェンダー平等の社会づくり

を与えます。これらのことから、本県では、性暴力の被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるため、平成 31 年 2 月、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（福岡県性暴力根絶条例）」を制定しました（平成 31 年 3 月 1 日一部施行、令和 2 年 5 月 1 日全面施行）。この条例の規定に基づき、令和 2 年度から、児童・生徒に対して性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣事業を創設し、性暴力根絶に向けた教育・啓発活動を推進しています。

さらに、性暴力の被害者も加害者も出さないという条例の基本理念のもと、2 年 5 月に「福岡県性暴力加害者相談窓口」を設置し、再犯防止専門プログラムの実施、社会復帰のための就労等の生活自立支援及び問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介等により、性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援しています。

そのほか、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。

併せて、職場での労働問題の解決を促進するため、県内 4 地域にある労働者支援事務所において、労働相談や、労使の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施するとともに、職場のハラスメント集中相談会などを開催しています。

2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

ひとり親家庭等の親の生活の安定と自立を促進するため、生活と子育ての支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を柱とした総合的な自立支援策を推進しています。

高齢女性等が、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができるよう合同説明会や就業相談会などを通じて、就業・社会参加の支援に取り組みます。

さらに、高齢女性等が地域で安心して暮らしていけるよう、民生委員や老人クラブ等が行う「見守りチーム」による見守り活動に係る市町村の取組への支援や、各家庭を訪問する機会の多い事業者が、日常業務を通じてひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村へ通報する活動「見守りネットふくおか」に取り組んでいます。

また、高齢女性等の社会参加を促進するため、老人クラブが行うスポーツ活動、健康づくり、地域活動を支援しています。

障がいのある女性等の雇用を推進するため、障がいのある求職者を対象とした職業紹介事業を実施するなど、障がいの特性に応じた就職支援を行います。

部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題に加えて、女性であることさらに複合的に困難な状況に置かれないう、これらの人権課題についての正しい理解を深めるための啓発に取り組みます。

日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を対象に、専用相談

15 ジェンダー平等の社会づくり

窓口を設置し、本人の自己決定ができるよう十分な情報提供等を行っています。

性的少数者のDV被害者に適切に対応するため、専用の相談窓口「男性・LGBTQの方のDV被害者相談ホットライン」を設置しています。

支援が必要な女性に対し、公認心理師等による出張専門相談、街頭・こども食堂などでの声掛けなどのアウトリーチ型の支援を行います。

困難な問題を抱える女性の置かれている状況に応じた、円滑な自立・定着支援を推進するため、自立に必要な住まい、雇用先などの地域と関係機関との支援関係の構築に取り組めます。

3) 生涯を通じた男女の健康支援

健康寿命を延ばし、一人一人が長生きしてよかったと実感できる社会を実現するため、生活習慣病の予防、改善に向けた取組を行います。

年齢性別を問わず、自殺防止に向けた相談や心の健康等の悩みの相談を受け付け、心身の健康維持に取り組めます。

また、学校において、生徒の性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るため、専門医（産婦人科医・精神科医）による性と心の健康相談事業を実施します。

女性が安心して妊娠・出産するための支援や、不妊や不育症の治療等への支援を行います。

また、梅毒など性感染症は、比較的症状が軽く、感染者が治療を怠りやすいため、男女ともに感染者数が高い水準で推移しています。このため、県民に対して、積極的に正しい知識の普及啓発や相談・検査の機会の提供を行うことにより、一層の性感染症対策の推進を図っていきます。

さらに、女性アスリートの指導者の養成及びスポーツ団体におけるジェンダー平等を推進するためのセミナーを実施します。

4) 防災・復興におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興に取り組めるように、地域防災計画の策定など、防災に関する政策・方針決定の場である防災会議において、女性委員の増加に努めます。

また、ジェンダー平等・男女共同参画の視点を持って防災・復興に対応できる人材の育成等を通じて、平常時からの地域コミュニティのジェンダー平等・男女共同参画を推進します。

(1) 高齢者の活躍応援

- ・ 我が国の平均寿命は、「65 歳以上が高齢者」と定義された昭和 31 年当時に比べ大きく延伸しています。

平均寿命の比較：昭和 31 年男性 64 歳、女性 67 歳

令和 5 年男性 81 歳、女性 87 歳

- ・ 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和 6 年）によると「何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか」の設問に対し「70 歳ぐらい、またはそれ以上」あるいは「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答した方は約 6 割となっており、多くの高齢者は元気で働きたいと望んでいます。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口（都道府県）」（令和 5 年推計）によると、本県の 65 歳以上の高齢者の人口は、令和 2 年の 143 万人（本県人口の 27.9%）から 25 年後の令和 27 年には 158 万人（本県人口の 34.1%）に増加すると予想されています。
- ・ 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、令和 2 年の 304 万人から 25 年後の令和 27 年には約 17%減少し、252 万人となることが予想されています。令和 2 年に 2.1 人で 1 人の高齢者を支えていましたが、令和 27 年には 1.6 人で 1 人の高齢者を支えることになるかと予測されています。
- ・ また、改正高年齢者雇用安定法が令和 3 年 4 月に施行され、70 歳までの就業機会確保措置が事業主の努力義務となりました。
- ・ 厚生労働省の「能力開発基本調査」によると、年代が上がるにつれ、自己啓発を実施する人の割合が下がる傾向があります。
- ・ 超高齢社会・人口減少社会において、持続的な経済発展を図っていくためには、高齢者が年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、仕事や社会参加等の場でさらに活躍できる社会づくりに取り組む必要があります。



①生涯現役社会づくりの推進

●生涯現役社会づくり

本県では、高齢者が年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる、選択肢の多い「生涯現役社会」の実現を目指しています。

平成 23 年に経済団体、労働者団体、NPO・ボランティア団体、行政等の 17 団体で構成する「70 歳現役社会推進協議会」（令和 4 年 5 月 25 日から、「生涯現役社会推進協議会」に名称変更）を設立しました。24 年には、全国初の高齢者のための総合支援拠点

16 高齢者、障がいのある人への支援

「福岡県 70 歳現役応援センター（令和 4 年 4 月 1 日から、「福岡県生涯現役チャレンジセンター」に名称変更）」を開設し、「高齢者の活躍の場の拡大」、「就業・社会参加支援」、「各種セミナーの開催」などに取り組んでいます。25 年 5 月に北九州市に開設した応援センターの「北九州オフィス」に続き、27 年 6 月には「久留米オフィス（久留米市）」及び「飯塚オフィス（飯塚市）」を開設しました。

センターでは、専門相談員が就業や社会参加を希望する高齢者の相談に応じ、それぞれの経験や技能、知識を活かすことができる進路を提案し、就業や社会参加のマッチングを行うほか、独自の求人開拓を行っています。また、企業に対する「70 歳以上まで働ける制度（継続雇用制度、定年延長、定年廃止）」の導入の働きかけも行っており、その導入促進を図るため、25 年度には「70 歳以上まで働ける企業」への県入札参加資格審査における加点制度の導入などに取り組んでいます。

また、高齢者雇用のための人事・給与に関する企業向けセミナーを実施するとともに、50 歳代の在職者に対し、定年後、次のキャリアハスムーズに移行するための個別相談を行っています。

令和 8 年度からは、未経験の職種で働くイメージの具体化や不安解消のために、高齢の求職者が就業しやすい職種について職場見学会を実施します。

●ふくおか子育てマイスターの養成

高齢者が自らの経験を活かして子育てを応援するふくおか子育てマイスターの養成を進め、高齢者の活躍の場の拡大に取り組みます。

②高齢者の生きがいづくりの推進

●生きがいと健康づくり対策の充実

高齢化の進行に伴い、元気な高齢者が健康で生きがいを感じて暮らすことができる地域社会の形成が重要になっています。

本県では、高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブが行うスポーツ活動、健康づくり、地域活動を支援するほか、高齢者の健康づくり等に関する指導者養成を行っています。

●ねんりんスポーツ大会・ねんりん文化交流大会

本県では、文化・スポーツ活動を通じた高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援するとともに、社会参加を促進し、はつらつとした高齢社会を築くことを目的に、平成 13 年度から「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」を開催していました。令和 8 年度からは、「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」を見直し、「スポーツ交流大会」と「文化交流大会」をそれぞれ開催、「スポーツ交流大会」は「スポーツフェスタ 福岡県民ねんりんスポーツ大会」、「文化交流大会」は「ふくおか県芸術文化祭ねんりん文化交流大会」として実施します。また、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣を行っています。

16 高齢者、障がいのある人への支援

ます。

●シニア美術展

高齢者の文化芸術活動を促すとともに、ふれあいと生きがいづくりを推進するため、「福岡県シニア美術展」を開催します。

(2) 地域包括ケアの推進

- ・ 高齢化の進行に伴い、医療や介護を必要とする高齢者は今後さらに増加することが見込まれます。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進が求められています。
- ・ 本県の認知症高齢者数は、令和7年の約19万人から令和12年には、約21万人に増加することが見込まれます。このような中、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。
- ・ 今後、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢世帯、認知症高齢者の増加が見込まれており、高齢者が孤立せず、安心して生活できる地域づくりが必要となっています。
- ・ 多くの県民が介護について理解と認識を深め、介護を必要とする高齢者とその家族を支援する地域づくりが必要です。
- ・ 介護が必要な高齢者、認知症等により判断能力が十分でない高齢者が、その尊厳を尊重され、不当に権利を侵害されることのないよう、取り組む必要があります。
- ・ 高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、予防に取り組むことも重要です。



①地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの運営について財政的な支援を行うとともに、その職員を対象に地域包括ケアシステムの構築に係る研修を実施します。

また、医療や介護などの多職種が連携する地域ケア会議において、個別ケースの検討とその積み重ねにより地域課題を把握し政策形成につなげていくことができるよう、リハビリテーション専門職の派遣や地域ケア会議の構成員等に対する研修を行います。

②医療・介護サービスの充実

●在宅医療と介護事業の連携

高齢化の進行に伴う慢性疾患の増加により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が増加しているため、「福岡県地域在宅医療支援センター」を中心に、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業及び「福岡県保健医療計画」において「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と位置付けた郡市区医師会の支援を行います。

24時間・365日対応可能な質の高い訪問看護提供体制の整備を図るため、訪問看護ステーション間の連携体制の構築、訪問看護技術向上を目的とした交流会・研修会の開催

16 高齢者、障がいのある人への支援

を行います。

③認知症対策の推進

認知症の人やその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症サポーターの養成、認知症をテーマにしたフォーラムの開催、認知症の日に合わせたライトアップイベントや本人による発信の支援など、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

認知症は誰もがなり得ると言われているため、運動習慣の定着を図る等、認知症の予防につながる活動を推進するとともに、医療専門職や介護職員等を対象とした認知症対応力向上研修を実施し、認知症の早期発見・早期診断につながる取組を進めます。

また、「福岡県認知症医療センター」において、専門医療相談や鑑別診断、地域の医療・介護関係者を対象とした助言や研修のほか、認知症と診断された後の不安を軽減するための相談支援等を行います。

さらに、認知症の人が地域で生活を続けていく上での障壁を減らすため、「行方不明認知症高齢者等 SOS ネットワーク」の構築など「認知症バリアフリー」を推進するとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人の医療・福祉・就労を総合的に支援します。

④地域で支え合う体制づくりの推進

高齢化が進行する中で、ひとり暮らし高齢者が孤立せず、安心して生活するためには地域における見守り活動が重要です。

本県では、町内会や小学校区といった小地域ごとに、民生委員や老人クラブ等が行う「見守り活動チーム」の要となって見守り活動を推進する市町村職員や市区町村社会福祉協議会職員に対する研修を行うとともに、優良な活動を行っている団体を表彰することにより、見守り活動の輪が一層広がるよう、市町村の取組を支援しています。

また、各家庭を訪問する機会の多い事業者が、日常業務を通じてひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村へ通報する活動「見守りネットふくおか」にも取り組んでいます。平成 24 年の新聞販売店連合組織との包括協定締結を始め、現在 24 事業者と協定を締結しています。

このほか、「介護の日」に合わせて、県民の介護に対する理解と認識を深めるとともに、介護職の魅力を伝えることで介護分野への就職を促進するためのイベントである「ふくおか介護フェスタ」を開催しています。

⑤安心して生活できる住まいの確保

●住宅型有料老人ホーム等への立入検査等の実施

住宅型有料老人ホームは、届出により設置できる施設であり、近年、急速に増加しています。本県では、サービスの質の向上を図るため、住宅型有料老人ホーム等に対する

16 高齢者、障がいのある人への支援

書面検査や立入検査を行っています。

また、施設の管理者に対する講習会や、施設で働く職員に対する介護技術や専門知識に関する研修を開催しています。

●高齢者向け住宅の普及促進

地域優良賃貸住宅（高齢者型）及び高齢者向け優良賃貸住宅への入居促進やサービス付き高齢者向け住宅※等の供給促進により、高齢者の居住の安定確保を進めていきます。

※ 地域優良賃貸住宅（高齢者型）、高齢者向け優良賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅は、民間事業者が建設する居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、高齢者の居住に配慮した住宅で、サービス付き高齢者向け住宅は生活相談サービスを提供します。

●安全・安心な住まいに関する情報提供

本県の住宅展示場「生涯あんしん住宅」における介護機器等の展示・体験、住宅の建設から維持管理に至るまでのポイントを解説した「住まいづくりの手引き」の配布、バリアフリーに関する住宅相談などにより、住宅のバリアフリー化に関する情報提供や普及啓発を行っております。

●住宅確保要配慮者に対する居住支援

高齢者をはじめとした、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、以下のようなさまざまな取組を行っています。「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進」、「入居にあたっての家賃債務保証や住宅に係る情報提供・相談、生活相談・支援などを行う法人（居住支援法人）の指定の推進」、「地方公共団体や不動産関係団体、居住支援法人等で構成される協議会（福岡県居住支援協議会、福岡県居住支援法人連絡協議会）による協議や情報提供の充実」、「居住支援法人を支援サービスや支援エリアごとに検索ができるポータルサイトの開設」などの取組を行っています。

●県営住宅のバリアフリー化及び入居募集の倍率優遇措置

県営住宅において、建替等によるバリアフリー化を進めるとともに、入居者募集時の倍率優遇措置を行い、住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定を図ります。

⑥高齢者の権利擁護

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者は、財産管理や介護保険サービスの利用契約などを自分で行うことが難しく、また、悪質商法などの被害に遭うおそれもあります。

このため、成年後見制度の利用促進等に取り組み、高齢者の権利擁護を図っています。

また、高齢者の尊厳が尊重されるよう、高齢者虐待防止に係る知識・ノウハウを有する市町村等の職員を育成するほか、高齢者虐待防止に関する周知・啓発や、施設職員を対象とした身体拘束廃止に向けた研修を実施しています。

高齢者虐待の通報窓口である市町村の職員を対象として、通報・相談受付の対応、虐待が確認された場合の改善指導等について研修を実施しています。

16 高齢者、障がいのある人への支援

⑦介護予防の促進

介護が必要になる主な原因の一つであるロコモティブシンドローム（運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態）を予防するため、「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」やイベント等を通じて、予防のための簡単な運動（ロコトレ）や自宅で簡単に取り組める自己チェック法等の普及啓発に取り組めます。

また、住民主体の介護予防活動の育成・支援に取り組んでいる市町村を支援するため、県内4か所の「福岡県介護予防支援センター」において、リハビリテーション専門職による相談対応、技術支援、研修会等を行います。

(3) 介護サービスの確保

- ・ 社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が開始されました。
- ・ 高齢化の進行に伴い、要介護認定者数や介護サービス事業所数も増加しており、高齢者の暮らしを支える制度として定着しています。
- ・ 今後、介護保険制度の利用者が増加し、介護サービスのニーズが着実に増加していくことが見込まれる中で、必要な介護サービスの供給量の確保が求められています。また、支給限度額に対するサービスの割合が極端に高い、あるいは特定の業者に偏っている場合は、適正なサービスの提供となっていない可能性があるため、より利用者の意向や状態にあったケアプランが作成されるよう、介護給付適正化の取組を進めていく必要があります。
- ・ 一方、本県の介護職員の離職率は全国平均を上回っています。また、介護職員の有効求人倍率も全産業の平均を上回っており、今後、介護サービス需要の増加・多様化が見込まれる中、介護人材を確保することが課題となっています。



①供給量の確保及びサービスの質の向上

在宅生活を支える地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等の入所施設等、介護基盤の計画的な整備を進めるとともに、社会福祉法人や医療法人のほか、民間事業者の介護サービスへの幅広い参入を促し、サービス供給体制の確保を図っています。

施設の設置状況

(R8年4月1日現在)

区分	施設数	定員	現員	入所率
特別養護老人ホーム	444 施設	25,773 人	23,709 人	92.0 %
介護老人保健施設	171 施設	14,431 人	12,324 人	85.4 %
介護医療院	54 施設	3,299 人	2,954 人	89.5 %
養護老人ホーム	36 施設	2,306 人	1,989 人	86.3 %
軽費老人ホーム	125 施設	5,615 人	5,281 人	94.1 %

資料：県介護保険課

②介護給付の適正化

要介護認定の適正化を図るため、保険者の介護認定審査会の委員、認定調査員、主治医及び保険者職員への研修を実施するとともに、介護認定審査会にアドバイザーを派遣し技術的助言等を行っています。さらに、アドバイザー派遣で明らかとなった要介護認定の課題や改善方法等について、要介護認定従事者に広く周知するための認定審査セミナーを開催しています。

16 高齢者、障がいのある人への支援

また、ケアマネジメントの適正化を図るため、保険者の担当職員を対象に、ケアプランチェックの手法や介護支援専門員に対する指導方法について、研修を行っています。さらに、保険者のケアプランチェックの現場にアドバイザーを派遣し、助言を行うことにより、保険者のチェック能力の向上を図るとともに、その成果に関する報告会を開催し、全保険者のチェック能力の強化に努めています。

③介護人材の確保・定着、資質の向上

本県では、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」のための事業を実施し、その確保・定着、資質の向上を図っていきます。

●参入促進

介護事業者が行う労働環境改善や人材育成の取組を求職者等に分かりやすく示すため、働きやすい介護職場であることの認証を付与します。

多様な介護人材を確保するため、福祉人材センター（福岡県社会福祉協議会に設置）に就職支援専門員を配置し、採用面談への同行などのきめ細かな就職支援や、介護に関する入門的研修と職場体験、職業紹介の一体的実施などに取り組みます。

また、介護福祉士等を目指す学生への修学資金や離職した介護人材への再就職準備金及び一定の研修を修了して他業種等から初めて介護分野等へ就職する人への就職支援金の貸与事業の活用を促進します。

さらに、介護特定技能外国人候補者と介護施設等とのマッチング、介護福祉士養成施設による留学生確保や日本語学習支援、介護施設等による介護福祉士を目指す留学生への奨学金支給、EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者を受け入れた介護施設等による学習を支援します。

●労働環境・処遇の改善

介護職員の職場定着を促進するため、管理者等を対象とした職場環境の改善を図る研修や、介護職員処遇改善加算を取得していない介護施設等を対象とした加算取得促進のための勉強会、社会保険労務士等の相談対応を実施します。

また、介護施設等における介護ロボット、介護記録から報酬請求業務まで一貫してできる介護ソフトやタブレット端末等の導入を促進することにより、介護職員の負担軽減を図ります。

さらに、ノーリフティングケア（持ち上げ・抱え上げ・引きずり等のケアを廃止し、リフト等の福祉用具を積極的に使用するとともに、職員の身体に負担のかかる作業を見直すもの）の普及促進のため、モデル施設が中心となった地域連絡協議会の活動支援や新規取組施設に対する研修を実施します。

このほか、介護事業所等の利用者等からの暴力・ハラスメントに対し、従事者の安全を確保し、在宅介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ります。

16 高齢者、障がいのある人への支援

●資質の向上

質の高い介護サービスを提供するため、小規模事業所を対象とした課題解決をテーマにしたディスカッション形式の交流会を開催します。

また、関係団体等と連携し、離職した介護福祉士等の届出制度を活用した再就職支援や再就職希望者への再就職準備金貸付事業の活用を促進します。

(4) 障がいのある人の生活支援

- ・ 平成 25 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立を踏まえ、本県では、平成 29 年に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（障がい者差別解消条例）」を制定し、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、各種施策に取り組んできました。令和 3 年には障害者差別解消法の改正により、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮が、国や自治体と同じように義務化されることとなりました。障がいを理由とする差別の解消の推進や合理的配慮が幅広く社会に浸透するための取組をさらに進めることが必要です。
- ・ 障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つけるだけでなく、生命をも危険にさらす重大な問題です。このため「障害者虐待防止法」（平成 24 年施行）に基づき、虐待を受けた方への対応とともに虐待の未然防止への取組を進めています。
- ・ 障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供、相談支援等を受けることができる体制づくりや外出・移動支援等社会参加の促進を図る施策の充実を進めていくことが重要です。
- ・ 障がいのある人が経済的に自立するためには、障害年金をはじめとする社会保障給付等による収入と併せて、就労が可能な方の一般雇用への移行を進めるとともに、障がい福祉サービス事業所を利用して働く障がいのある人の収入水準を引き上げていくことが重要です。本県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売促進を図ることにより、障がいのある人の収入向上に努めてきました。全国的にはまだ低水準であり、更なる販売拡大等、収入向上施策の推進が必要です。
- ・ 障害者差別解消法を踏まえ、また、「福岡県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、障がいのある人等が、建築物や公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設等公共空間において円滑かつ安全に移動でき、地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境づくりを進めています。
- ・ ろう者が日常生活や社会生活を安心して送ることができる社会を実現するため、令和 5 年に「福岡県手話言語条例」を制定し、手話を言語と位置づけ、令和 7 年に制定された「手話に関する施策の推進に関する法律」も踏まえながら、手話を使用しやすい環境の整備を進めています。



16 高齢者、障がいのある人への支援

①障がいを理由とする差別の解消の推進

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重や意思決定の支援、地域社会における共生など7つの基本的視点を掲げた「福岡県障がい者長期計画（第3期）」（令和3年度～8年度）、障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制の確保策、目標等について定めた「福岡県障がい者福祉計画（第6期）・福岡県障がい児福祉計画（第3期）」（令和6年度～8年度）に基づき、障がいのある人が生涯にわたって安心して生活できるよう、障がい者福祉施策を進めていきます。

平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、本県においても、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を29年に制定しました。

条例に基づき、県庁内に障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談を受け付けています。

また、「障がいのある人への合理的配慮に関する動画」、「外見からは障がいがあることがわかりにくい人への合理的配慮に関する動画」、「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を活用した研修会等の啓発活動の実施により、事業者や県民の理解を深めます。

②障がいのある人の権利擁護

人権尊重の理念と障がい福祉事業の実施の意義への理解を深めるため、障がい福祉サービス事業所等のスタッフに対して、虐待防止の徹底、施設の適正運営の指導を行います。

③障がいのある人の地域生活支援

地域で生活する障がいのある人のライフステージに応じた支援をするため、障がい児・者施設等の有する療育機能を活用し、身近な地域での療育体制の充実を図ります。

●発達障がいのある人への支援の推進

発達障がいのある人とその家族が豊かな生活が送れるよう、発達障がい者支援センターを中心とした相談支援や研修の充実により、身近な地域における支援機能の強化を図るとともに、発達障がい者支援拠点病院等の関係機関とのネットワークの構築により、地域における支援体制を拡充していきます。また、発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）による医学的知見に基づく療育支援を進めていきます。

●医療的ケア児者の支援の充実

医療的ケア児者とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療的ケア児支援センターにおいて、ワンストップ相談支援や緊急時の一時預かり等の支援を行うとともに、支援に携わる人材の育成、医療型短期入所事業所や在宅医療を提供する医療機関の確保、介護する家族の負担軽減を図るためのレスパイト事業、障がい福祉サ

16 高齢者、障がいのある人への支援

ービス事業所等の介護職員等が受講する喀痰吸引等研修費用の助成を行います。

また、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、在宅医療を提供する医療機関の確保等、医療的ケア児の在宅医療の推進を図ります。

④障がいの特性に応じた就労支援

●障がいのある人の収入向上

障がい者施設で働く障がいのある人の収入向上を図るため、障がいのある人がつくる「まごころ製品」の売上拡大に取り組んでいます。

令和3年7月に（公財）日本財団と締結した収入向上にかかる連携協定に基づく「就労支援の場」の設置等により、障がい者施設による物品・役務サービスの供給の円滑化に資する共同受注を推進するとともに、IT 業務の共同受注体制の強化に取り組んでいます。

併せて、「障害者優先調達推進法」に基づき、「まごころ製品」の調達の推進を図るための方針を策定し、全庁的に障がい者施設からの調達の推進に取り組みます。

●農福連携

障がいのある人が働きやすい環境を整えるため、一連の農作業を細分化する手法や配慮する点などを学ぶための農福連携講座を開催します。

また、農業人材の確保や障がい者の賃金向上を図るため、農業分野における障がい者の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

さらに、「農業」と「福祉」の連携をより推進していくために、農業に取り組む障がい者施設がつくる農作物等を販売する農福連携マルシェの開催等を行います。

⑤福祉のまちづくりの推進

社会、文化、経済その他様々な分野の活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会を築くためには、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者をはじめすべての県民が、建築物や道路、公園等を安全かつ快適に利用できるようにすることが必要です。このため、普及、啓発活動等を通じて、行政、民間事業者、県民が一体となって段差などのバリア（障壁）を取り除いていく「福祉のまちづくり」を推進しています。

●バリアフリー

公共施設や建築物、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化を促進します。

道路空間においては、「福岡県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、駅・住宅・公共施設等の周辺に指定されている重点整備区域内の道路についてバリアフリー化を推進します。

●ふくおか・まごころ駐車場事業

公共施設や民間施設などの障がい者等駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として

16 高齢者、障がいのある人への支援

登録し、障がいのある人や高齢者、妊産婦など車の乗り降りや移動に配慮が必要な人に利用証を交付することで、安全に安心して駐車できるよう支援しています。

●県庁舎における対応

全ての所属において耳マークを掲示し、申し出により、筆談で対応するとともに、県庁や県の出先機関の窓口に設置された二次元コードを読み込むことにより、手話通訳者につながる遠隔手話通訳サービスを行っています。また、(一財)日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を県庁の代表電話や各出先機関に導入しています。県庁総合案内、県民相談室及び出先の保健福祉環境事務所等においては、話し手の声を聞こえやすくする機器を設置しています。また、必要に応じ、行先まで職員が同行して案内するようにしています。

●広報

各戸配布広報紙「福岡県だより」の録音版、点字版及び音声コード版並びに県の魅力を伝える広報誌「グラフふくおか」の点字版(点字ふくおか)の製作・配布、広報テレビ番組の字幕放送、知事記者会見の手話通訳及び県公式 YouTube チャンネルで配信する知事記者会見等の動画への字幕付与を行っています。

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインに関する県の取組を、ホームページ上で情報発信しています。

(1) DV 防止対策及び被害者支援

- ・ 令和7年度の本県における配偶者暴力相談支援センターで受けた DV (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力) 相談件数は 2,480 件、令和7年の県警察における DV 事案の相談等件数は 3,012 件と依然として高水準であり、DV は未だ深刻な社会問題となっています。
- ・ 交際相手からの暴力である「デート DV」について、若年層では、依然として、男女ともに十分な認識が広まっていないことから、加害者も被害者も生まないための正しい理解の促進が必要です。
- ・ こどもの目の前で行われる DV (面前 DV) は、こどもへの心理的虐待にあたり、こどもに対して著しい心理的外傷を与えます。また、DV とこどもへの虐待が同時に起きる痛ましい事件も発生しています。
- ・ 若年女性、男性、性的少数者、外国人、障がいのある人、高齢者等、DV 被害者の状況も多様化しているため、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援が必要です。
- ・ 本県における令和7年の県警察に寄せられたストーカー事案に関する相談等件数は、1,546 件、検挙件数は 263 件と高水準で推移しています。



①配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援

「第6次福岡県男女共同参画計画」に基づき、DV 防止対策や被害者への支援を関係団体と連携しながら行っています。

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者からの相談を受けるとともに、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、今後の生活の方向性に関する相談や問題解決のための支援を行っています。安全確保が必要な被害者については、一時保護を行い、さらに一時保護解除後も、被害者が地域で自立し定着するための支援として、民間シェルターを活用した生活相談、行政機関等への同行、就業支援等を実施しています。

また、「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」を設置し、市町村をはじめ、関係機関によるネットワークづくりに取り組み、情報の共有化や連携強化に努めています。

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた DV 防止キャンペーン、パンフレットやカードの配布などを通じて、DV 防止の啓発や相談窓口の周知を行います。

さらに、将来の加害者と被害者を生まないため、交際相手からの暴力に関する現状、対策、事例、相談窓口等を記載した啓発リーフレットを中学生と高校生に配布するほか、交際相手からの暴力について専門知識を持つ NPO 等の講師を、中学校や高等学校に派遣しています。

性暴力や虐待被害などの困難な状況におかれ、自ら悩みを抱え込み孤立している若年女性に対し、夜間見回りや SNS による声掛けや相談対応、居場所の提供などを行い、自立

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

を支援しています。

男性や性的少数者のDV被害者に対し、専用の相談窓口を設置するとともに、市町村相談担当者の支援、緊急時の安全確保や生活を立て直すための助言等を行っています。

また、被害者支援の一環として、DV加害者からの専用相談窓口を設置するとともに、パートナーへの暴力をやめたいと悩む方を対象とした暴力防止プログラムを実施しています。

県警察では、配偶者や交際相手からの暴力事案については、認知した段階から、その軽重にかかわらず、迅速・的確に対処するとともに、関係機関との緊密な連携を図り、加害者に対する検挙措置及び被害者の保護対策を講じています。

さらに、令和7年度からは、経済的な問題を抱える被害者等に対して転居費用の一部を支出することで、被害者等が安心して暮らせる住環境づくりを支援しています。

配偶者暴力相談支援センター

設置者	施設の名称	相談電話
福岡県	女性相談支援センター	・ 福岡県女性サポートホットライン 070-4442-3893 ・ 福岡県配偶者からの暴力相談電話 (夜間・休日) 092-663-8724
	筑紫配偶者暴力相談支援センター	092-584-0052
	粕屋配偶者暴力相談支援センター	092-939-0511
	糸島配偶者暴力相談支援センター	092-323-0061
	宗像・遠賀配偶者暴力相談支援センター	093-201-2820 0940-37-2880
	嘉穂・鞍手配偶者暴力相談支援センター	0949-22-4070 0948-29-0071
	田川配偶者暴力相談支援センター	0947-42-4850
	北筑後配偶者暴力相談支援センター	0942-34-8111 0946-24-5780
	南筑後配偶者暴力相談支援センター	0943-23-7520 0944-73-3200
	京築配偶者暴力相談支援センター	0930-23-2460
北九州市	北九州市配偶者暴力相談支援センター	093-591-1126
福岡市	福岡市配偶者暴力相談支援センター	092-711-7030

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

②ストーカー対策の推進

ストーカー事案は、加害者が被害者に強い執着心や支配意識を有し、後先を考えず、被害者やその親族等に危害を加えるなど重大事件に発展する可能性が高いという特性があります。

県警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律その他各種法令を適用し、的確に加害者の検挙や行政命令等の措置を講じるとともに、禁止命令を受けたストーカー加害者に対する連絡を行うほか、自治体等の関係機関や支援団体と連携した避難措置等により、被害者やその親族等の安全確保を図っています。

さらに、令和7年度からは、経済的な問題を抱える被害者等に対して転居費用の一部を支出することで、被害者等が安心して暮らせる住環境づくりを支援しています。

また、地域精神科医療と連携し、精神科医の診察や精神保健福祉士との面談による加害者の更生に向けた取組を推進するなど、被害の未然防止と拡大防止に努めています。

(2) こどもの貧困対策の推進

- ・ 国民生活基礎調査によると、我が国のこどもの貧困率は、平成 30 年に 14.0%だったものが令和 3 年には 11.5%と減少し、改善傾向にあります。
- ・ 本県における生活保護を受給する 17 歳以下のこどもの数は、11,106 人（令和 6 年度）となっており、就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒の数は、80,769 人（令和 6 年度）となっています。
- ・ 本県においては、17 歳以下の生活保護率や小中学校の就学援助率は改善傾向にあるものの、全国平均と比べて高い水準が続いていることから、こどもの貧困状況は、全国より厳しいものとなっています。
- ・ こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、以下の方針で重点的に取り組む必要があります。
 - ① 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援
 - ② 支援が届いていない、又は届きにくいこども・家庭に配慮した対策
 - ③ 生まれた地域によってこどもの将来が異なることのないよう、市町村の取組支援
 - ④ 行政、学校、ボランティア、こども食堂等、地域の関係者が一体となって行う支援



①教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、高校生等を対象に高等学校等就学支援金を支給します。

また、非課税～年収目安 490 万円の世帯や生活保護受給世帯の高校生等を対象に返還の必要がない高校生等奨学給付金（専攻科の生徒については、非課税～年収目安 380 万円の世帯、扶養する子が 3 人以上であれば、年収目安 380 万円～年収目安 600 万円の世帯まで対象となります。）を支給するほか、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、奨学金及び入学支度金を貸与します。

さらに、県内に進路支援コーディネーター 10 名を配置し、生活困窮生徒や就学困難生徒に関する進路情報の収集及び状況把握により、進路決定のための継続した支援を行います。

●生活困窮世帯への支援

生活困窮世帯の小・中学生を対象として、県内郡部において無料の学習会を開催し、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図るほか、中学 2 年生から高校生までのこどもと保護者に対し、大学等進学に向けた学習支援や相談支援を実施しています。また、大学等を受験する 20 歳未満のこどもに対し、入学試験や模擬試験の受験料を助成しま

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

す。

●生活保護世帯のこどもの進路選択の支援

生活保護受給中の子育て世帯に対し、こどもが自分の希望を踏まえた多様な進路選択ができるよう、県保健福祉（環境）事務所に教員経験者などの相談員を配置し、アウトリーチ支援を行います。

②生活の安定のための支援

●基本的生活習慣習得のための取組

小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的生活習慣習得のための取組を推進します。

●こども支援オフィス

経済的に困っており、様々な悩みや不安を抱える子育て世帯の人の相談に応じる「こども支援オフィス」を県内5か所（粕屋オフィス、水巻オフィス、久留米オフィス、行橋オフィス、田川オフィス）に設置し、ワンストップかつアウトリーチ（出張訪問）型の相談支援や町村役場での出張相談会を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供しています。

③保護者に対する就労の支援

●職業訓練支援

高等技術専門校では子育て中の人が受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。（詳細はⅢ11（2）②に記載）

●就労機会の確保

保護者の就労機会確保に向けて、年代別・対象別の就職支援センターによる求職者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っています。

●子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性の就業支援（詳細はⅢ11（2）②に記載）

●ひとり親家庭等の就業支援

ひとり親家庭等の親に対して、県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行っています。令和5年度からは、「ママと女性の就業支援センター」とも連携して、就職あっせん等を実施するなど、就業支援機能を強化しています。また、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成すること等により、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組んでいます。

④経済的支援

●生活に困窮している人への支援

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、生活福祉資金の貸付けを行っています。

●ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活を下支えするため、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等の経済的支援を行っています。

ひとり親家庭の親子、父母のいないこどもに医療費の一部助成を行うことにより、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の増進を図っています。

●障がい児への支援

障がい児の健康保持及び福祉の増進のため、障害児福祉手当の支給、重度障がい児医療費の一部助成等の経済的支援を行っています。

(3) ひとり親家庭の支援

- ・ ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割をひとりで担うこととなるため、就業をはじめ、こどもの養育や教育、住居等の問題等日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えています。
- ・ 収入が少なく経済的に困窮しているひとり親家庭及び寡婦に対して、収入の安定化を図るため、就業支援、養育費の確保、各種資金の貸付等の支援を行う必要があります。
- ・ 特に、母子家庭の母は、離婚時に就業していなかったり、パートや派遣社員等の非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事に就けていない現状があるため、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。



①生活と子育ての支援

●日常生活の支援

ひとり親家庭及び寡婦の一時的な日常生活の支障に対し、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進しています。

ひとり親家庭等の児童に大学生等のボランティアを派遣し、学習を支援するとともに、こどものよき理解者として進学相談等に応じています。

ひとり親家庭及び寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う保健福祉（環境）事務所の母子・父子自立支援員に対し、研修等により資質の向上に取り組み、相談機能の充実を図っています。

保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立とこどもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行っています。

家計、育児、自身の健康面の不安など生活上の悩みを持つ母子家庭に対して、一定期間の母子生活支援施設の利用による相談支援を行っています。

●保育所への優先入所

市町村におけるひとり親家庭のこどもの保育所への優先入所の取組を支援するため、保育所の利用の調整を行う市町村に対する助言・指導を行っています。

●放課後児童クラブの優先利用

市町村における放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。

●ひとり親世帯の優先入居

県営住宅の抽選方式募集において、倍率優遇措置等を行うことで、ひとり親世帯の住宅確保を支援します。

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

②就業支援

●相談・就業支援

県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業支援を行っています。（詳細はⅢ17(2)③に記載）また、時間に制約のあるひとり親でも気軽に相談できるよう、SNS相談窓口も開設しているほか、AIチャットボットにより、ひとり親からの質問に24時間365日対応しています。

さらに、自立支援プログラムを作成し、一人一人に合った支援方法を選択することにより、プログラムの内容に沿って就職までアドバイスと支援を行っています。

●住居費の貸付

自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費（家賃）の貸付を無利子で行っています。

●資格取得支援

ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や看護師・介護福祉士等の就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給すること等により、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組んでいます。

●職業訓練

高等技術専門校では、子育て中の人を受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。（詳細はⅢ11(2)②に記載）

③養育費の確保支援

養育費の重要性を広く認識してもらうため、市町村窓口における離婚手続き時の啓発用チラシの配布等を行っています。

ひとり親家庭や離婚を考えている方を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談等を行っているほか、電話による月1回の弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施しています。また、ひとり親サポートセンターへの来所相談が困難な人に対して、都合のよい時間と場所で弁護士に無料で1時間相談できるクーポンを発行しています。

公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図っています。

④経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に、児童扶養手当を支給しています。

ひとり親家庭の親子、父母のいないこどもを対象に医療費の一部を助成しています。

生活の維持やこどもの修学等で経済的に困っているひとり親家庭や寡婦の経済的自立、

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金として、各種資金の貸付を行っています。

(4) 生活困窮者等の支援

- ・ 近年、本県の生活保護世帯数は、減少傾向で推移（令和6年度 93,655 世帯）しています。高齢化の進行に伴い、高齢者世帯が全体の半数を占め、今後の増加も見込まれることから、障がい者世帯、傷病者世帯等と合わせ、最低限度の生活を保障していく必要があります。一方、生活保護世帯の自立を助長するため、世帯の状況に応じた支援、稼働能力のある世帯への就労支援の強化が課題となっています。
- ・ 本県の生活保護受給者の約9割が医療扶助を受給しており、令和6年度の生活保護費に占める医療扶助費の割合は 58.1%と高いため、必要な医療を確保したうえで、不適正な頻回受診、重複受診の是正等、医療扶助の適正化を図る必要があります。
- ・ 生活困窮者は、就労や健康、住まい、家庭の問題等の課題を複数抱えていることが多く、その課題は複雑かつ多様化しており、早い段階での包括的な支援が求められています。
- ・ 本県のホームレスの人数は、ピーク時の 1,237 人（平成 21 年 1 月）から 121 人（令和 8 年 1 月）と大幅に減少しています。今後とも、ホームレスからの脱却に向けた支援とともに、新たに又は再びホームレスとなることを防止する取組が必要です。
- ・ 中国残留邦人やその家族を含めた本県の国費帰国者は、令和 8 年 4 月現在で 303 名となっています。
- ・ 中国帰国者は、言葉、文化、生活習慣等の違いによる問題を抱えているほか、高齢化により年々自立が難しくなっており、自立への支援と生活の安定が課題となっています。



①生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

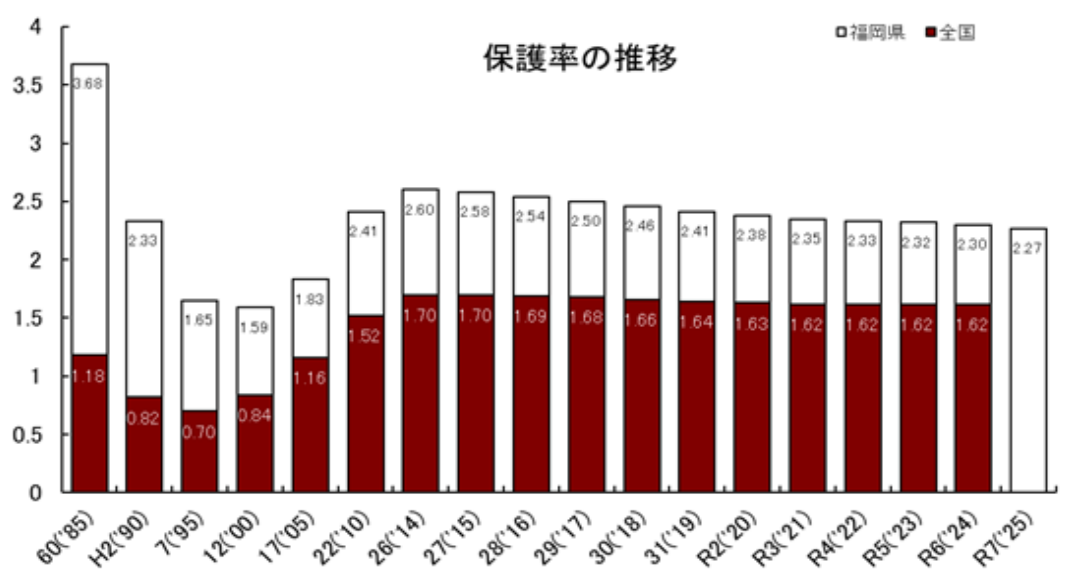
1) 生活保護受給者の自立支援・適正実施の推進

本県の生活保護率（人口百人当たり被保護人員の割合）は、エネルギー革命による石炭産業の衰退に伴い、筑豊地区を中心に被保護世帯が急増したため、昭和 35 年度には全国最高（3.46%、（全国 1.74%））となりました。

59 年度以降は、景気が回復したことや年金制度の充実が図られたこと等により、減少傾向で推移しましたが、平成 9 年度以降は景気低迷の影響を受け、生活保護率は増加傾向となり、20 年度からは、急速な雇用情勢の悪化などの影響を受け、都市部を中心に増加が拡大し 25 年度まで増加していましたが、26 年度からは、僅かではありますが、減少しています。

1 7 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

(単位: %)

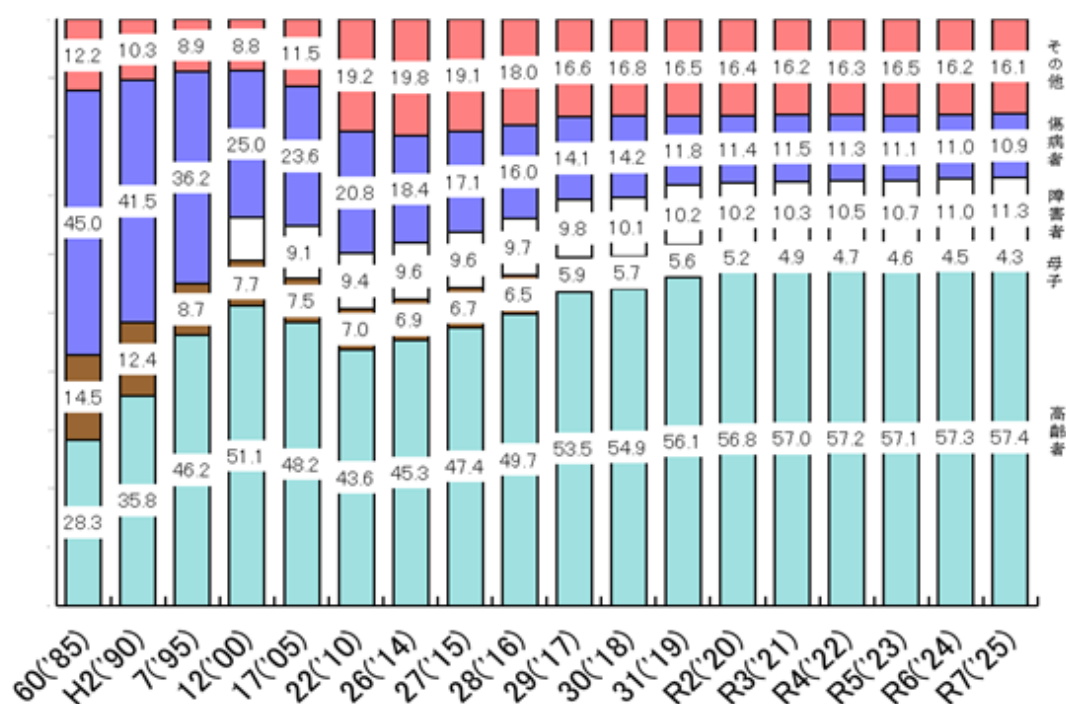


資料：県保護・援護課「福岡県的生活保護」(年度平均)
 令和7年度全国保護率は未発表

年度

世帯類型別被保護世帯 構成比の推移

(単位: %)



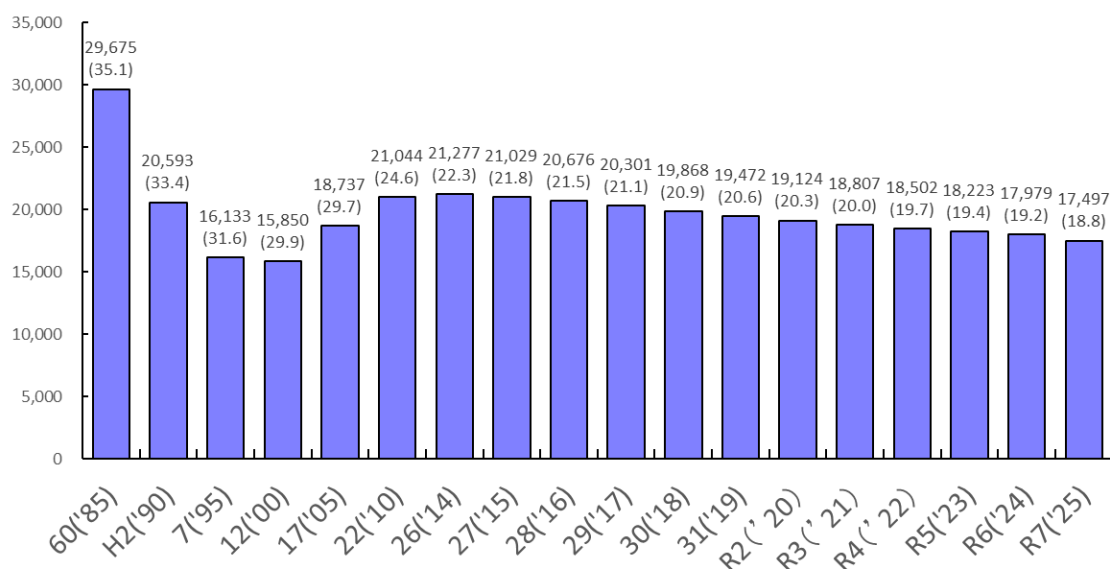
資料：県保護・援護課「福岡県的生活保護」(年度平均)

注1)：平成11年度から傷病障害者世帯を障害者世帯、傷病者世帯に区分して集計。

注2)：平成17年度から高齢者世帯の定義変更。

1 7 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

筑豊地区の被保護世帯数の推移



資料：県保護・援護課「福岡県的生活保護」〈年度平均〉

注：1) 筑豊地区とは、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、
嘉麻市及び遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡の6市4郡。
2) () 内の数値は政令市・中核市を含む世帯数に対する比率。

生活保護世帯の就労による自立に向け、稼働能力のある受給者に対して、職業カウンセラーによる支援計画作成、職業訓練、就職支援及び就職後の職場定着支援を一体的に行います。また、社会生活や日常生活の自立に向け、様々な課題を抱える生活保護受給者に対し必要な支援を行います。

高等技術専門校では、生活保護受給者も対象とした職業訓練を実施しています。

また、不適正な頻回受診、重複受診については、適正受診指導等の取組により、医療扶助費の適正化を推進します。

本県では、生活保護制度の目的である最低生活の保障と自立助長の観点から、生活保護の適正な実施に努めています。

2) 生活困窮者等の自立支援

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮への支援（第2のセーフティネット）を抜本的に強化するものです。平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第108号）に基づき、福祉事務所設置自治体（市又は県（町村部に限る））は、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を中心に行います。そこでは個々の生活困窮者の状況に応じ、生活困窮者への相談支援を実施するほか、住居確保給付金の支給、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、家計管理の支援等を行うことで、自立の支援を行います。

1 7 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

本県では、北九州外 28 市においては各市が自立相談支援機関を設置し、町村部については、県が 31 町村を 5 地域に分け、各地域に 1 か所の福岡県自立相談支援事務所（糟屋郡、遠賀郡・鞍手郡、朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡、嘉穂郡・田川郡、京都郡・築上郡）を設置し、町村やハローワークなど関係機関と連携して取組を進めています。

令和 6 年 3 月に策定した「福岡県ホームレス自立支援実施計画（第 5 次）」に基づき、市町村間の調整への支援、情報提供及び啓発広報活動などを行うとともに、県や関係市、関係機関、NPO などで構成する「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」を設置し計画を推進しています。

②中国帰国者及び戦傷病者等の援護

1）中国帰国者への支援

中国帰国者の地域での生活を支援するため、支援・相談員や自立支援通訳を派遣し、日常生活に必要な援助を行っています。また、自立を図るために就労相談員を派遣し、関係機関と連携して就労相談を実施しています。

中国帰国者の生活状況等を把握するため、中国帰国者生活相談・ふれ愛電話事業により、定期的な電話や訪問を実施しています。

2）戦傷病者等への支援

先の大戦により公務上の傷病にかかり、一定程度以上の障がいをもつ方や療養の必要がある方に対して、「戦傷病者手帳」を交付しています。

「戦傷病者手帳」をお持ちの方に対して、療養費の支払いや、戦傷病者乗車券引換証交付等の各種給付を行っています。

戦没者の遺族に対し、遺族年金や各種給付金等の給付や相談対応を行っています。

(1) 人権教育・人権啓発の推進

- ・ 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職場等の社会生活の様々な場面において存在しています。
- ・ 部落差別（同和問題）に関しては、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。
- ・ 女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する暴力・虐待等深刻な人権侵害も依然として発生しています。また、性的少数者に対する偏見や差別等の人権問題が顕在化しており、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ等も課題となっています。
- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行ったりする等の問題が発生しています。
- ・ 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権課題についての法整備が進み、本県においては「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」や「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。



①人権尊重の意識や行動の定着

●偏見や差別のない人権尊重の社会

人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」（平成 15 年策定、30 年改定）に基づき、あらゆる機会をとらえ、県民一人一人の人権意識を高め、差別や偏見を解消するための人権教育・啓発の充実を図っていきます。

また、（公財）福岡県人権啓発情報センターにおいて、常設展示や同和問題啓発強調月間、人権週間行事における啓発事業の一層の充実を図り、人権問題に係る啓発を推進します。

18 人権が尊重される心豊かな社会づくり

●人権教育の推進

近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行される等、個別の人権課題についての法整備が進んでいます。

このような人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、平成30年3月に改定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえ、県民一人一人の人権意識を高め、差別や偏見を解消するための人権教育・啓発の充実を図っています。

また、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、31年3月に公布・施行した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に示された責務に鑑み、これまで培われてきた同和教育の成果等を踏まえつつ、全ての人の基本的人権を尊重する教育を推進しているところです。

学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導資料や人権教育学習教材の活用を推進しています。

さらに、人権教育を通して培われた知識や様々な技能、態度をもとに、課題を自ら発見し、他者と協力しながら学びを深め、論理的に思考・判断し、人権問題の解決に向けて主体的に行動していく総合的な課題解決能力を育成するための研修プログラムを実施します。

加えて、教職員への効果的な研修や研究事業を実施し、教職員自身の人権意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成に努めています。

社会教育においては、人権教育・啓発に関わる担当者の研修や地域の指導者の養成、啓発資料の作成・提供等を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう努めています。

●公正採用選考の推進

差別のない公正な採用選考を推進するため、関係機関と連携しながら、企業を対象にした研修の実施や企業における公正採用選考人権啓発推進員の設置推進を行っています。また、公正採用選考に係るホームページの作成、啓発冊子やチラシの配布等を行い、企業や求職者に対する周知を行っています。

②人権施策の推進

●部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）について、「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり、平成31年3月に公布・施行した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査に取り組みます。相談体制の充実については、福岡県弁護士会と連携し、弁護士による無料の電話法律相談を実施します。教育及び啓発については、法律や条例の周知を図るため、ポスター、

18 人権が尊重される心豊かな社会づくり

リーフレット、新聞広告、テレビスポット CM などを活用して啓発を行います。また、部落差別の実態に係る調査を行うとともに、インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際は、サイト管理者等に対し、削除要請を行います。

●女性

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせたDV防止キャンペーン、パンフレットやカードの配布などを通じて、DV防止の啓発や相談窓口の周知を行います。また、将来の加害者と被害者を生まないため、中学生、高校生向けDV啓発リーフレットの配布や学校への講師派遣など若年層向けの取組も行います。

●こども

令和4年4月1日に施行した、「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」に基づき、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもの自立支援、再発防止までの一連の事業を総合的に実施するため、引き続き児童相談所の機能強化や市町村との連携強化等に取り組めます。

●高齢者

高齢者の社会参加を促進するため、「スポーツフェスタ 福岡県民ねんりんスポーツ大会」及び「ふくおか県芸術文化祭 ねんりん文化交流大会」を開催するほか、生涯現役チャレンジセンターにおいて企業、NPO・ボランティア団体とのマッチングを実施します。

また、高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターの運営について財政的な支援を行うとともに、高齢者の尊厳が尊重されるよう、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とした高齢者虐待防止に係る研修を実施します。

●障がいのある人

障がい者虐待防止のため、障がい福祉サービス事業所等の職員・市町村窓口職員等を対象とした障がい者虐待防止研修を実施します。また、障がいを理由とする差別の解消に向け、相談及び紛争防止等の体制の整備、障がい者差別解消支援地域協議会の運営、事業者に対する研修を推進します。

●性的少数者

性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、啓発や取組を推進します。（詳細はⅢ15（1）①に記載）

●外国人

県と国等の外国人材に係る専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPEN センター」を設置し、生活や就労、在留資格等に係る外国人からの相談にワンストップで対応しています。さらに、市町村が窓口で受ける外国人からの相談に対し、三者間通話・通訳サービスを活用して、多言語による相談対応を支援しています。

また、ハイトスピーチ解消に関する啓発動画を映画館や県庁ロビー等で放映し、ハイトスピーチは許されないという認識を広め、その解消を図るための啓発を推進します。

18 人権が尊重される心豊かな社会づくり

●HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV検査普及週間及び世界エイズデーに合わせた各保健福祉（環境）事務所等での普及啓発や医療従事者、福祉施設職員への研修、また、ハンセン病問題を正しく理解することに主眼を置いた啓発事業の実施など HIV感染者・エイズ患者及びハンセン病患者・元患者や家族等への偏見や差別を解消するための取組を実施します。

●インターネット

インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際は、サイト管理者等に対し、削除要請を行います。

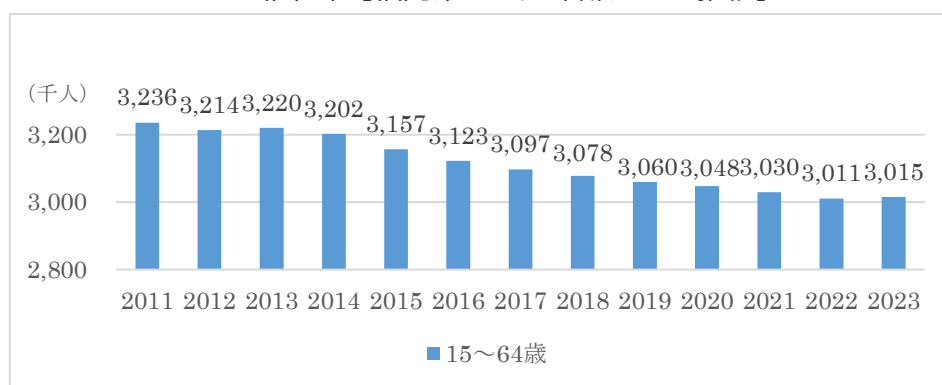
●さまざまな人権課題

ホームレス、犯罪被害者の人権問題や拉致問題等について、様々な機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。

(1) 外国人材が活躍できる地域づくり

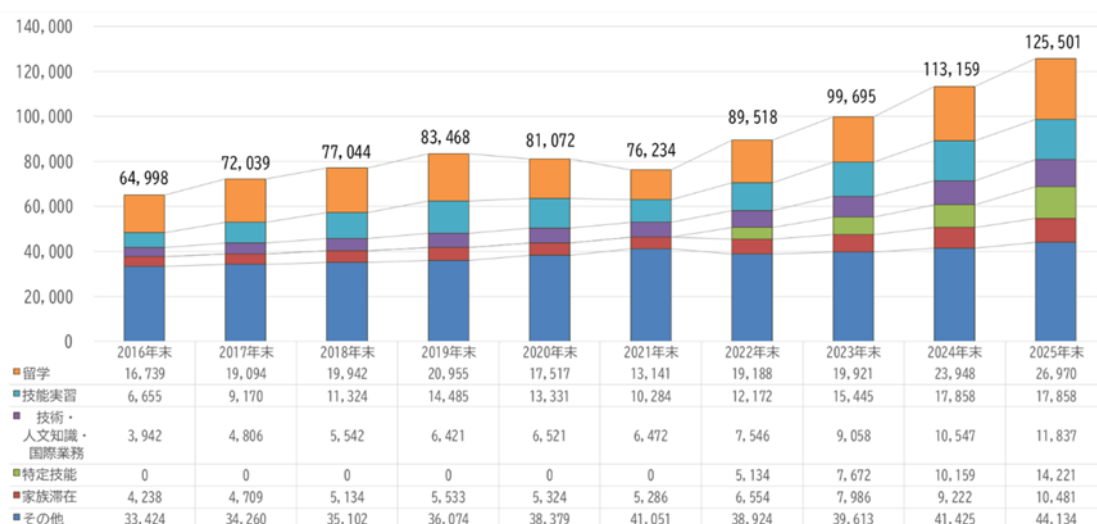
- ・ 本県は、少子高齢化の進行により、生産年齢人口が平成12年をピークに減少しており、働き手や地域社会の担い手不足が深刻化していくことが見込まれています。(図1)
- ・ 一方で、県内に在住する外国人の人口は増加傾向にあり、特に技能実習生や留学生といった外国人材の増加が顕著となっています。(図2)
- ・ 今後、人口減少社会の中で地域の活力を維持していくためには、県内企業の働き手や地域社会の新たな担い手として外国人材に活躍してもらうことが不可欠です。
- ・ このため、外国人材が、安全・快適に暮らし、働きやすく、地域社会に参画しやすい環境を整備することにより、世界から外国人材を本県に呼び込む必要があります。

(図1)【福岡県の生産年齢人口の推移】



資料：住民基本台帳

(図2)【福岡県の在留資格別在留外国人数】



資料：法務省「在留外国人統計」



19 外国人材に選ばれる地域づくり

①外国人が安全・快適に生活できる環境整備

県と国等の外国人材に係る専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPEN センター」を設置し、生活や就労、在留資格等に係る外国人からの相談にワンストップで対応しています。さらに、市町村が窓口で受ける外国人からの相談に対し、三者間通話・通訳サービスを活用して、多言語による相談対応を支援しています。

また、「ふくおか国際医療サポートセンター」を設置し、多言語による通訳サービス（電話通訳・医療通訳派遣）の提供や医療に関する案内の実施、外国人患者の受入に伴う医療機関向け相談窓口を設置し、外国人が安心して医療機関を受診できる環境整備を行っています。（表1）

このほか、外国人材が身近な場所で日本語教育を受けられる環境を整備するため、地域における日本語教室の安定的な運営体制モデルを構築し、そのノウハウを県内市町村に展開します。

また、本県に駐在する外国人のための教育環境の充実を図るため、福岡インターナショナルスクールへの支援を行います。

加えて、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の日本語指導担当教員や市町村教育委員会の担当職員を対象にした日本語指導の指導力向上を図る研修の実施や、組織的な日本語指導の支援体制整備を目的とした運営協議会の実施及び日本語指導アドバイザーの派遣を行っています。

（表1）

サービスの種類	利用者	サービス概要	連絡先	対応時間	対応言語	利用料金
医療通訳派遣	医療機関	医療機関からの依頼により、医療通訳ボランティアを派遣します。 ※利用には医療機関の事前登録の後、通訳派遣利用の予約が必要です。	（事務局） 092-285-1434	平日 9:00-18:00	英、中、韓、タイ、ベトナム	無料 ※通話料金は利用者負担
電話通訳	医療機関 外国人	医師・患者・通訳の3者間にて電話でのサポートを行います。	（外国語対応コールセンター） 092-286-9595	365日 24時間体制	（全23言語） 英、中、韓、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジア、スリランカ、ネパール、モンゴル、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジア、スリランカ、ネパール、モンゴル	
医療に関する案内	外国人	外国人からの問い合わせに対して、医療機関等を電話でご案内します。				
医療機関向けワンストップ相談窓口	医療機関	県内医療機関からの外国人患者受入に係るさまざまな相談に対応します。	（平日9:00～17:00） 03-3811-8163 （上記時間外） 03-6371-0057	平日 9:00～17:00 （上記時間外は、国の「夜間・休日ワンストップ窓口」で対応）	日本語	

資料：県医療指導課

②外国人材が働きやすい環境整備

本県では26,970名（令和7年12月末現在）の留学生在学していることから、留学生の雇用を促すためのオープンカンパニーや合同企業説明会の開催、留学生採用を促す個別相談、留学生のインターンシップ受入マニュアルの作成など、企業に対する取組を強化し、留学生の就職を多角的に支援しています。

19 外国人材に選ばれる地域づくり

さらに、医療機関が行う外国人看護師候補者への日本語学習支援等の取組に対して助成します。

このほか、介護職種の技能実習生及び特定技能外国人を対象に、介護技術や日本語の基本を学ぶ研修を実施します。また、介護施設等が行う外国人介護職員とのコミュニケーション支援や学習支援等の取組に対して助成します。

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、企業向け相談窓口を設置し、企業の懸念や疑問を解決できるよう支援するとともに、事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理について啓発を実施しています。（表1）

また、登録支援機関等の業務における課題の解消や、各機関の実情にあった効果的な取組についての理解を深めてもらうため、県内各機関相互の研鑽を目的としたセミナーを開催しています。

（表1）福岡県外国人材受入企業相談窓口

場所	連絡先	対応日時	県ホームページ
福岡市博多区東公園 2-31 福岡県行政書士会館内 (※県から福岡県行政書士 会に業務委託)	電話：0120-86-2905 メール：soudan01@gyosei- fukuoka.or.jp FAX：092-631-0580	月～金（祝日・年末年始を除 く） 10:00～17:00 ※メールは随時受付	「福岡県外国人材受入企業相談窓口」 のご案内 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaikokujin01.html

資料：県就業支援課

③外国人材の地域社会への参加促進

県内在住の留学生や JICA 海外協力隊等海外活動経験者を講師として派遣し、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図る「国際理解教室」を開催しています。

また、（公財）福岡県国際交流センターにおいて、県民に対する国内外の情報提供、広報啓発、国際交流団体への支援、ボランティアの育成などの交流促進事業を行っています。

④外国人との共生社会形成に向けた相互理解促進

外国人の配偶者や子どもなど日本語が全く分からない「日本語ゼロ初級者」向けの日本語教室の開設する市町に対し、専門家により助言を行い、教室の支援をしています。

また、（公財）福岡県国際交流センターにおいて、留学生など新規入国者向けに、日本の生活マナーや交通ルール等を学んでもらうオリエンテーションを開催しているほか、在住外国人が講師となり、「外国人コミュニティ」や「日本語学習」の現状など、生活者としての外国人の声を県民に直接届ける「多文化共生ひろばカフェ」を開催しています。

(2) 海外との地域間交流・国際貢献の推進

- ・ 本県は、米国・ハワイ州、中国・江蘇省、タイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市との姉妹提携・友好提携や 24 か国・地域 39 か所に設置された海外福岡県人会、本県で学んだ留学生が組織する元留学生会等を活用し、地域間交流を進めています。
- ・ また、アジアの諸地域との環境協力協定や九州唯一の国連機関である国連ハビタット福岡本部への支援を通じ、国際協力・貢献に取り組んでいます。
- ・ さらに県内には、アメリカ領事館をはじめ、韓国、中国、ベトナム、タイ、インドの総領事館のほか多くの名誉領事館が設置され、本県と海外とをつなぐかけ橋となっています。
- ・ 国際的に活躍する県民や企業を増やし、海外からの優秀な人材の誘致を進めるためには、これらのネットワークを活かし、アジアをはじめ世界の諸地域と経済、環境、青少年育成等多様な分野で交流・協力関係を構築し、国際社会における本県の知名度や存在感を一層高めていくことで、「世界から選ばれる福岡県」を目指す必要があります。
- ・ 併せて、県内企業等で積極的に国際協力・貢献等に取り組む人材を育成する必要があります。



①地域間交流・連携の推進

本県では、昭和 56 年に米国・ハワイ州、平成 4 年に中国・江蘇省、18 年にタイ・バンコク都、19 年にインド・デリー準州、20 年にベトナム・ハノイ市とそれぞれ友好提携等を締結し、経済、環境、文化、教育、観光、青少年育成などの幅広い分野において交流を行っています。また、オーストラリアとの交流を進めています。

令和 8 年度は、オーストラリアニューサウスウェールズ州との間で水泳を通じた交流を実施します。

韓国南岸地域（釜山広域市、全南光州統合特別市、慶尚南道、済州特別自治道）とは、佐賀県、長崎県、山口県とともに、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を開催し、水産や観光などをテーマに多様な共同交流事業を進めています。

このほか、本県では市町村の国際交流や海外自治体との友好提携を支援しており、現在、県内 12 の市町が 14 か国 31 自治体と友好提携を締結しています。

本県から海外へ移住した人々が組織する海外福岡県人会は、移住国と本県とを繋ぐ交流の窓口・かけ橋として貴重な財産となっています。このため本県では、県人会の更なる活性化と後継者育成を目的として、県費留学生の受け入れや各県人会の子弟を本県に招

19 外国人材に選ばれる地域づくり

へいする事業を実施しています。

また、県人会活動の情報共有や母県福岡との関係強化を目的として、平成4年から3年ごとに海外の県人会が一堂に会する「海外福岡県人会世界大会」を開催しています。

②国際協力・貢献の推進

本県では、アジア諸地域の環境課題解決に貢献するため、県内に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、環境協力を推進しています。

具体的な取組として、アジア諸地域から環境施策の中核を担う行政官を本県に招き、環境技術・政策等に関する研修を行う「国際環境人材育成事業」を平成18年度から実施しています。本事業の実施により、アジア諸地域における環境問題の解決に貢献するとともに、環境分野における人的ネットワークの構築を目指しています。(表1)

また、国際環境人材育成事業を通して構築した人的ネットワークを活用しながら、アジア諸地域の環境改善に向けた国際環境協力事業を実施しています。(参考1)

このほか、地元自治体や経済界等と連携した国連ハビタット福岡本部への支援を通じて、アジア太平洋地域のまちづくりに貢献するとともに、国連ハビタット福岡本部と連携し、国際協力に対する県民・企業の理解促進に努めています。

(単位:人)

国 地域 年度	アセアン・インド													総 計	
	中国				アセアン・インド										
	江 蘇 省	山 東 省	遼 寧 省	小 計	ベトナム			タイ			デ リ ー 準 州	中 央 政 府	マ レ ー シ ア		小 計
					ハ ノ イ 市	中 央 政 府	地 方 政 府	バ ン コ ク 都	中 央 政 府	地 方 政 府					
18年度	4	2	1	7	2	-	-	2	2	-	1	1	8	15	
19年度	4	2	1	7	0	-	-	2	2	-	0	-	4	11	
20年度	4	2	1	7	2	-	-	2	2	-	1	-	7	14	
21年度	4	2	1	7	3	-	-	2	2	-	1	-	8	15	
22年度	4	2	1	7	2	-	-	2	2	-	0	-	6	13	
23年度	5	2	1	8	4	-	-	2	2	-	0	-	8	16	
24年度	4	1	1	6	2	-	-	3	2	-	1	-	8	14	
25年度	3	2	2	7	2	-	-	8	2	-	2	-	14	21	
26年度	4	2	-	6	4	-	-	6	2	-	2	-	14	20	
27年度	4	2	-	6	2	-	-	9	2	-	1	-	14	20	
28年度	3	2	-	5	2	-	-	2	5	5	1	-	15	20	
29年度	4	-	-	4	2	2	4	9	2	1	1	-	21	25	
30年度	2	-	-	2	2	-	6	2	2	-	1	-	13	15	
R1年度	4	-	-	4	2	-	-	2	2	-	2	-	8	12	
R5年度	3	-	-	3	2	-	-	2	-	-	-	-	4	7	
R6年度	4	-	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	4	8	
R7年度	4	-	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	4	8	
受入人数	64	21	9	94	37	2	10	59	31	6	14	1	160	254	

資料：県環境政策課

(表1) 国際環境人材育成事業における海外行政官受入人数

※令和2～4年度は、新型コロナウイルスの影響により、受入研修に代えてオンライン研修を実施(研修実績266人)。

19 外国人材に選ばれる地域づくり

- ・中国向けコース：60 人
 - ・アセアン・インド向けコース：63 人
 - ・個別プロジェクト推進コース（ベトナム・フエ省、タイ・バンコク都）：143 人
- （参考1）現在取り組んでいる主な国際環境協力事業
- ・ベトナム・ハノイ市における県内企業と連携した環境技術の導入支援
 - ・ベトナム・フエ市（旧フエ省）における福岡方式廃棄物処分場の整備への支援
 - ・タイ・バンコク都におけるごみ減量化支援
 - ・インド・デリー準州の環境改善に向けた協力

③国際的に活躍する人材の育成

姉妹提携先との交流では、米国・ハワイ州とフードビジネス分野における人材育成交流事業を実施します。また、友好提携先との交流では、タイ・バンコク都とアントレプレナーシップ（起業家精神）人材育成プログラム、ベトナム・ハノイ市と日本語教育分野での交流を実施します。

また、国連ハビタット福岡本部と連携し、国連機関やグローバル企業で必要とされる英語運用能力やマネジメント能力を身に着けた即戦力グローバル人材を育成するプログラムを実施します。

(1) 犯罪や事故のない地域づくりの推進

- ・ 本県の暴力団勢力は減少しているものの、県内には依然として全国最多となる5つの指定暴力団が本拠を置いており、暴力団によると見られる重要事件が未解決であるほか、近年、一部の暴力団は、二セ電話詐欺等を広域的に敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」と共謀し、資金を獲得している実態が認められる等、暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策を始めとする組織犯罪対策を強化する必要があります。
- ・ 令和7年の飲酒運転による交通事故の発生件数は、96件と、6年ぶりに増加に転じた令和6年と同数であるなど、飲酒運転撲滅に向けて更なる取組の強化が必要です。
- ・ 令和7年中、飲酒運転による交通事故を起こした者の約8割が高濃度のアルコールを体内に保有した状態である等、酒の影響があることを十分認識しながら運転する悪質なドライバーの存在が認められます。
- ・ 本県の性犯罪の認知件数は、5年ぶりに減少に転じたものの、依然として高水準で推移していることから、引き続き、性犯罪やその前兆となる声かけ・つきまとい等の被害防止に向けた予防対策や性犯罪の早期検挙に向けた対策等を推進する必要があります。
- ・ 本県の刑法犯認知件数は、4年連続で増加しており、また、県民の身近で発生する二セ電話詐欺やサイバー犯罪等については、社会の情勢の変化を背景に、手口が多様化・巧妙化する等、その対策が課題となっています。
- ・ また、刑法犯の検挙者の約半数が、再犯者となっている現状があります。
- ・ 令和7年の交通事故発生件数は、17,368件（前年比-1,105件）、交通事故死者数は85人（前年比-6人）といずれも減少したものの、依然として、交通事故死者数における高齢者の割合が半数以上を占めています。
- ・ 令和7年の自転車関連の交通事故発生件数は、2,689件（前年比-186件）、自転車乗用中死者は12人（前年比-1人）といずれも減少したものの、自転車対歩行者の交通事故は近年横ばいで推移しており、そのうちの半数以上が歩道上で発生しているなど、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る広報啓発活動や安全で快適な自転車通行空間の確保が求められています。
- ・ 令和7年中の薬物事犯の検挙人員は、857人（前年比-28人）と減少したものの、依然として高水準で推移しており、大麻事犯の検挙人員も408人（前年比-58人）と減少したものの、依然として若年層の占める割合が高く、その蔓延が懸念されています。
- ・ 近年、国外においては、車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生しており、国内においても、要人や重要施設に対する襲撃事件のほか、不特定多数の者が集まる施設等において刃物による無差別殺傷事案などが発生しています。テロ等不法行為による事件は、手段や態様が多様化しており、どこでも起こり得る状況と言え、テロ等に対する平時からの備えが求められています。



20 安全で安心して暮らせる地域づくり

①暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

未解決重要事件を始めとする暴力団犯罪に対する取締り、暴力団員の離脱・就労支援、暴力団事務所の撤去等の社会全体が一体となった暴力団排除活動、対立抗争事件への警戒や暴力団等から県民を守る保護警戒活動など、引き続き、総合的な対策を推進していきます。

併せて、匿名・流動型犯罪グループ対策については、あらゆる法令を駆使した検挙と犯罪収益の剥奪を徹底するとともに、犯罪組織の資金を剥奪するため、集団民事訴訟の提起を支援する活動や各種広報媒体を活用した広報啓発、暴力団排除教室等を通じた、いわゆる「闇バイト」の危険性の周知による犯行に加担させないための対策等を強力に推進していきます。

②飲酒運転撲滅対策の推進

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、県、市町村、警察、関係機関等と連携し、飲酒運転撲滅の日（毎月25日）や飲酒運転撲滅週間（8月25日から31日）を中心に交通安全教育用VR、飲酒運転撲滅啓発動画「未来への道標」等を活用した交通安全教育、広報啓発活動等を展開しています。

また、飲食店を起点とした飲酒運転の抑止のため、関係機関・団体と連携し、「飲酒運転撲滅100日チャレンジ作戦」を実施し、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進していきます。

加えて、飲酒運転を見掛けた際の110番通報義務の周知、飲酒運転通報訓練の実施に向けた働きかけ等に努めるとともに、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録の拡大等、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく取組を着実に推進していきます。

さらに、飲酒運転の実態に即した実効ある取締り、いわゆる飲酒運転周辺者三罪（「車両等提供罪」、「酒類提供罪」及び「同乗罪」）等の摘発に向けた捜査を実施し、飲酒運転を徹底検挙しています。

このほか、飲酒運転違反者等に対する受診等義務の履行を促進するため、アルコール依存症に関する診察を受けることのできる医療機関の指定、保健所や県庁での適正飲酒指導の実施、義務未履行者に対する架電による受診勧奨、指定医療機関の受診費用の助成等に取り組んでいます。

③性犯罪をはじめとする性暴力根絶対策の推進

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（福岡県性暴力根絶条例）」の規定に基づき、児童・生徒に対して性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣事業を創設し、性暴力根絶

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

に向けた教育・啓発活動を推進しています。

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」では、24 時間 365 日、被害者からの相談を受けるとともに、医療機関等への付添いなど、いつでも必要な支援を行うことができるよう、性暴力被害に特化した相談体制を整備しています。また、「福岡県性暴力加害者相談窓口」を設置し、再犯防止専門プログラムの実施、社会復帰のための就労等の生活自立支援及び問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介等により、性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援しています。

性犯罪やその前兆となる声かけ・つきまとい等の被害を防止するため、防犯アプリ「みまもっち」を始めとする情報発信媒体を活用して事件情報・防犯対策情報を発信しているほか、学校、企業等と連携して性犯罪等の被害防止に向けた防犯教室を実施するなど、子どもや女性の自主防犯行動を促す広報啓発及び防犯教育を推進しています。

自治体等への働きかけによる街頭防犯カメラ等の設置や、セキュリティ・マンション・アパート（防犯性能の高い賃貸集合住宅）の普及促進等により、性犯罪の起きにくい環境整備に取り組んでいます。

防犯カメラ画像の収集・精査や適正な証拠資料の採取など、迅速・的確な初動捜査を徹底するとともに、科学捜査や捜査支援システムを活用した防犯カメラ映像の解析等各種捜査を推進し、性犯罪の早期検挙を図ります。

【福岡県の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）認知件数等の推移】

区分/年	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
認知件数	3 2 1	2 2 8	2 5 1	2 8 1	3 6 2	4 8 2	4 3 7
全国順位	5 位	8 位	7 位	8 位	1 0 位	1 1 位	1 7 位
検挙件数	3 1 3	2 1 9	2 1 2	2 1 0	2 6 0	3 5 7	3 8 5
検挙人員	2 2 1	1 6 8	1 7 9	1 6 9	2 2 9	2 7 3	3 2 6

※ 単位は、認知件数及び検挙件数が「件」、検挙人員が「人」

（資料：県警察刑事部捜査第一課）

順位は、人口 10 万人当たりの性犯罪認知件数の順位

④県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

「安全・安心まちづくり条例」に基づき、地域で取り組まれている自主防犯ボランティア活動の支援や、「ながら防犯」に取り組む企業・団体を登録する「みんなで防犯応援隊運動」を推進しています。

また、犯罪の起きにくい地域づくりを推進するため、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施など、自主防犯ボランティア団体に対する各種支援を行っているほか、街頭防犯カメラ等の設置促進等により、県民の防犯意識の向上及び防犯環境の整備に努めています。

このほか、ニセ電話詐欺を根絶するため、県警の防犯アプリ「みまもっち」に各種詐欺の疑似体験機能を追加するとともに、令和 8 年度には、国際電話及び詐欺電話をブロックする機能を追加する予定です。また、「ニセ電話気づかせ隊」を始めとする関係機関・団

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

体による被害阻止や広報啓発など、県民運動の展開等による予防活動を推進するとともに、各種捜査を通じて犯人グループの検挙・解体や犯罪収益の剥奪を徹底しています。

⑤サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

県警察では情報通信技術の進展や社会情勢の変化に応じて変容するサイバー事犯の取締りを推進しています。

また、「サイバーセキュリティに関する協定」の活用や「福岡県サイバー攻撃対策協議会」の運営をはじめ、産業界・学術機関との連携をより一層強化し、対処能力の高度化を図るとともに、県民が被害に遭わないためのタイムリーな情報発信を始めとした各種広報啓発活動を通じ、社会全体のサイバーセキュリティ意識の高揚を図るなど、サイバー空間の安全確保に取り組んでいます。

⑥重要凶悪事件の徹底検挙

認知時の迅速・的確な捜査を推進するとともに、科学技術や各種分析システム等を駆使した捜査活動により、殺人、強盗等の重要凶悪事件の徹底検挙を図ります。

⑦薬物乱用防止対策の推進

覚醒剤・大麻等の薬物乱用を根絶するため、薬物の水際阻止、薬物密売組織等に対する摘発、薬物乱用者の取締りを徹底し、薬物密売等の流通に関する需要側と供給側両面からの対策を推進しています。

また、知事を本部長とする「福岡県薬物乱用対策推進本部」において、薬物乱用問題の早期解決に向け、「福岡県薬物乱用防止第六次五か年戦略」に基づき、大麻等違法薬物乱用に関する若年層を中心とした啓発や社会復帰支援体制の充実による再乱用防止対策の強化に取り組んでいます。

⑧テロ対策の推進

本県では、平成16年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び国の基本指針に基づき、17年度に「福岡県国民保護計画」を策定し、30年度には、国の基本指針の変更に伴い、改定を行いました。この計画に定める県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処などを実施するため、令和8年度は、関係機関の情報伝達・各種措置の手続きの練度向上及び連携強化を目的とした図上訓練を実施します。

また、テロの標的となり得る不特定多数の者が集まる施設等の管理者や行事等の主催者に対し、自主警備体制の強化やテロ対策に資するハード面の整備等について助言・指導を推進するとともに、テロを未然に防止するため、情報の収集・分析や国際海空港での水際対策、重要施設及び各種行事における警戒警備、広報啓発活動等に取り組んでいるほか、

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

官民連携の枠組みを活用し、テロを許さない社会の実現に向けた機運の醸成を図っています。

さらに、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対しては、販売時の本人確認や使用目的の確認を徹底するよう要請するほか、事業者向けマニュアルを用いて不審動向が認められる場合の通報を促し、不審な購入者への対処要領を教示するとともに、学校等に対しては、化学物質の適切な保管管理等を要請しています。

⑨再犯防止対策の推進

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することを目的として平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」、及び 29 年 12 月に策定された国の「再犯防止推進計画」に基づき、31 年 3 月に「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。また、令和 5 年 3 月に策定された国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、本県の再犯防止の取組を更に推進していくため、6 年 3 月に「第二次福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となるためには、刑事司法手続きを離れた後も続く「息の長い」支援が必要です。

そのため、国の刑事司法関係機関、市町村、犯罪や非行をした人を支援する民間協力者と連携・協力しながら、就労の確保、住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等、再犯の防止に関する取組を進めていきます。

⑩犯罪被害者等支援対策の推進

犯罪被害者本人とその家族、遺族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的被害や経済的困窮等大きな問題に直面しているため、「福岡県犯罪被害者総合サポートセンター」において、相談やカウンセリング、付添い支援など総合的な支援を行っています。また、県内 4 地区に相談窓口を設置し、広域的な支援を行うとともに、弁護士への相談費用の無料化や損害賠償請求訴訟の再提訴費用への助成、犯罪被害者等見舞金の支給を行っています。

平成 30 年 3 月には、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現により県民福祉を向上させることを目的に、「福岡県犯罪被害者等支援条例」を制定、同年 12 月、本条例に基づく「福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定し、令和 4 年 3 月には「第 2 次福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。この計画に基づき、関係機関の連携による支援体制の整備・充実、県民や事業者の犯罪被害者等への理解の増進など、犯罪被害者等支援施策の更なる充実に取り組みます。

このほか、県警察では、犯罪被害者等支援の具体的な取組内容及びその推進要領を示した「福岡県警察犯罪被害者等支援基本計画」を推進し、各種施策のより一層の充実・強化

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

を図るとともに、毎年度、その取組結果を検証しています。

また、幅広く犯罪被害者等からの相談に応じる犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」や性犯罪被害者等からの相談に応じる「性犯罪被害相談電話」(#8103)を運用するとともに、傷害罪などの被害者や性犯罪の被害者を対象に医療経費を公費で負担する制度や犯罪行為により精神的被害を受けた犯罪被害者等を対象にカウンセリング費用を公費で負担する制度等を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っています。

⑪交通安全対策の推進

県、市町村、警察、関係機関等が連携し、四季の交通安全県民運動、歩行者の安全を確保するための「横断歩道マナーアップ運動」等を展開するとともに、ハード・ソフトの両面から必要な交通事故抑止対策を推進しています。

幼児・児童に対しては、基本的な交通ルールを周知するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、学校等との連携による交通安全教育資料を活用した日常的かつ恒常的な交通安全教育の促進や保護誘導活動等を行っています。

また、道路の利用状況や利用者の意見を踏まえ、安全対策が必要と判断される通学路について、児童の安全な通行を確保するため、歩道の整備、防護柵の設置、交差点の改良などを推進しています。

高齢運転者に対しては、安全な運転を継続するためのドライビングスクール等の参加・体験・実践型の交通安全教育、頻回事故歴者に対する交通安全教育及び補償運転の広報啓発活動並びに運転に不安がある方等を対象とした安全運転の継続に必要な助言・指導、自主返納制度の周知を実施しています。

さらに、運転免許を自主返納した方が利用できる民間事業者（バス、タクシー等）の支援事業について周知を図るとともに、高齢者運転免許自主返納等支援事業を行っている市町村に対する助成を実施しています。

また、先進安全技術を備えた安全運転サポート車の機能を体験する試乗会を県内各地で実施するとともに、安全運転サポート車の機能を紹介したチラシを配布するなど、安全運転サポート車の広報及び普及啓発を図っています。

高齢歩行者に対しては、安全な交通行動を促すため、歩行者シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育や明るい服装、反射材用品の着用促進等の広報啓発活動を推進しています。

また、交通事故実態を的確に分析し、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しています。

自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車道や路肩のカラー舗装・路面標示などの整備に取り組み、自転車通行空間の確保を図ります。

また、安全・安心な歩行空間の確保のため、歩道の整備や自転車通行空間の整備、事故の危険性が高い交差点の改良を行うとともに、利便性の向上のため、道路標識や、道路情

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

報提供装置及び簡易パーキングなどの整備を推進しています。

自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車利用者に対する年齢に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育やルールを守らなかった場合の罰則や事故発生の危険性、ヘルメット着用の有用性、加害者となった場合の責任の重大性等の広報啓発活動を推進するとともに、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により義務化された自転車損害賠償保険等の加入徹底に取り組んでいます。

自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、同地区等において、指導啓発活動や交通指導取締り等を集中的・重点的に推進しています。

⑫野生鳥獣による人的被害対策の推進

ニホンザル等の野生鳥獣が住宅地に出没し、人的被害のおそれが生じた場合又は発生した場合に適切に対処できるよう、県・市町村・関係機関の連絡体制を整備し、それぞれの役割を明確化した「野生鳥獣による人的被害防止マニュアル（令和6年9月策定）」に基づき、状況に応じ必要な対策や対応を迅速に行い、被害発生及び拡大防止に取り組んでいます。

「福岡県鳥獣被害対策システム」の出没情報を活用し、県民への注意喚起を迅速に実施します。

(2) 暮らし・食品の安全の推進

- ・ SNS を活用した新しい商品・サービス等、取引方法の多様化により、消費生活相談の内容が複雑化しており、消費者被害を防止するための取組の強化が求められています。
- ・ 消費者が貸金業法に反するヤミ金融等を利用する、また多重債務に陥ることがないよう啓発等の取組を実施する必要があります。
- ・ 理・美容所、公衆浴場等の生活衛生関係施設は、県民の生活に不可欠なサービスを提供しており、継続的に衛生水準の維持・向上を図っていく必要があります。
- ・ 住宅を活用した宿泊サービスの提供（民泊）については、違法民泊や衛生上の問題への適切な対応、地域におけるトラブル防止に継続して取り組む必要があります。
- ・ 高圧ガス、火薬、採石を扱う事業所や現場は常に災害発生の可能性を抱えており、ひとたび事故が発生すると甚大な被害を伴うため、厳しい安全確保が求められます。
- ・ 世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・中食への需要増加により、食品の安全安心に対する消費者の信頼の確保がますます重要となっています。
- ・ 食のグローバル化の進展に伴い、国際標準と統合的な衛生管理が求められています。
- ・ 近年の食中毒は、食品流通の多様化、複雑化を背景に、広域・大規模化及び被害の重篤化が懸念されており、未然防止対策及び発生時の迅速な対応が求められています。
- ・ 健康の維持・増進に役立つとして流通している健康食品の中には、医薬品成分を含有した不正なもの（無承認無許可医薬品）があるため、健康被害の防止と消費者の信頼の確保が重要になっています。
- ・ 農産物の生産工程を点検し、課題や問題点を改善する GAP の取組は、県産農林水産物の安全・安心を確保する観点から、今後も拡大が必要です。
- ・ 家畜伝染病の発生は畜産経営や地域へ多大な影響を及ぼすことから、飼養衛生管理基準の遵守、まん延防止体制の維持に加えて、高い衛生レベルによる飼養環境づくりが求められています。

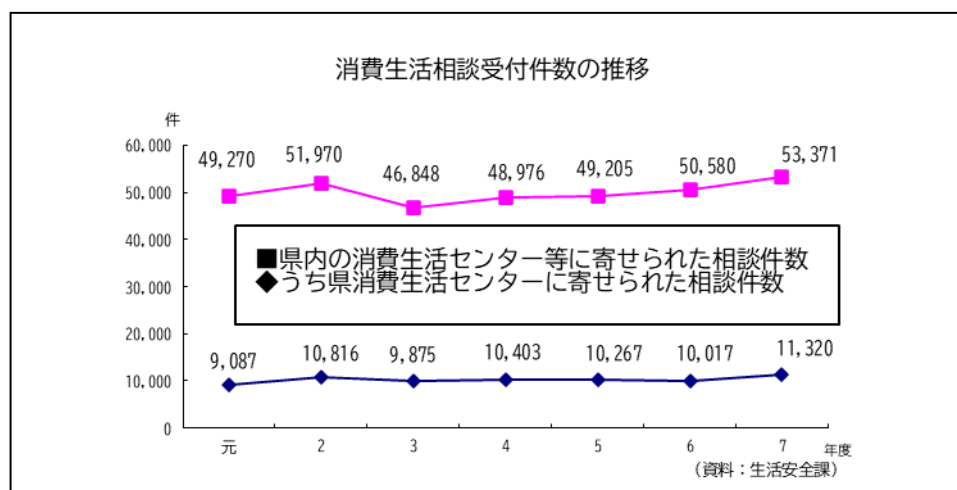


①消費生活の安全・安心の確保

消費者を取り巻く社会経済環境は、規制緩和の進展や経済社会のデジタル化、国際化の影響などを反映し大きく変化しています。

このような中、情報通信技術を活用した新しい商品・サービスの出現や取引方法の多様化により、消費者の選択の余地が広がり消費生活は豊かになってきている反面、取引方法や取引内容をめぐる新たな消費者トラブルが発生しており、消費者問題は一層複雑・多様化しています。

20 安全で安心して暮らせる地域づくり



苦情・相談の多い商品・役務（サービス）の推移
(年度別上位5位及び年度合計) (単位：件)

	6年度	7年度
1	商品一般 1,004 (10.0%)	商品一般 1,006 (8.9%)
2	不動産貸借 529 (5.3%)	不動産貸借 788 (7.0%)
3	健康食品 408 (4.1%)	基礎化粧品 372 (3.3%)
4	基礎化粧品 402 (4.0%)	健康食品 351 (3.1%)
5	相談その他 326 (3.3%)	相談その他 346 (3.1%)
年度 合計	10,017	11,320

消費者が安全で快適な消費生活を送っていくことができるよう、本県では、商品、サービスの適正な規格・表示の確保や事業者と消費者との間の取引の適正化を図っています。

また、消費者と事業者とのトラブルを迅速かつ適正に解決するため、県消費生活センターの相談体制の充実を図っています。

【県消費生活センター相談窓口】(電話番号 092-632-0999)

平日 9:00～16:30、日曜 10:00～16:00

消費生活の安定、向上を図るためには、消費者自らが自主的かつ合理的な消費活動を行っていくことが重要です。住民に身近な市町村が主体となって、悪質商法の被害にあわないための注意喚起や消費者教育、情報提供を行うことがより効果的であるため、本県では市町村が実施する消費者教育・啓発に使用する資料の提供を行うとともに、最新の消費者トラブル事例について情報提供しています。また、高齢者・障がい者を周囲で見守る多様な担い手が消費者トラブルに気づき、確実に消費生活相談窓口へつなげていくよう、見守りの担い手を対象とした研修動画の作成などに取り組むほか、相談件数が多い商品・サービス等に関して、YouTube の広告動画で注意喚起を行います。

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

貸金業者への立入検査を実施することで、貸金業務の適正な運営確保と資金需要者の利益保護を図り、多重債務者の発生防止に取り組めます。

また、県民を脅かす悪質商法、ヤミ金融等の悪質事業者の取締りを強化します。

②生活衛生の安全・安心の確保

生活衛生関係施設の衛生水準の確保及び向上を図るため、立入り検査等による監視・指導を徹底します。

民泊については、衛生水準の確保と周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため、関係機関と連携して違法な営業に対する是正・改善指導を行います。

③産業保安の確保

高圧ガス事業者、火薬類取扱事業者、採石事業者を対象とした講習会により法令遵守を指導するとともに、事業者への検査・監視・指導を強化することにより保安の確保を図っています。

また、県内の高圧ガス関係団体、大学で構成する「福岡県高圧ガス保安推進会議」を活用し、保安技術者の育成や保安技術情報の発信を通じた自主保安体制の構築を推進するとともに、県内で発生した高圧ガス事故の詳細な原因究明及び再発防止対策の提唱を通じて、事故撲滅に取り組んでいます。

④生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

●食品の衛生管理・監視体制の整備

食品供給行程の各段階における監視・指導・検査を強化することで、衛生レベルの向上や、食品に起因する健康被害の未然防止、健康被害発生時の拡大防止を図るとともに、食品の安全性の一層の向上を図るため、製造・加工段階における HACCP に沿った衛生管理の定着を促進します。

また、店舗、インターネットで流通している健康食品等の検査を行い、違反品を流通から排除するとともに、県民への注意喚起を行い、健康被害の未然防止を図ります。

●県産農林水産物の安全・安心の確保

適正な食品表示を推進するため、小売店・直売所等を対象とした巡回調査を実施します。

また、農薬や肥料の適正使用や農業生産活動の実施、記録、点検及び改善活動を行う農業生産工程管理（GAP）を通して、県産農産物の安全確保を推進していきます。

畜産物については、生産段階における安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場 HACCP の普及を推進していきます。このほか、家畜伝染病の発生予防対策を推進し、農林水産物の安全確保に努めていきます。

(1) 県内各地域の振興

- ・ 人口減少・少子高齢化が進む中山間地域等では、集落機能や生活サービス機能が低下し、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難になることが危惧されています。
 - ・ 一方で、都市住民が農山漁村の持つ価値や魅力を再評価し、交流、移住を行う「田園回帰」とよばれる人の流れがあり、こうした動きを踏まえた取組が必要です。
 - ・ 経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である地域公共交通は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少、運転手不足の深刻化等により、厳しい環境に置かれています。
 - ・ 都市部でも、中心市街地の衰退、都市のスポンジ化※により、生活の利便性や魅力の低下が懸念されています。
 - ・ 適正な管理が行われていない空き家が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。
 - ・ 県全体と比べて人口減少や経済活動の縮小が著しい県境地域（豊築地域・有明地域）にあっては、その地域の特殊性を踏まえ、市町や隣県と連携した取組が必要です。
- ※ 空き地・空き家等がランダムに発生する現象。



①地域の基幹産業の振興、雇用の創出

これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となる大規模データセンターや半導体をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。

過去5年間（令和3年度～7年度）の企業立地件数は、合計217件であり、業種別では、製造業が98件と最も多く、次いで運輸業が34件などとなっています。県内4地域の立地状況は、北九州地域が55件、福岡地域が93件、筑後地域が50件、筑豊地域が19件となっています。

県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に向けた調査等を行う市町村を支援しています。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備等を行う市町村を支援しています。

また、基幹的産業である農林水産業を振興するため、DXの推進による生産力の強化、県産農林水産物のブランド力や販売力の強化とともに、次代を牽引する人材を育成しています。

2 1 地域の活力向上

②中山間・過疎地域の活力の向上

農山漁村地域は、農林水産業を支えるだけでなく、県土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有する重要な地域ですが、特に中山間地域においては、高齢化の進行や荒廃農地の発生などにより、地域の活力の低下が懸念されています。一方、本県は都市部と中山間地域が高速道路等の広域道路ネットワークで結ばれており、比較的短時間で往来出来るという特徴を有しています。このことから、中山間地域の活性化のため、都市部の消費者に向けた魅力ある特産物づくりの促進、棚田等の地域資源を活用したイベントの開催等を通じての都市部との交流促進に取り組むとともに、地域住民だけでの実施が困難となった草刈りや伝統行事などの地域共同活動に都市住民の参画を促します。また、地域を支える人材の確保に向けた取組を支援し、活力の増進を図ります。

鳥獣被害対策については、農林水産物被害の軽減に向けた侵入防止柵の整備や捕獲活動などを支援するとともに、野生鳥獣の行動域を見える化するシステムの活用や市町村域を越えた一斉捕獲などの対策を強化していきます。また、捕獲されたイノシシやシカの肉は、地域の魅力的な資源の一つであるため、ジビエフェアの開催や未活用の捕獲獣を県域で収集・加工し、ペットフード原料として有効活用する取組を支援するなど、獣肉の利活用の拡大に取り組みます。（詳細はⅢ 3（1）に記載）

さらに、県民参加の森林づくりを進めるため、県民の森林に対する理解を深め、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上を図ることを目的に、「福岡県森林環境税」を活用し、NP0 やボランティア団体等が自ら企画立案して行う森林の整備や里山の保全などの森林づくり活動に対する支援を行っていきます。

③地域を支える人材の育成及び確保

地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成することを目的とし、「未来の地域リーダー育成プログラム」、「ふくおか地域リーダー育成キャンプ」を実施します。

また、県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、半導体、デジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規卒卒者や離転職者等向けに提供します。

加えて、観光事業者や大学等との連携を通じ、観光地域づくりを牽引する地域の観光人材を育成します。（詳細はⅢ 1（4）⑤に記載）

間伐材等の森林資源の有効活用に向けて、地域の森林・林業を支える主体の一つとして、週末や仕事の合間を利用して無理なく間伐等の作業を行う「自伐林家」の育成に取り組んでいきます。

④地域おこし協力隊制度の活用推進

都市地域から過疎地域等に、一定期間、生活の拠点を移した者を、市町村が「地域おこし協力隊」として委嘱し、隊員は、1年以上3年以下の任期中、観光振興や特産品開発、

2 1 地域の活力向上

農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行っています。任期終了後、地域へ定住し地域の担い手として活躍してもらうことが期待されており、実際に、そうした事例もある一方、市町村が隊員に求めるニーズと隊員がその地で実際にやりたいことのミスマッチなどが理由で、任期途中での退任や、任期終了後の定住に結びつかないといった課題もあります。

このほか、本県では、隊員と行政とのミスマッチを防ぎ、新規隊員数の増加及び退任後の同地域への定住を促進するため、地域おこし協力隊を受け入れる県内市町村職員を対象とした研修を開催するほか、県内の隊員経験者と連携し、隊員向けの個別相談会や市町村訪問等の支援を行っています。

⑤地域コミュニティの活性化の支援

近年、全国的に人口減少や少子高齢化等による担い手不足等のため、自治会や町内会、行政区等の地域コミュニティの持つ自治機能が低下しています。地域コミュニティにおける地縁の共同体意識が希薄化し、地域のまとまりの力が弱体化するなどにより、今まで地域で解決できていたことへの対応が困難となっています。

このほか、本県では、市町村における地域コミュニティ活性化の取組が進展していくよう、市町村職員や地域の担い手を対象に、様々な課題解決に向けたノウハウや先進事例を紹介する研修会等を開催するほか、小さな拠点※の形成に対する助言など、市町村の支援に引き続き取り組んでまいります。

※ 中山間地域等において、日常生活に必要な機能・サービス（買い物、福祉、交通手段等）を基幹集落に集め、確保する取組のこと。

⑥地域公共交通の維持・確保

路線バスの減便や廃止が相次ぐ中、高齢者や車を運転できない方々のために、通院や通学、買い物などの日常生活における移動手段を確保することが必要です。

本県では、広域的・幹線的な路線バスに対する助成に加え、市町村に対する独自の補助制度により、コミュニティバスの運行費用、車両減価償却費用等に対して助成を行っています。

さらに、地域公共交通での移動がしづらい「交通空白」の解消に向けた市町村の取組を支援するため、コミュニティバスの広域運行や公共ライドシェア導入等について、市町村間の調整や研修会、専門アドバイザーの派遣を実施します。

また、市町村間の広域運行を促進するため、データ利活用による地域交通網の最適化や地域公共交通の結節点となる広域モビリティハブ機能の構築、コミュニティバスの運行情報等を提供するシステムの構築等、複数市町村が連携した取組を支援することとしています。

バス・タクシー運転手不足が課題となっていることから、その確保に向け、交通事業者

2 1 地域の活力向上

の職場環境整備に対する助成や運転手の魅力発信、運転体験会・合同会社説明会の開催のほか、乗合バス・タクシー事業者の人材確保・職場定着の取組を支援するアドバイザーを派遣します。あわせて、3大都市圏から福岡県内に移住し、乗合バス等の運転手として就職する方に奨励金を支給することとしています。

また、誰もが利用しやすいタクシー車両の普及促進のため、ユニバーサルデザインタクシー及び福祉タクシー車両を導入する際の助成を行っています。

県内の離島を結ぶ離島航路も、離島住民が通勤、通学、通院などに利用するほか日常生活物資、産業物資を輸送するなど、本土と島とをつなぐ唯一の交通手段として重要な役割を果たしており、県はこれら航路の運営に係るやむを得ない欠損に対して国と共に補助を行い、航路の維持確保を図っているところです。

県内の鉄道においては、人口減少や生活様式の変化等による輸送人員の減少等により、事業者は厳しい経営状況が続いていますが、今後も、鉄道輸送における安全性を確保していくことが重要です。本県では、第三セクター鉄道や中小民鉄といった地域鉄道事業者が行う安全施設整備事業に対し、沿線市町村とともに補助を行っています。

また、利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、鉄道駅のバリアフリー化を行う鉄道事業者へ補助する市町村に対して助成を行っています。

このほか、MaaS の企画乗車券の販売促進に対する助成や交通情報のオープンデータ化に取り組むとともに、MaaS の取組によって得られるデータや IC カードデータ、人流データ等の活用を図っているところです。

⑦地域間及び地域内道路ネットワークの形成

本県では、平成 16 年に都市計画事業認可を受けて西鉄天神大牟田線(春日原～下大利)連続立体交差事業を推進しています。この事業は、市街地において連続して道路と交差している鉄道の一定区間を高架化する事業です。事業効果としては、令和 4 年度に鉄道の高架化が完了し、踏切がなくなったことで事故が解消され、交通渋滞も緩和しました。また鉄道で分断されていた地域が一体化するため、周辺住民等の利便性が飛躍的に向上し、まちづくり・都市の発展といった面においても極めて大きな効果が期待されます。

また、街路を整備し、交通渋滞を緩和し交通の円滑化を図っています。また、街路整備は下水道などの公共空間の確保や延焼防止などの防災機能強化にもつながり、県内各地域の振興に大きな役割を果たしています。

このほか、地域の活性化及び持続的な発展を図るためには、地域内はもとより地域間における人や物の活発な往来が必要不可欠となっています。そのため、地域や拠点施設を結ぶ道路ネットワークの形成や生活の利便性・安全性を高める道路整備を行っています。

⑧持続可能な都市づくりの推進

●豊かで暮らしやすい都市づくりの推進

2 1 地域の活力向上

本県では、持続可能な都市づくりを進めるため、市町村と連携し商業施設や公共施設、大学などの大規模集客施設を拠点（街なか）や公共交通軸の沿線に誘導する取組を行っています。

また、市町村に対し、街なかや公共交通軸の沿線に計画的に居住機能や都市機能の誘導を図るための「立地適正化計画」の作成の支援を行っています。このような取組に合わせて、県の都市づくりの最上位計画である「福岡県都市計画基本方針」について、「多様な価値観を包摂した、災害に強い都市をつくる」という観点を取り入れて見直しております。

●空き家の適正管理・利活用の促進

近年、地域における人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加しています。このような空き家の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

こうした中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全面施行され、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家（特定空家等）に対する指導、勧告、命令、行政代執行が可能となりました。さらに、令和 5 年 12 月の法改正により、そのまま放置すると「特定空家」になるおそれのある「管理不全空家」に対しても、指導、勧告が可能となりました。

本県では、市町村、民間事業者等と一体となって空き家対策を総合的に推進するため、平成 27 年 3 月に「福岡県空家対策連絡協議会」を設置し、空き家の適正管理や有効活用に関して、現状課題や情報共有を図り、空き家対策の連携・強化に向けて取り組んでいます。

●適正管理に向けた取組

「福岡県空家対策連絡協議会」において、実態調査の手引き、所有者等調査マニュアル、管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準、特定空家等対応マニュアルの作成等により、市町村の空き家対策を支援しています。

●利活用に向けた取組

県内市町村の空き家バンクの情報を集約し、まちの魅力や移住者への支援策などと併せて情報発信を行うサイト「福岡県版空き家バンク」を、福岡県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会福岡県本部と連携して開設しています。

令和 2 年 10 月には「福岡県空き家活用サポートセンター」を開設し、空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や将来空き家になりそうな住宅の所有者から相談を受け、基本的な情報の提供から、所有者の意向を踏まえた活用・処分方法の提案、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行っています。

また、県内の市町村や空き家に関わる専門事業者と連携して出張相談会を開催し、潜在的な空き家の掘り起こし活動も行っています。

2 1 地域の活力向上

5年度から空き家対策に積極的に取り組む専門事業者を「福岡県空き家活用応援事業者」として登録し、ホームページ等で公表することで、空き家所有者等が空き家対策に積極的な専門事業者に対し、直接相談しやすい環境づくりを行っています。

さらに、近年の住宅価格の高騰と空き家の増加を踏まえ、市町村及び買取再販事業者と連携して「空き家再生子育て応援事業」を8年度より実施します。この事業は、市町村が把握している活用可能な空き家を抽出し、買取再販事業者が若年・子育て世帯にとって魅力的な住宅にリフォームして手頃な価格で販売することで、住宅取得を応援し定住を促進します。

●マンションの管理適正化

都市部の主要な居住形態として定着しているマンションについては、新たなマンションの供給が続く一方で、今後は建物の老朽化や居住者の高齢化がさらに進み、適切な管理の促進が必要となっています。

そこで、本県では令和5年9月に「福岡県マンション管理適正化推進計画」を策定、同年10月より「マンション管理計画の認定制度」の運用を開始し、管理組合向けセミナーの開催やパンフレット等により認定制度の普及啓発を行っています。また、市に対する「マンション管理適正化推進計画」の策定支援や、一般社団法人福岡県建築住宅センターを通じて、マンション管理相談窓口の設置やマンション管理士派遣事業などの管理組合に対する支援を行っています。

⑨県境地域の振興

豊築地域（豊前市・吉富町・上毛町・築上町）及び有明地域（大牟田市・柳川市・みやま市）は、県全体と比べて、人口減少や経済活動の縮小が著しい状況にあります。これらの地域は、大分県や熊本県と接する「県境地域」とあるという特殊性から、様々な施策を実施する上で、隣県の自治体と相互に影響を受け合う関係にあります。

また、同地域の市町では、それぞれ、九州周防灘地域定住自立圏、有明圏域定住自立圏を形成し、隣県の市町との間で、生活機能やネットワークの強化等に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、本県では、県境地域振興を強力に進めるために、令和6年12月、「福岡県県境地域振興ビジョン」を策定し、県としての取組の方向性を取りまとめました。

本ビジョンでは、「産業の振興」「安全・安心なまちづくり」「人材の育成」を3つの柱として、両地域の関係人口の創出や首都圏等からの移住定住の促進を図り、魅力ある地域を創出することを目指して、地域での暮らしや仕事がイメージできるプロモーション動画の作成や首都圏等でのPR、市町と連携したイベント等に取り組むこととしています。

⑩嘉飯桂地域の振興

嘉飯桂地域（飯塚市・嘉麻市・桂川町）では、平成30年に策定した「嘉飯圏域定住自

2 1 地域の活力向上

立圏共生ビジョン」に基づき、地域全体で移住・定住促進に向けた都市機能及び生活機能の確保、充実を図っていますが、人口減少と少子高齢化の進行が深刻な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本県では、嘉飯桂地域全体の振興を強力に推進するために、令和8年3月に、「嘉飯桂地域振興ビジョン」を策定し、県としての取組の方向性を取りまとめました。

本ビジョンでは、「地域経済の活性化と雇用創出」、「安心して暮らせる生活環境の整備」「関係人口・交流人口の拡大」、「地域の未来を担う人材の育成」を4つの柱として、魅力ある地域の創出を目指しており、嘉飯桂地域の「食」を通じた福岡都市圏及び首都圏内の魅力体験フェア、市町と連携した地域の魅力発信イベント等に取り組むこととしております。

(1) NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進

- ・ NPO・ボランティア等との協働に対する理解が進み、本県においても多様な主体と協働した取組が広がっています。
- ・ 近年、自然災害の頻発、さらにはコロナ禍によって、社会的課題がより複雑化・多様化してきていることから、企業や NPO・ボランティア団体等多様な主体による協働をさらに推進する必要があります。
- ・ 特に、NPO にあっては、困難を抱える方への対応等行政だけで支援が届きにくいところを担う役割がこれまで以上に高まっていることから、社会的・公益的活動の担い手として自立と発展に向けた活動基盤の強化が求められています。
- ・ 「社会の役に立ちたい」という理由から、ボランティア活動に参加する人の割合が増加しています。災害時には被災地における支援活動に多くのボランティアが参加しています。また、日頃から河川清掃・道路美化、こどもの学習支援等様々な分野でボランティアが活動しています。
- ・ SDGs の取組や ESG (環境 (Environment)・社会 (Social)・ガバナンス (Governance)) 要素を考慮した経営の拡大等、企業の社会的責任の一環として社会貢献活動を行う企業が増えています。本県では、令和 8 年 5 月現在、34 社の企業等と包括提携協定に基づく取組を実施していますが、更なる協働の取組を創出することが必要です。



①NPO・ボランティアとの協働の推進

企業や NPO、行政など多様な主体の協働を創出し、協働による社会課題の解決に向けた取組につなげるため、各主体の出会いの場となるコラボミーティングの開催や協働事例の紹介による啓発に取り組んでいます。

このほか、多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む活動を支援する「ふくおか地域貢献活動サポート事業」や他の模範となる優れた協働の取組を表彰する「ふくおか共助社会づくり表彰」を実施しています。

県内で河川を中心とした河川愛護活動、森や山林の保全活動、海岸の保全活動及び地域づくりなどを行う様々な団体が集まって活動を報告するイベント「ふくおか水もり自慢！」を行うことで、各流域内外での連携を強化し、小さな団体を含めて活動を活発化します。

②NPO・ボランティアの活動基盤強化

コラボステーション福岡において、事業運営、資金調達等専門的な相談に対応するほか、税理士による会計・税務の個別相談会を開催し、NPO・ボランティア団体の組織運営力や財政力の強化を図っています。

2 2 共助社会づくり、生涯学習の推進

また、休眠預金等の助成金情報の提供や相談対応により、NP0 の資金確保を支援しています。

③ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関心がある人の参加を促進するため、コラボステーション福岡のサイトを活用し、ボランティア募集や活動内容等の情報を提供しています。

また、災害対応、復興支援に取り組む NP0 や関係団体と平時から連携を強化し、発災時には速やかに災害ボランティア活動の情報発信を行うとともに、支援団体間の情報共有の場を設ける等、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援しています。

県内の公営物の管理者と連携し、道路、河川、海岸の清掃や環境保全、その他愛護活動を行うボランティア団体等への需用品の支給など、活動支援を行います。また、各愛護団体の活動を一体的に PR し、交流イベントを開催することにより、担い手の確保に向け、愛護活動を活性化していきます。

④企業との協働の推進

企業の社会貢献活動を促進するとともに、企業との包括提携協定を拡大します。

個別協議や定期連絡等を通じて協定を締結した企業と県政の課題を共有し、協定に基づく取組の充実を図るとともに、新たな取組を創出します。

また、ワークショップや活動現場見学等を通じ、地域課題解決に取り組む意欲の高い企業に対し協働への理解促進を図るとともに、具体的な協働機会を提供し、企業が他の主体と協働して地域課題解決を図る取組を創出します。

(2) 生涯学習の推進

- ・ 県民が実際に行った学習内容の分野別推移をみると、「仕事に役立つ知識・技能」をはじめ、「趣味・教養的なもの」や「日常生活に役立つもの」等各分野で学習した人の割合が増加しており、県民それぞれが、ライフスタイルに応じて学習に取り組んでいる傾向にあります。人生 100 年時代と言われる中、誰もがいつでも学び直しができ、キャリアアップをしながら、様々な場での活躍を選択できる環境を整えることが必要です。
- ・ PTA、こども会、婦人会等社会教育団体による活動や公民館、図書館等社会教育施設における学習機会及び情報の提供は、生涯学習・社会教育を推進する上でも重要な役割を果たしています。
- ・ 地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる社会的包摂の実現や多様な人々の社会参加と活躍に資する学習機会の提供が求められています。
- ・ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域の教育力が低下し、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中で、さらに学校、家庭、地域が連携してこどもの育成に取り組む必要があります。
- ・ 感染症対策や ICT 化の進展により、オンライン学習等新しい生活様式に対応した学習環境を整えることが必要です。



①個人学習の推進

誰もが身近に生涯学習に取り組めるよう、生涯学習情報提供サイト「ふくおか生涯学習ひろば」により、行政機関や大学等様々な機関・団体が実施する多様な生涯学習情報を一元的に提供しています。

また、県民が学んだ成果を地域や社会での活動、NPO・ボランティア活動において発揮できるよう、ボランティアの募集や活動内容等の情報を発信しています。

県民が自らの可能性に挑戦し、高めた技術や学んだ成果を発揮できるよう、誰もが身近に参加できるスポーツや文化イベントを実施します。

②社会人の学び直しの推進

県が設立している三公立大学法人において、その知的資源を生かし、公開講座やリカレント教育の充実を図っています。

再就職を目指す離転職者が有利な条件で就職できるよう、高等技術専門学校等において、確かな知識と技能を身に付けるための多様な職業訓練を実施しています。

「九州 DX 推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながら DX 人材育成のプ

2.2 共助社会づくり、生涯学習の推進

プログラム構築を行います。（詳細はⅢ1（4）に記載）

経営発展意欲のある農業経営体に対して、事業計画の策定やスマート農業、経営管理能力など具体的な経営課題解決を目的としたリカレント講座を実施して、本県農業を牽引するトップランナーを育成します。

公共職業訓練実施状況（令和5年度）							
		科目数	定員	入校者	修了者	就職者	就職率
県立高等技術専門校 （7校）	施設内訓練	35	840	524	476	420	88.2%
	委託訓練	205	3951	3090	2906	2297	79.0%
	小計	240	4791	3614	3382	2717	80.3%
国立県営福岡障害者能力開発校 （1校）	施設内訓練	7	145	78	57	50	87.7%
	委託訓練	21	75	59	53	26	49.1%
	小計	28	220	137	110	76	69.1%
計		268	5011	3751	3492	2793	80.0%

資料：職業能力開発課

（注1）：委託訓練とは、民間の専修学校・大学・事業者等に委託して行う訓練をいう。

（注2）：修了者及び就職者については、就職退校者を含む。

③社会教育の推進

社会教育振興の中心施設である県立社会教育総合センターでは、ホームページ「ふくおか社会教育ネットワーク」により、各県立施設の事業に関する情報をはじめ、講師・指導者、社会教育施設、視聴覚教材、子育て、イベント、国や県のデータ等に関する情報を提供しています。また、指導者の養成・研修や、家庭教育や社会教育行政に関する調査研究を行うとともに、こどもの生活習慣の形成やしつけなど家庭教育全般にわたる相談に対応するため、専門相談員を配置して、家庭教育相談「親・おや電話」やメール相談を実施しています。

また、豊かな自然環境の中で、野外活動や集団宿泊体験などを通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養い、心身ともに健全な青少年の育成に資する3つの県立青少年教育施設（社会教育総合センター少年自然の家、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）を設置し、その機能の充実と利用促進に努めています。

福岡県青少年科学館では、常設展・特別展や科学・天文イベント等の充実を図り、科学教育の普及、振興に努めています。

さらに、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全安心な放課後の居場所づくりを進める「地域学校協働活動」を実施し、地域と一体となってこどもの成長と学校を支える体制整備を図っています。

2.3 快適な環境の維持、保全

(1) 循環型社会の推進

- ・ 本県の一般廃棄物（ごみ）の県民1人1日当たりの排出量は依然として全国平均を上回っており、更なる減量に取り組む必要があります。（図1）
- ・ 産業廃棄物の排出量は、近年横ばいで推移しており、更なる排出の抑制や再生利用可能な資源の循環利用を進めていく必要があります。（図2）
- ・ 近年、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の規定も踏まえ、資源循環の促進や適正処理を一層推進していく必要があります。
- ・ 不法投棄をはじめとする産業廃棄物の不適正処理が依然として発生しており、今後も適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

図1 一般廃棄物（ごみ）の排出量

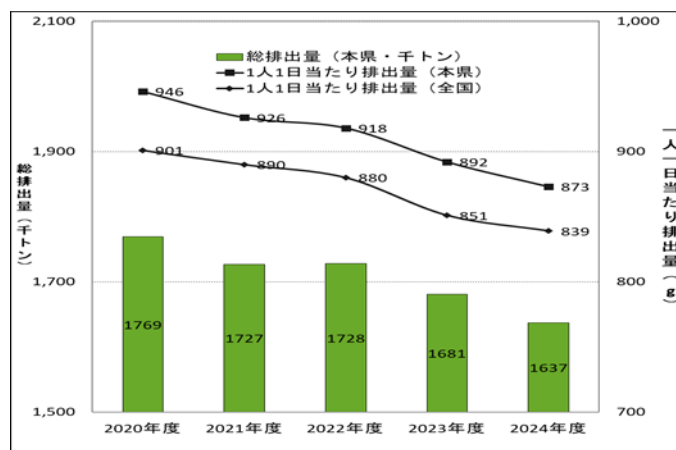
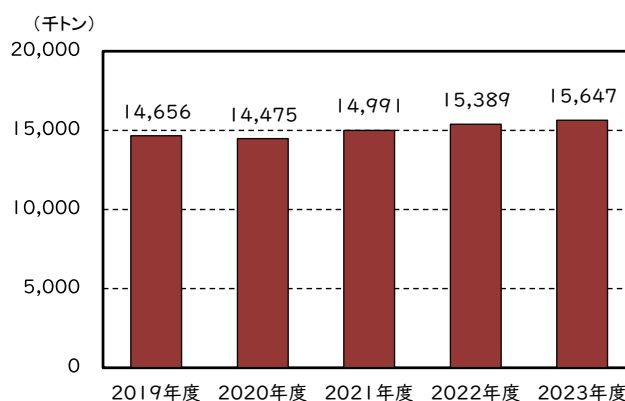


図2 産業廃棄物の排出量



資料：福岡県「環境白書」

環境省環境再生・資源循環局「令和5年度一般廃棄物処理実態調査」



2 3 快適な環境の維持、保全

①資源循環利用の推進

●循環型社会づくり

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制、リサイクル技術の開発、廃棄物の回収ルートの整備、環境産業の振興、事業者、県民の意識改革など様々な取組が必要です。

国においては、リサイクルの促進に関する法整備が逐次なされており、本県においても、各種リサイクル法の円滑な施行に取り組むとともに、平成 17 年に導入した産業廃棄物税の税収を活用して、産業廃棄物の再資源化施設整備に対する助成や、環境人材の育成、再生資源を原材料として製造した製品を認定するリサイクル製品認定制度、リサイクルに関する情報サイトの運営などの施策を実施しています。

また、地域や職場、学校等で開催される 3R 学習会への講師派遣による啓発活動も推進しています。

さらに、28 年度からは食品ロス（食べられるのに食用にせず廃棄する食品）の削減、令和 2 年度からはプラスチックの資源循環の取組を強化しています。

本県では、このような取組を進めることによって、廃棄物の排出抑制とリサイクルを促進し、循環型社会の実現を目指しています。

●県産リサイクル製品認定事業

平成 27 年度に県内製造リサイクル製品を認定する「福岡県県産リサイクル製品認定制度」を創設し、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図っています。

また、県民や事業者が親しみを感じるよう、認定製品の愛称を「ふくくる」とし、積極的に販売、使用する事業所を「県産リサイクル応援事業所」として登録することにより、県内リサイクル産業を育成し、循環型社会の形成を目指します。

●食品ロス削減の推進

製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する食品ロス削減推進協議会を中心として各主体での取組を促進します。

具体的には、フードバンク活動の普及促進や飲食店における食べ残し持ち帰りボックスの導入拡大、食品ロス削減に関する優れた取組の表彰等を行います。

●プラスチック資源循環促進

令和 2 年度に、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、関係団体、県民、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。この憲章に基づき、「ワンウェイプラスチックの削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」の取組を進めています。

2 3 快適な環境の維持、保全

●廃棄物の排出抑制及び資源循環利用促進

産業廃棄物について、多量排出事業者に対する指導等、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導や働きかけを強化し、排出抑制及び資源循環利用を促進します。

●バイオマス資源の活用

未利用間伐材などのバイオマス利用を促進します。（詳細はⅢ 9（2）に記載）

また、下水汚泥の固形燃料化や緑農地利用、建設資材化、消化ガスの発電利用を推進し、資源循環型社会の形成に努めます。

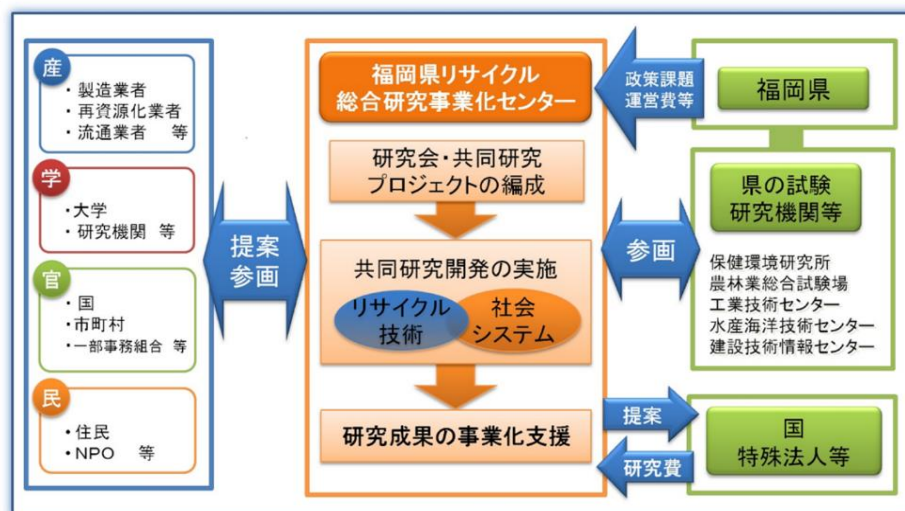
●福岡県リサイクル総合研究事業化センター

平成 13 年に北九州市に「福岡県リサイクル総合研究事業化センター」を設立し、産学官民の共同研究により、廃棄物の特性に応じたりサイクル技術と併せて、効果的な分別収集システム等の社会システムを開発しています。

本センターは、共同研究の支援、研究成果の事業化の支援、資源循環ビジネスのマッチングを実施することにより、地域に根差したりサイクルシステムの構築を目指しています。

また、廃棄太陽光パネルスマート回収システムの推進事業や使用済プラスチックのリサイクルと製品への活用を促進するプラスチック Re:born プロジェクト、グリーン EV バッテリーネットワーク福岡（GBNet 福岡）による使用済 EV バッテリー資源循環モデル構築事業等の実施機関としての役割も担っています。さらに、令和 8 年度は、使用済 EV バッテリーの資源循環「福岡モデル」の構築に向け、GBNet 福岡の参画企業と連携し様々な実証事業に取り組みます。

福岡県リサイクル総合研究事業化センターの主な機能



資料: (公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター

2 3 快適な環境の維持、保全

②廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

●一般廃棄物の処理

一般廃棄物の適切かつ効率的な処理体制の構築のため、市町村等への助言・指導を行います。また、施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。

福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海洋環境の保全についての普及啓発や漂着したプラスチックの回収等に取り組みます。また、海岸漂着物等の回収に係る課題や対策について協議を行う等、市町村と連携し、海洋環境の保全に取り組みます。

●産業廃棄物の処理

産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査、産業廃棄物処理施設への立入検査、休日・夜間監視パトロール、県警察の協力によるヘリコプターを使用した空からのパトロール等の実施により監視指導の強化に努めるとともに、ICTの活用としてウェアラブルカメラ及び遠隔操作対応監視カメラを導入し、効率的かつ効果的な監視指導を進めています。さらに、令和5年度には、より迅速な監視指導を行うため、最新型赤外線カメラ搭載ドローン及びAI-OCRを導入しています。加えて、令和8年度は、動画からAIが不法投棄された廃棄物を検知するシステムを開発し、山林や河川敷など不法投棄多発地点を通行する協力企業等の協力を得て、不法投棄監視パトロールを強化していきます。

また、産業廃棄物処理業者の許可情報や指導履歴等の情報を一元化して検索できるシステムの整備、デジタルカメラのGPS機能により不法投棄場所を電子地図上にマッピングするシステムによる市町村等との情報共有、不法投棄が疑われる現場等への監視用カメラの設置、県外から搬入される産業廃棄物について産業廃棄物処分業者が事前に県に届け出る制度の運用など、情報を効率的に活用した不法投棄・不適正処理の早期是正を図っています。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対しては、産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得を目的とした講習会を実施するなど、関係者の啓発に努めています。

さらに、産業廃棄物を運搬中の車両を停車させ、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の携帯の有無や記載内容の確認を行う産業廃棄物運搬車両検問を実施し、マニフェスト制度の適正な運用の徹底を図っています。

令和元年度からは、許可期限の2年6か月前において、過剰保管に至りやすい中間処理業者や指導が累積している事業者等に対し、産業廃棄物監視指導課、廃棄物対策課、担当保健福祉環境事務所の三者合同による立入検査を実施するとともに、監視指導担当職員の資質向上のため、過去の事案を題材とした研修を行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応の取組をさらに強化しています。

不法投棄等の不適正処理の是正指導に重点的に対応するため、現職警察官を産業廃棄物監視指導課に2名、廃棄物不法投棄等対策専門員（警察官 0B）を産業廃棄物監視

23 快適な環境の維持、保全

指導課及び各保健福祉環境事務所に計 20 名配置するなど、監視指導体制の強化を図っています。

また、廃棄物の不法投棄に関する監視と情報交換を目的として、県や県警察、国、政令市等で構成する福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会や、保健福祉環境事務所ごとに市町村や警察署、県の関係機関からなる地域連絡協議会を設置するなど、関係機関との緊密な連携を図っています。

その他、問題が長期化している産業廃棄物不適正処理現場において、モニタリング調査などにより実態を詳細に把握するとともに、廃棄物に関する学識経験者で構成する専門家会議の助言を踏まえ、問題の解消に向け、迅速かつ集中的に取り組んでいます。

(2) 自然との共生と快適な生活環境の形成

- ・ 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。調和のとれた自然環境の保全や生物の棲み分けの維持は、人と動物の健康や人間と自然の共生の確保、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、ワンヘルスの推進や持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- ・ 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。
- ・ 農山漁村には、そこに人が住み、農林漁業を営むことで、洪水や土砂崩れ等の自然災害を防ぐとともに、美しい風景と生き物のすみかを形成するといった県民全体に及ぶ多面的機能を有しています。人口減少や高齢化が進行する中でも、将来にわたり、これらの機能を維持していくことが必要です。
- ・ 水産資源の持続的な利用には、魚礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。
- ・ 健康で快適な生活環境を確保するためには、良好な大気環境の確保、流域の特性に応じた水環境の保全、化学物質による環境経由での人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれの低減等に向けた取組が必要です。
- ・ 水資源の安定的確保は、日常生活や産業活動の基盤として、不可欠です。上水道は、人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化等の問題に直面しており、水道基盤の強化が必要です。
- ・ 公園は、こどもから高齢者まで幅広い年齢層のレクリエーション活動、健康増進活動、文化活動等、多様な活動の拠点であり、その整備・充実が必要です。
- ・ 老朽化した狭小な公営住宅等においては、快適な住環境の形成に向けた取組が必要です。
- ・ 良好な景観は、美しく、誇りと愛着を持てる県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることから、現在及び将来にわたる県民共有の資産として、良好な景観の保全形成をはじめとする美しいまちづくりに継続的に取り組むことが必要です。
- ・ 動物は心に潤いを与える存在であるといわれていますが、いまだ多くの犬猫が保健福祉（環境）事務所や動物愛護センター等において引き取られており、動物の愛護や適正（終生）飼養に関する意識の向上が課題となっています。また、致死処分数の更なる削減のために返還・譲渡を促進する必要があります。



2 3 快適な環境の維持、保全

①生物多様性の保全と持続可能な利用

●自然と人間との共生の確保

多種多様な生物からなる生態系は、人類の生存にとって重要な生物多様性の恵みをもたらします。また、ワンヘルスの理念の推進においても、生物多様性の保全は重要な取組の一つです。

本県では、県、市町村、事業者、県民等が一体となって、希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました（令和3年5月）。

現在、約1,000種の野生動植物が県内で絶滅のおそれがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要なキビヒトリシズカやムラサキ、コバンムシ等の21種（令和8年4月にクロモジ1種を追加）を本条例第9条に基づき、「指定希少野生動植物種」として指定し、生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的にを行い、必要に応じて保護回復事業を実施することとしています。

その他、野生動植物の生息地である森林や水辺の保全など、自然の回復・再生につながる環境に配慮するため、河川が本来有する自然環境の機能が十分発揮されるように、多自然川づくりを実施しています。

●自然環境の保全と適正な利用

都市化の進展に伴う自然の減少や生活様式の多様化等により、県民の自然に対するニーズは高まる傾向にあります。このため、自然公園などの優れた自然環境の保全と適正な利用の増進に努めています。

本県には、優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることを目的に国立公園1か所、国定公園3か所、県立自然公園5か所の自然公園が指定されており、その総面積は88,101haで、県土面積の17.68%を占めています。公園区域内においては、一定の行為を禁止、制限する一方、優れた自然風景の保全及び安全で快適な利用確保のため、歩道、園地、野営場等の整備を計画的に行っています。

自然公園区域以外の地域では、自然環境を保全する必要があるものを自然環境保全地域として指定し、一定の行為を制限し、自然豊かな環境の保全に努めています。

また、瀬戸内海に残されている自然海浜のうち3地域を自然海浜保全地区に指定し、一定の行為については事前の届出を義務付けるとともに、毎年清掃美化事業を行い、環境の美化を図っています。

2 3 快適な環境の維持、保全

福岡県の自然公園

(単位：ha、令和8年3月31日現在)

区分	公園名	面積	保護規制区分面積			県土面積 に対する 割合 (%)	指定年月日 (最終変更 年月日)
			特別保護 地区	特別地域	普通地域		
国立	瀬戸内海	46	－	43	3	0.01	S31.5.1 (H3.7.26)
	小計	46	－	43	3	0.01	
国定	玄海	5,870	－	5,785	85	1.18	S31.6.1 (H26.9.30)
	耶馬日田 英彦山	8,269	322	6,912	1,035	1.66	S25.7.29 (H29.9.28)
	北九州	8,107	320	7,787	－	1.63	S47.10.16 (H8.10.2)
	小計	22,246	642	20,484	1,120	4.47	
県立	太宰府	16,568	－	1,656	14,912	3.32	S25.5.13 (S53.3.31)
	筑豊	8,550	－	79	8,471	1.71	S25.5.13 (H8.5.17)
	筑後川	14,690	－	2,149	12,541	2.95	S25.5.13 (H4.5.13)
	矢部川	17,830	－	910	16,920	3.58	S25.5.13 (H3.5.15)
	脊振雷山	8,171	－	1,301	6,870	1.64	S40.9.14 (S50.2.15)
	小計	65,809	－	6,095	59,714	13.20	
合計		88,101	642	26,622	60,837	17.68	

資料：県自然環境課

福岡県自然環境保全地域

名称	猪野自然環境保全地域	大島自然環境保全地域	鳥屋山自然環境保全地域	沖ノ島自然環境保全地域
位置	糟屋郡久山町大字猪野 字神路山	宗像市大島字神崎	朝倉市大字佐田字鳥屋	宗像市大島字沖ノ島
面積	15.2ha (特別地区15.0ha、 普通地区0.2ha)	10.7ha (特別地区2.0ha、 普通地区8.7ha)	15.71ha (特別地区15.71ha)	92.5ha (特別地区92.5ha)
特質	スダジイを主体とした優れた 照葉樹林	ハマヒサカキを主体とした 優れた海岸植物群落	スダジイ・アカガシを主体 とした優れた照葉樹林	タブノキを主体とした優れた 原生林及び野鳥の生息地

資料：県自然環境課

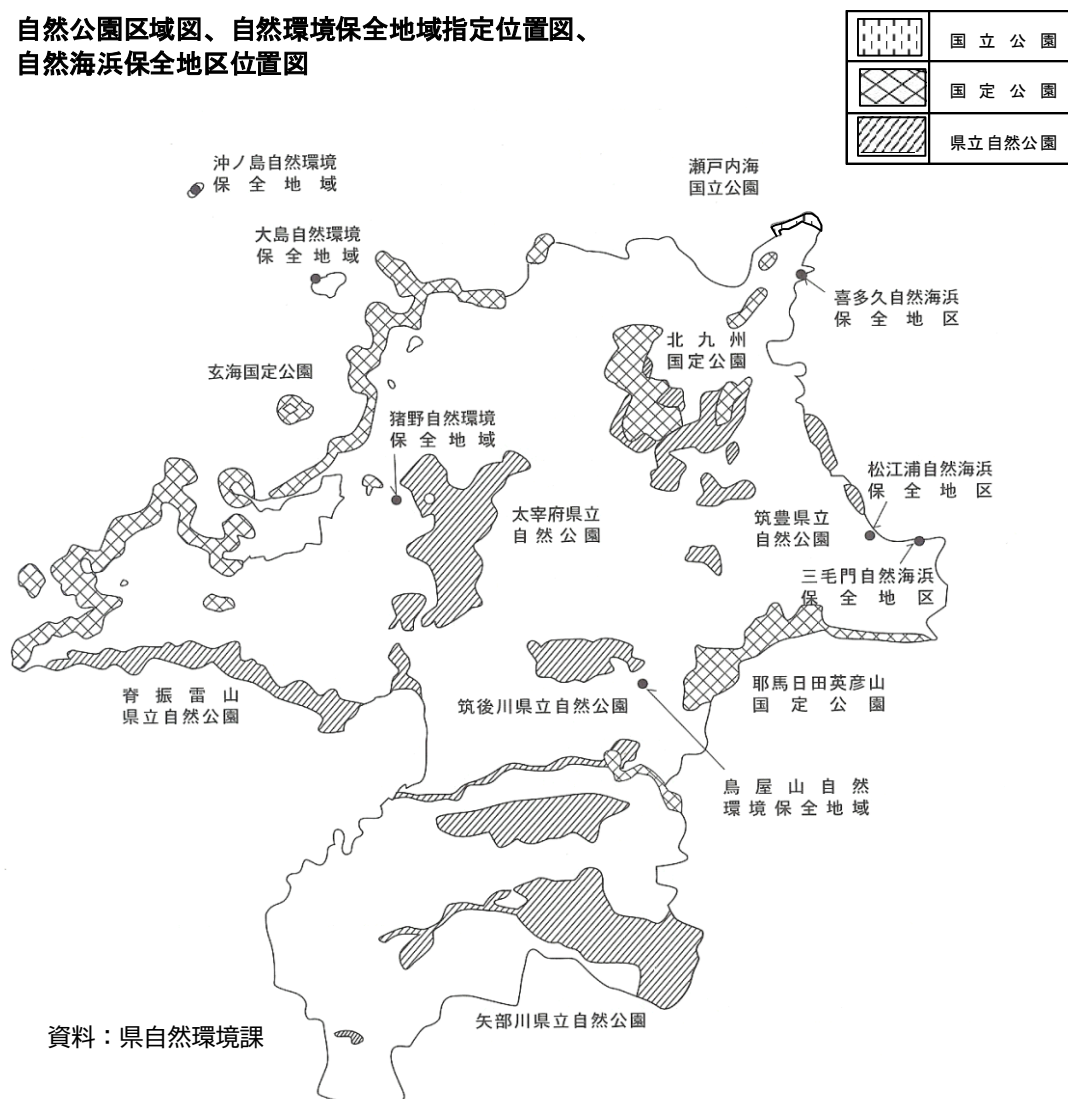
福岡県自然海浜保全地区

名称	喜多久自然海浜保全地区	三毛門自然海浜保全地区	松江浦自然海浜保全地区
位置	北九州市門司区大字喜多久	豊前市大字杵川及び三毛門	豊前市大字松江
海岸延長	1.2km	2.0km	1.0km
特質	トベラ、マサキを優占種と した海岸林が良好な状態で 生育する自然海浜	なだらかな礫混じりの砂浜 が発達し、大潮時には広大 な干潟が現れる。	なだらかな礫混じりの砂浜 が発達し、大潮時には広大 な干潟が現れる。

資料：県自然環境課

2 3 快適な環境の維持、保全

自然公園区域図、自然環境保全地域指定位置図、
自然海浜保全地区位置図



●環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施に当たって、事業者が、その事業が環境に与える影響について事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて事業内容を環境保全上よりよいものにしていくための制度です。

本県においては、「環境影響評価法」及び「福岡県環境影響評価条例」に基づき、それぞれが定める一定規模以上の事業について環境影響評価が実施されています。

令和2年3月には、「福岡県環境影響評価条例施行規則」を改正し、一定規模以上の「太陽電池発電所の設置及び変更の工事」を対象事業に追加しています（令和2年7月施行）。

また、「福岡県環境影響評価条例」で定める規模に満たない事業であっても、一定規模以上の工場の設置や宅地の造成、土石の採取などについては、「福岡県環境保全に関

23 快適な環境の維持、保全

する条例」に基づく届出、許可申請に際して、手続等が簡略化された環境影響評価の実施を求めています。

●農地保全の取組

農地は食料の供給をはじめ、県土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有しています。

このため、本県では「多面的機能支払制度」や「中山間地域等直接支払制度」等を活用し、地域で取り組んでいる農業生産活動等の継続といった農地の保全や水路等の維持管理を行う活動組織を支援しています。

●森林の適切な整備・保全及び県産木材の利用推進

森林の有する公益的機能の持続的発揮を図るため、森林の適切な整備・保全を推進していきます。

森林の整備については、森林所有者等が実施する間伐等に対する支援のほか、今後荒廃の恐れがある森林では、「福岡県森林環境税」を活用した、強度間伐などを実施し、森林の荒廃の未然防止を図っていきます。

本県では、公共・民間施設等での木材利用促進に向け、木造ビルの提案ができる技術者の育成や、アドバイザー派遣により設計や工法についての技術的な支援を行っています。（詳細はⅢ9(2)に記載）

また、未利用間伐材などのバイオマス利用を促進します。（詳細はⅢ9(2)に記載）

●藻場・干潟の保全

藻場・干潟は、水生生物の産卵・育成場であるとともに、水質や底質を浄化する機能も有していることから、漁業者が実施する保全活動への支援や技術指導を行っています。

また、藻場の海藻に貯留される炭素（ブルーカーボン）は、脱炭素社会の実現に向けて大きな役割が期待されています。本県では、ブルーカーボンのクレジット化※に向けたCO₂算定技術の実用化や、藻場保全活動の拡大に向けたウニの効率的な除去方法の検証に取り組み、ブルーカーボンの創出を推進していきます。

※海藻が吸収したCO₂の量を算定し、売買取引の対象とすること。

②快適な生活環境の形成

●大気

大気汚染防止対策を進める上で大気の状態を把握する必要があるため、県内18市町の55か所の常時監視測定局において測定を行っています（令和8年3月末現在）。

二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、令和6年度に測定を行ったすべての常時監視測定局で環境基準※を達成しています。

光化学オキシダントについては、全国と同様、本県においても環境基準を達成できない状態が続いています。また、高濃度の光化学オキシダント発生に伴う「光化学オキシ

2.3 快適な環境の維持、保全

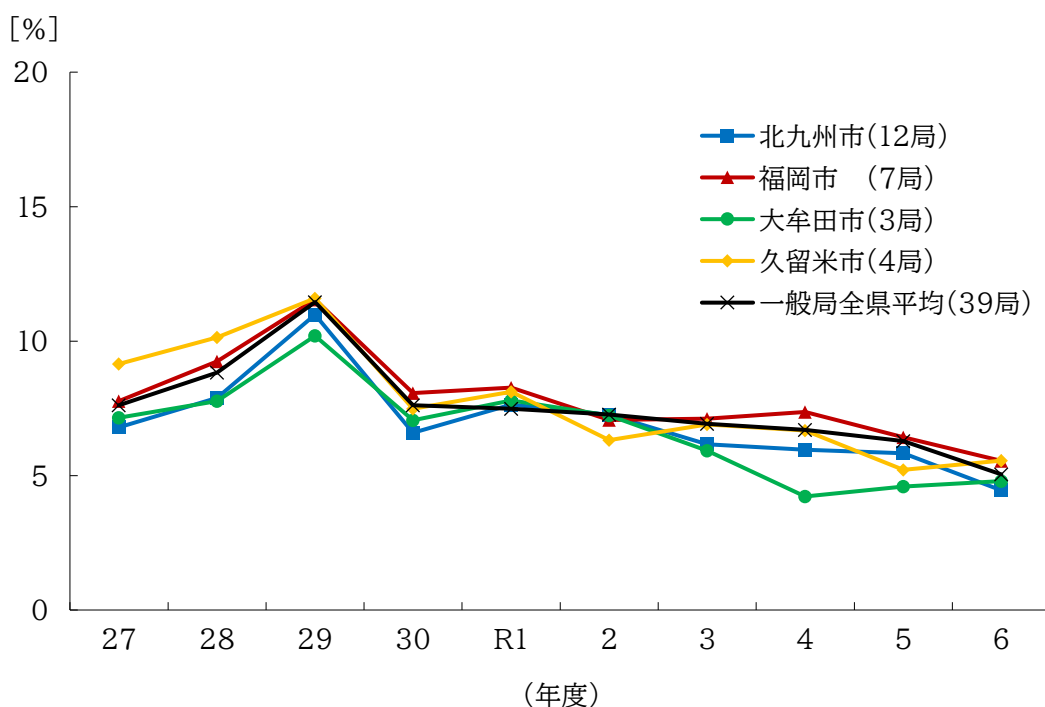
ダント注意報」を、直近では令和元年5月に2日間発令しました（令和8年6月30日現在）。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成26年度まで環境基準を達成できない状態が続いていましたが、近年は改善傾向にあり、令和3年度以降は測定を行ったすべての常時測定局で環境基準を達成しています。また、高濃度の微小粒子状物質（PM_{2.5}）発生に伴う注意喚起を、直近では令和3年3月に1回発出しました（令和8年6月30日現在）。

なお、これまでの観測結果等から、高濃度の光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）が発生する要因として、大陸から移流してきた汚染物質の影響を受けている場合が多いと推定されています。

※ 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。
大気では、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質及びダイオキシン類等に環境基準が設けられています。

光化学オキシダントの経年変化（一般環境大気測定局）
～昼間0.06ppm（環境基準）を越えた時間数割合～



（注）過去10年間、継続測定している局の年平均値

資料：県水・大気環境課

●水質

県内の河川、海及び湖沼の水質の状況を把握するため、毎年度、水質測定計画を定めて、水質調査を実施しています。また、「水質汚濁防止法」に基づく工場や事業場の排

2 3 快適な環境の維持、保全

水規制、生活排水対策の推進、海水浴場の水質調査等を行っています。これらの施策により、環境基準※¹のうち人の健康の保護に関する項目については近年概ね達成されているほか、生活環境保全に関する項目で水質汚濁の代表的指標である BOD※²や COD※³の値についても徐々に改善しており、近年の達成率は 70%から 80%台で推移しています。

「環境基本法」に基づき新たに設定された水生生物の保全に関する環境基準項目については、平成 26 年度から調査を開始し、水域ごとに順次当該基準の種類の当てはめを行い、令和 2 年度に全ての水域で種類の当てはめが終了しました。

※1 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。人の健康に係る項目としてカドミウムや鉛等の 27 項目、生活環境保全に係る項目として BOD や COD 等 13 項目が設けられています。

※2 BOD：水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことで、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示しています。

※3 COD：水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費する酸素量のことで、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示しています。

●土壌

「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質を使用する特定施設の廃止や一定規模以上の土地の形質の変更などの機会を捉えて土地の汚染状況を調査するよう、土地所有者等に指導を行っています。土地の汚染状況を調査した結果、特定有害物質が濃度基準に適合しない場合には、適切な対策を行うよう指導をしています。

●污水处理施設の整備推進

衛生的で快適な生活環境の形成や公共用水域の水質保全のために、地域の特性に応じて下水道や浄化槽等の污水处理施設の整備を促進するとともに、持続可能な事業運営のため、污水处理施設の広域化・共同化の取組を推進します。

農業集落排水施設は、農村集落周辺の生活環境の向上と、公共用水域の水質保全とともに、農村周辺の豊かな自然環境を維持することなどを目的に実施していきます。

●水道の広域化の取組推進

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給するため、水道の基盤強化が期待される広域化について、令和 4 年度に策定した「福岡県水道広域化推進プラン」に基づき、経営統合や施設の共同化、事務の広域的処理など、市町村等と連携し多様な水道の広域化に向けた取組を推進します。

●都市公園事業の推進

都市公園の整備・利活用を推進し、地域住民の多様な余暇活動や健康増進を支える場を充実させ、快適な生活環境の創出を図ります。

●都市計画制度の適切な運用

23 快適な環境の維持、保全

都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力ある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で安心して暮らしていくことができる都市計画を進めるため、関係部局間での調整や市町村に対する助言を行っていきます。

●公営住宅等の長寿命化

「県営住宅個別施設計画」に基づき、老朽化した公営住宅等の更新等を促進することにより住環境の向上を図ります。

③美しいまちづくりの推進

●個性豊かな美しいまちづくりの推進

本県は、本当の豊かさを実感でき、次の世代に継承することができるまちづくりを目指して「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、美しいまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

これまでに本県では、「矢部川流域景観計画」「筑後川流域景観計画」「京築広域景観計画」の3つの広域景観計画を策定しており、計画に基づいた届出制度を運用することで、広域的な観点からの良好な景観形成に努めています。

また、県民の方々に県内の美しいまちづくりに関心を持ってもらうため、美しいまちづくりに関する絵画や写真、建築物への表彰制度を実施しており、例年、まちづくり団体や学生による取組の発表や景観に関する体験イベント、表彰式などを行う景観大会も実施しています。

まちの景観を構成する屋外広告物を優良なものへ誘導するため、屋外広告物の保全・創出を図る取組や、屋外広告物に関する事業者、広告主、県民の意識向上を図る取組を実施しています。

市町村や県民によるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり専門家」の派遣事業も実施しています。

さらに、県の公共施設を美装化する景観整備事業を県内各地で実施し、公共施設等の整備によって住民に永く愛される景観形成を図っています。

今後も、本県では市町村や県民の方々と連携して、美しいまちづくりの実現へ向けて取り組んでいきます。

●花による美しいまちづくりの推進

広域的な美しい景観の形成に加え、日常の社会活動から見える身近な部分の彩りにも着目し、令和6年度から「花による美しいまちづくり」の取組を推進しています。

市町村が整備する花壇への助成制度などの活用促進、「花による美しいまちづくりのコーディネーター」による講演会やセミナーの開催、県庁舎や県営公園などの公共施設へのフラワーボックスや花壇整備等の取組により、地域の景観向上、地域コミュニティの活性化及び県産花きの消費拡大を目指すとともに、美しいまちづくりを推進していきます。

23 快適な環境の維持、保全

④動物愛護の推進

●動物愛護を推進するための施策

地域猫活動の普及、マイクロチップ（個体識別のための固有番号が記録された電子標識器具）等による所有者明示の推進、犬猫の譲渡の促進等により致死処分ゼロを目指し、動物の適正飼養に関する県民の意識向上を図ります。

(1) 学力、体力の向上

- ・ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和7年度)において、小学校国語、理科及び中学校国語の平均正答数は全国平均以上であり、全体としても全国平均水準を維持しており、児童生徒の確かな学力が育成されています。
- ・ 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- ・ 「青少年の意識・ニーズに関する調査」(令和5年度)では、海外留学や海外で仕事をする意向があるのは、小・中学生で2割台半ば、高校生で3割台であり、海外留学や海外で仕事をしたいと思わない理由は、小・中・高校生の全てで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。
- ・ 将来、こどもたちがグローバル社会において活躍するために必要な実践的な英語力を身に付けるには、4技能5領域(聞くこと・読むこと・話すこと〔やり取り・発表〕・書くこと)を総合的に育成することが重要です。
- ・ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(令和7年度)における本県の体力合計点平均値は、小学校男子、中学校男子が全国平均を上回り、小学校女子、中学校女子が下回っています。
- ・ こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- ・ メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、こどもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- ・ 栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する生活習慣病等の健康課題が見られ、学ぶ意欲や体力の低下の一因と考えられています。



①学力の向上

確かな学力の育成のため、県・市町村・学校が一体となって、総合的な学力向上の取組を推進しています。(詳細はⅢ1(1)①に記載)

また、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進める「地域学校協働活動事業」を実施し、地域と一体となってこどもの成長と学校を支える体制整備を図っています。

②外国語能力の向上

グローバル人材に必要とされる英語の4技能5領域(聞く、読む、話す(やり取り)、話す(発表)、書く)の向上と、主体性、積極性の育成のため、児童生徒の英語力の向上

24 教育の充実

と、教員の英語力・指導力の向上の両面から取組を進めます。(詳細はⅢ1(3)②に記載)

③体力の向上

本県のこどもの体力については新型コロナウイルス感染症の影響による低下状況からの回復傾向がみられるものの、引き続き、こどもが運動やスポーツに親しむ機会の減少や、運動時間の減少に伴う体力低下が懸念されています。

このため、「スポコン広場」の開催や体力アップシートの配布、体力向上プランに位置付けた「1校1取組」運動を推進するとともに、中・高等学校及び特別支援学校における運動部活動への部活動指導員の派遣など、体力向上に向けた総合的な取組を行っています。

④健康教育の推進

近年、こどもの健康課題が、多様化・複雑化しており、メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等を抱えるこどもが増加しています。

このため、こどもの性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るため、専門医（産婦人科医・精神科医）による性と心の健康相談事業を実施します。

また、こどもが生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるために、「ワンヘルス」に関する教育啓発のためのリーフレットをリニューアルしました。

がん教育については、県立学校及び市町村立学校（政令市を除く。）を対象に、医療関係者やがん経験者などの外部講師を派遣する事業を実施するとともに、教職員を対象としたがん教育指導者研修会を実施します。

食育については、研究指定校等における朝食摂取率の改善に効果が認められた取組を、研修会やホームページ等を活用して県内各学校に周知します。

また、こどもが自分の朝食について、振り返ることができる「朝食いきいきシート」を作成・配布し、望ましい生活習慣の定着を推進します。

(2) 豊かな心の育成

(道徳教育、人権教育の推進)

- ・ 「福岡県民ニーズ調査」(令和7年度)によると、教育分野では、道徳、人権など、児童生徒の心を豊かにするための教育へのニーズが最も高くなっています。
- ・ 規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- ・ 人権に対する認識は高まっていますが、依然として、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、社会生活の様々な場面において存在しています。

(実体験を重視した教育の推進)

- ・ 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、こどもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、こどもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

(幼児教育の充実)

- ・ 幼児期は、基本的な生活習慣を獲得するとともに、自尊感情やコミュニケーション能力、他者への信頼感等を育み、社会性の基礎をつくる重要な時期であり、こどものその後の成長に大きく影響を与えることから、質の高い幼児教育の充実を図る必要があります。

(読書活動の充実)

- ・ 読書活動は、言葉を学び、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高めるとともに、多くの知識を得て多様な文化を理解することができるようになる等、こどもの成長に欠かせないものであるため、より一層の推進が必要です。

(いじめや不登校等への対応)

- ・ 本県における小学校・中学校・高等学校のいじめの認知件数や不登校のこどもの数は増加傾向にあり、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応が必要です。

(少年の非行防止と健全育成)

- ・ 少年非行には、少年の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下等様々な背景があります。
- ・ 本県における少年の非行情勢は、刑法犯少年の検挙補導人員及び非行者率ともに、戦後最少であった令和3年から4年連続で増加しており、全国的に見ても高水準で推移する等深刻な状況です。

(インターネット適正利用の推進)

- ・ インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守ることが必要です。

24 教育の充実

- ・ スマートフォン等の普及に伴い、SNS 等が介在したいじめの増加や性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。

(学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実)

- ・ 家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきたしつけ、基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、社会性の習得等の教育機能が低下してきています。また、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。



①道徳教育、人権教育の推進

未来を担う児童生徒の豊かな心の育成のために、小・中学校においては、地域の道徳教育推進の中核となる教員を育成する道徳教育地域指導者研修を実施するとともに、各学校における「道徳教育実践ハンドブック vol.2」の活用を推進しています。(詳細はⅢ 1 (1)②に記載)

また、自他の人権を守ろうとする実践力を持ったこどもを育成するため、学校教育においては、指導資料や人権教育学習教材の活用を推進しています。

さらに、人権教育を通して培われた知識や様々な技能、態度をもとに、課題を自ら発見し、他者と協力しながら学びを深め、論理的に思考・判断し、人権問題の解決に向けて主体的に行動していく総合的な課題解決能力を育成するための研修プログラムを実施します。

加えて、教職員への効果的な研修や研究事業を実施し、教職員自身の人権意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成に努めています。

社会教育においては、人権教育・啓発に関わる担当者の研修や地域の指導者の養成、啓発資料の作成・提供等を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう努めています。

②実体験を重視した教育の推進

こどもの主体性や協調性を育むため、「地域学校協働活動事業」等において放課後等におけるこどもの体験活動を実施します。(詳細はⅢ 1 (1) ②に記載)

③幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園等の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等と小学校の

24 教育の充実

合同研修の実施促進などの啓発を行います。

また、保護者等からの家庭教育・子育て全般の相談に応じる電話相談「親・おや電話」及びメール相談を実施します。

さらに、子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」を開催します。

④読書活動の充実

「読書好きを育む環境づくり応援事業」を実施し、乳幼児、小・中学生、保護者・地域住民・読書関係者を対象に、発達段階に応じた読書好きを育む取組を体系的・継続的に実施できるように支援しています。

また、多くの人が集まる商業施設等や読書活動に触れる機会が少ない場等で、読書が好きになるきっかけづくりや読書への興味関心が広がる取組を企業や関係団体等と連携しながら実施します。

さらに、市町村における読書活動の取組の実践発表、参加者同士の意見交流など、地域で読書活動に関わる関係者の情報交換、活動の活性化を図る実践交流会を各教育事務所で実施します。

⑤いじめや不登校等への対応

いじめ問題対策については、未然防止、早期発見・早期対応や、きめ細かな取組を強化するため、文部科学省作成の「生徒指導提要」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を基に、令和7年に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂しました。

また、各学校におけるいじめ問題対策の実効性を高めるため、令和3年に「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」を策定しました。この中では、いじめ防止対策推進法に示された、「いじめの重大事態への対処」についても具体的に記載しています。

なお、平成28年度から、「学校生活・環境多面調査」の活用を推進し、いじめの未然防止や迅速かつ適切な早期対応に取り組んでいます。

不登校対策については、小・中学校では、不登校の児童生徒と最も信頼関係が深い教師を中心にチームで支援する、「チームサポート方式」での対応、小学校で作成した「チームサポート方式に係る支援計画（個票）」を中学校に引き継ぐことなどにより、校種間での連携を深め、こどもの成長過程を見ながら継続的に一貫した支援を行っています。

また、全ての教師や保護者が共通実践できる取組を整理した「福岡アクション3」、「保護者のアクション3」の全学校や家庭での推進、不登校予防診断チェックリストの全小・中学校への配布及び活用の推進をしています。加えて、令和5年度から不登校児童生徒の保護者に対して「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」を作成・配布し、当該児童生

24 教育の充実

徒が社会的に自立できるための支援を行っています。これらの取組は、本県独自の取組として、継続して行っています。

また、「生徒指導提要」や「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」、文部科学省通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」等を踏まえ、令和3年に策定した「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を令和8年2月改訂し、様々な要因により学びのアクセスができない児童生徒をゼロにすることを目指しているところです。

令和4年度から十分な個別支援を受けられていない不登校児童生徒に対し、学生ボランティアを活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を行っています。令和6年度から「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を実施し、小学校へ不登校児童支援員を配置することで早期に対策を行う取組を行っています。

さらに、貧困をはじめとするこどもの生活環境を改善するため、全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置を目指すなど、専門スタッフの配置拡充により、学校の生徒指導及び教育相談体制を強化する「児童生徒を取り巻く生活環境改善事業」を平成30年度から実施しています。

これまでに、いじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーを全小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校に配置するとともに、スクールカウンセラー・スーパーバイザーを全教育事務所へ配置し、教育相談体制の強化を図っています。

また、県立学校のいじめの重大事態化を防止するため、弁護士・警察官OB・医師等の外部専門家による学校支援体制の強化を図っています。

さらに、県立高等学校では、13校に訪問相談員を配置するとともに、令和7年度に学びの多様化学校として新設された小郡高校みらい創造コース及び県内4地区の定時制単位制課程高等学校を含めた13校にスクールソーシャルワーカーを重点的に配置しています。

こうした取組を通じて、福祉関係機関との連携を積極的に図るなど、学校だけでは対応困難な不登校生徒宅への訪問や働きかけを通して、生徒を取り巻く環境等の改善を図っています。また、不登校生徒が県立高等学校に進学しやすい環境を整備するため、博多青松高等学校の通信制課程において協力校3校（ひびき高等学校、大牟田北高等学校、西田川高等学校）でのスクーリング（面接指導）を実施しています。

県立特別支援学校では、全校にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整え、教育相談機能の充実及び関係機関との連携強化に努めています。

また、心に不安や悩みをもつ児童生徒及び子育てに悩みを抱える保護者に対しては、「子どもホットライン24」により、24時間体制での相談対応を行うとともに、メールによる相談対応も行っています。

さらに、令和3年度から「福岡県 SNS を活用した教育相談体制整備事業」を実施し、

24 教育の充実

様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS を活用した相談体制の構築を図り、問題の深刻化を未然に防止する観点から、相談窓口の充実に取り組んでいます。

福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」においては、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者に対する専門的な相談・情報発信等の支援を行っています。

豊かな自然の中で自分のペースでのびのびと過ごせる場所を整備し、社会的自立を支援するために社会教育施設において不登校児童生徒の居場所づくりに取り組みます。

また、地域住民等との協力による「地域学校協働活動事業」を活用し、不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる地域での居場所（サポートスポット）をつくり、学習や体験活動等を通じて社会的自立心を育むとともに、保護者を支える地域の仕組みづくりに取り組みます。

そのほか、不登校児童生徒の受け皿となっている非営利法人が設置するフリースクールの活動を支援しています。

⑥少年の非行防止と健全育成

児童生徒の規範意識を育成するため、発達段階や校種に応じて「望ましい行動の促進」、「インターネットの適正利用」や「非行防止」等をテーマとした学習会を実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を実施しています。保護者も児童生徒とともに規範意識について学ぶことで、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、学校と家庭が連携した児童生徒の規範意識の育成を推進しています。

また、非行等の問題を抱える少年の非行防止、自尊感情や社会的スキルの向上のための体験活動、生活基盤を安定させるための寄り添い型の就労支援や就労時の身元保証事業等を実施します。

県警察では、非行等の問題を抱える少年に対する電話連絡、面接等を通じた立ち直り支援活動や学校、地域住民、ボランティア、市町村等と連携した街頭補導活動等を行い、少年を見守る社会気運を醸成しています。

また、学校と警察のパイプ役としてスクールサポーターを全警察署（博多臨港署及び福岡空港署を除く。）に1人配置し、学校訪問を通じて非行問題等に対するアドバイス、安全対策の支援、いじめ問題への対応等、児童生徒の非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を推進しています。

⑦インターネット適正利用の推進

青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、ネット問題に詳しい専門家、通信事業者、教育機関、PTA 及び行政等で構成する「福岡県青少年の安心・安全なインターネット利用推進連絡会議」において、施策の検討や課題の共有等を実施します。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりのため、「福岡県青少

24 教育の充実

年健全育成条例」に基づき、県民に対し、フィルタリングの重要性について啓発を行います。

「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」においては、学習会のテーマの1つに「インターネットの適正利用」を設定し、保護者とともにインターネットの適正利用について考える場を設定しています。また、教員研修や研究推進によって教員の情報モラル指導力の向上を図ります。

学校の教育活動においては、規範意識育成学習等を通じ、スマートフォン等の取扱いに関する指導や情報モラル教育を行い、犯罪被害防止と安全な利活用を促進しています。家庭や地域においては、スマートフォン等利用に関するルールづくりや、スマートフォン等を通じた有害情報の危険性、フィルタリングの利用促進等の対応策について周知を図っています。

県警察では、児童買春を始めとする少年の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿して、犯罪被害から少年を守るための活動を行っています。

⑧学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実

未来を担うこどもたちの豊かな学びや成長を支えるために、これからの学校は、「地域とともにある学校」として地域と学校がパートナーとして連携・協働することが求められています。学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となってこどもたちを育むために、保護者や地域住民等の参画を得ながら学校運営や特色ある学校づくりを行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の取組を支援しています。

また、地域人材の協力による学校支援活動全体において、多様な地域資源の活用により特色ある教育活動の展開や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全・安心な放課後の居場所づくりを進め、教員の働き方改革を推進し、教員がこどもと向き合う時間の確保とともに教育活動の充実に資する体制整備を図っています。

さらに、家庭の教育力向上と家庭での生活習慣づくりを推進するため、学校、家庭、地域と連携・協働し、家庭教育支援に関わる人材育成等の取組の充実を推進します。

また、県民の教育への関心と理解を一層深めるとともに、次代を担うこどもの育成を期し、学校、家庭、地域社会が連携して教育の充実と発展を図ることを目的に、令和2年2月に「福岡県の教育月間を定める規程」を制定しました。毎年11月をふくおか教育月間とし、教育をテーマとした記念行事を開催しています。

(3) 個性や能力を伸ばす教育の推進

- ・ グローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・DXの進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要となります。
- ・ 集団的な遊びや自発的、能動的な体験活動を通して、こどものコミュニケーション能力の育成や自主性、心の回復力、チャレンジ精神、他者への思いやり等を養うことが必要です。
- ・ 本県における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍するこどもの数や通級による指導を受けているこどもの数も増加傾向にあります。
- ・ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのあるこどもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
- ・ 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい勤労観・職業観や基礎的・汎用的な能力を身に付けるとともに、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが必要です。
- ・ 本県の新規学卒者の就職率は高い状況にありますが、卒業後の早期離職者を防止する必要があります。



①こども本位の指導の推進

小・中学校において、こどもが自律的に成長するための原動力となる非認知的能力（学びを調整する力、粘り強く挑む力、自己有用感、自己効力感、協働する力等）を育成するため、鍛えて、ほめて、こどもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた具体的実践を県内に広く普及しています。（詳細はⅢ 1（1）③に記載）

②遊びや体験、自発的、能動的な体験活動の充実

こどもたち同士による外遊びや年齢の異なる仲間・地域の大人との交流、多様な生活体験・社会体験・自然体験等の取組を推進します。

③特別支援教育の推進

特別支援学校、特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒等の数は増加傾向が続いています。また、障がいの重度・重複化や多様化が進む中で、知的発達遅滞のない発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への対応も求められています。（詳細はⅢ 1（1）③に記載）

24 教育の充実

④キャリア教育・職業教育の推進

児童生徒が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、目的意識を持って進路を主体的に選択できるよう、学校教育だけでなく、地域の企業・経済団体等と連携して、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるキャリア教育・各地域のニーズに応じた職業教育を充実させることが重要になっています。（詳細はⅢ1（1）③に記載）

(4) 教育環境づくり

- ・ デジタル化の急速な進展、児童生徒・学生の興味・関心や進路希望等の多様化等に伴い、様々な教育ニーズに対応する必要があります。
- ・ 国際化の進展に伴い外国人のこどもや帰国児童生徒が増加していることから、日本語指導、適応支援等個々の状況に応じた支援を推進する必要があります。
- ・ 少子化の進行に伴い大学間競争が激化するなか、県が設立している三公立大学法人が地（知）の拠点として、社会から高く評価されるためには、各大学の個性・特色を明確にし、魅力ある大学をつくることが求められます。
- ・ 全てのこどもが等しく学校教育の ICT 化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。
- ・ 全国で登下校中のこどもが交通事故や不審者等による事件の被害者となる事態が発生しているほか、大雨、台風、地震等、災害の発生が増加しており、こどもの安全確保が課題となっています。
- ・ 学校施設、社会教育施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。
- ・ 本県は、全国と比較して就学援助や高校生等奨学給付金の受給割合が高く、厳しい就学環境の中で学習するこどもたちへの支援が求められています。
- ・ ICT を活用した教育や実践的な英語教育等を推進するため、教員の指導力向上が求められています。
- ・ 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。
- ・ 学校の抱える課題が複雑化・多様化し、その役割が拡大する中、授業改善や教育活動の一層の充実が求められており、教員の長時間勤務が課題となっています。



①今日的な教育ニーズへの対応

学習の基盤となる資質

小・中学校においては、カリキュラム・マネジメントに基づいた情報活用能力向上のための実践的な研究の支援を行い、成果や実践事例を普及します。

高等学校においては、これまでの事業成果であるプログラミングの学習モデルを実践するとともに、情報担当教員の研修の充実を図ります。

また、「情報Ⅰ」の実習の中で、プログラミングを活用して、生活における諸問題の解決を生徒に考えさせる学習活動ができるマイコンボードを整備することで、「情報Ⅰ」への興味・関心を高め、学習意欲の向上を図ります。さらに、情報技術を活用した課題解決

24 教育の充実

のために、身の回りにある情報を再構成する力やプログラミング的思考力を育成します。

帰国・外国人児童生徒等への日本語指導の指導力向上を図るため、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の日本語指導担当教員や市町村教育委員会の担当職員を対象とした研修の実施や、組織的な日本語指導の支援体制整備を目的とした運営協議会の実施及び日本語指導アドバイザーの派遣を行っています。また、県立高等学校において、日本語指導者及び学校生活サポーターの配置、通訳ソフトの配布を行い、日本語指導が必要な生徒への支援を行います。

県立高等学校では、社会の変化や生徒の学習ニーズの多様化に対応するため、特色ある学科・コースを地域的なバランスを図りながら配置するなど、高等学校の特色化・活性化を図っています。

また、特色ある学科・コースにおける教育活動の状況を中学生や保護者等に紹介するとともに、高等学校教育に対する理解を促進し、中学生の進路決定の一助とすることを目的に、中学生を対象とした進路相談事業や高等学校体験入学等を実施しています。

地域の経済社会の発展を支える産業イノベーション人材を育成するため、拠点校において先行的に高校教育改革を推進し、その成果等を県内高等学校へ普及する取組に着手します。

県が設立している三公立大学法人において、特色ある人づくりに主眼を置いた中期目標のもと、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成するとともに、地域貢献活動の充実に取り組んでいます。

九州歯科大学は、歯学部を設置する唯一の公立大学として、高度な専門性を持った歯科医療人を育成するとともに、県民の健康づくりに寄与する研究も展開しています。

福岡女子大学は、平成23年に開設した「国際文理学部」において、国際的な学習環境や体験的学習を充実させ、次代の女性リーダーを育成するとともに、社会人女性に対する教育等も推進しています。

福岡県立大学は、地域に根ざし、地域とともに発展する大学として、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与する人材を育成するとともに、地域社会のニーズを踏まえた諸活動を推進しています。

②私立学校教育の充実

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、独自の校風や教育理念のもと特色ある教育を展開し、資金の調達をはじめとして自らの責任において学校運営を行っており、私立学校の教育活動によって本県の教育の多様さが確保され、教育の活性化につながっています。

また、幼稚園で約98%、高等学校で約40%の幼児・生徒が私立学校に通うなど、私立学校は本県の学校教育において大きな役割を担っています。そのため、私立学校における教育条件の維持向上と保護者の教育費負担の軽減を図り、学校経営の健全性を確保する

24 教育の充実

等、私学振興を図る必要があります。

本県では、幼稚園から小・中・高等学校、専修・各種学校に至る私立学校に対し、経常費助成を中心とする各種補助や施設整備補助金等の助成事業を行っています。併せて、私立学校が行う教育改革及び教育環境の改善について、情報の提供や助言を行うなどの支援を行っています。

③学校教育の情報化

県立学校では、タブレット型パソコンや大型提示装置など学校の ICT 環境を整備しています。また、こどもが日常的に ICT を活用するために必要な技術支援体制として、ICT 支援員を全県立学校に派遣しています。

ICT を活用した取組として、県立高等学校の生徒が学校の枠を越えて、指導力の高い教員の講習をオンラインで受けたり、アーカイブ動画で自身の進路や興味・関心に応じて学習できたりする環境を構築します。また、他校生徒と協働した学習活動など、多彩な学習機会を提供するとともに、生徒の学習データを蓄積・分析するデジタル採点分析システムを活用し、個々の生徒に合わせた指導や授業の改善を実施します。

さらに、情報、数学、理科等の教育や、ICT を活用した文理横断的な学びを強化する学校に必要な環境を整備します。

特別支援学校においては、訪問教育を受けている児童生徒や病気療養中の児童生徒の交流又は学習機会の確保・充実を図るため、分身ロボット等を活用するとともに、障がいの状態や特性に応じた各教科等の指導の充実を図るためデジタル教科書等の普及を進めています。

また、義務教育段階の公立学校においては、1人1台端末の着実な更新を実施します。
(詳細はⅢ1(1)④に記載)

私立学校に対しては、4年度に創設した1人1台端末の整備にかかる補助制度で、学校が整備する経費を助成することにより、ICT 環境の整備や活用が進むよう支援します。

④こどもの安全確保

大学教授や安全教育3領域(生活安全・交通安全・災害安全)の専門家及び教育関係者等で組織した福岡県学校安全推進委員会を設置し、実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策等について協議します。

また、安全教育充実のため、モデル地域、実践校を指定し、地域や学校の実態に応じた安全教育の指導方法や教育手法の実践的な研究を行い、その結果を県内の学校に周知し、共有化を図っています。

さらに、県立学校に対しては安全教育アドバイザーを実践校へ派遣し、危機管理マニュアルや避難訓練の実施について、指導・助言を行っています。

24 教育の充実

⑤学校施設、社会教育施設の整備・充実

県立学校については、「福岡県公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」（平成30年3月）に基づき、改築や改修などの老朽化対策を計画的に実施しています。市町村には、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供しています。

また、生徒の健康を守り、災害時における避難所環境の改善を図るため、県立高校の体育館等へエアコンを設置しています。

さらに、教育環境の改善を図るため、県立高校、特別支援学校のトイレに温水洗浄便座を設置しています。

社会教育施設については、利用者が施設を安心して利用できるよう、計画的に補修・修繕を行い、老朽化対策を行います。

⑥厳しい教育環境にあるこどもへの支援

家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、高校生等を対象に高等学校等就学支援金を支給します。

また、高校生等が安心して教育を受けられるように、非課税～年収目安490万円の世帯や生活保護受給世帯の高校生等を対象に返還の必要がない高校生等奨学給付金（専攻科の生徒については、非課税～年収目安380万円の世帯、扶養する子が3人以上であれば、年収目安380万円～年収目安600万円の世帯まで対象となります。）を支給します。

さらに、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、奨学金及び入学支度金を貸与します。

これらの制度について、全ての対象者が利用できるよう、制度の周知徹底を図るため、中学校3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシを配布し、中学生進路相談事業やホームページによる周知を行っています。

また、貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するため、学校に教員以外の専門スタッフ（スクールソーシャルワーカーや生徒指導支援スタッフ）を配置・派遣します。特に全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実を図ります。

私立学校に対しては、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の助成により、学ぶ意欲のあるこどもが経済的理由で修学を断念することがないように支援しています。

⑦教員の指導力・学校の組織力の向上

福岡県教員育成指標をもとに、全ての教員が効果的かつ計画的な研修を受けられるよう、若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのキャリアステージに応じた基本研修、今日的課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修など、教員の資質・能

24 教育の充実

力の向上に資する研修を実施します。(詳細はⅢ1(1)④に記載)

また、教職員の ICT の利活用をサポートする ICT 支援員を全県立学校に派遣しています。

特別支援学校においては、福岡県教員育成指標を踏まえた特別支援教育に係る研修を実施し、特別支援教育を牽引する核となる人材の育成を推進しています。

また、それぞれの障がい種別の専門性の維持向上や学校経営に参画できるミドルリーダーの育成に取り組んでいます。

「教育職員の働き方改革取組指針(福岡県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)」(平成30年3月策定(令和8年3月改定))に基づき、教育職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを感じながら働くこと及び「教育職員がこどもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることができるよう、教育職員の意識改革や学校現場における業務改善、ICTの活用による校務の効率化等、教育職員の働き方改革を進めています。

県立学校においては、生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに学校の様々な情報を教員間で共有する学校用グループウェアを普及・推進するとともに、デジタル採点分析システムを活用し、業務の効率化と指導の充実に取り組みます。

県立高等学校入学者選抜の出願手続を Web 上で行うシステムを活用し、志願者や保護者等の利便性の向上や教職員の業務の効率化を図ります。

また、より専門的な技術指導を行う体制の整備及び教職員の負担軽減のため、中・高等学校及び特別支援学校等の運動部活動に部活動指導員を配置するほか、運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会を実施します。

教員採用試験では、大学3年生チャレンジ特別選考や大学等推薦特別選考、教育免許を有していない社会人経験者特例の導入、併願受験の対象者拡大を行うなどの工夫改善を図っています。

また、大学等と連携し、学生等を対象とした「教員養成セミナー」や教職の魅力等を伝える出前講座を実施するなど、質の高い教員の確保に努めています。(詳細はⅢ1(1)④に記載)

県立学校においては、ICTの効果的な活用等による「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現する授業改善を進めます。

(1) 出会い・結婚応援の推進

- ・ 本県の平均初婚年齢は、昭和 45 年からの約 50 年間で男性では 3.9 歳、女性では 5.2 歳上昇しています。また、平成 2 年までは、男女ともに 1 桁台であった 50 歳時未婚率は、令和 2 年時点で男性では 26.7%、女性では 19.7%にまで上昇しています。
- ・ 一方で、「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」では、「できるだけ早く結婚したい」「いずれ結婚したい」が 46.3%にのぼり、「一生結婚するつもりはない」という回答は 16.5%という結果が出ています。独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が約 5 割で一番多い回答となっています。
- ・ 未婚化や晩婚化の要因としては、若者の不安定な雇用、結婚観やライフスタイルの変化、出会いの機会の減少等、複合的なものが考えられます。
- ・ 結婚は個人の意思に基づくものですが、誰もが住み慣れたところで働き、安心してこどもを産み育てられるようにするためには、きめ細かな就職支援を行い、若者の経済的自立を促進するとともに、県内各地域において出会いの機会の提供や結婚したい人を応援する気運の醸成等に取り組むことが重要です。



①多様な出会いの場の提供

出会いの場の提供など、結婚のきっかけづくりに取り組む「出会い応援団体」の登録拡大を進めるとともに、ふく♡こい LINE 公式アカウント・メールマガジン「あかい糸める」等で「出会い応援団体」がボランティアで開催する出会いイベントの情報発信を行っています。

また、「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、職場や業種の枠を超えた出会いの場の創出にも取り組むなど、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場の提供を推進するとともに、複数の市町村等と連携し、地域の特性や資源を活かした当該地域の魅力を発信する広域的な出会いイベントを開催しています。

さらに、令和 5 年度から、出会い応援団体の独身者が交流できる会員制コミュニティサイト「ふく♡こいコミュニティ」を開設し、AI を活用した出会いイベントを開催しています。

加えて、7 年度から、趣味等をテーマとしたフリートーク交流会「福岡ふらっとカフェ」を県内 4 地域において開催し、若者が気軽に興味を持って参加できる出会いの場を提供しています。

②出会いから結婚へつなげるための支援

中高生が、こどもを産み育て、家族を持つことをイメージできるよう、「乳幼児ふれあ

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

い体験」に取り組む学校と保育所・幼稚園等のマッチングを支援します。

また、若者の結婚や家族形成に対する意識醸成の強化を図るため、教育現場と連携し、学生を対象としたライフプラン教育を推進します。さらに、将来、結婚したいとの希望を持つ、若い世代を対象に、ライフプランを具体的に描き、実践していくためのセミナーを開催し、出会い・結婚に向けた行動を後押しします。

なお、独身者に対しては、コミュニケーションスキルアップやマナーアップなど、出会いイベントや交際の発展等に役立つセミナーを実施しています。

(2) 妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実

- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。
- ・ 出産年齢の上昇等により、リスクの高い妊婦が増加しており、安心して出産できる医療体制の整備が必要となっています。また、分娩を取り扱う医療機関等が減少する中で、リスクの低い妊婦が高度医療機関を利用すること等により、高度医療や急性期医療の確保に支障が生じることが懸念されています。
- ・ 安心して妊娠・出産をするためには、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や気軽に相談ができる体制、早期に支援が必要な妊産婦を把握し支援を行う体制が必要であるとともに、不妊や不育症に悩む人への精神的、経済的負担の軽減も求められています。
- ・ 小児・AYA 世代（思春期・若年成人の世代）発症のがん患者等のための生殖補助医療を用いた妊孕性温存治療は、高額であり経済的な負担となっています。
- ・ 小児科医の不足や地域偏在等により、小児救急医療体制の確保が困難になる地域が生じることが懸念されています。



① 周産期医療体制の確保

安心してこどもを生み育てられる環境を整備するため、周産期（妊娠満 22 週から出生後 7 日未満の期間）医療の充実を進めています。

切迫早産や多胎妊娠などリスクの高い妊産婦や新生児に対応するため、7 か所の総合周産期母子医療センターと 5 か所の地域周産期母子医療センターを中心に、24 時間高度で専門的な医療を提供できる体制の整備に努めています。

また、福岡地域に、「母体搬送コーディネーター」を設置し、周産期母子医療センター及び協力病院でのスマートフォンによる受入可否情報共有化や、医療施設間の母体搬送調整を行うなど、円滑な搬送体制構築を進めています。

② 母子保健の充実

少子化や高齢化の進行、核家族化、女性の社会進出など母子をとりまく環境が大きく変化する中、市町村において児童福祉と母子保健の機能を一体的に有する相談機関「こども家庭センター」を適正かつ円滑に運営できるよう支援を行うとともに、市町村の産後ケア事業等を支援することにより、産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を推進しています。

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

令和6年度から、市町村が行う産後ケア事業の利用者負担を軽減するため、県独自の補助金を創設し、産後ケア事業の利用促進を図っています。

妊婦健診や出産、産婦健診、不妊治療等のために遠距離の産科医療機関等に通院する必要がある妊産婦等の経済的負担を軽減するため、交通費や宿泊費の助成を行っています。

また、「福岡県プレコンセプションケアセンター」を設置し、電話・面談等により性やからだの悩みに関して相談に応じると共に、出前講座やオンライン漫画の配信などプレコンセプションケアに関する情報発信を行っています。

妊娠・子育て・思春期の様々な悩みや不安に対して、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ることができるよう体制の整備を行うとともに、SNSを活用し、若年者に対する性知識の普及啓発も行っています。

また、市町村、医療機関等関係機関と連携し、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行うとともに、こころに不調を抱える妊産婦へ早期に受診可能な医療機関等を紹介する連携拠点病院を県内4地域に設置し、安心してケアを受けられる体制を整備することにより、乳幼児虐待の未然防止を図ります。

③不妊・不育に悩む人への支援

医療保険適用外の高額な医療費が必要となる不育症の検査・治療や、保険診療による特定不妊治療と併用して先進医療に取り組む夫婦の経済的負担を軽減するため、一部費用の助成を行っています。

また、保健福祉（環境）事務所に不妊・不育と性の相談センターを設置し、不妊や不育症に関する相談、心の悩みに関する相談を行うとともに、不妊治療と仕事の両立に関する啓発に努めています。

このほか、将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等に対し、希望を持ってがん等の治療に取り組むことができるよう妊孕性温存治療費及び温存後生殖補助医療費の助成を行います。

④小児医療の充実

地元の開業小児科医が小児の中核病院に出向いて診療する等、連携による医療提供体制の確保を図るとともに、小児救急医療電話相談事業（#8000）の周知や「福岡県小児救急医療ガイドブック」を活用した医療情報の提供を行います。

また、こどもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図っています。

●5歳児健診を推進

市町村による5歳児健診を推進するため、小児科医が不足する地域に派遣する体制づくりや、健診可能な医師確保のための研修を実施します。

(3) 子育てを応援する社会づくりの推進

- ・ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図る必要があります。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の開始等により、保育ニーズが増大する中、令和元年度まで、主に保育所整備により利用定員増を進め、県全体では申込者数を上回りましたが、市町村ごとの状況に差が生じており、待機児童が発生しています。
- ・ 保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育等の多様な保育サービスの充実へのニーズが高くなっていることから、多様な保育サービスの充実を図るとともに、認定こども園の設置等による質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保、地域の子育て支援の充実を図る必要があります。
- ・ 保育所での障がい児の受入れが近年増加していることや、令和3年9月から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児が在籍する保育所への支援や人材の確保等の措置が求められていることから、障がい児等の保育所における円滑な受入体制の整備を進める必要があります。
- ・ 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるこどもの居場所づくりを進める必要があります。
- ・ 育児・介護休業法の改正を契機として、男性の育児休業取得促進に向けた更なる取組が必要です。
- ・ 本格的な人口減少時代に対応し活力ある地域社会を維持するため、女性の活躍が不可欠なものとなっていますが、県内の子育て応援宣言企業の育児休業取得率は、女性が9割を超えているのに対し、男性は上昇傾向であるものの依然として59.1%と低い水準となっており、男性の育児休業取得促進を図る必要があります。
- ・ 子育て世帯の所得減少等を背景に、子育て世帯が住宅を取得しづらい現状があります。



①幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

保育所等の実態に応じた人員の確保策の検討・提案や短時間保育士の雇用に対する助成等により、待機児童発生市町村や保育士不足の施設に対し重点的な保育士確保に係る支援を行い、早期の待機児童解消を目指します。

就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援しています。

また、福岡県保育士・保育所支援センター（愛称：ほいく福岡）の活用等により増大する保育ニーズに対応する保育士等を確保するとともに、幼児教育・保育従事者に対し、必

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

要な知識や技術力を向上させるための研修実施等、保育人材の育成を進めます。

さらに、保育施設の職場環境改善や魅力的な求人情報掲載等に関する助言を行う専門家を保育所等へ派遣し、保育人材の離職防止や職場復帰を支援します。

●保育所における虐待防止等を強化

保育士や保育施設長を対象とした研修、虐待未然防止に向けた保育所への助言を実施するとともに、虐待発生時にこどもの心のケアを行う専門人材を派遣します。

②多様な保育ニーズへの対応

●地域こども・子育て支援

延長保育、病児保育等の促進、地域子育て支援拠点や一時預かりの普及の促進など、子育て家庭への支援に取り組んでいます。また、子育て世帯が必要な時に病児保育を利用できる環境を整えるため、利用可能な施設の検索等が可能な病児保育支援システムの導入促進を図ります。

さらに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、病児保育を利用する保護者が負担している利用料に対して助成を行うとともに、保育士確保、施設整備及び備品購入の支援を行うことにより、病児保育施設の利用定員拡大を図ります。

●障がい児保育等受入体制支援

市町村が実施する障がい児や医療的ケア児の保育に係る受入体制の構築等を支援します。障がい児や医療的ケア児の受入れを円滑に進めるため、検討部会において受入体制に係る標準モデルを策定するとともに、保育所に勤務する職員等への研修を実施します。

●私立幼稚園における預かり保育等

教育時間終了後や休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園に対し助成することで、長時間の預かり保育を支援し、多様な保育サービスの充実を図ります。

●こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくり推進アドバイザー」を配置し、こどもの居場所の開設希望者・運営事業者からの相談対応を行うとともに、市町村に対し、居場所づくりに係る助言等を行います。

こどもがそれぞれの状況に応じた居場所につながるができるよう、県内のこども食堂やフリースペースなどのこどもの居場所に関する情報を「こどもの居場所マップ」により発信します。

●放課後児童クラブへの支援

市町村が行う放課後児童クラブの整備や運営の支援、放課後児童支援員の認定・養成を行います。

また、放課後児童支援員の確保のため、クラブと支援員とのマッチングを行うとともに、クラブの魅力を紹介する動画を配信します。さらに、クラブが行う児童への支援を

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

強化するため、配慮を必要とする児童への支援方法等を助言するアドバイザーを派遣します。

③地域における子育て支援

●地域における子育てを応援する取組

地域子育て支援拠点等の設置を促進し、地域の子育て応援体制づくりを進めます。

ふくおか・みんなで家族月間キャンペーンの実施や子育て応援パスポートの利用促進等により、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めます。

子育て支援員やふくおか子育てマイスターを養成し、地域における子育て支援の人材育成を進めます。

●母子保健の充実

市町村による妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合相談支援を行うこども家庭センターの効果的な運営を支援する等、母子保健の相談支援体制の充実を図っています。

また、市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業等を支援し、妊産婦の不安の軽減等を図っています。

●第3子以降の保育料を無償化

多子世帯の経済的負担の大きさや3人以上の子育て世帯が特に減少していることを踏まえ、安心してこどもを産み育てられる環境を推進するため、第3子以降の保育料の無償化に取り組む市町村を支援します。

●ベビーシッター利用者の支援

子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、生後6か月未満の乳児に係るベビーシッター利用料等を助成する市町村を支援します。

●こども食堂

貧困対策にとどまらず、世代を超えた交流の場、学びや体験の場など、こどもたちの大切な居場所となっているこども食堂が、地域で安定・継続して活動できるよう、地域レベルのネットワーク化を促進します。

ふるさと納税制度を活用した「福岡県こども食堂応援プロジェクト」を実施し、こども食堂の認知度向上や支援の輪の拡大を図り、こどもたちの笑顔あふれる社会づくりに取り組みます。

支援の必要があるこども・家庭を関係機関の支援窓口に適切につなぐための取組を、子育て世帯の方の相談に応じるこども支援オフィスにおいて行います。

④仕事と子育ての両立支援

●魅力ある職場づくりの促進

若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりのため、働き方改革に関する各種制度の導入を促進するセミナーを開催し、働き方改革の実践に向けた支援を行うほか、働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の更なる参加企業の拡大と企業の自主的な取組を支援するためのフォローアップを実施しています。

●仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進

子育てをしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

さらに、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりを促進するため、従業員数 100 人以下の中小企業に対し、男性の育児休業取得率 100% を目標に掲げた一般事業主行動計画の策定に係る費用を助成（福岡県よかパパ育休助成金）するとともに、育児休業制度の運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。

そして、男性の積極的な育児参加を応援するため、育児への関わり方や仕方などをまとめた「パパノートブック」を配布するとともに、心理士等の専門家による相談支援体制を整備することにより、男性の育児に関する不安や悩みによる心身の不調を防ぎます。

また、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、育休を取得予定の男性や子育て中の男性に対し、家事や育児の実践的なノウハウを習得できる料理教室や育児研修を行う「よかパパ料理・育児セミナー」を開催します。

⑤子育て世帯への住宅支援

●こどもまんなか住宅流通促進事業

住宅ストックの有効活用を図るため、中古住宅が市場で安心して取引されるよう、建物の状態を調査する「住まいの健康診断」の普及を促進しています。平成 23 年度から診断費用に対する助成を行い、令和 6 年度から若年世帯・子育て世帯の中古住宅の取得を促進するため、診断費用に対する助成を割り増ししています。

また、平成 28 年度から、中古住宅の流通を促進するとともに、若年世帯・子育て世帯や高齢者世帯を含む多世代の居住を促進するためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助する「福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業」を実施しています。令和 6 年度から「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業」に名称を変更し、若年世帯・子育て世帯の幅広いニーズに柔軟に対応するため、補助区分を撤廃し、上限額の引き上げを行いました。さらに県内の移住増加を図るため、7 年度から中古住宅を購入して県外から移住する世帯には、補助率と上限額の引き上げを行っています。

●子育て世帯の優先入居

県営住宅の抽選方式募集において、優先枠を設定することで、子育て世帯の住宅確保

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

を支援します。

⑥こどもまんなか社会づくりの推進

令和7年3月に開設した「福岡県こどもまんなかポータルサイト」において、こどもの権利の啓発や、こども施策に対するこどもや保護者等の意見募集・紹介、県民等の「こどもまんなか」の取組紹介等を実施し、社会全体でこどもまんなか社会づくりを進める気運を醸成します。

(1) 児童虐待防止対策の推進

- ・ 児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、著しい場合は死に至らしめることもあり、こどもに対する最も重大な権利侵害です。
- ・ 県所管児童相談所における児童虐待相談対応件数は、近年、高い水準で推移しており、令和6年度には7,442件となっています。
- ・ このような中、本県では、平成28年度から令和7年度までに児童相談所職員を158名から353名に大幅に増員し、警察官や弁護士、保健師を配置する等体制の強化を図りました。
- ・ 令和元年には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童相談所における介入的機能と支援的機能の分離、児童福祉司や児童心理司の増員、関係機関間の連携強化等、児童虐待防止対策の更なる強化が求められました。
- ・ 児童虐待の早期発見、防止のためには、児童相談所の体制整備に加え、アセスメント（調査分析）力の強化、一番身近な相談窓口である市町村の家庭支援体制の充実、市町村、児童相談所、学校、警察、医療機関等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の機能強化等に取り組む必要があります。



令和4年4月に、こどもへの虐待の防止及びこどもの権利擁護に関し、基本的理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」を施行し、児童虐待防止対策を推進しています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	3,513	4,652	5,280	6,184	6,760	7,547	7,442

資料：県こども福祉課

①児童相談所の体制強化

児童虐待等により、保護を要する児童相談に迅速に対応するため、児童相談所において24時間いつでも相談を受ける体制を整えるとともに、児童虐待相談対応件数の増加や事案の複雑困難化に対応できるよう児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、体制の充実を図っています。

また、児童福祉司等に対し、専門性の向上のため、課題を抱える家族への接し方、支援に係る研修や虐待の兆候に気付きにくいケースを想定した演習等を実施しています。

26 きめ細かな対応が必要なこどもの支援

一時保護所について、こどもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所居室の個室化等に取り組み、より家庭的で開放的な環境を整備するとともに、一時保護所の児童に対し、学力、特性に応じたきめ細かな個別指導を行うため、学習指導員を増員し、学習支援の充実を図っています。

児童相談所の運営について、児童福祉の専門家などの外部有識者による第三者評価を実施し、業務の質の向上を図っています。

②市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童虐待の防止には関係機関相互の連携強化が重要であることから、関係機関で構成する市町村の要保護児童対策地域協議会の運営に関する助言・指導を積極的に行い、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、こどもや家族支援に取り組んでいます。

また、児童相談所は、当該協議会において支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、市町村を指導するとともに、こどもに対する危険性が高いと判断した場合はこどもの安全を確保しています。

虐待の早期発見・早期対応及び再発防止を図るため、児童相談所と警察は緊密に連携しながら、こどもの安全確保や情報共有を行う等、虐待事案に迅速かつ的確に対応しています。

③発生予防から再発防止までの総合的な施策の推進

虐待の早期発見・早期対応のため、本県では、地域の医療機関の協力のもと、児童虐待対応のネットワークを構築し、児童虐待対応へのノウハウを有する拠点病院が地域の医療機関に研修や情報提供等を行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図っています。また、出産後の養育について不安のある妊産婦等に看護師等が妊娠段階の相談対応から出産、育児まで継続した支援を行っています。

児童相談所において、虐待を行った保護者に対するカウンセリングを行うとともに、虐待を理由に離れて暮らす親子等に対し、個々の家族の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、こどもや保護者への支援・指導を行い、家族の再統合に向けた支援を行っています。

(2) 特別な援助を必要とするこどもや家庭への支援

- ・ 本県においては、約1,800人（令和6年度）のこどもたちが児童養護施設や里親家庭等で生活しており、その中には、虐待を受けたこどもや発達障がいのあるこどもが増えていることから、よりきめ細かなケアが必要となっています。
- ・ 平成28年に児童福祉法が改正され、自らの家庭で暮らすことができないこどもについて、家庭と同様の環境で養育されるよう、特別養子縁組、養子縁組、里親への委託を進め、それが難しい場合は、できる限り家庭的な環境となるよう、小規模化かつ地域分散化された施設で養育することとされています。
- ・ こうしたこどもたちは、保護者からの支援を受けられない場合も多く、円滑に社会に巣立っていけるよう、きめ細かな自立支援に取り組む必要があります。
- ・ 少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等様々な要因により、本来、大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしているこども（ヤングケアラー）がいます。
- ・ 高校中退後進路が決まっていない、またはひきこもりの状態にある等社会とのつながりが薄れてしまっている若者がいます。
- ・ 家庭や学校に居場所のないこどもたちが警固公園に集まってきており、犯罪に巻き込まれるなど社会的な問題となっています。



①家庭と同様の環境における養育の推進

様々な広報媒体や機会を活用し、里親制度の普及啓発を図るとともに、委託前の児童との丁寧なマッチングや委託後の里親への相談支援を行い、里親委託の推進を図っています。また、NPO法人等を活用し、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行う里親支援センターを県内4か所に設置し、より質の高い里親養育を推進しています。

「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進しています。

行動や情緒面で課題を抱えるこども等、手厚い養護が必要なこどもに対して、家庭的な環境の下で安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進しています。また、児童養護施設等における心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化された施設の機能強化を図っています。

②こどもの自立支援の推進

こども等に対する継続的な相談支援や状況把握を行う専任職員の配置を進め、施設等

26 きめ細かな対応が必要なこどもの支援

における自立支援機能の充実を図っています。

個々のこどもの学習能力に応じて、十分な教育が受けられるよう、施設等における学習環境の充実を図っています。また、就職や進学に必要な費用の一部負担、就職やアパート賃貸の際に必要な保証人の確保等により、施設等のこどもが円滑に社会に巣立つことができるよう支援しています。

施設等を退所し、就職するこども等に対して、児童自立生活援助事業所を活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援しています。

NP0法人を活用し、児童福祉、法律や心理支援等の専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談や生活支援、就業支援等を行うとともに、退所したこどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供しています。

③ヤングケアラーや困難を抱えるこどもへの支援

家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなぐために、学校や介護・障がいの事業所、医療機関、地域の民生児童委員等の関係機関の職員を集めた研修を行っています。

また、高校生以上のヤングケアラーを対象に、ヤングケアラー経験者が勉強や進路、友人関係などの悩みを聞くオンラインによる「ヤングケアラーほっとサロン」を開設します。

進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ「若者自立相談窓口」を設置し、若者の就学や職業的な自立を促しています。

いじめの早期発見・解消を図り、重大化・長期化を防ぐため、「福岡県いじめレスキューセンター」を設置し、学校外の立場で、いじめに悩むこどもや保護者を支援しています。

④警固界隈のこども・若者への支援

警固公園及びその周辺における犯罪被害防止等のため協議会を設置し、関係機関が課題の共有、有効な施策の検討等を行い、各機関で恒常的な連携を確保しています。

犯罪被害を防ぐため、警固界隈の危険性について広く注意喚起する動画を配信しています。

警固界隈に集まるこどもたち一人ひとりの悩みに寄り添い、相談しやすい環境を整えるため、相談スペースの設置やアウトリーチによる支援を実施しています。

また、虐待や貧困等の様々な事情により帰る居場所がないこども・若者の緊急避難場所として「こども若者シェルター」を設置しています。

(1) 感染症対策の推進

- ・ 新興感染症等が発生した場合は、甚大な健康被害の発生、社会経済活動に対する影響をできるだけ抑える対策が必要です。
- ・ 多くの新興感染症が人獣共通感染症であり、この発生には、人と動物の関係の変化、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が強く関係しているとされ、ワンヘルスの視点からの各分野の取組が必要です。



① 感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等感染症などの新興感染症をはじめとする感染症の中には、ひとたび国内に侵入すると甚大な健康被害を及ぼす可能性があるものが含まれています。このため、検疫所、感染症指定医療機関、市町村等の関係機関と緊密に連携し、海外から流入する感染症の患者発生に備えた訓練を行うとともに、様々な感染症の発生状況やその予防方法等を積極的に県民に周知し、健康被害の防止に取り組んでいます。

2) 医療提供体制の強化

新興感染症等が発生した場合に備え、感染症指定医療機関の病床整備等を行うほか、病床や発熱外来等に対応する医療機関等との協定締結、結核患者の療養のための病棟整備やエイズ患者等の治療を行うエイズ治療拠点病院の施設整備等を行っています。

また、新興感染症の感染拡大時にも、県内医療機関に医療用資材を安定供給するため、令和4年9月に福岡県医療機器協会と協定を締結し、医療用資材の流通備蓄体制を構築しています。

3) 疫学調査・健康診断

結核をはじめとする様々な感染症の患者発生があった場合には、市町村や医療機関等の関係機関と連携し、感染症に応じた疫学調査や健康診断等を実施し、感染症のまん延防止を図ります。また、県民への正しい知識の普及啓発や疫学調査に基づく適切な指導を行うことにより、その発生予防にも取り組んでいます。

4) 人獣共通感染症対策

●発生予防（平時の対応）

医療、獣医療、関係自治体等と連絡会議等を開催し、関係者及び関係機関等の緊密な連携体制の構築を図るとともに、県民に対して、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。

また、飼養衛生管理基準の遵守指導やワクチン接種を推進し、家畜伝染病の発生予防に努めます。

2 7 感染症対策の推進

さらに、狂犬病予防法による犬の登録及び予防注射の徹底について、市町村、獣医師会等と連携し、飼い主に対し、啓発・指導します。

●まん延防止（患者発生時の対応）

患者発生時には、疫学調査、健康診断等を実施するとともに、必要に応じて感染症専門医による支援体制を整備します。

家畜伝染病発生時には速やかな罹患家畜の処分、農場や通行車両の消毒等を実施します。

●動向調査、監視

人における人獣共通感染症の発生動向を把握・分析し、その結果を県民や医療関係者に迅速に公開するほか、畜産農場への立入により、家畜伝染病の発生動向を把握します。

また、愛玩動物の病原体保有状況等調査を実施し、感染症の発生動向を把握・分析します。

●研究開発、創薬

バイオ技術を核とする新産業の創出や関連企業、研究機関の一大集積を形成し、次世代医薬品の研究開発を推進します。

(1) 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化の推進

- ・ 本県では、大雨特別警報が平成 29 年九州北部豪雨以降の 9 年間で 6 回発表されており、全国で最多を数え、毎年のように大規模な自然災害が発生しており、災害復旧・復興に向けた取組を加速することが求められています。特に、BRT（バス高速輸送システム）で復旧した JR 日田彦山線（添田駅～夜明駅）では、沿線の地域振興と持続的な発展に向けた取組が期待されています。
- ・ 近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に備え、ハード・ソフト一体となった施策を進め、災害に強い県土づくりに取り組む必要があります。
- ・ 道路や河川、上水道、下水道、農業水利施設、漁港等の多くのインフラ施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されています。今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まるため、施設の適切な維持管理に努める必要があります。



①頻発する災害からの復旧

本県では、毎年のように大規模な自然災害が発生しており、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」予算等を活用し、被災地の復旧・復興に向けて全力で取り組んでいます。

災害復旧に当たっては、原形復旧のみならず、機能を向上させる改良復旧事業の活用も含めて検討し、再度の災害発生防止に努めます。

②JR 日田彦山線沿線の地域振興

日田彦山線沿線の地域振興については、令和 3 年 2 月に策定した「福岡県日田彦山線沿線地域振興計画」に基づき、域内の人口確保、域外からの人を呼び込むための魅力ある地域づくりや地域が潤う産業振興を進めています。

本県では、沿線の地域振興を長期的、安定的に推進していくため設置した「福岡県日田彦山線沿線地域振興基金」を活用し、東峰村、添田町が地域の実情に合わせて実施する BRT の利用促進や地域振興に資する取組の支援等を行っています。

③流域治水等の推進

●流域治水

本県では、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進しています。

このため、4 つの一級水系については国が、52 の二級水系については県が、国・県・市町村からなる「流域治水協議会」を設立し、流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有等を行っています。

この協議会では、これまでの河川、下水道等の整備による治水対策に加え、水田やグ

2 8 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化

ラウンド等に雨水を貯留・浸透させ、河川への流出を抑制するための対策など、流域治水の取組の全体像を示した「流域治水プロジェクト」を令和4年3月に策定・公表しました。このプロジェクトは、3つの対策の柱で構成されています。

- (1) 河川の氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策
- (2) 被害対象を減少させるための対策
- (3) 被害の軽減や早期復旧・復興のための対策

現在、このプロジェクトに基づき、流域内のあらゆる関係者と一体となって流域治水を推進し、防災・減災・県土の強靱化に取り組んでいます。今後も、随時、協議会を開催しながら、プロジェクトを更新していきます。

令和5年度より、「流域治水協働推進事業」を創設し、市町村や事業者が行うため池やグラウンド等の雨水貯留浸透施設の整備への支援を行っているほか、国の交付金などを活用し、農業者等が行う水田の雨水貯留機能を向上させた「田んぼダム」の導入への支援を行っています。

(1) 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

- ・河川改修（河道掘削、堤防整備、遊水地整備等）
- ・雨水貯留・排水施設の整備
- ・学校グラウンド・公園等の治水利用
- ・ため池の事前放流
- ・水田の雨水貯留機能向上
- ・クリーク・先行排水 など

(2) 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画の策定・見直し
- ・公共施設電気等設備のかさ上げ など

(3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水位計・河川監視カメラの設置
- ・ハザードマップの作成
- ・避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立
- ・防災教育や避難訓練等の実施
- ・排水ポンプ車の配備 など



出典：国土交通省ホームページ

流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

●治水

本県では、平成29年以降、梅雨前線や台風などの影響による豪雨により、河川からの溢水や内水氾濫が発生するなど、甚大な浸水被害が発生しました。

このような災害から県民の生命・財産を守るため、河道改修と併せて調節池、排水機場などの整備を進めています。

●治山・砂防

本県は、高度な土地利用が進み、住宅の整備が山地まで及んでいるため、降雨による災害発生の危険性を常にはらんでいます。このため、台風や梅雨前線豪雨、地震などによる土砂災害の予防や復旧、二次災害防止対策について、各種の施策を講じ、その推進

28 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化

に取り組んでいきます。

県土の保全や水源のかん養、保健休養等の機能を持つ保安林の指定と整備に努めるとともに、保安林の持つ機能を高度に発揮させ、山地災害を防止するため、危険度を考慮し計画的に治山事業を進めていきます。

また、荒廃溪流からの土石流や、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民生活を守るため、砂防堰堤や溪流保全工等の砂防関係施設の整備を積極的に進めています。

●道路防災

災害を未然に防止するため、法面の崩壊・落石等の災害のおそれがある箇所について、道路利用者が安心して利用できるように道路防災対策を推進します。

●農林水産施設

防災重点農業用ため池や排水機場といった農業水利施設や漁港の整備・改修を計画的に進めていきます。また、農業用ハウスの浸水リスクを回避するため、農地中間管理機構の活用により、市町村の枠を越えた広域的な農地の利用調整を推進していきます。

●防災情報等の充実

危険度情報をあらかじめ提供するほか、災害時の避難活動に資する河川や土砂災害等の防災情報をさらに充実します。また、関係機関と連携し、県境を含む防災体制の強化を推進します。

④耐震化の推進

地震等による被害の軽減を図るとともに、円滑かつ迅速な応急活動や地域の産業・人流・物流を維持できるよう、道路や港湾、上水道・下水道等のインフラ施設の耐震化を進めています。

●橋梁

地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋や崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策を実施しています。橋長 15m以上の対象橋梁 234 橋については耐震対策が完了しています。現在は、橋長 15m未満の橋梁について、対策を進めています。

●港湾

大規模災害時の海上輸送ルートを確保するため、岸壁等の港湾施設の耐震化を推進します。

●市町村庁舎

市町村庁舎については、国の補助制度等を効果的に活用し耐震化を促進しています。

●学校施設

私立学校施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の耐震化を促進するため、耐震化工事を行う学校法人に助成を行っています。

28 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化

●災害拠点病院等

災害時においても医療を継続して実施できるよう災害拠点病院等の耐震化を促進しています。

●住宅・その他の特定建築物※

耐震化の普及啓発促進策として、耐震改修相談窓口の開設、耐震診断アドバイザーの派遣、耐震改修セミナーの開催等を進めています。また、耐震改修工事事業者の技術力向上のための研修を実施し、県民が安心して改修工事を依頼できる事業者の情報を公表しています。

さらに、耐震化を促進するため、木造戸建て住宅や、耐震診断が義務化された民間の大規模建築物を対象とした補助制度を創設しています。特に、木造戸建て住宅を対象とした補助制度は、市町村の財政負担がなくとも実施可能な補助制度として、県内すべての市町村において利用できるようになっており、令和4年度からは木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助制度と名称を改め、耐震改修と省エネ改修を併せて行う工事に要する経費の一部について補助するなど、安全・安心かつ快適な住まいの普及を図っています。

また、県、市町村、関係団体が連携を強化し、さらなる耐震化に向けて取り組むため、6年5月に「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」を設立し、耐震化に関する課題や情報の共有及び取組の検討を行っています。

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条で定める一定規模以上の学校、体育館、老人ホーム等不特定多数が利用する建築物。

⑤災害に備えた上下水道連携強化

上下水道施設の耐震化と併せて、災害時の早期断水解消に向け、広域的な給排水支援や応急復旧といった初動対応を迅速に行うため、国や市町村等、上下水道一体での連携強化を図っていきます。

⑥老朽化対策の推進

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ施設の老朽化が深刻であり、今後、建設から50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなります。道路、河川、砂防、港湾、海岸、上水道、下水道、農業水利施設、治山施設及び漁港等のインフラ施設を将来にわたって安全に利用していくためには、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を加速させる必要があります。このため、福岡県公共施設等総合管理計画に基づき策定した個別施設計画のメンテナンスサイクルにより計画的な老朽化対策を行っていきます。

(1) 地域防災力と危機管理の強化

- ・ 本県は平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめ、大規模な自然災害が頻発しており、集中豪雨や台風、地震等に備え、地域防災力を強化していく必要があります。
- ・ 県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけ被害を軽減していくため、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく取組が必要です。
- ・ また、災害に備えて必要な資機材を整備するとともに、国や市町村、関係団体等との相互の連携・協力体制を構築し、構築した関係を持続的なものとする必要があります。



①地域防災力の向上

●防災情報の発信強化

本県では、災害に対する日頃の備えや避難行動に役立つ情報を、県防災ホームページ等により、積極的に発信しています。

令和 3 年 6 月には、県防災ホームページを改修し、市町村の避難指示発令状況や避難所の開設・混雑状況などをリアルタイムに地図でわかりやすく表示できるようにしました。

4 年 12 月に、気象や避難情報等が容易に入手でき、操作も簡単で、誰にも親しみやすい県独自の防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の配信を開始しました。ひとりでも多くの県民の皆さまに登録していただけるよう、市町村や防災協定締結先企業等と連携した PR や、県・他団体等のイベント出展など、様々な手段による普及に取り組んでいます。

また、6 年度に実施した「地震・津波に関する防災アセスメント予備調査」の結果を踏まえ、7 年度に「震度予測」や「液状化予測」などを地図で表示する地震メニューを追加しています。

あわせて、7 年度から実施している津波浸水想定成果となる「浸水域データ」についても、地図上で確認できるよう同メニューに追加する予定です。

県では、防災意識の高まりもあり、8 年 4 月 1 日現在の自主防災組織の組織率は 95.4%となっています。また、地域の防災力を高めるためには、地域で防災リーダーとなる人材の育成が不可欠です。本県では、自主防災組織等のリーダーを対象として、防災に関する知識や技術の習得を目的とした研修、訓練を実施しています。

災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がいのある人などの避難行動要

29 地域防災力と危機管理の強化

支援者が迅速かつ適切に避難できるよう、3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務化されました。本県では、この計画が早期に作成されるよう、市町村における計画作成への理解向上及び避難支援者の確保等の取組を支援します。

また、災害時に要配慮者が円滑に避難し、避難先で必要な支援が受けられるよう、市町村職員研修会を開催し、福祉避難所の充実に向けた市町村の取組を支援します。

●消防団への加入促進

消防団は、地域防災の中核的存在として、地域の安心・安全のため大きな役割を果たしていますが、全国的に消防団員数は減少しており、本県も同様の傾向にあります（令和7年4月1日現在の団員数は22,637人）。

本県では、県内消防団員の約7割が被雇用者団員であることから、事業所に消防団への理解を深めてもらうため、経済団体等を通じて消防団協力事業所制度の仕組みやメリット（県の入札加点制度）を周知するとともに、消防団活動に協力的な事業所や団員確保に貢献している事業所を表彰しています。

さらに、市町村が実施する広報活動等に対する補助金制度に加え、令和8年度からは、女性消防団員の皆さまがその視点を生かし、より活躍できるよう、女性専用の更衣室やトイレの整備といった環境整備に取り組む市町村への補助事業を新たに創設しました。こうした取組を通じて、消防団の加入促進と体制強化に積極的に貢献する市町村を支援しています。

●災害時における外国人支援

本県では、増加する在住外国人への支援を充実させるため、外国人の防災・災害時支援にも力を入れています。多言語で作成している「外国人のための防災ハンドブック」により、平時から防災に関する基本的なことについて周知を図るとともに、防災アプリの外国語版でいち早く災害関連情報を知ることができる環境を整備しています。

また、大規模な災害が発生した際には、「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、（公財）福岡県国際交流センターと連携して、被災市町村の外国人対応を支援する体制を速やかに整えます。

さらに、県内の外国人コミュニティ等を対象とした連絡会議を通じ、メンバーへの周知を依頼するとともに、コミュニティ全体における防災知識の普及と防災力の向上を図ります。

●在宅人工呼吸器使用者の非常用電源導入支援

災害等による停電時に在宅人工呼吸器使用者の命を守るため、人工呼吸器の非常用電源の導入を促進するとともに、緊急受入協力医療機関リストを作成します。

②災害対応力の強化

●地域防災計画の見直し

29 地域防災力と危機管理の強化

本県では、地震や風水害等の災害から県民の安全を確保するため、災害対策基本法に基づき、県や市町村、防災関係機関等が実施する防災業務の総合的かつ計画的な大綱として「福岡県地域防災計画」を定めています。

令和8年4月に、国の「防災基本計画」の修正等を踏まえ、「福岡県地域防災計画」（基本編・風水害対策編、地震・津波対策編、事故対策編、原子力災害対策編）を改正するなど、必要に応じた修正等を行っています。

●市町村防災力の強化

市町村地域防災計画を修正する際に、県と事前協議を行うよう促し、協議を受けた際には、市町村地域防災計画に関係法律の改正状況等を適切に反映するとともに、県地域防災計画とも整合性がとれた内容となるよう、助言を行っています。

また、適切な避難所運営が実施されるよう、自主防災組織や自治会役員等の地域住民を対象に避難所運営に必要な知識・ノウハウを習得することを目的とした研修会や訓練を実施しています。

●関係団体との協定締結

本県では、関係団体との災害応援協定の締結等により、災害時応急対策活動を実施する体制の整備・強化に取り組んでいます。

●警察の災害対応能力の強化

県警察では、大規模災害に的確に対処するため、自治体や関係機関と連携した訓練や機動隊による救出救助等の実践的な訓練を行っているほか、迅速的確な救助活動を実施するため、救出救助資機材の整備等を行い、平素から災害対応能力の強化を図っています。

●災害医療の充実・強化

地震などの自然災害や大規模交通事故の際に、重篤患者に対する救急医療などを担う「災害拠点病院」を指定するとともに、災害時における医療機関の被災状況、受入可能患者数等の情報収集・提供を行う「福岡県広域災害・救急医療情報システム」を整備しています。

また、災害現場に迅速に駆けつけ、その場で救急医療を行う福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）を運用しています。

●災害時の福祉支援体制の整備

避難所における要配慮者の生活機能低下や災害関連死等を防止するため、本県では令和3年3月に、福祉関係団体及び福岡県社会福祉協議会と、福祉専門職による災害派遣福祉チーム（DWAT）の避難所等への派遣に係る協定を締結し、要配慮者に対する適切な福祉支援を行う体制を構築しました。

災害福祉支援ネットワーク協議会の開催やフォローアップ研修等による平時からのチーム員の育成を通じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制づくりに取り組みます。

●市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援

29 地域防災力と危機管理の強化

福岡県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会等を対象に実施する、災害を想定した災害ボランティアセンターに係る研修、実地訓練に対する助成を行い、災害時の市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援します。

●防災体制の充実強化

福岡県備蓄基本計画に基づき、大規模災害時に、市町村が甚大な被害を受け、物資が不足した場合に備え、食料や避難所運営に必要な資機材等を備蓄しています。

●ペット救援対策の推進

災害時における動物救護については、飼い主に対し、災害時の同行避難等に必要な備えについて啓発するとともに、各市町村に対し、地域防災計画に同行避難等について規定するよう助言を行っています。

●災害時の住宅支援体制の整備

本県と福岡県宅地建物取引業協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部との間で締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、被災された方に対する民間賃貸住宅の提供について、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

災害発生時における速やかな住宅支援を実現するため、関係機関と協力・連携体制を図り、応急仮設住宅の提供に係る協定を締結し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備に努めています。

●災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のため、関係機関との連携強化や市町村職員への研修等を通じて、災害廃棄物処理体制の整備を進めています。

●ジェンダー平等の視点をもって災害に対応できる人材の育成

自主防災組織のリーダーを対象に、ジェンダー平等の視点を踏まえた避難所運営の実動訓練を実施します。

また、市町村の防災訓練において、ジェンダー平等の視点を踏まえた避難所開設運営の図上訓練やシミュレーションゲームなどを行うための講師を派遣します。

●原子力災害対策

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成24年、防災危機管理局を設置し、原子力防災を専任で担当する部署を新設するなど体制の強化を図りました。

また、原子力災害に対応する地域防災計画を策定（24年9月）するとともに、市町村の避難計画の策定を支援するため、広域避難基本計画を策定（24年9月）しました。

さらに、原発立地県である佐賀県並みの情報提供に加え、福島第一原子力発電所の事故のような「非常時」には、玄海原子力発電所から30km圏外の福岡市にも、九州電力から直接連絡が入る仕組みを盛り込んだ原子力安全協定を、全国に先駆けて九州電力と締結しています。

本県は、原子力防災対策の実効性を高めるため、情報収集・伝達、広域避難、原子力

29 地域防災力と危機管理の強化

災害医療、緊急時モニタリング等の原子力防災訓練を、毎年、佐賀・長崎両県と連携して実施しています。

●情報伝達機能の強化

災害時に気象情報、避難情報、被害情報等を収集・伝達する防災・行政情報通信ネットワークの適切な維持管理と必要な機能強化に努めています。

●AI による災害リスク予測システムの導入

発災時の初動対応の強化、県民の早期避難支援、災害の未然防止等のため、災害リスクを予測・分析する災害リスク予測システムを導入しました。

●盛土等の規制強化

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、危険な盛土等を規制するため、土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等について県知事の許可の対象としています。（北九州市、福岡市及び久留米市については各市が所管します。）

また、規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められるため、県では既存の盛土等の分布や安全性についても調査を進めています。

(1) 福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化

- ・ 空港は、観光、ビジネス、物流、国際交流等、経済・社会活動の活性化に極めて大きな役割を果たしており、今後も増大し、多様化する航空需要に幅広く応え、成長するアジアの活力を取り込み、本県のみならず九州全体の発展につなげていくため、福岡空港と北九州空港の機能強化を進めていく必要があります。
- ・ 福岡空港は、国内外の多彩なネットワークを活用した国際展開によって、九州、西日本、アジアの拠点空港を目指しており、未就航のアジア、北米、オーストラリア路線等の戦略的な路線誘致に取り組む必要があります。
- ・ 北九州空港については、24 時間利用可能な空港であり、九州で唯一、貨物定期便が就航しています。貨物拠点空港としてさらに発展していく上で、現在の 2,500 メートル滑走路では、大型貨物機の長距離運航ができないという課題を抱えています。そのため、国は、令和 4 年度末に滑走路を 3,000 メートルに延長する計画を事業採択し、令和 5 年 12 月に着工しました。今後は滑走路延長事業の着実な推進を国に求めていくとともに、北九州市をはじめ関係自治体と連携し、貨物定期便の誘致や貨物取扱量の増加に引き続き取り組む必要があります。
- ・ 両空港が抱える課題を克服し、それぞれの特徴を活かして、役割分担と相互補完をしていくことが重要です。
- ・ 鉄道は、通勤・通学をはじめとする県民生活を支えるだけでなく、本県と九州各県との交流・連携を高め、九州の一体的発展・浮揚を図る基幹的な交通機関です。



①福岡空港の滑走路増設、アクセスの強化

令和 7 年 3 月の第 2 滑走路の供用開始により、発着枠が増加したことを踏まえて、未就航のアジア、北米、オーストラリア路線等の戦略的な路線誘致を行い、国内外のネットワークを拡充します。

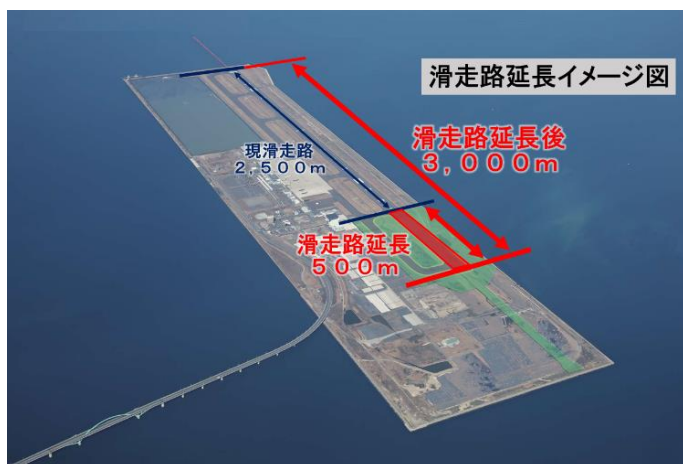
また、発着枠の増加に伴い更なる空港利用者の増加が見込まれることから、福岡空港へのアクセス強化と周辺道路の混雑緩和を図るため、福岡高速 3 号線（空港線）延伸事業を推進しています。

②北九州空港の滑走路延長（3,000 メートル化）

令和 2 年度から、国において滑走路延長に向けた環境アセスメント等の調査が開始され、3 年度には、国、県、関係市町が協力し、事業に対する地域住民などの理解促進や円滑な合意形成を図るための PI（パブリック・インボルブメント）の手続きが終了しました。4 年度末には北九州空港滑走路延長事業が 5 年度の新規事業として採択され、5 年 12 月に着工されました（9 年 8 月末供用開始予定。）

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

県は、滑走路 3,000 メートルへの延長の着実な推進を国に求めていくとともに、供用開始後を見据え、欧米便をはじめとした長距離貨物定期便の誘致や貨物取扱量の増加に引き続き取り組み、貨物拠点空港を目指します。



事業期間	令和5～9年度（予定）
総事業費	約130億円

資料：北九州空港施設計画検討協議会
『北九州空港滑走路延長計画について（PIレポート）』より作成

③鉄道ネットワークの強化

鉄道の利便性向上による交流人口の拡大に向け、都市間を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図ります。

福岡市地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線の接続については、基礎調査結果を活用して関係者が行う検討に対し、支援を行います。また、西鉄天神大牟田線の単線区間（聖マリア病院前駅～大善寺駅間、蒲地駅～開駅間）の複線化について、関係者と協力し、実現を目指しています。

さらに、九州全体の広域的な高速鉄道ネットワークを強化するため、昭和 48 年に基本計画路線に決定された東九州新幹線について、福岡県東九州新幹線整備推進期成会をはじめ、関係自治体等と連携した整備構想の促進に取り組めます。

(2) 道路、港湾の整備

- ・ 県内には、「福岡空港」や「北九州空港」のほか、国内有数の取扱貨物量を誇る「北九州港」や「博多港」、自動車産業の集積する「苅田港」、世界遺産の構成資産かつ稼働資産である「三池港」等、優れた交通拠点を有しています。県民の生活と産業の発展を支えるためには、それらインフラ施設を最大限に活用していくことが重要です。
 - ・ 空港や港湾等の交通拠点を整備し、機能をさらに発揮させるためには、拠点までのアクセス機能の強化や県内各地域を結ぶ幹線道路の整備を推進する必要があります。
 - ・ 平常時・災害時を問わず、人流・物流を支える強靱なネットワークを構築するためには、高規格道路における未整備区間の早期解消や暫定2車線区間の4車線化、リダンダンシーの確保、環状機能の強化等を図ることが必要です。
 - ・ 都市部においては、慢性的な渋滞が発生している箇所もあり、交通の円滑化を図る必要があります。
- ※ 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化する等、予備の手段が用意されていること。



①下関北九州道路の実現

下関北九州道路は、北九州市と山口県下関市の中心部を結び、関門橋や関門トンネルと一体となって、関門地域の循環型ネットワークを形成する道路です。

九州と本州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈の一翼として、関門地域の一体的発展への寄与が期待されます。

また、平常時・災害時を問わず関門トンネル・関門橋の代替路としての機能と役割を担う必要不可欠な道路です。

国と2県2市（福岡県、山口県、北九州市、下関市）が連携して、都市計画や環境影響評価の手続きを進め、令和7年12月、都市計画決定権者である山口県と北九州市によって、具体的なルートが盛り込まれた都市計画が決定されました。

引き続き、早期事業化に向けて、関係自治体や経済界等と連携し、国等に対し、積極的に要望を行います。

②広域ネットワークの整備

地域の活性化や災害時における被災地支援、復旧・復興を図るためには、平常時・災害時を問わず安定的な人流・物流ネットワークを確保する必要があります。このため、福岡都市圏や北九州都市圏などの県内主要都市や交通・物流の拠点となる空港、港湾、鉄道駅等へのアクセス機能の強化をはじめとした広域道路ネットワークの整備に取り組んでい

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

ます。

広域道路ネットワークの主軸となる高規格道路の整備については、西九州自動車道の未整備区間の早期解消や東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化整備促進を図るため、沿線自治体と連携して国などへ働きかけます。

高規格道路を補完し本県の骨格となる基幹的な道路網として、都市部と地方部を結ぶ道路の整備を進めます。

さらに、大規模災害時における救急救命活動や支援物資輸送などの救援活動、災害復旧などの支援活動を支えるため、緊急輸送道路や重要物流道路において道路拡幅やバイパス等の整備を推進します。

また、物流の効率化や企業誘致に資する道路ネットワークを強化する戦略的な道路整備（Fukuoka スムーズコネクト）に向けて、交通ビッグデータの分析を行います。

③地域の自立促進のための道路網の整備

高速道路の利便性向上による地域経済の更なる活性化や地域生活の改善を進めるため、スマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路の整備を促進します。

また、都市部においては慢性的に発生している交通渋滞を緩和するため、道路拡幅やバイパス整備、道路と鉄道等との交差部の立体化等の整備を進めます。

現在、西鉄天神大牟田線（春日原～下大利間）において、連続立体交差事業を推進しています。令和4年度に鉄道の高架化が完了し、踏切がなくなったことで事故が解消され、交通渋滞も緩和しました。さらには鉄道で分断されていた地域の一体化により周辺住民等の利便性の向上が期待されます。

④県営港湾の整備・利用促進

苅田港では、苅田港本航路や新松山地区のふ頭・臨海工業団地の整備を進めており、令和元年度に新松山臨海工業団地において第1期分譲地約36haの分譲が完了し、4年度から分譲を開始した第2期分譲地約27haは、トヨタ自動車（株）との売買契約により、7年2月に分譲完了しました。4年度から造成着手した第3期分譲地約26haは現在造成工事中です。また第3期分譲地の南側の新たな土地の造成を7年度から着手します。さらに、7年3月に策定した苅田港長期構想を踏まえ、10年から15年程度の将来を目標年次として、港湾の利活用の指針や新たな埠頭用地・工業用地等を定める港湾計画の改訂を行います。

三池港では、国際フィーダー航路を利用した国際コンテナ定期航路における集荷拡大のため、関西や関東方面の大口の荷主企業や三池港背後圏企業に対して、積極的にポートセールスを行います。また、7年10月、大型船舶の夜間出港が可能となるよう夜間入出港の基準を改定しました。これを積極的にアピールすることで、新規航路の誘致に取り組めます。

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

県管理の地方港湾においては、地域の実情を踏まえ、港湾機能の拡充に向け航路の浚渫や係留施設の整備等を実施しています。

IV 地域別の主な事業

1	地域別主要指標	2 6 0
2	北九州地域	2 6 1
3	福岡地域	2 6 2
4	筑後地域	2 6 3
5	筑豊地域	2 6 4

1 地域別主要指標

本県は、九州最大の工業・技術の集積を誇る北九州地域や、西日本の中核拠点として経済発展が進む福岡地域、農業や地場産業、商工業が盛んな筑後地域、そして自動車産業の集積、理工系大学との連携を活かし、新たな産業展開が進む筑豊地域と、それぞれ特性をもつ地域によって構成されています。今後、これらの地域間相互の連携を図りながら、それぞれの地域が培ってきた潜在能力を最大限に活かして、個性ある地域をつくっていくことが必要です。

また、活力ある地域づくりを進めるためには、地域が知恵を発揮することが求められており、地域リーダーの掘りおこしや人材育成を図り、地域の力を結集していくことが重要になっています。

地 域 別 主 要 指 標

			北九州	福岡	筑後	筑豊	全 県
総 人 口	実数	人	1,207,038	2,740,788	760,010	374,043	5,081,879
	構成比	%	23.8%	53.9%	15.0%	7.4%	100.0%
世 帯 数	実数	世帯	572,682	1,336,677	323,350	168,344	2,401,053
	構成比	%	23.9%	55.7%	13.5%	7.0%	100.0%
製 造 品 出 荷 額 等	実数	億円	39,000	19,979	12,017	18,522	89,519
	構成比	%	43.6%	22.3%	13.4%	20.7%	100.0%
商 品 販 売 額	実数	億円	31,269	160,717	16,771	5,650	214,407
	構成比	%	14.6%	75.0%	7.8%	2.6%	100.0%

資料

・人口、世帯数は総務省統計局「令和7年国勢調査（速報値）」

・製造品出荷額等は県調査統計課「令和3年経済センサス活動調査 産業別集計（製造業）に関する集計（確報詳細版・福岡県分）」

・商品販売額は総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）に関する集計」

注：四捨五入の関係により、計が一致しない場合がある。

2 北九州地域

この地域は、九州で最も高い工業集積、技術集積を有しています。鉄鋼、化学などの基礎素材型産業に加えて、自動車、先端半導体、ロボットなどの加工組立型産業の集積が進み、蓄積された「ものづくり技術」を活かして地域の活性化が図られています。

また、深刻な公害問題を克服した経験や技術を活かし、我が国最先端の環境産業の集積や循環型の都市づくりが進んでいます。地域産業の知的基盤となっている北九州学術研究都市には、先端科学の教育や研究開発を行う大学や研究機関が集積しています。

平成 17 年には大水深バースを備えたひびきコンテナターミナルが整備され、18 年には 24 時間運航可能な北九州空港が完成するなど、アジアの物流拠点として基盤整備が進んでいます。

主な事業・計画

事業名	計画期間	概要
交通基盤		
東九州自動車道の機能強化		福岡県域約48km(北九州市～上毛町間)供用中(椎田道路活用区間を含む)※苅田北九州空港IC以南(約39km)は暫定2車線(苅田北九州空港IC～行橋IC間のうち約1.1km区間は4車線供用済、みやこ豊津IC～椎田南IC約8.9kmについては4車線化事業中)
幹線道路の整備		一般国道 3号、201号、496号 主要地方道 門司行橋線、直方芦屋線、犀川豊前線、苅田採銅所線 等 一般県道 中間水巻線、原海老津線、岡垣宗像線、畦町村山田線、吉富港線 等
港湾の整備		北九州港、苅田港
空港の整備	H6～ R5～R9	北九州空港の整備 北九州空港の滑走路を大型貨物専用機の長距離運航が可能となる3,000mへ延長
産業基盤		
農業生産基盤の整備		ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業
農地等保全の整備		ため池等整備事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、地すべり対策事業
林業基盤の整備		林道：国見山線、豊前耶馬溪線
漁業基盤の整備		近代化施設の整備、漁場の造成 等
リサイクル総合研究事業化センター事業	H13～	産学官民の共同体制によるリサイクルシステムの研究開発事業
水素グリーン成長戦略事業	R4～	水素需給のポテンシャルが高い「北九州市響灘臨海エリア」を中心とした水素供給拠点の構築に向けた取組
北部九州自動車産業グリーン先進拠点の形成	R4～	先進モビリティ産業総合支援センターによる地元企業の電動化支援、地元企業のCASE等関連技術の開発支援、取引拡大支援
教育・文化・研究基盤		
世界遺産の保存・活用		世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の資産の保存管理、理解促進
北九州学術研究都市構想の推進 福岡県特別支援教育推進プラン	R4～R8	先端科学技術に関する教育と大学や研究機関の集積促進 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進
生活基盤		
街路事業		芦屋水巻中間線、行橋停車場線 等
流域下水道事業	H7～	遠賀川下流
土地区画整理事業		折尾(北九州市)、旦過(北九州市)
再生可能エネルギー等導入促進事業	H24～	地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進

3 福岡地域

この地域は、九州の管理中枢機能や第3次産業の集積が進み、西日本のリーディングゾーンとして発展してきました。

大都市の活力を持ちながら、良好な自然・居住環境をもった住みやすく、魅力ある、質の高い生活空間を創造し、アジアにおける人・モノ・情報の交流拠点を目指すふくおかアジア交流大都市圏構想を推進しています。また、九州大学伊都キャンパスを核とした学術研究都市づくりを推進するとともに、水素による「グリーン成長」を図る「福岡県水素グリーン成長戦略」や有機光エレクトロニクスの実用化、半導体人材の育成など先端成長産業の育成・集積に取り組んでいます。

平成17年には九州国立博物館が開館し、多くの人々が訪れるアジアの文化交流拠点となっています。23年には九州新幹線が全線開通したほか、令和7年には福岡空港の第2滑走路の供用が開始されました。また、大水深、コンテナ時代に対応した博多港の整備など国際交通基盤の整備も進んでいます。

世界遺産登録に向けて取り組んできた『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』は、平成29年7月にユネスコ世界文化遺産に登録されました。

主な事業・計画

事業名	計画期間	概要
交通基盤 西九州自動車道 幹線道路の整備		今宿道路(延長17.5km、うち14.5km供用中) 一般国道 3号、201号、322号、385号、386号、497号、500号 主要地方道 福岡東環状線、筑紫野古賀線、八女香春線、久留米筑紫野線 等 一般県道 山口原田線、瑞梅寺池田線 等
港湾の整備 連続立体交差事業 福岡高速3号線延伸	H15～ R3～	博多港 西鉄天神大牟田線(春日原～下大利)約3.3km 福岡空港の機能強化が進められている中、福岡市南部地域や太宰府IC方面からの国内線旅客ターミナルへのアクセス改善と空港口交差点をはじめとする周辺道路の混雑緩和を図る。
産業基盤 農業生産基盤の整備 農村環境の整備 農地等保全の整備 林業基盤の整備 漁業基盤の整備 水素グリーン成長戦略事業	R4～	ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業 農業集落排水事業、農村総合整備事業、水環境整備事業 ため池等整備事業、農地湛水対策事業 林道:高木線、五駄・土師山線 近代化施設の整備、漁場の造成 等 九州大学サステナブル水素研究センター・水素エネルギー製品研究試験センターによる産業化支援、福岡水素エネルギー人材育成センターによる技術者の育成
北部九州自動車産業グリーン先進拠点の形成	R4～	先進モビリティ産業総合支援センターによる地元企業の電動化支援、地元企業のCASE等関連技術の開発支援、取引拡大支援
有機光エレクトロニクス開発拠点化事業	H24～	有機光エレクトロニクス実用化開発センターによる新たな有機EL材料の実用化研究及び有機EL分野の産業化の推進 等
半導体人材の育成	R5～	福岡半導体リスキリングセンターによる半導体分野やデジタル産業分野の重要技術に精通した人材の育成
半導体研究開発支援	R7～	福岡超集積半導体ソリューションセンターによる、三次元積層やチップレット等の設計・試作から評価・解析及び実証までの一貫した支援(前身の三次元半導体研究センターと社会実証システムセンターはH23年から企業の半導体研究開発を支援)
教育・文化・研究基盤 九州大学学術研究都市構想の推進	H10～	九州大学伊都キャンパスを核とした学術研究都市の形成
世界遺産の保存・活用 福岡県特別支援教育推進プラン	R4～R8	世界文化遺産『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の資産の保存管理、理解促進 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進
生活基盤 街路事業 流域下水道事業 土地区画整理事業 再生可能エネルギー等導入促進事業	S46～ H24～	粕屋久山線、那珂川宇美線 等 御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸 下大利駅東(大野城市)、三代(新宮町) 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進

4 筑後地域

この地域は、豊かな自然と農林水産業や地場産業、商工業などの多様な産業、文化、さらに個性ある都市群など、魅力に満ちた地域です。しかし、就業機会の不足などによる長期の人口流出、高齢化の進展など厳しい状況にあります。このため、都市機能の充実や農業をはじめとする多様な産業の展開など地域特性を活かした活性化が求められています。

大牟田地域では、平成9年の三池炭鉱閉山に伴い、石炭産業に代わる新しい産業として、環境・リサイクル産業の集積に取り組み、大牟田エコタウンでは、RDF発電や廃家電から希少金属を取り出すレアメタルリサイクルなど環境産業の展開を図っています。

この地域には、久留米駅、筑後船小屋駅、新大牟田駅の3つの九州新幹線駅があり、これを定住人口や交流人口の拡大につなげていく必要があります。25年4月には筑後船小屋駅がある筑後広域公園内に九州芸文館が開館し、芸術文化関連団体やまちづくり団体等と連携を図りながら、芸術文化・体験・交流など様々な事業を展開し、公園や地域の魅力を発信しています。

有明海沿岸道路や三池港などの交通・物流基盤や、筑後広域公園、流域下水道などの生活基盤の整備を進め、地域の振興と良質な居住環境の整備に努めています。

主な事業・計画

事業名	計画期間	概要
交通基盤 高規格道路 幹線道路の整備	H6～	有明海沿岸道路(熊本県荒尾市～佐賀県鹿島市延長約61.9km、うち39.2km供用中) 一般国道 3号、210号、322号、442号、443号 主要地方道 鳥栖朝倉線、大牟田川副線、久留米柳川線、八女香春線、久留米筑紫野線、瀬高久留米線、南関大牟田北線、八女瀬高線、高田山川線、甘木田主丸線、三瀬上陽線、田主丸黒木線、諸富西島線、久留米立花線 等 一般県道 柳川筑後線、柳瀬筑後線、岩野黒木線 等 三池港
港湾の整備		
産業基盤 農業生産基盤の整備 農村環境の整備 農地等保全の整備		ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業 中山間地域農村活性化総合整備事業、農村総合整備事業、農業集落排水事業、水環境整備事業 ため池等整備事業、農地湛水対策事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、地すべり対策事業、湛水防除事業 林道・千々谷～滝の脇線、剣持～蚪道線、室園・浦谷線 近代化施設の整備、漁場の造成 等
林業基盤の整備 漁業基盤の整備 大牟田エコタウン事業	H10～	RDF発電所、RDF化施設、エコサクセンター、リサイクルプラザ、レアメタルリサイクル施設
福岡バイオバレープロジェクトの推進	H13～	福岡バイオインキュベーションセンター、福岡バイオファクトリー、福岡バイオインノベーションセンターを拠点としたバイオ産業の育成、集積
北部九州自動車産業グリーン先進拠点の形成	R4～	先進モビリティ産業総合支援センターによる地元企業の電動化支援、地元企業のCASE等関連技術の開発支援、取引拡大支援
教育・文化・研究基盤 世界遺産の保存・活用 福岡県特別支援教育推進プラン	R4～R8	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の資産の保存管理、理解促進 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進
生活基盤 街路事業 広域公園整備 流域下水道事業 市街地再開発事業 再生可能エネルギー等導入促進事業	H7～ S59～ H29～ H24～	久留米駅南町線、堤上野線 等 筑後広域公園 宝満川、筑後川中流右岸、矢部川 JR久留米駅前第二街区(久留米市)、新栄町駅前地区(大牟田市) 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進
福岡ソフトバンクホークスファームを活用した地域振興事業	H27～	福岡ソフトバンクホークスファーム本拠地の開業を契機に、筑後七国等と連携したイベントを展開

5 筑豊地域

この地域は、石炭産業の衰退による経済的、社会的疲弊を解消するため、産業基盤や生活環境の整備が進められ、地域は大きく転換しようとしています。

自動車産業の立地が進み、最先端の電磁波測定施設を有する AD0X 福岡や自動車産業を支える人材育成も活発に行われるなど、産業構造は大きく変わりつつあります。

理工系大学を中心にベンチャー企業や研究機関の集積を図り、新たな産業創出の拠点づくりを目指す飯塚トライバレー構想も進められています。

地域が一丸となって、筑豊農業の活性化に取り組み、おいしい米作りや特産のトルコギキョウ、野菜や果樹の生産が進められています。

国道 200 号、201 号バイパスの整備により福岡、北九州両都市圏との交通ネットワークも飛躍的に向上し、筑豊緑地や下水道など生活環境の整備も進んでいます。これらを活用し、定住人口や交流人口のさらなる拡大を進めていく必要があります。

主な事業・計画

事業名	計画期間	概要
交通基盤 幹線道路の整備		一般国道 201号、322号 主要地方道 中間宮田線、直方芦屋線、飯塚福岡線、田川直方線、直方宗像線、田川桑野線、室木下有木若宮線、福岡直方線、北九州小竹線、行橋添田線 等 一般県道 飯塚穂波線、直方鞍手線、千手馬見線、小竹瀬田線、英彦山香春線、豆田稲築線 等
産業基盤 農業生産基盤の整備 農村環境の整備 農地等保全の整備 林業基盤の整備 たがわ情報センター事業 飯塚トライバレーセンター事業 直方産業振興センター事業 北部九州自動車産業グリーン先進拠点の形成 e-ZUKA TECH GUILD(仮称)の設置 メディカルクロス福岡プロジェクト推進事業	H14～ H15～ H14～ R4～ R8～ R8～	ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業 農業集落排水事業 ため池等整備事業、湛水防除事業 林道：豊前坊線、熊ヶ畑・安真木線 地域の情報拠点としての、地域の情報発信、地域の情報化支援及び情報通信関連産業の誘致育成 産学官連携、インキュベート施設を活用した、情報関連ベンチャー企業の創業・育成支援や企業誘致の促進 電子機器の電磁波対策を行うための国際認証を受けられる計測施設の活用 先進モビリティ産業総合支援センターによる地元企業の電動化支援、地元企業のCASE等関連技術の開発支援、取引拡大支援 企業・学生・研究者が集い実践的スキルを磨く共創の場を設置し、ITスタートアップの創出を促進 医療福祉機器分野に係る専門人材の配置及び売れる製品開発プロジェクトの立ち上げを行うことで、県内企業の新規参入やビジネス拡大を促進
教育・文化・研究基盤 飯塚研究開発センター事業 福岡県特別支援教育推進プラン	H4～ R4～R8	大型研究プロジェクトや産学官共同研究、コーディネータによる技術支援・マッチングの推進 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進
生活基盤 街路事業 流域下水道事業 再生可能エネルギー等導入促進事業	 H7～ H24～	新飯塚潤野線、境口鴨生田線 等 遠賀川下流、遠賀川中流 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進

V 令和8年度県予算の概要

1	16か月予算の概要	265
2	令和8年度当初予算（一般会計） の概要	266
3	主要事業の概要	271

I 16か月予算の概要

一般会計の規模は、2兆4,132億円で、前年度に比べて1,272億円、5.6%の増となっています。

(単位：億円、%)

区 分						16か月予算				比 較		(参考) 当初比較	
		令和6年度 12月補正予算 (経済対策)	令和6年度 2月補正予算 (経済対策)	令和7年度 当初予算	計 D (A+B+C)	令和7年度 12月補正予算 (経済対策)	令和7年度 2月補正予算 (経済対策)	令和8年度 当初予算	計 H (E+F+G)	増 減	伸 率	増 減	伸 率
		A	B	C		E	F	G		H-D	H/D	G-C	G/C
歳 出	人件費			3,979	3,979		1	4,291	4,292	313	107.9	312	107.8
	社会保障費			4,047	4,047			4,193	4,193	146	103.6	146	103.6
	公債費			2,524	2,524			2,600	2,600	76	103.0	76	103.0
	公共事業費		598	1,129	1,728		536	1,103	1,639	▲88	94.8	▲26	97.7
	単独事業費		6	864	870	7	11	963	980	110	112.6	98	111.5
	直轄事業負担金		55	140	195		59	158	216	21	110.8	18	112.9
	計		660	2,134	2,793	7	605	2,224	2,836	43	101.5	90	104.2
	災害復旧費			148	148			103	103	▲44	69.6	▲44	69.6
	行政施策費	91	229	4,147	4,467	303	213	4,296	4,811	344	107.7	148	103.6
	市町村交付金等			4,651	4,651			5,030	5,030	379	108.1	379	108.1
歳 入	その他		3	249	252		3	263	266	14	105.6	14	105.6
	合 計	91	891	21,878	22,860	310	822	23,000	24,132	1,272	105.6	1,122	105.1
	県税等			10,690	10,690			11,294	11,294	604	105.6	604	105.6
	地方譲与税等			1,176	1,176			1,448	1,448	272	123.1	272	123.1
	地方交付税		11	3,071	3,082		15	3,143	3,158	76	102.5	72	102.3
	国庫支出金	91	553	2,029	2,673	310	513	2,172	2,994	321	112.0	142	107.0
	県債		317	1,540	1,856		280	1,687	1,968	111	106.0	148	109.5
	収支均衡のための基金繰入金				0				0	0	-	0	-
	文化芸術振興基金設置のための基金繰入金				0			48	48	48	皆増	48	皆増
	地方交付税精算等のための基金繰入金※2			305	305			253	253	▲52	83.0	▲52	83.0
歳 入	その他		11	3,066	3,077		14	2,955	2,969	▲108	96.5	▲111	96.4
	合 計	91	891	21,878	22,860	310	822	23,000	24,132	1,272	105.6	1,122	105.1

※1 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。
※2 地方交付税精算：令和8年度の普通交付税の算定における精算分（減額分）への充当のために取り崩すもの

歳出 <16か月予算の概況>

- ◆人件費 +313億円(+7.9%)
 - ・給与費 +198億円（給与改定等）
 - ・退職手当 +115億円（段階的な定年引上げ等）
- ◆社会保障費 +146億円(+3.6%)
 - ・障がい福祉関係費 +52億円（福祉サービスへの認知の広まり）
 - ・医療費・介護給付費 +47億円（高齢化の進行等）
- ◆公共事業費 +43億円(+1.5%)
 - ・施設建設 +121億円（新県立美術館、県立高校空調等）
 - ・災害関連 ▲78億円（R5梅雨前線豪雨災害等）
- ◆行政施策費 +344億円(+7.7%)
 - ・子育て世帯への現金給付 +87億円
 - ・学校給食費の抜本的な保護者負担軽減 +153億円
 - ・私立高校等における教育無償化 +101億円

歳入 <16か月予算の概況>

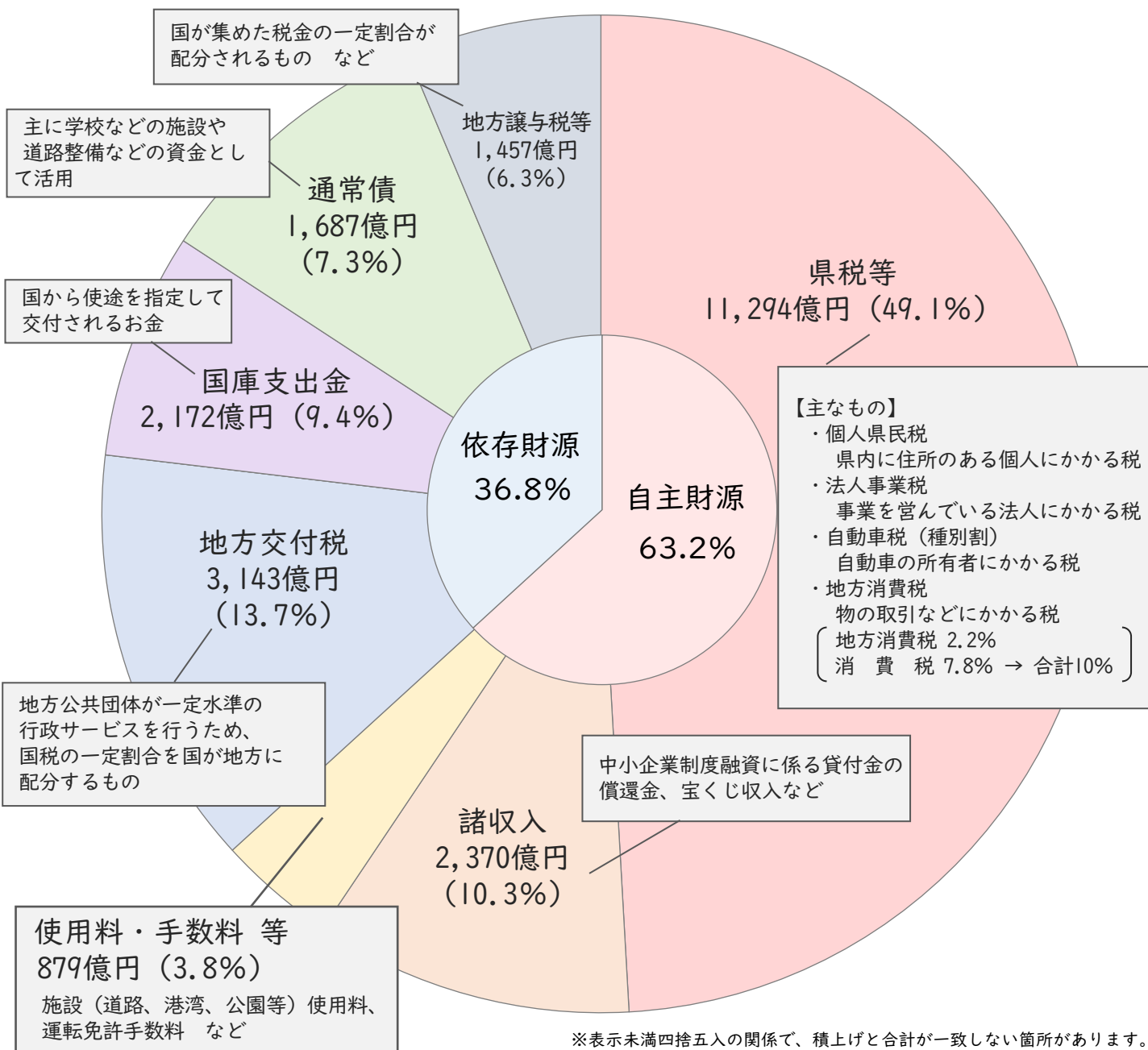
- ◆県税等 +604億円(+5.6%)
 - ・個人県民税 +81億円（給与所得の増加等）
 - ・法人二税 +106億円（企業業績の堅調な推移）
 - ・地方消費税 +344億円（民間消費の拡大）
- ◆国庫支出金 +321億円(+12.0%)
 - ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 +219億円
 - ・給食費負担軽減交付金 +76億円
- ◆県債 +111億円(+6.0%)
 - ・県有施設の整備費の増等
- ◆収支均衡のための基金繰入金 なし
- ◆文化芸術振興基金設置のための基金繰入金 48億円
- ◆地方交付税精算等のための基金繰入金 253億円

Ⅱ 令和8年度当初予算（一般会計）の概要

歳入予算の内訳

歳入予算のうち、もっとも大きなものは「県税等（県税及び地方消費税清算金）」で、全体の約49%を占めています。このほか、国から配られる「地方交付税」（約14%）や借入金である「県債」（約7%）など、さまざまなものがあります。

歳入総額 2兆3,000億円



用語解説 ～自主財源と依存財源～

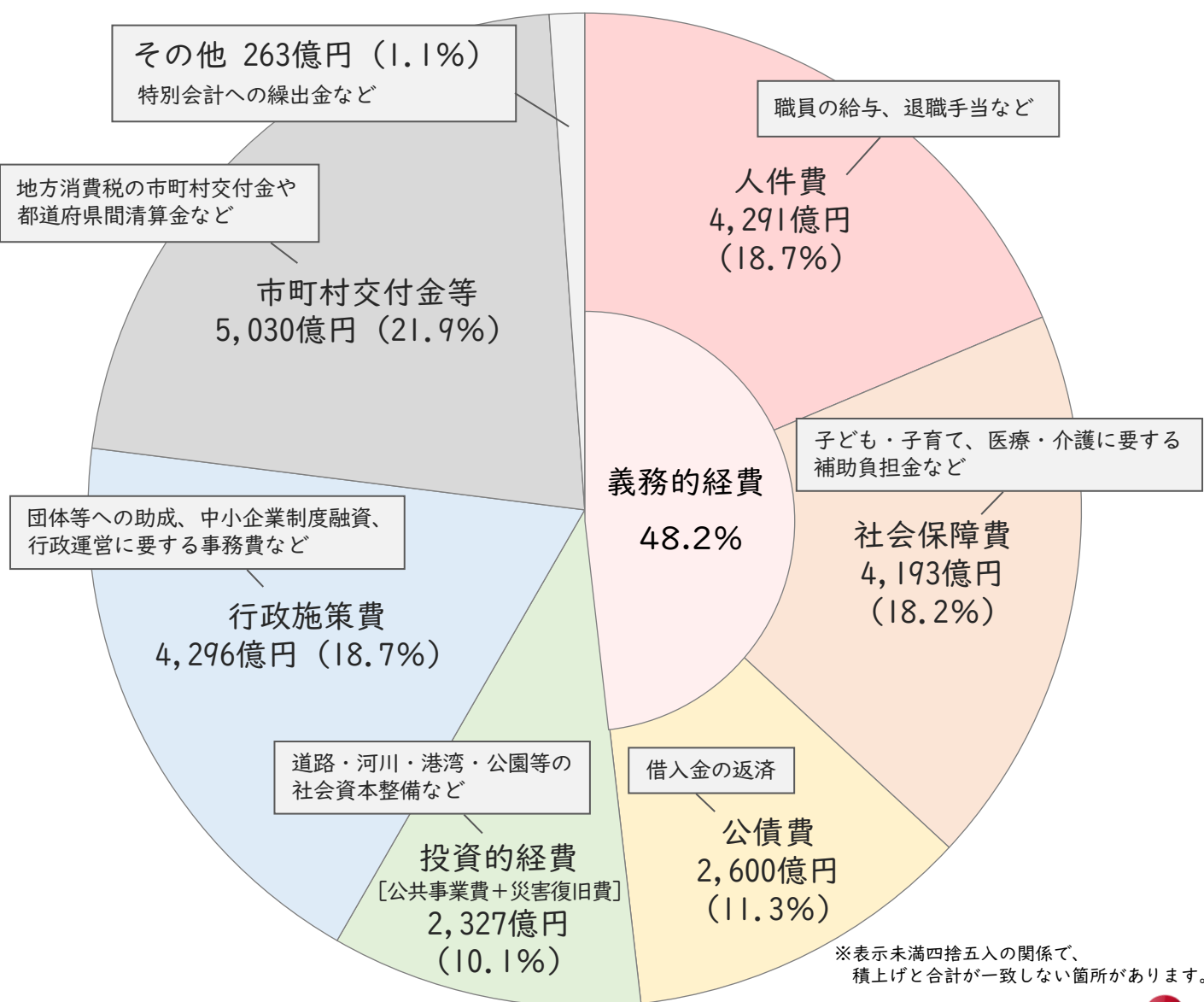
県税など県の権限で収入できるものを『自主財源』といい、国庫支出金や県債など、他から受ける収入を『依存財源』といいます。自主財源が多いほど行政活動の自主性と安定性が確保されます。

Ⅱ 令和8年度当初予算（一般会計）の概要

歳出予算の内訳 ～ 性質別経費 ～

性質別経費とは、歳出を経費の性質ごとに分類したもので、「人件費」や医療・福祉にかかる経費である「社会保障費」、将来にわたって活用される道路や建物などの整備費である「投資的経費」などに分けられます。

歳出総額 2兆3,000億円



地方消費税増収分は社会保障施策の充実・安定化に活用されています

本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分約833億円を、子ども・子育てや高等教育の無償化、医療・介護などの社会保障施策の一部に活用しています。

【主なもの】

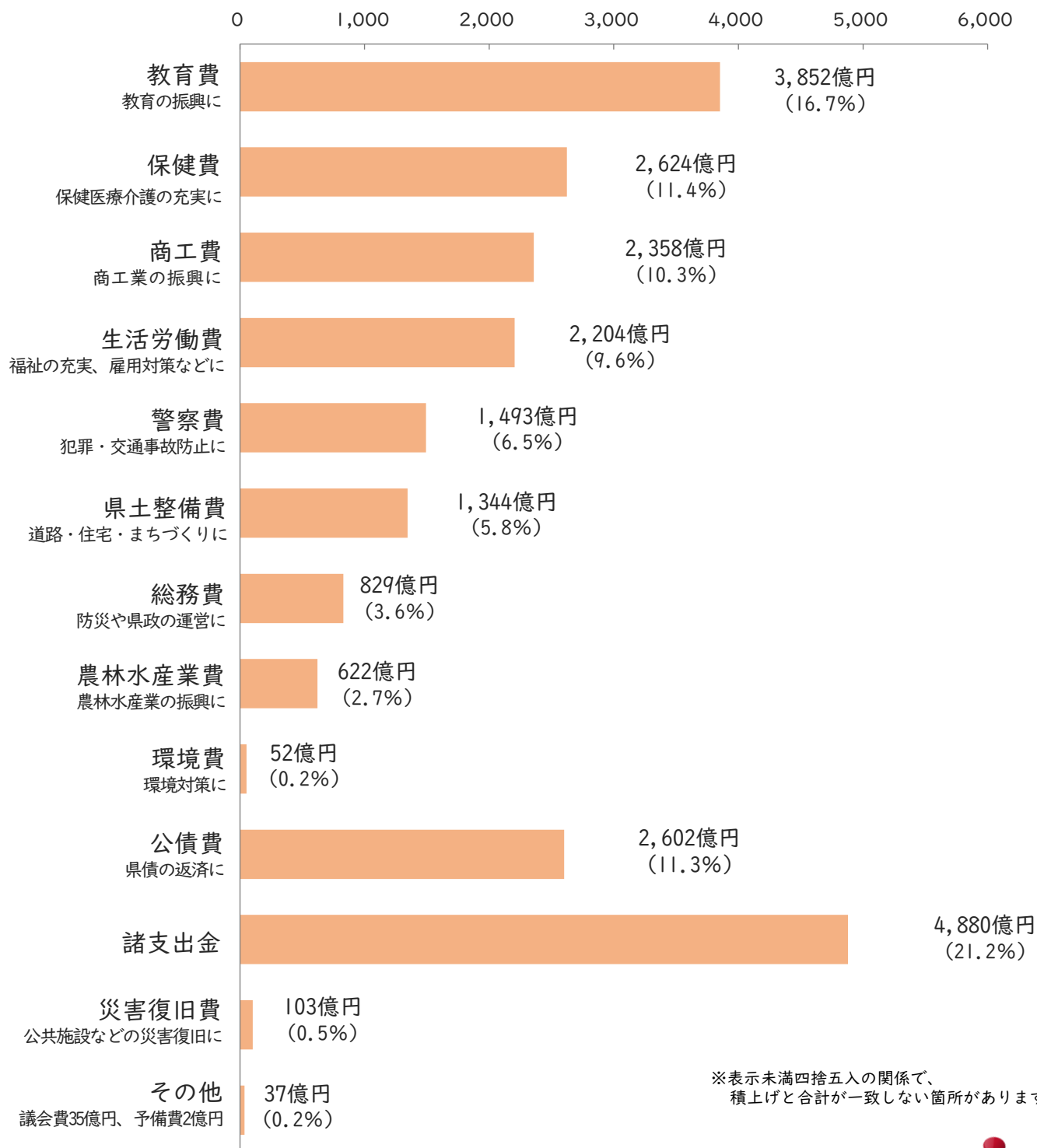
- ・ 保育料無償化の実施、保育所や放課後児童クラブの運営費支援
- ・ 難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大
- ・ 県設立公立大学法人や私立専門学校の授業料等減免

用語解説 ～義務的経費～

法などにより支出が義務づけられている人件費、社会保障費、公債費をいい、一般的に削減が困難な経費と言われています。高齢化により社会保障費が年々増加しており、地方財政を圧迫している要因とされています。

歳出予算の内訳 ～ 目的別経費 ～

目的別経費は、歳出をサービスの目的ごとに分類したもので、学校教育のための「教育費」や商工業振興のための「商工費」、保健医療介護の充実のための「保健費」、福祉の充実、雇用対策などのための「生活労働費」、犯罪捜査など警察活動のための「警察費」などに分けられます。



用語解説 ～ 諸支出金 ～

都道府県清算金（地方消費税等都道府県間で清算するお金）や市町村交付金（県に納められた税の一定割合を市町村に交付するお金）からなる予算項目です。

Ⅱ 令和８年度当初予算（一般会計）の概要

県民一人あたりの支出内訳

令和８年度当初予算を県民一人あたりで計算すると約４５万２千円で、その主な内訳は、次のようになります。

	県民一人あたり 支出額	主な内容
教育の振興に	約７万６千円〔16.7%〕	・教職員人件費、学校の運営経費 ・県立高校の体育館等へのエアコン設置の推進
保健医療介護の 充実に	約５万２千円〔11.4%〕	・血圧測定の実行を推進 ・身近なワンヘルスの取組への参画を推進
商工業の振興に	約４万７千円〔10.3%〕	・中小企業向け制度融資の充実 ・「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」を設置
福祉の充実、 雇用対策などに	約４万３千円〔 9.6%〕	・よかパパ料理・育児セミナーを開催 ・未経験分野への就職にチャレンジする若者を応援
犯罪・交通事故 防止に	約２万９千円〔 6.5%〕	・警察官人件費、警察署などの運営費 ・トクリュウ対策、警察の大規模災害対応力の強化
道路・住宅・ まちづくりに	約２万６千円〔 5.8%〕	・道路、河川、港湾、公園など社会資本の整備 ・洪水・土砂災害対策等を推進
防災や 県政の運営に	約１万６千円〔 3.6%〕	・交通空白地域を解消 ・災害備蓄体制を強化
農林水産業の 振興に	約１万２千円〔 2.7%〕	・生産力を強化し、「強い農林水産業」を実現 ・消費・販売を拡大し、「稼げる農林水産業」を実現
環境対策に	約１千円〔 0.2%〕	・ペロブスカイト太陽光電池を率先導入 ・県民への熱中症リスク情報の発信を強化
県債の返済に	約５万１千円〔11.3%〕	・災害復旧や長期間利用できる公共施設の建設工事 などのため、金融機関等から借入した資金の返済
その他、 諸支出金などに	約９万９千円〔21.9%〕	・都道府県清算金、市町村交付金 ・災害復旧費、議会費、予備費
計	約４５万２千円	

福岡県の家計簿

令和8年度当初予算を年収500万円の家計に例えた場合、次のようになります。

収入

区分	収入額
給与 (県税、地方交付税、地方譲与税など)	341万円
給与立替え (※1) (臨時財政対策債)	0万円
借入金 (通常債)	37万円
パート、賃料・臨時収入 (使用料・手数料、諸収入など)	64万円
預貯金取崩し (※2) (財政調整基金等三基金繰入金)	7万円
奨学金や保険給付、家屋修繕の助成金 (国庫支出金、地方特例交付金など)	51万円
合 計	500万円

支出

区分	支出額
生活費〔食費、日用品費、光熱水費〕 (人件費、一般行政費など)	112万円
医療費、介護費 (社会保障費)	92万円
ローン返済 (公債費)	56万円
家の修繕、家財道具買替え (投資的経費)	50万円
教育費、仕送り (補助費等、繰出金)	139万円
預金、投資 (積立金、投資及び出資金、貸付金)	51万円
合 計	500万円

※1 借入金の一部ですが、将来会社（国）から給与として支払われます。

※2 収支均衡を図るための財政調整基金等三基金の取崩しはありません。

収入は、給与（県税、地方交付税等）のほか、借入金（通常債）も大きな割合を占めています。

それに対して支出は、食費や日用品費などの生活費（人件費等）、医療費、介護費（社会保障費）、ローン返済（公債費）といった減らすことが難しい経費の割合が高くなっています。古くなった家の修繕（投資的経費）も費用がかかりますが、暮らしの安全を守るためには必要ですし、災害などへの備えも欠かすことはできません。

このため、日ごろから収入を増やす努力（県税収入の確保対策等）を行うとともに、支出は食費を抑えたり、日用品費、光熱水費の節約に努めるなどして、家計のやりくりを行っています。

人を育て、すべての人の活躍を応援する

▶▶▶ 「出会い」を創出し、「結婚」、「妊娠・出産」を応援

- ◆ 「私のライフプラン」を応援 1,128万円 （「私のライフプラン」応援費）
 - ・ 高校生、大学生、社会人それぞれの年代に応じた将来の「結婚・妊娠・出産」、「仕事・子育て」に関する知識を啓発するショート動画を制作・配信し、若い世代のライフプラン作りを応援
- ◆ プレコンセプションケアを促進 492万円 （プレコンセプションケア促進費）
 - ・ 専門医による対面相談、予期せぬ妊娠に悩む若年者等の妊娠判定費用を助成し、妊娠・出産・性感染症等に不安を抱える若年層を支援
- ◆ 卵子凍結による妊よう性※温存等に関する課題を検証 [2月補正] 1億217万円
（卵子凍結による妊孕性温存等課題検証費）
 - ・ 卵子凍結及び凍結卵子を用いた生殖補助医療の費用を助成し、早期に妊娠する力が低下する可能性がある人を支援
 - ・ 卵子凍結等に関する正しい知識を啓発するための動画を制作・配信 ※妊よう性：妊娠するための力
- ◆ 遠距離を通院する産婦等を支援 476万円 （妊産婦等のための遠距離通院支援費）
 - ・ 産婦健診や先進医療を含む不妊治療等のため、受診に概ね60分以上の移動時間を要する産婦等の交通費を支援

▶▶▶ 「子育て」を応援

- ◆ 「物価高対応福岡県子育て応援金」を給付 [2月補正] 86億9,511万円
（物価高対応福岡県子育て応援金）
 - ・ 子育て世帯に子ども1人あたり1万円を給付
- ◆ よかパパ料理・育児セミナーを開催 3,010万円 （よかパパ料理・育児セミナー開催費）
 - ・ 育休取得予定の男性を対象とした料理教室や家事・育児の役割分担の大切さを伝えるセミナーを実施
- ◆ ベビーシッター利用を支援 1,157万円 （子育て支援ベビーシッター利用促進費）
 - ・ 冠婚葬祭や通院等で一時的に生後6か月未満の乳児の保育を必要とする子育て世帯にベビーシッター利用料を助成
- ◆ こどもの入院に付き添う家族を支援 [2月補正] 2,598万円 （こども入院付添い家族支援費）
 - ・ 医療機関に家族が利用できるベッドや休憩スペースの整備等の費用を助成し、こどもの入院に付き添う家族の環境を改善



「こども」の健やかな成長を応援

✓ こどもの学びを充実

- ◆ 県立高校「Fukuoka Ignite Canpass ※ ～学びの心に火をつける～（仮称）」を構築 1,038万円
（県立高校 Fukuoka Ignite Canpass 構築費）
 - ・ 在籍校にとられず、学校の枠を越えて高い指導力を持つ教員の講座をオンデマンド視聴できる動画サイトを構築
 - ※ ignite（点火する）canpass（can（できる）+pass（合格する））をcampus（キャンパス・学舎）とかけた造語
- ◆ AIと創る「書く」「話す」英語学習モデルを構築 1,844万円
（AIと創る「書く」「話す」英語学習モデル構築費）
 - ・ 生成AIアプリを導入し、英語のスピーキング力・ライティング力の向上を図る学習モデルを構築
- ◆ 質の高い教科指導のための小学校専科教員を配置 3億3,176万円
（質の高い教科指導のための小学校専科教員配置費）
 - ・ 小学校4～6学年の体育の授業における安全性と質の向上を図るとともに、クラス担任の負担軽減を図るため、専科教員（体育）を県独自で配置
- ◆ スクールロイヤーによる学校サポート 769万円
（スクールロイヤーによる学校サポート費）
 - ・ 学校だけでは解決困難な事案に対処するため、弁護士（スクールロイヤー）を配置し、学校を支援
- ◆ 産業イノベーション人材育成のための高校教育改革を推進 3,333万円
（高等学校等教育改革促進費）
 - ・ 改革を先導する拠点校における取組を準備するため、コーディネーターを配置
 - ・ 教育委員会事務局の体制を整備し、高校教育改革実行計画を策定
- ◆ 生徒の健康を守る！県立高校にエアコンを整備 22億8,639万円 [2月補正] 4億1,825万円
（生徒の健康を守る県立高校エアコン整備費）
 - ・ 生徒の健康を守り、災害時における避難所環境の改善を図るため、体育館等へのエアコン設置のための設計及び工事を実施



＜生成AIによる英語学習＞

【整備計画】

	総整備費		整備数						完了時期
			R8	R9	R10	R11	R12	R13	
体育館	213億円	95校	25校	34校	36校				R10
特別教室 食堂・厨房	160億円	1,663室	0室※	44室	111室	713室	650室	145室	R13
計	373億円								

※特別教室、食堂・厨房については、設計を実施



＜輻射パネル × パッケージエアコン＞

体育館には、風や音が少ないことで競技の妨げにならず、必要な空間のみの室温調整が可能で省エネ性能にも優れた輻射パネル併用方式を採用

◆ 学校給食費の抜本的な保護者負担軽減を実施 152億8,916万円 (学校給食負担軽減費)

- ・ 公立の小学校段階の学校給食の食材費を支援 (723校分)

◆ 福岡の食材を学校給食に！食育・地産地消を推進 6,293万円
(福岡の食材を学校給食に！食育・地産地消推進費)

- ・ 県産農林水産物の利用拡大を図るため、デジタル技術を活用した調達システムを開発
- ・ 生産者団体や企業との協働による体験型食育プログラムの開発や県産食材の生産現場を紹介する動画コンテンツを作成し、学校における食育を推進



<博多和牛を使った給食>

◆ 食べて学ぼう！県産ブランド農林水産物を提供 [2月補正] 3億7,244万円
(食べて学ぼう！県産ブランドを活用した食育推進費)

- ・ 学校給食において、博多和牛や福岡有明のりなど本県自慢のブランド農林水産物を提供

◆ 食堂を利用する県立学校の生徒を支援 [2月補正] 2億280万円 (県立学校食堂生徒支援費)

- ・ エネルギー価格高騰に伴う生徒の食事代と業者の負担軽減を図るため、食堂の冷蔵庫や食器洗浄機などを省エネ性能の高い機器に更新

✓ 支援が必要なこどもに寄り添う

◆ 生徒の命を守る「心の健康」教育を推進 1,622万円 (生徒の命を守る「心の健康」教育推進費)

- ・ 県立学校における生徒の自殺予防の充実を図るため、全生徒を対象とした「心の健康教室」や新入生を対象としたロールプレイを取り入れた演習型授業を年度当初に実施
- ・ 心の健康に関する知識や生徒のSOSに気づき対応するスキルの定着を図る教職員研修を実施

◆ 早期アプローチにより不登校児童生徒を支援 5,191万円
(早期アプローチによる不登校児童生徒支援費)

- ・ 支援が必要な児童を早期に見出すため、小学校において福岡県立大学が開発した長期欠席予測シートを活用し、学習支援や教育相談を行う不登校児童支援員の配置支援を拡充
- ・ 不登校児童生徒支援員の資質を向上させるための研修を実施

◆ 不登校児童の学びと心を支える支援従事者をサポート 2,070万円
(こどもの学びと心を支える不登校総合サポート強化費)

- ・ 福岡県立大学の知見やノウハウを活用し、市町村教育支援センターに対する伴走支援や学校関係者に対する早期対応・スキルアップ支援を実施
- ・ 不登校児童生徒に相談指導を行うフリースクールスタッフ等に対する相談・研修支援を実施

◆ 高等専修学校における学びの継続を支援 1,352万円 (高等専修学校における学びの継続支援費)

- ・ 高等専修学校に対し、発達障がい・不登校生徒等をサポートする専任教職員やスクールカウンセラー配置を支援

◆ 日本語指導が必要な児童生徒への支援体制を整備 1,252万円
(日本語指導が必要な児童生徒への支援体制整備費)

- ・ 小中学校への支援員配置や学習支援アプリ導入等の支援、アドバイザーの派遣により学習指導や相談対応を充実
- ・ 日本語指導担当教員の指導力を向上させるための研修を実施

「こども・若者」のチャレンジを応援

- ◆ 未来子どもチャレンジ応援プロジェクトを推進 3,963万円 (高校生∞(無限大)チャレンジ費)
 - ・ 高校生が地域固有の課題・ニーズに挑戦する「ローカル イノベーターズ チャレンジ」、ソーシャルビジネスの起業を目指す「アントレプレナーズ チャレンジ」を応援
 - ・ 地域や社会で活躍できる若者を育成する「キャリア デザイン コミュニティ」を開設
- ◆ 「福岡から世界へ」人材育成プロジェクトを推進 6,546万円 (「福岡から世界へ」人材育成プロジェクト費)
 - ・ 産学官が連携し、社会課題や持続可能な地域づくりへの取組意欲が高い高校生が自ら作成したプログラムによる海外留学を支援
- ◆ フードビジネス分野におけるハワイ州との交流により国際人材を育成 998万円 (ハワイ州とのフードビジネス分野における人材育成交流費)
 - ・ フードビジネスを学ぶ学生がハワイ州の学生と合同で商品の開発・販売に挑戦

「ジェンダー平等」の推進と「女性」の活躍を応援

- ◆ 「あすばる」みらいジェンダープロジェクトを推進 747万円 (「あすばる」みらいジェンダープロジェクト費)
 - ・ 大学生がジェンダー平等について意見交換し、その成果を同世代の若者や社会に向けて発信するワークショップを開催
 - ・ ジェンダーに関する悩みを抱える男性に対し、オンライン面談やセミナーを実施
- ◆ 私らしく働く！女性のキャリアを応援 8,170万円 (私らしく働く！女性のキャリア応援費)
 - ・ 働く女性の交流の場「福岡キャリア・カフェ」を、育児中などの女性もオンラインで参加できるようハイブリッド型で開催
 - ・ 学生の就職に関する意識を調査し、ロールモデルや人事担当者と交流・意見交換する企業見本市「福岡ジョブ・コレクション」を開催
 - ・ 「女性のキャリア応援センター(仮称)」を開設し、働きたい女性や働く女性をワンストップで支援
- ◆ セクハラ・詐欺から守る！女性起業家を応援 170万円 (セクハラ・詐欺から守る！女性起業家応援費)
 - ・ 女性起業家を狙ったセクハラや詐欺の実態調査、関係者とともに対応策を考えるオープンセッションを実施
- ◆ 起業で輝く女性を支援 1,397万円 (起業で輝く女性支援費)
 - ・ 「Bloom福岡」において、起業を目指す女性のステージに応じたセミナーや伴走支援を実施
- ◆ 女性の活躍を支援するため生理休暇の取得を促進 2,086万円 (女性活躍支援生理休暇取得促進費)
 - ・ 生理休暇が当たり前に取得できる社会を目指し、中小企業の経営者や人事労務担当者を対象とした啓発セミナーや県民向け啓発イベントを開催
- ◆ 女性警察官が活躍できる職場環境を整備 6,406万円 (女性警察官が活躍できる職場環境整備費)
 - ・ 警察施設に女性専用トイレ、仮眠室、シャワーを整備
- ◆ 女性消防団員が活躍できる環境整備を支援 250万円 (女性消防団員加入促進費)
 - ・ 消防団拠点施設に女性専用更衣室やトイレ整備を行う市町村の取組を支援



<ワークショップの様子>

年齢や障がいの有無、国籍を問わず「すべての人」の活躍を応援

- ◆ **就職氷河期世代の就職支援を強化** 727万円 （就職氷河期世代就職支援強化費）
 - ・製造や販売など未経験の職種への理解を促進し、就職につなげるための有償インターンシップを実施
- ◆ **生涯現役で活躍したい高齢者の新たな職場体験を実施** 857万円 （生涯現役新たな職場体験費）
 - ・高齢者がこれまでのキャリアで経験のない警備や介護などの職種への職場見学会を実施
- ◆ **障がいのある人が働きやすい職場づくりを支援** 3,249万円 （障がい者が働きやすい職場改善費）
 - ・障がいのある人が活躍する職場見学ツアーと受入環境の改善を助言するアドバイザー派遣を一体的に実施し、職場定着に課題を抱える企業を支援
- ◆ **外国人との共生社会の形成に向けた相互理解を促進** 859万円 （外国人との相互理解促進費）
 - ・日本語が全く分からない外国人向けの日本語教室の開設を支援し、地域住民との交流を推進
 - ・留学生など新規入国者向けに、日本の生活マナーや交通ルール等を理解してもらうオリエンテーションを開催
- ◆ **FUKUOKA IS OPENセンターを核に在住外国人からの相談対応能力を強化** 1,099万円
（FUKUOKA IS OPENセンター運営費）
 - ・センター相談員のスキルアップや市町村職員の対応力向上のための研修会を開催
 - ・在住外国人からの相談件数の増加に対応するため、センター相談員を1名増員

社会を支える「担い手」を育成

- ◆ **キャリアに応じた看護職員を確保・養成** 2,543万円 （看護師等確保・養成費）
 - ・「あなたの未来がきっと見つかる」看護の就職フェア開催、「安心と自信を育む」新人看護職員教育体制の構築
 - ・「また働きたいを支援！！」復職支援研修の充実、「多様な働き方をあなたに」プラチナナース※の就業継続支援

※プラチナナース：55歳以上の看護職員
- ◆ **介護サービス事業所における外国人介護人材の受入・定着を支援** 1,697万円 [2月補正] 1,283万円
（外国人介護人材の受入・定着支援費）
 - ・就労希望の特定技能候補者と事業所のマッチング、外国人材を指導する職員向けの研修会等を実施
 - ・携帯型翻訳機や多言語対応の介護記録ソフト等の導入を支援
- ◆ **介護福祉士養成施設におけるDX教育を充実** [2月補正] 2,000万円
（介護福祉士養成施設教育充実費）
 - ・DXが進む介護現場の実情に即した介護人材養成のため、介護福祉士養成施設に介護ソフト等のICT機器を導入
- ◆ **未経験分野への就職にチャレンジする若者を応援** 5,093万円
（若者の未経験分野への就職チャレンジ応援費）
 - ・ものづくりやITなどの未経験分野への就職を希望する若者に、合同企業説明会によるマッチングから就職後のOff-JTまで一貫して支援
- ◆ **地域限定保育士試験の実施による保育人材の確保** 1,772万円 （地域限定保育士試験費）
 - ・実技講習会の受講により保育士資格の取得に必要な実技試験が免除される地域限定保育士試験を実施
- ◆ **協働クリエーションプログラム「Biz×Social Bridge」を推進** 470万円
（協働クリエーションプログラム『Biz×Social Bridge』事業費）
 - ・企業の社会貢献活動を促進するため、活動手法を検討するためのワークショップやNPO等の活動現場を訪問するフィールドツアー、協働パートナーとなるNPO等とのマッチングを実施

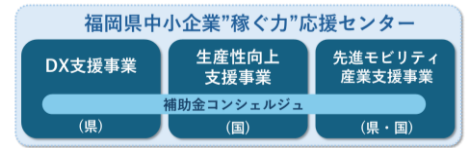
産業を育て、県経済を強くする

県経済の原動力「中小企業」の成長を支援

✓ 中小企業の稼ぐ力を高め、持続的な賃上げを実現

◆ 「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」を設置
1億5,154万円（中小企業稼ぐ力強化支援費）

- ・中小企業のDX、生産性向上、先進モビリティの開発・生産について、国の機関と一体的な支援を実施



<センター体系図>

◆ 中小企業の成長投資による賃上げを応援 3億6,733万円（中小企業成長投資・賃上げ応援費）

- ・賃上げに取り組む中小企業の製品開発・設備導入補助に係る補助率を嵩上げ
補助率：30円以上60円未満の賃上げを行う場合 2/3
60円以上の賃上げを行う場合 3/4
対象補助金：半導体後工程関連製品開発補助、宇宙ビジネス製品・サービス開発補助など 全33種

◆ 「DX・生産性向上支援資金」を創設 融資枠300億円（中小企業振興資金融資費）

- ・中小企業のDX・生産性向上を促進するため、中小企業制度融資において保証料補てんを実施
[保証料]
①福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センターの支援を受けDX等に取り組む企業に対し、県が1/2補てん（0.45～1.90% → 0.225～0.95%）
②生産性向上に取り組む中小企業に対し、県が一部補てん（0.45～1.90% → 0.45～1.62%）

◆ ものづくり中小企業の技術高度化による収益力向上を支援 [2月補正] 5億5,519万円
（技術高度化による中小企業収益力強化費）

- ・工業技術センターの各研究所に先端ものづくり設備を導入し、中小企業の製品開発を強力に支援

研究所名	導入設備
機械電子研究所	半導体製造装置や自動車向け金属材料の高機能化のための加工装置、分析装置
化学繊維研究所	リサイクル材料（樹脂や繊維）の高機能化のための分析装置、試作装置
インテリア研究所	建築材料の難燃性能向上のための分析装置
生物食品研究所	食品の機能性付与、機能性向上のための分析装置

◆ 小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力を強化 [2月補正] 2億4,194万円
（小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援費）

- ・新商品開発や販路開拓の取組を支援し、小規模事業者の持続的な賃上げを促進

◆ 中小企業の販路開拓を支援 4,846万円（中小企業販路開拓強化費）

- ・首都圏等で開催される中小企業向け大規模展示会への出展回数・企業数の拡大により、販路開拓を強化

◆ 持続的な賃上げに向けた中小企業の価格転嫁を支援 880万円
（中小企業価格転嫁円滑化・賃上げ支援費）

- ・価格交渉や価格転嫁に関する相談を受け付ける「価格転嫁相談窓口」を設置

<12月補正計上事業>

- 業務のDX等により生産性を向上させ、賃上げに取り組む中小企業を支援 8億4,107万円
- 経営革新計画により売上を向上させ、賃上げに取り組む中小企業を支援 3億9,131万円

✓ 中小企業の持続的な成長を実現

- ◆ 経営改善サポートデスクを開設 6,491万円 (中小企業経営改善支援体制強化費)
 - ・ 早期の経営改善に取り組む中小企業への支援体制を強化するため、新たに経営改善サポートデスクを開設
 - ・ 専門家派遣による販路拡大や新商品開発の支援を強化
- ◆ 「経営改善促進特別融資」を創設 融資枠400億円 (中小企業振興資金融資費)
 - ・ 物価高等により厳しい状況にある中小企業の経営改善を支援するため、R 8年度に限り保証料を低減した特別融資を創設
 - [保証料] 0.45～1.75% → 0.15～1.17%
- ◆ 中小企業の支援情報アプリを開発 3,082万円 (中小企業支援情報アプリ開発費)
 - ・ 中小企業の課題に適した支援情報をAI検索機能により簡単に調べられるアプリを開発
- ◆ 中小企業の事業継続力を強化 3,741万円 (中小企業事業継続力強化支援費)
 - ・ 災害や感染症などの経営リスクに備えた実効力の高い計画策定・更新のため、専門家による伴走支援を実施
- ◆ 円滑な事業承継を支援 3,026万円 (事業承継に向けた中小企業収益力強化費)
 - ・ 事業承継計画を策定した中小企業が取り組む販路開拓やデジタル技術導入等を支援

✓ 中小企業を支える人材の確保・育成を支援

- ◆ 奨学金返還支援による中小企業の人材確保を支援 5,047万円
(奨学金返還助成による中小企業人材確保支援費)
 - ・ 若手人材の確保のため、奨学金の代理返還等を行う中小企業への助成を実施
- ◆ 小規模事業者の人材確保の取組を支援 2,100万円 (小規模事業者人材確保支援費)
 - ・ 商工会議所・商工会が行う事業者の職場紹介動画の作成や会社見学会の開催を支援
- ◆ 商店街のがんばる若手経営者を育成 577万円 (がんばる商店街若手人材育成支援費)
 - ・ 市町村・商工団体と連携し、若手経営者グループによる地域の商店街振興に向けた活動を支援
- ◆ インド高度技術人材の確保に向けた調査を実施 597万円 (インド高度人材活用調査費)
 - ・ 中小企業の人材確保のため、高度技術人材が豊富なインドにおいて、政府機関、大学とのネットワーク構築等に向けた現地調査を実施

✓ 中小企業の資金繰りを支援

<継続事業>

中小企業の円滑な資金繰りを支援 総融資枠8,001億円 (うち新規融資枠3,285億円)

自動車産業サプライチェーンの強靱化

◆ 日産自動車の生産移管等を契機として集中的にサプライチェーンを強靱化 5億5,071万円
(自動車サプライチェーン強靱化費)

- ・ サプライヤーの設備導入や技術開発を支援
- ・ 地元企業に関する情報提供体制強化や現地視察会を実施
- ・ 生産移管企業向けの個別相談会等によりサプライヤーの戦略的な誘致を実施



<日産自動車九州>

成長の起爆剤「スタートアップ」を育成

◆ NEXTユニコーンの創出を推進 8,108万円 (NEXTユニコーン創出推進費)

- ・ 大きな成長が見込まれるディープテック企業を選定し、事業戦略の磨き上げや、海外VCとのネットワーキング等を集中支援する「福岡県NEXTユニコーン育成 ⚡ (スパーク) プログラム」を実施
- ・ バイオスタートアップの海外からの資金調達のため、専門家による伴走支援を実施
- ・ スタートアップの革新的な新商品・サービスの認定制度を創設し、県がトライアル導入することで、民間への販路拡大を支援

◆ アトツギ・サッシンベンチャーの創出・育成を強化 7,842万円

(アトツギ・サッシンベンチャー創出育成費)

- ・ 新規事業のアイデアを具体化するアトツギ・サッシンベースを経て、新商品・サービス開発にチャレンジするアトツギ・サッシンジャンプの支援対象社数を50社に倍増
- ・ アトツギ・サッシンのPRイベント「アトツギ・サッシンフェス」の開催や、新商品を展示・販売する「アトツギ・サッシンストア」の开展を実施

経済と環境の好循環「グリーン成長プロジェクト」を推進

◆ 「新生シリコンアイランド九州」の実現に向けた九州各県との連携プロジェクトを推進 1,862万円 (新生シリコンアイランド九州推進費)

- ・ 台湾の大型展示会への九州パビリオン出展や台湾半導体企業を招へいた九州合同商談会開催により、地元企業の取引拡大を推進

◆ 「AIデバイス※」の開発から販路拡大まで強かに支援 4,886万円
(AIデバイス開発・取引拡大推進費)

- ・ 県内AIデバイス関連企業の新製品開発を支援
- ・ 日本最大のデジタル技術展示会「CEATEC」に出展し、新製品のPRやビジネスマッチングを実施

※自律的に認識・判断・行動するAIを組み込んだ電子機器 (AIカメラ、AI自動収穫ロボットなど)

◆ 水素グリーン成長戦略を推進 2億2,269万円 (水素グリーン成長戦略推進費)

- ・ ディーゼルエンジンからコンバージョン※した水素エンジントラックの導入を支援
- ・ 九州大学、久留米高専と連携し、中高生を対象とした水素分野の人材育成プログラムを実施

※ベースとなる車両に加える付加価値のある改造



<水素エンジントラック>

世界で勝負できる「先端技術産業」の創出を加速

◆ 世界とつながるバイオスタートアップエコシステム「Fukuoka Bio Open Gateway」を形成
1億7,172万円（「Fukuoka Bio Open Gateway」形成推進費）

- ・ファーマテック分野：AI・デジタル技術を活用した医薬品等の研究開発の加速化を支援
- ・フードテック分野：九州大学のAI技術、生物食品研究所の食品開発の知見を活用し、機能性表示食品の届出期間を短縮
- ・ヘルステック分野：久留米大学「スリープラボ」と連携した睡眠関連商品の開発を支援

◆ 宇宙ビジネスを振興 4,055万円（宇宙ビジネス振興費）

- ・宇宙ビジネス支援拠点「Fukuoka Space Business Acceleration Lounge（仮称）※」を設置し、新規参入やビジネス拡大をJAXA等と連携し強力に推進 ※略称F★SBAL（Fスバル）
- ・2027年に本県で開催されるアジア・太平洋地域宇宙機関会議の機運醸成を図るため、プレイベント等を実施
- ・福岡県の名物・特産品を活用した「宇宙福岡食」や SAR衛星※データを利用した防災・インフラ管理システムの開発を支援 ※レーダーを使用して、昼夜天候を問わず観測できる衛星

◆ 「メディカルクロス福岡」プロジェクトを推進 2,229万円
（メディカルクロス福岡プロジェクト推進費）

- ・医療福祉機器ネットワークに参画している企業・病院等と連携し、新たに医療福祉機器分野に参入する県内ものづくり企業の製品開発の伴走支援、販路拡大のための大手メーカーへの出張技術提案会を実施
- ・革新的な医療機器の開発に向け、薬事規制に関する専門家による相談対応等の支援体制を構築

◆ 福岡発ロボット医療機器による遠隔手術実現プロジェクトを推進 5,600万円
（福岡発ロボット医療機器による遠隔手術実現プロジェクト費）

- ・ふるさと福岡県応援基金を活用し、手術支援ロボットを遠隔で使用するためのソフトウェア開発や実証を支援

生産力を強化し、「強い農林水産業」を実現

☑ 農林水産業の生産構造の転換

◆ 未来の農業をつくる構造転換緊急プロジェクトを推進 1億1,235万円
（未来の農業をつくる構造転換緊急プロジェクト費）

- ・地域における農地の将来像を示す地域計画のブラッシュアップや、農地集約化に必要な機械の導入等を支援

◆ 未来の農業を支える担い手確保を強化 1億8,123万円
（未来の農業を支える担い手確保強化費）

- ・農業法人の人材確保に向け、農業高校生とのマッチングを実施
- ・企業の農業参入に関する相談に対応できるよう、ワンストップ相談窓口を設置

◆ 先端技術の導入により県産農産物等の生産を振興 2,427万円 [2月補正] 2億3,492万円
（先端技術による新品種等開発費・AIを活用した「はかた地どり」改良施設整備費）

- ・AI技術を活用した「はかた地どり」の肉質向上に向け、農林業総合試験場における原種鶏の育成・選抜のための鶏舎を整備
- ・旨味が強く、消費者ニーズに合った「博多えのき」の新品種となる有望系統を選抜
- ・木材の生産性向上のため、伐採することなく高精度な強度測定ができる機器を開発

◆ 農業に挑戦！新規就農者の機械等導入を支援 [2月補正] 2,693万円
（農業に挑戦！新規就農者機械等導入支援費）

- ・65歳未満の新規就農者が就農開始に必要なトラクターや病害虫防除機等の導入を支援

＜はかた地どり＞

◆ 「ふくおか未来型園芸農業創出コンソーシアム」による農業研究開発力の強化
462万円（ふくおか未来型園芸農業創出コンソーシアムによる研究強化費）

- ・農業の生産性の向上と環境負荷の低減を実現するため、企業や大学、国の研究機関等と連携し、園芸農業における先進技術の開発・普及を進めるコンソーシアムを組成

✓ 農林水産業の競争力強化

◆ 中山間地域の新たな収入源を確保 1,082万円 (中山間地域の新たな収入源確保対策費)

- ・ カノコソウなど薬用作物の化粧品分野等への活用に向け、大学と連携した
需要調査や栽培技術指導を実施



<カノコソウ>

<継続事業>

園芸農業の競争力を強化 14億5,350万円 [2月補正] 32億2,132万円

- ・ 園芸産地の育成、雇用型経営導入等に必要な施設・機械の導入を支援
- ・ 施設を利用する農業者の負担軽減を図るため、国の補助率を嵩上げし、施設の高機能化・統合を推進

水田農業の競争力を強化 1億4,495万円 [2月補正] 36億5,143万円

- ・ 農作業集約化及び生産規模拡大に取り組む担い手が行う機械の導入を支援
- ・ 施設を利用する農業者の負担軽減を図るため、国の補助率を嵩上げし、施設の高機能化・統合を推進
- ・ 麦類の国産化を推進するため、県産麦類産地の生産性向上に必要な費用を助成

畜産業の競争力を強化 [2月補正] 7億673万円

- ・ 生産効率の改善を図る畜産農家に対し、畜舎等の整備を支援

林業の生産力を強化 [2月補正] 4億1,961万円

- ・ 県産木材の供給力強化を図る高性能林業機械等の整備を推進
- ・ 生産性向上に取り組むきのこ生産者に対し、生産に必要な資材の導入を支援

<12月補正計上事業>

- 地域を牽引する、企業的な大規模あまおう農家を育成 4億860万円
- 欧米への輸出拡大に向けたオーガニックハ女茶の生産を推進 3,174万円
- スマート農業機械の導入を推進 7億7,304万円
- 県産木材の供給力強化を図る高性能林業機械等の整備を推進 1億1,211万円
- G I を取得した県産酒の振興に向け、酒米生産を支援 9,709万円

✓ 気候変動に対応した生産の展開

◆ 暑さに負けない！農業における夏期の高温対策を強化 9,038万円 [2月補正] 1億5,949万円 (暑さに負けない！園芸対策強化費 他2事項)

【園芸農業】

- ・ ハウス内の温度を下げるミスト冷房や天窓換気装置などの施設・機械の導入を支援
- ・ 異常な高温による果樹の日焼け等を低減する技術開発や花きの安定出荷を可能とする加湿・冷蔵技術の実証

【水田農業】

- ・ 暑さに強い県産米「元気つくし」や「実りつくし」の種子を確保するため、専用乾燥機の導入を支援
- ・ 高温条件下に対応した水稻・大豆の高収量・高品質生産技術を開発

【畜産業】

- ・ 暑さによる家畜のストレスを軽減するため、スポットクーラーや大型送風機などの設備・機械の導入を支援
- ・ 遺伝的能力評価を活用した暑熱耐性の高い乳用牛の導入や精液の利用を支援

◆ 気候変動をノリ越える！「福岡有明のり」の生産を強化 2,404万円 (気候変動をノリ越える！「福岡有明のり」生産強化費)

- ・ 「福岡有明のり」の生産強化に向け、海況が良い年に生産した良質な種網を
冷凍保管し、越年して利用できる技術を開発



福岡有明のり
Fukuoka Ariake Nori

消費・販売を拡大し、「稼げる農林水産業」を実現

◆ 県産農林水産物の海外の新たな販路を開拓 3,116万円
(県産農林水産物の輸出多様化推進費)

- ・ 活水産物の輸出が解禁されたベトナム向けにマダイとカキの試験輸出を実施
- ・ アルコール飲料の輸出先として有望な台湾で、県産酒のプロモーションを実施

◆ ブランド県産畜産物の輸出拡大を支援 [2月補正] 2億6,667万円
(ブランド県産畜産物輸出拡大支援費)

- ・ 県内で初めて米国・EU向け輸出に対応した新食肉センターの整備を助成

◆ もっと福岡の酒を飲もう！「GI福岡」プロモーションを強化 [2月補正] 4,012万円
(もっと福岡の酒を飲もう！「GI福岡」プロモーション強化費)

- ・ GI※認定を受けた県産酒の販売拡大に向け、ナビゲーターの育成や公式ウェブサイトの多言語化を実施

※GI：ブランド価値の保護のため、産地名の使用に基準を設ける制度。
認定にあたり、地元の原材料を使うことが重要視される

◆ 農産物直売所の機能高度化を支援 [2月補正] 1億494万円
(農産物直売所機能高度化支援費)

- ・ 農産物の搬入効率向上のためのスロープの設置や、鮮度の高い商品を提供できる急速冷凍機等の導入を支援

◆ 木を活かす街づくりを推進 2,365万円 (木を活かす街づくり推進費)

- ・ オフィスビルなど非住宅分野での木造設計を支援
- ・ 若手設計者の育成を図るため、木造建築デザインコンペを開催

◆ 産地で実感！ふくおかの地魚の魅力を発信 690万円
(産地で実感！ふくおかの地魚魅力発信費)

- ・ 「ふくおかの地魚応援の店」の来店者に県産水産物の魅力をPRするため、応援の店の料理人を対象とした産地ツアーを開催

食の王国・福岡の魅力を高め、「観光産業」を振興

◆ 「食の王国・福岡」を体験！ガストロノミーツーリズムを推進 6,371万円（「食の王国・福岡」ガストロノミーツーリズム推進費）

- ・食と自然・歴史文化を楽しむガストロノミーツーリズムを推進するため、国内外の観光客に魅力的なメニューを開発
- ・アンテナレストランやクリスマスアドベントを活用し、首都圏における福岡プロモーションを実施



<アンテナレストランメニュー>

◆ フィッシングツーリズムを推進 1,806万円（フィッシングツーリズム推進費）

- ・釣り体験、食事、観光、宿泊を一体化したオールインワン・フィッシングツアーを、釣り初心者から中級者、富裕層といったターゲットごとに造成

◆ ユニバーサルツーリズムを推進 4,324万円（ユニバーサルツーリズム推進費）

- ・県公式観光サイトを活用し、ユニバーサルツーリズムに対応している観光施設やモデルコースの情報を発信
- ・誰もが安心して旅行を楽しめるよう観光施設の段差解消や案内設備の充実などユニバーサルデザイン化のための設備整備を支援

◆ 「新宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の魅力・価値を発信 1,348万円（世界遺産「新宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の魅力増進・価値発信費）

- ・国内外からの誘客促進のため、事業者に対するシェアサイクルの導入支援、遺産群の無形の価値を伝えるVR動画等の制作、全国通訳案内士に対するツアー造成研修を実施



<VR動画の制作イメージ>

◆ 伝統工芸産地のオープンファクトリー化を推進 2,538万円（伝統工芸産地オープンファクトリー推進費）

- ・小石原焼産地における年間を通じた工房見学・製作体験の体制づくりを支援
- ・久留米絨産地のオープンファクトリー情報を国内外に発信

◆ 来て！見て！触れて！福岡の伝統工芸の魅力を発信 923万円（「来て！見て！触れて！」福岡の伝統工芸魅力アップ費）

- ・福岡の伝統工芸を体験できる特設ブースを首都圏等の百貨店に出展
- ・産地と連携し、伝統工芸品の情報発信や新商品開発等に取り組む学生団体を支援

◆ 「トラディショナルクラフト@匠ギャラリー」伝統工芸の魅力を発信 2,395万円（トラディショナルクラフト@匠ギャラリー費）

- ・インバウンドに向けた魅力発信のため、匠ギャラリーにおいて伝統文化、伝統工芸の体験型企画展を開催



<匠ギャラリー>

◆ 国内外の旅行者向け宿泊促進キャンペーンを実施 6億7,494万円（県内送客促進事業費）

- ・海外OTAを活用し、訪日客向けに宿泊代金の一部を助成
- ・閑散期の平日に観光客を呼び込む「ふくおか平日おトク旅観光キャンペーン」を実施

◆ 県内周遊バスツアー「よかバス」による県内各地への周遊促進 3,606万円（県内送客促進事業費）

- ・訪日客の県内周遊を促進するため、料金の一部を助成
- ・更なる利用促進を図るため、「よかバス」の魅力発信を強化

◆ 欧米豪・中東からの誘客を強化 2,649万円（インバウンド高付加価値旅行推進費）

- ・フランス、アメリカ、中東等からの旅行者の嗜好に合わせた高付加価値な旅行商品を造成するとともに、現地旅行会社へのセールスや航空会社と連携したプロモーションを実施

経済成長を支える「産業人材」を育成

◆ 半導体人材の育成を強かに推進 2,851万円

(福岡半導体高度人材育成拠点形成費)

- ・福岡半導体リスキリングセンターにおいて、学生向けに半導体の全製造工程見学会やエンジニアとの交流会を実施



◆ 「技専校って何？」魅力発信プロジェクトを実施 2,518万円

(「技専校って何？」魅力発信プロジェクト費)

<技専校の太陽光パネル設置訓練>

- ・高等技術専門校への関心を高めるためPR動画制作や見学バスツアーを実施
- ・GX・DXに対応した最先端技術訓練を導入

◆ 県内成長産業を支える人材育成・マッチングを推進 1,865万円

(情報・先端技術教育充実費)

- ・私立高校生を対象とした情報・先端技術関連企業や大学等の見学会、企業等による出前授業、エンジニア派遣による実習指導を実施

◆ 技術系中小企業の次代を支える人材の育成・確保を支援 5,205万円

(技術系企業人材育成・確保支援費)

- ・企業の人材確保や技術力発信のため、技術系企業のオープンファクトリー化を推進
- ・キッザニア福岡と連携した教育プログラム「テクノロジー人材創生塾2026」を実施

◆ 未来の建設業の担い手を育成 3,473万円 (未来の建設業担い手育成費)

- ・キッザニア福岡にて、業界団体と連携し、建設業のやりがいを楽しく体験することも向けプログラムを実施

◆ 洋上風力発電の運転・維持管理技術者の育成を支援 750万円

(洋上風力発電運転・維持管理技術者育成支援費)

- ・高所作業や重量物取扱いなど風力発電特有の運転・維持管理のための専門認証取得を支援

発展の基盤となる「インフラ」を整備

◆ 戦略的道路整備に向けた交通ビッグデータ※分析を本格化 4,984万円 (戦略的道路整備に向けた交通ビッグデータ分析費)

- ・効率的な物流や企業誘致のための道路整備（Fukuoka スムーズコネクト）に向け、交通ビッグデータを分析
※交通ビッグデータ：物流車両の大量の走行データ

◆ 開港20周年を迎えた北九州空港のさらなる利用を促進 8億8,203万円 (北九州空港貨物輸送ネットワーク構築費・北九州空港旅客路線再生事業費)

- ・滑走路延長を見据え、将来的に欧米貨物便の就航を目指す航空会社を支援
- ・新規貨物路線就航や貨物取扱量の増加を見据え、貨物受入体制の強化を支援
- ・国際旅客路線の安定運航を図るため、基幹路線の定期便を運航する航空会社を支援



◆ 「建設インフラ業務まるごとDX」を推進 2億1,144万円 (建設インフラまるごとDX推進費)

- ・行政及び中小企業の業務をDX化することで、作業時間の短縮など労働環境改善を図り、建設業界の生産性や魅力を向上
- ・担い手の確保に向け、高校生・大学生等を対象としたDX体験会や就職マッチング会を実施

<継続事業>

企業誘致の受け皿となる工業用地を整備 33億3,069万円

- ・苅田港新松山地区において工業用地造成事業（第3期）を実施
(第3期分譲予定時期：令和8年度以降、分譲予定面積：約26ha)
- ・新たな土地造成を戦略的に進めるため、苅田港の港湾計画の改訂を実施
- ・うきは西部工業用地造成のための用地取得、工事等を実施
(分譲予定時期：令和12年4月～、分譲予定面積：23.6ha)

福岡市・北九州市へのアクセス向上を図る道路網を整備 94億1,053万円 [2月補正] 36億8,025万円

- ・福岡市、北九州市周辺の基幹的道路の整備（筑紫野古賀線、国道322号香春大任バイパス ほか）
- ・福岡、北九州高速道路の整備
(福岡都市高速3号線（空港線）延伸、北九州都市高速5号線（戸畑～牧山）の整備 ほか)

産業振興や地域振興の基盤となる基幹的道路網を整備 85億5,252万円 [2月補正] 39億4,275万円

- ・産業団地等とインターチェンジ、港湾とのアクセス向上を図る道路の整備（久留米筑紫野線 ほか）
- ・広域的な地域振興を促進する道路の整備（国道442号黒木バイパス、国道443号柳川バイパス ほか）

下関北九州道路の早期整備に向けた調査を実施 259万円

- ・整備効果検証を行うため、周辺道路への交通影響を調査

地域の活力を支える港湾を整備 27億5,631万円 [2月補正] 10億6,630万円

- ・港内船舶の航行安全確保のための航路の整備等を実施（苅田港、三池港 ほか）

人を惹きつける元気なまちをつくる

「住みつづけたい、住んでみたいまち」をつくる

✓ 人を呼び込み、「魅力あるまち」をつくる

◆ 住みたい！鉄道沿線まちづくりを推進 874万円（住みたい！鉄道沿線まちづくり推進費）

- ・ 嘉飯・粕屋・遠賀の3圏域において、駅周辺に保育所や交流広場等の生活に必要な機能を誘導する「鉄道沿線まちづくり」を推進

◆ 空き家再生による子育て世帯の住宅取得を応援 3,175万円（空き家再生子育て応援費）

- ・ 市町村、買取再販事業者と連携して空き家を再生し、若年・子育て世帯の住宅取得を応援して定住につなげるモデル事業を実施

◆ 「2027年国際園芸博覧会」に県独自の庭園を出展 1億165万円（国際園芸博覧会出展費）

- ・ 花あふれる美しいまちづくり、造園・花きなどの地域産業の振興や本県への誘客に向け、「未来へつなげるワンヘルス」「福岡県の魅力」をキーワードにした庭園を出展

◆ 花あふれる県立学校プロジェクトを推進 1,337万円（花あふれる県立学校プロジェクト費）

- ・ 校門や昇降口など生徒や来校者の目に触れる場所に「一人一花」ロゴマークを挿した花壇やプランターを整備し、ワンヘルス教育を推進

◆ 筑豊緑地にスポーツクライミング施設を整備 2億9,000万円（県営公園スポーツ施設整備費）

- ・ オリンピック種目で競われたスポーツクライミング「ボルダリング」「リード」「スピード」の三種類を備えた県内唯一の施設整備に向け、造成工事を実施

◆ 新潟県との連携を推進 810万円（新潟県連携推進費）

- ・ 食・酒・ものづくり・世界遺産などの両県共通の強みを活かした地域間交流を促進するため、「新潟県・福岡県連携会議 in 福岡」や新潟県と連携した食に関する観光情報発信を実施

◆ 地域伝統行事お助け隊の登録促進による地域内外の交流を推進 294万円
（助けタイ（隊）！福岡の地域伝統行事支援費）

- ・ 地域の企業、大学・高校、自衛隊への働きかけやボランティア証明書の発行により、お助け隊員数を拡大

◆ 移住・定住を促進 1,510万円（福岡県移住・定住促進費）

- ・ SNS等を活用し、県内市町村の魅力を発信する移住・定住プロモーションを実施
- ・ 東京都内の大学等の学生が県内企業に就職する際の交通費・移転費用への支援を拡大



<地域伝統行事お助け隊>

◆ 「ふるさと福岡県応援基金」を設置 1億円（ふるさと福岡県応援基金設置費）

- ・ 「ふるさとのために貢献したい」という気持ちにいつでも応えられるよう、ふるさと納税を積み立てるための基金を設置

<継続事業>

安全で快適な道路を整備 135億7,595万円 [2月補正] 18億6,208万円

- ・ 通学路の歩道整備や交差点の改良工事等を実施
- ・ 市街地における道路の拡幅やバイパス整備を実施

✓ 「地域公共交通」を活性化

◆ 交通空白地域を解消 9,586万円（交通空白解消集中対策費）

- ・データに基づく広域的な地域交通網の最適化や、交通の結節点となる広域モビリティハブの構築、コミュニティバス等の車両位置情報提供システムの導入など、交通空白地域の解消に取り組む市町村を支援

◆ 地域公共交通の担い手の確保・職場定着を支援 2,562万円（地域公共交通運転手確保対策費）

- ・乗合バス・タクシー事業者に対し、人材確保や人材定着ノウハウ向上のためアドバイザーを派遣
- ・3大都市圏から福岡県内に移住し、乗合バス事業者や地域鉄道事業者に就職する運転手に奨励金を支給

◆ 乗合バス・タクシー事業者のエコタイヤ導入を支援〔2月補正〕 3億3,200万円

（バス・タクシーエコタイヤ導入支援費）

- ・物価高により厳しい状況にある乗合バス・タクシー事業者に対し、燃費性能が高いエコタイヤの導入を支援

<継続事業>

地域鉄道の安全、安定的な運行継続を支援 3億775万円

- ・地域鉄道事業者が行う車両更新、安全輸送設備の整備を支援

✓ 福岡の「へそ」嘉飯圏域を振興

◆ 嘉飯圏域の魅力を発信 521万円（嘉飯圏域魅力発信費）

- ・福岡都市圏や首都圏内の飲食店と連携し、食や観光などの嘉飯圏域の魅力を発信する「ふくおかの『へそ』魅力体験フェア」を実施

◆ ITスタートアップ創出拠点「e-ZUKA TECH GUILD（仮称）」を設置 2,459万円

（e-ZUKA TECH GUILD事業費）

- ・起業を目指す学生・研究者を支援するため、企業・学生・研究者が集い、IT技術を活用して企業が抱える課題にチャレンジする拠点を飯塚研究開発センターに設置
- ・起業に意欲のある学生・研究者向けのビジネスプランコンテストを開催

✓ 隣接県と連携し、「県境地域」を振興

◆ 豊築・有明地域を振興 1,495万円（県境地域振興推進費）

- ・福岡都市圏において県境地域の認知度向上プロモーションを実施
- ・熊本県、大分県と連携し、所縁のある立花宗茂などの地域資源を活かした県境地域の魅力発信を実施

◆ 「豊築こどもオープンファクトリー」を開催 745万円（豊築こどもオープンファクトリー費）

- ・地域ならではの職業体験、ダイハツや田辺ファーマなどの工場見学ができるこども向け仕事体験イベントを開催

✓ 市町村の政策立案力向上やDXを推進

◆ 市町村の未来デザインを応援 710万円

（市町村の未来デザイン応援費・市町村マイクロデータ活用支援費）

- ・市町村が抱える課題の解決のため、県職員も参加するグループワークや専門家による助言を実施
- ・グループワークに参加した市町村による政策発表会を実施
- ・市町村職員向けのマイクロデータ※シンポジウムやデータ利活用研修を実施
※少子化対策や人口偏在対策に有用な、地域ごとの年齢・職業・学歴等の詳細な集計・分析を行える国勢調査等の集計前の個票式データ

◆ 市町村のDXを支援 214万円（市町村DX伴走支援費）

- ・市町村窓口のフロントヤード改革などのデジタル化に対し、県職員が伴走支援

✓ 県庁の生産性を向上

◆ 県庁のオフィス改革を加速 5億4,055万円（オフィス改革推進費）

- ・ペーパーレス化・組織の垣根を越えた横断的な政策立案を推進するため、事務室のフリーアドレス化などのオフィス改革の取組を加速



<レイアウト変更後のオフィス>

「文化芸術」の力で、人とまちを元気にする

◆ 「福岡県文化芸術振興基金」を設置 48億4,136万円（文化芸術振興基金設置費）

- ・心豊かで活力のある元気な「ふるさと福岡」の実現に向け、約50億円の新たな基金を設置
- ・世界水準の芸術の誘致や人材育成など、県単独で中長期的に取り組む必要のある施策に活用

◆ 新県立美術館の建設に着工 65億2,270万円（新福岡県立美術館建設費）

◆ 「福岡県アーツカウンシル（仮称）」設立に向けた準備 5,527万円 （福岡県アーツカウンシル（仮称）設立準備費）

- ・文化芸術活動の担い手を育成・支援する組織の設立準備や、将来の文化芸術を担う若手芸術家の活動に対する支援を実施

◆ 人とまちを元気にするまごころアートの普及を促進 1,153万円 （人とまちを元気にするまごころアート普及促進費）

- ・障がいのある人が制作したまごころアートをART FAIR ASIA FUKUOKA へ出展・販売、コンビニとタイアップした商品販売、新県立美術館の工事仮囲いに活用
- ・九州産業大学と連携した「まごころアート ひらめき宣伝部@九産大」において、まごころアートを活用した商品開発や県民の認知度向上のためのPRを実施



<ART FAIR ASIA FUKUOKA での展示>

◆ 大濠公園能楽堂40周年プロジェクトを実施 8,444万円 （大濠公園能楽堂40周年プロジェクト費）

- ・大濠公園能楽堂において、若手能楽師による40周年記念公演を開催
- ・大濠公園全体を使って伝統芸能の魅力を発信する「OHORI “BLUE” TRADITION 2026 ～伝統文化魅力発信フェス～」を開催
- ・大濠公園能楽堂のカフェ開設に向け、実施設計及び改修工事を実施



<大濠公園能楽堂>

◆ 伝統芸能の魅力を発信 142万円（九博に舞う伝統芸能発信費）

- ・九州国立博物館において、特別展の開催に合わせた能楽や豊前神楽などの伝統芸能の公演を開催

◆ 舞台芸術の鑑賞・体験機会を充実 2,085万円（舞台芸術鑑賞・体験機会充実費）

- ・日本を代表するバレエ団である東京バレエ団の公演や体験型ワークショップをアクロス福岡で開催

◆ 「『西の都』大宰府」の魅力を発信 101万円（「西の都」大宰府未来創造費）

- ・関係市町と連携し、大宰府史跡の調査研究、次代の人材育成や地域交流の促進のための研修会を開催

「スポーツ」の力で、人とまちを元気にする

◆ 世界で活躍するアスリートの育成体制を整備 1億7,323万円 （世界で活躍するアスリート育成体制整備費）

- ・海外選手の招聘・育成、海外選手との交流による県内アスリートの強化・育成を図るため、国内最高峰のインターナショナルトレーニングセンター開設に向けて、アクション福岡改修の基本計画の策定、基本・実施設計を実施



<アクション福岡>

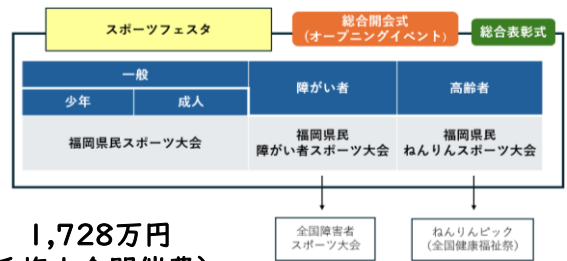
◆ 「福岡×オセアニア ～ ワールドクラスアスリート育成プロジェクト ～」を推進 2,511万円 （福岡×オセアニア～ワールドクラスアスリート育成プロジェクト費）

- ・オセアニアオリンピック委員会等と連携し、海外アスリート受入に向けた協議会の設置や、オーストラリアやフィジーと水泳・ラグビーなどの競技で相互派遣による強化合宿を実施

◆ インクルーシブなスポーツの祭典を開催 2,690万円
(スポーツフェスタ開催費)

- ・ 県民スポーツ大会、県民障がい者スポーツ大会、
県民ねんりんスポーツ大会を一体化したスポーツフェスタの
オープニングイベントを開催
- ・ 県民スポーツ大会の参加年齢を中学生年代に拡大

【大会構成図】



◆ 「アジア男子バレーボール選手権大会 福岡2026」を開催 1,728万円
(アジア男子バレーボール選手権大会開催費)

- ・ スポーツへの関心を高め、バレーボールのファンと競技者を増やすため、大会に
小学生を無料で招待
- ・ 中学校・高校において、県内トップアスリートによる出張バレーボール教室を開催
- ・ 国内外からの来場者等に本県の農林水産物、観光地、ワンヘルスの取組をPR
※大会開催に係る県負担金(4億円)は福岡県スポーツ推進基金から拠出



<出張バレーボール教室>

◆ 「ツール・ド・九州2026」を開催 2億6,447万円
(ツール・ド・九州開催事業費)

- ・ 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎を舞台とした国際自転車競技連合認定の
国際サイクルロードレースを開催(福岡県は佐賀県と共同開催)



<ツール・ド・九州2025の様子>

◆ 「2028年世界卓球選手権団体戦」開催に向けた準備 436万円
(2028年世界卓球選手権団体戦開催準備費)

- ・ 直前大会である2026年ロンドン大会の現地調査を実施

◆ 中学校の部活動改革を推進 3億4,638万円(福岡県部活動改革推進費)

- ・ 市町村が行う地域クラブ活動推進のためのコーディネーターの配置や
指導者の人材バンクの設置などを支援
- ・ 休日に加え、平日の部活動の地域展開に向け、平日放課後の
地域クラブ活動の移動手段の確保や民間活力の活用による持続可能な
運営モデルの構築を実証

◆ ジュニアスポーツのボトムアップを推進 1,259万円
(ジュニアスポーツボトムアップ推進費)

- ・ アイスホッケーやセーリングなど中学校の部活動で採用が少なく、
ジュニア世代の参加が少ない競技の体験会や育成合宿を実施



▶▶▶ 県民の「健康」づくりを推進

◆ 血圧測定の実践化を推進 3,675万円(血圧測定実践化推進費)

- ・ 市町村や企業と連携し、生活習慣改善のための継続的な血圧測定の必要性を普及

◆ 「TRY!スマソる?」を推進 3,144万円(スマソる推進費)

- ・ 減塩レシピのコンテストや試食会、レシピのSNS発信により普及を拡大

スマートにソルトを使う減塩プロジェクト

TRY!スマソる?

◆ 九州大学の久山町研究を活かした生活習慣病予防を推進 4,400万円
(久山町研究を活かした生活習慣病予防推進費)

- ・ ふるさと福岡県応援基金を活用し、生活習慣病予防のための企業向け研修動画の作成や県民向け公開講座等を実施

◆ 認知機能低下の早期発見・早期予防を推進 806万円(認知機能低下の早期発見・早期予防推進費)

- ・ VRや視線追跡技術など新たな技術を活用したスクリーニング検査や、運動と栄養指導などを組み合わせた
新たな知見による予防プログラムに取り組む市町村を支援
- ・ 県民向けの講演会や啓発動画等の制作により、認知機能低下の早期発見・早期予防の重要性を啓発

健全な環境と、安全・安心な暮らしを守る

「環境」を守り、未来につなぐ

✓ 生活の中のツナグ活動を後押し

- ◆ **きれいで豊かな博多湾の海づくりを推進** 2,802万円 （博多湾きれいで豊かな海づくり推進費）
 - ・水生生物に必要なリン濃度の調査・分析を実施し、環境基準に係る水域類型の見直しを検討
- ◆ **道路・河川・海岸のボランティア団体の活動を支援** 8,530万円
（道路・河川・海岸愛護団体活動支援費）
 - ・担い手の確保を行うため、PR動画等を作成し配信
 - ・愛護活動を活性化するため、交流イベントの開催や清掃等の作業負担軽減に向けた更なる支援を実施
- ◆ **犬猫のいのちをつなぐ活動を支援** 462万円
（犬猫のいのちをつなぐ活動支援費）
 - ・犬猫の致死処分ゼロを維持するため、動物愛護団体の収容能力拡大支援や一時預かりボランティアの養成を実施



＜動物愛護センターで譲渡を待つ猫たち＞

✓ 感染症の流行や環境悪化を防ぐ

- ◆ **動物保健衛生所の開設に向けた体制を整備** 1,280万円 （動物保健衛生所体制整備費）
 - ・動物の感染症情報を大学・国研究機関と共有するためのシステムを整備
 - ・ワンヘルスの理念に基づく感染症対策啓発イベントを動物園で開催
- ◆ **AIを活用した不法投棄の監視パトロールを実施** 419万円 （産業廃棄物監視指導強化費）
 - ・動画からAIが不法投棄された廃棄物を感知するシステムを開発
 - ・山林や河川敷など不法投棄多発地点を通行する協力企業や市町村の車両に撮影用端末を設置し、不法投棄の監視パトロールを実施

＜継続事業＞

保健環境研究所の建築工事を実施 79億5,531万円

- ・老朽化した保健環境研究所を太宰府市からみやま市に移転改築し、ワンヘルスセンターの中核施設として整備

動物保健衛生所の建築工事を実施 23億4,611万円

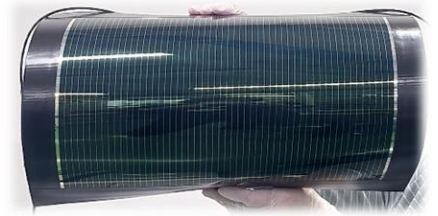
- ・老朽化した筑後家畜保健衛生所を筑後市からみやま市に移転改築し、ワンヘルスセンターの一翼を担う施設として整備



＜動物保健衛生所完成イメージ＞

☑ 脱炭素化を推進

- ◆ ペロブスカイト太陽電池を率先導入 8億1,595万円
(次世代型太陽電池普及促進費・道路における次世代型太陽電池の活用に向けた試験導入費)
 - ・導入可能性調査の対象を拡大し、県有施設への設置を加速
 - ・道路施設に試験導入し、活用性を検証
 - ◆ G B Net福岡による使用済EVバッテリーの資源循環「福岡モデル」の構築を強化 5,134万円
(EVバッテリー資源循環「福岡モデル」推進費)
 - ・リユース蓄電池・リユース太陽光パネル普及のため、サブスクサービスの事業化を実証
 - ・県内企業のリユース蓄電池市場への参入に向け、蓄電池製造業者とのマッチングを実施
 - ◆ 地域共創による脱炭素地域づくりを推進 4,811万円 (地域共創による脱炭素地域づくり推進費)
 - ・民間企業等と連携して脱炭素化と地域課題の一体的解決に取り組む市町村を支援するため、実現可能性調査への助成や専門家からの助言を実施
 - ◆ 中小企業の脱炭素化とエネルギーコスト低減を緊急支援 [2月補正] 1億3,930万円
(中小企業脱炭素化緊急支援費)
 - ・中小企業の省エネ・再エネ設備、蓄電池の導入を支援
 - ・省エネ・再エネ設備の導入や運用改善の実践事例集を作成
 - ◆ ブルーカーボン※のクレジット化※を推進 2,399万円
(福岡ブルーカーボン・クレジット化推進費)
 - ・漁業者による藻場のCO2固定量の円滑な取引を支援するため、CO2算定技術を実用化
 - ・藻場保全活動の拡大に向け、ウニの効率的な除去手法を検証
- ※ブルーカーボン：海藻などに取り込まれた炭素
※クレジット化：CO2吸収量を数値化し、売買取引すること。
- ◆ 響灘沖一般海域への洋上風力発電導入に向けた取組を推進 3,680万円
(洋上風力発電導入促進費)
 - ・「促進区域」指定に向け、対象区域周辺の船舶実態調査や船舶・漁業関係者との合意形成のための調整を実施



＜ペロブスカイト太陽電池＞

「ワンヘルス」の取組をみんなで推進

◆ みんなでやろうよ！身近なワンヘルスの取組への参画を推進 2,675万円 (みんなでやろうよ！ワンヘルス参画推進費)

- ・「ワンヘルス未来会議」が提案した実践活動を展開するため、行動を喚起する県民向けイベントの開催や市町村及びワンヘルス宣言事業者の取組を推進
- ・市町村やワンヘルス宣言事業者が実施する市民講座や研修会にワンヘルスマスターを派遣

◆ ワンヘルス実践！多様な主体による生物多様性保全活動を応援 166万円 (ワンヘルス実践！生物多様性保全活動応援費)

- ・環境保全団体の継続的な活動を支援するための事業者の掘り起こし・マッチングを実施

◆ 「ワンヘルスの森」の魅力を向上 1億5,280万円 (ワンヘルスの森魅力アップ推進費)

- ・森林医学に基づく森林浴の効能に関するエビデンス取得のための実証や、ヨガ・アロマテラピーなどを取り入れた森林浴プログラムを実施
- ・動植物などを音声やARで案内する全国初の「森林浴ガイドナビゲーションシステム」を開発
- ・ワンヘルスの学習機能を備えたビジターセンターをCLT※を活用して整備

※CLT：Cross Laminated Timberの略で、木の板を繊維方向が直角になるよう重ねて接着したパネル。厚みが確保できるため、耐熱性や耐震性に優れる。

「困難を抱える人」を支援

◆ 進学をあきらめない！生活困窮世帯のこども※の進路選択を応援 1,379万円 (「進学をあきらめない！」生活困窮世帯のこどもの未来選択応援費)

- ・大学・短大・専門学校等の入学試験や模擬試験の受験料を助成

※対象者（次の両方に該当するこども）

- ①児童扶養手当受給世帯または市町村民税非課税世帯
- ②生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業に登録

◆ 医療的ケア児・者とその家族の日常生活を支援 4,601万円 (医療的ケア児・者家族レスパイト支援費・医療的ケア児通学支援費)

- ・医療型短期入所事業所を開設する医療機関等へ介護ベッドや吸引器等の導入費を助成
- ・医療的ケア児・者の自宅等や通学、通院時に看護師を派遣し、家族の負担を軽減するレスパイトの利用時間を拡大
- ・医療的ケア児に対する安全で効果的な通学支援の全県立学校への展開を目指し、看護師が同乗した介護タクシーによる通学支援を試行

◆ 地域連携により困難な問題を抱える女性の自立を促進 920万円 (困難な問題を抱える女性の地域連携による自立促進費)

- ・女性の自立に必要な住まい、医療機関、雇用先などを開拓

 地域と連携し、質の高い「医療・介護・福祉」を提供

- ◆ DXによる医療勤務環境の改善を支援 [2月補正] 16億8,000万円 (医療勤務環境DX支援費)
・ 病院の業務効率化や職場環境改善のため、電子カルテ閲覧端末やインカム等の導入を支援
- ◆ 医師の地域偏在対策を強化 6,440万円 [2月補正] 3,872万円 (医師偏在対策強化費)
・ 医師派遣や代替医師の確保、宿直室や更衣室等の整備を支援
- ◆ 災害時等における介護サービスの持続的な提供を支援 [2月補正] 25億6,427万円
(介護サービス継続支援費)
・ 大規模災害等へ備えるためのポータブル電源や簡易トイレなどの備品購入や利用者の移送経費を支援
- ◆ 就労継続支援A型事業所の経営力を向上 400万円 (A型事業所経営力向上費)
・ 事業所に中小企業診断士等を派遣し経営改善計画の作成や販路開拓、商品開発などの伴走支援を実施
- ◆ 病気の子どもや家族を支える「子どもホスピス」の安定的な活動を支援 [2月補正] 1,714万円
(子どもホスピス活動支援費)
・ 重い疾患で思うように外出ができない子どもや家族に体験活動等のサービスを提供するNPO等の「子どもホスピス」活動を支援

<継続事業>

- 安心して生み育てることができる医療体制を確保 [2月補正] 10億2,244万円
・ 出生数減少や少子化等の影響を受ける産科医療機関や小児医療機関等の事業継続を支援
 - 介護・障がい福祉サービスのDXを支援 [2月補正] 11億5,920万円
・ 介護・障がい福祉サービス事業者による介護ロボットやICT機器等の導入費を助成
 - 障がい福祉施設の整備を支援 [2月補正] 8億3,120万円
 - 届出保育施設における保育サービスのDXを支援 [2月補正] 1,080万円
・ 届出保育施設によるICT機器等の導入費を助成

<12月補正計上事業>

- 医療機関等に電気代・食材費の上昇分を支援 54億6,261万円
 - 医療・介護・障がい福祉分野の処遇改善、経営改善 132億2,923万円

「防災・減災」対策を強化

☑ 事前防災・減災対策の推進

◆ 「まもるくん」の機能を強化 2,896万円 （まもるくん機能強化費）

- ・災害に備えた防災学習情報や災害時の支援情報を閲覧できる機能を追加
- ・防災情報を簡単に検索できるＡＩチャットボット機能を追加
- ・防災情報を取得できるエリアを最大５エリアから県内全域へ拡大



◆ 県民への熱中症リスク情報の発信を強化 1,750万円 （熱中症リスク情報発信強化費）

- ・暑さ指数やクーリングシェルター等に関する情報を「まもるくん」やSNSで発信

◆ 大規模地震を想定した訓練を実施 585万円 （大規模地震訓練費）

- ・直下型地震を想定した図上訓練を実施

◆ 津波に対する備えを強化 59万円 （津波被害想定調査費）

- ・津波被害想定調査に向け、調査断層や調査項目を検討する専門委員会議を開催

◆ 市町村の災害廃棄物処理のための体制整備を支援 594万円 （災害廃棄物処理体制整備費）

- ・迅速な初動対応を支援するため、実践マニュアル策定に向けたひな形作成、研修会、専門家による相談会を実施

◆ 流域治水を推進 8,640万円 （流域治水協働推進費）

- ・市町村や事業者が行う、ため池やグラウンド等の雨水貯留浸透施設の整備を支援

◆ 土砂・流木による洪水リスクを調査 2,989万円 （土砂・流木リスク調査費）

- ・土砂、流木の影響を見込んだ洪水浸水想定区域図作成に向けた調査を実施

◆ 土砂災害ハザードマップの充実に取り組む市町村を支援 493万円

（土砂災害ハザードマップ充実市町村支援費）

- ・土砂災害が発生するおそれのある箇所について、市町村のハザードマップ更新を支援

◆ 上下水道の強靱化を推進 3,030万円 （上下水道強靱化推進費）

- ・効率的な老朽化対策を推進するための、水道事業者間の広域化や人工衛星・AIを活用した漏水調査の導入を支援、災害時に備えた上下水道デジタル地図の活用研修を実施

◆ 国民保護の実効性確保に向けた受入体制の構築 1,268万円

（国民保護実効性確保に向けた受入体制構築費）

- ・石垣市・宮古島市からの要配慮者の円滑な受入れを行うための搬送計画案を作成
- ・国、沖縄県、九州・山口各県との共同実動・図上訓練の実施
- ・石垣市・宮古島市での地域イベントに福岡県ブースを出展し、両市の方々の福岡県への理解を醸成

<継続事業>

ため池等の安全対策を実施 52億9280万円 [2月補正] 46億311万円

- ・ため池や農業用排水施設の整備等を実施
- ・災害に強い園芸産地づくりのため、事業継続計画（BCP）の策定経費、計画に基づく非常用電源等の整備費を助成

洪水・土砂災害対策等を推進 229億403万円 [2月補正] 198億5,820万円

- ・河川の護岸、砂防施設、地すべり防止対策施設等を整備
- ・災害の再発防止及び被害の軽減を図るため、県内全域で河川の浚渫や小規模な河道整備を実施

上下水道の強靱化を推進 6億8,520万円

- ・上下水道耐震化計画に基づく流域下水道施設の耐震化を実施

✓ 災害時の緊急対応及び早期復旧

◆ 災害備蓄体制を強化 2億6,980万円 (災害備蓄強化費)

- ・最新の地震被害調査結果に基づく、想定最大避難者数の増加に対応するため、食料品や日用品を追加備蓄

◆ 災害時の入浴環境を改善 [2月補正] 1億1,858万円 (災害時入浴環境改善費)

- ・避難所での生活環境改善のため、水循環式シャワー設備・手洗い設備を導入

◆ 県災害対策本部機能を拡充 1,114万円 (災害対策本部機能拡充費)

- ・災害対策本部機能不全時の代替施設として篠栗合同庁舎を整備

◆ 警察の大規模災害対応力を強化 4億1,165万円 (大規模災害への対応力強化費)

- ・災害時の対処能力を強化するため、情報集約システムを整備するとともに、警察本部機能不全時の代替施設として篠栗合同庁舎と小倉北警察署(北九州市警察部)を整備
- ・被災者の迅速な救助や検視のための資機材を整備

◆ 震度情報ネットワークを二重化 7,340万円 (震度情報ネットワーク強化費)

- ・地震発生時でも継続的に震度情報の収集ができる安定したネットワークを構築

<継続事業>

緊急輸送道路等を整備 200億3,423万円 [2月補正] 110億3,580万円

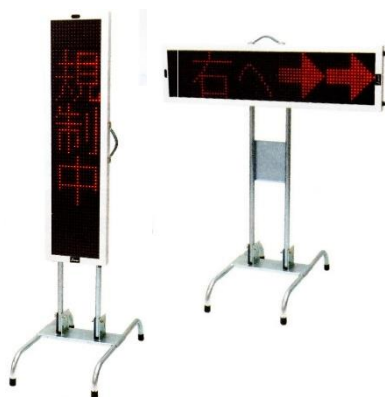
- ・災害時の応急活動や緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の整備、道路法面の崩壊・落石対策等を実施

被災した道路や河川などの復旧を加速化 138億8,833万円 [2月補正] 2億6,040万円

- ・災害復旧と併せて行う河川の改良工事、砂防施設の整備等を実施
- ・農地・農業用施設、林道等を復旧

犯罪や事故を防ぎ、「生活の安全」を守る

- ◆トクリュウ壊滅に向けた対策を強化 9,118万円 (匿名・流動型犯罪グループ対策強化費)
 - ・被疑者の早期検挙に向け、スマートフォン解析や防犯カメラ捜査を強化
 - ・大麻をはじめとする違法薬物鑑定体制の強化のための機器を整備
- ◆ニセ電話詐欺等から県民を守るための対策を強化 880万円 (ニセ電話詐欺等から県民を守るための対策強化費)
 - ・防犯アプリ「みまもっち」に国際電話・迷惑電話着信ブロック機能を追加
- ◆飲酒運転撲滅対策を強化 1,743万円 (飲酒運転撲滅対策強化費)
 - ・飲食店の協力のもと、飲酒運転撲滅100日チャレンジ作戦を実施
 - ・検問用多言語対応電光表示板等を導入
- ◆DXによる飲酒運転の再犯防止対策を強化 683万円 (DXによる飲酒運転再犯防止対策強化費)
 - ・違反者を迅速に適正飲酒指導や受診へつなげるため、データ管理システム及び指導予約管理システムを導入
- ◆命を守る！自転車ヘルメット着用の取組を支援 724万円 (命を守る！自転車ヘルメット着用推進費)
 - ・民間事業所における自転車ヘルメット着用の取組を支援するため、ヘルメットホルダーを提供
 - ・外国人や自転車事故が多い若年層に対し、日本語教育機関等への多言語ポスター配布やSNS広告により、ヘルメット非着用の危険性を啓発
- ◆「DVをやめたい方の暴力防止プログラム」を実施 422万円 (DVをやめたい方の暴力防止プログラム費)
 - ・DV被害者の行動変容を促すため、カウンセリングやグループワークを実施
- ◆STOP不適切保育！ 保育所における虐待防止等を強化 1,897万円 (「STOP不適切保育！」保育所虐待防止等強化費)
 - ・保育士や保育施設長を対象とした研修、虐待未然防止に向けた保育所への助言の実施
 - ・虐待発生時にこどもの心のケアを行う専門人材を派遣



<電光表示板イメージ>



VI 参考資料

1	令和7年度	
	県政をめぐる主な出来事	296
2	海外主要指標	298
3	都道府県主要指標	300
4	市町村主要指標	302
5	県民対象の各種イベント	306
6	福岡県行政機構一覧	321

1	令和7年度県政をめぐる主な出来事
4月	米国関税措置への対応（「福岡県米国関税措置に関する総合対策協議会」設置、「米国関税対策特別融資」創設）
	「学びの多様化学校」が開校
	在福岡インド総領事館が開設
5月	福岡県初のスタートアップ支援拠点「グローバルコネクト福岡」を開設
	国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」の「中核地方公共団体」に選定
7月	「警固界限のこども・若者を守る協議会」を設置するとともに、警固公園に集まるこども達へのアウトリーチ支援を開始
	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年
8月	戦後80周年 平和記念事業の実施（平和記念公演、福岡県戦時資料展）
	「福岡超集積半導体ソリューションセンター」を開設
	全国初のサステナ（中古）EVリース事業を開始
	県営筑豊緑地にインクルーシブな遊具広場が全面オープン（11月 大濠公園、12月 春日公園）
	令和7年8月9日から大雨の発生 ～被災地の復旧・復興に向け全庁を挙げた取組を実施～
	連携分野の合意に向けた新潟県・福岡県連携会議を初開催
9月	「マイナビ presents 2025 アジアBMXフリースタイル選手権」を開催
	第3子以降保育料無償化に取り組む市町村への支援を開始
	大阪・関西万博への福岡県ブース出展・ワンヘルスシンポジウム開催
	「早味かん」販売開始10周年

10月	福岡県中小企業DX推進センターを開設
	「IFSCクライミンググランドファイナルズ福岡2025」を開催
	「博多和牛」が商標登録20周年
	福岡県の日本酒が国の地理的表示（GI）に指定
	全60市町村がワンヘルス推進宣言
	九州国立博物館が開館20周年、累計入館者2千万人を突破
11月	第12回海外福岡県人会世界大会を開催
	女性の経営層参画をめざすネットワーク「福岡BOARD倶楽部」の開設
	内閣総理大臣による「地域限定保育士試験」の実施が全国初認定（1月 募集）
	東京2025デフリンピック大会において、県ゆかりのアスリートが活躍
12月	新しい福岡武道館が誕生
	「東急不動産ホールディングスWDSF世界ブレイキン選手権2025」を開催
	「久留米綿入はんてん」を県知事指定特産工芸品に指定
	下関北九州道路の都市計画決定
2月	「福岡県渇水対策本部」を20年ぶりに設置
3月	北九州空港が開港20周年

2 海外主要指標

国・地域	(GDP) 百万米ドル 2023年	国内総生産		1人当たり国内総生産		
		対福岡県比 福岡県=100	対日本比 日本=100	(GDP) 米ドル 2023年	対福岡県比 福岡県=100	対日本比 日本=100
アメリカ合衆国	27,720,700	18,592.9	657.9	80,706	276.9	238.4
中国	17,794,782	11,935.4	422.3	12,509	42.9	37.0
ドイツ	4,525,704	3,035.5	107.4	53,528	183.7	158.1
日本	4,213,700	2,826.2	100.0	33,849	116.2	100.0
インド	3,575,778	2,398.4	84.9	2,487	8.5	7.3
イギリス	3,380,855	2,267.6	80.2	49,224	168.9	145.4
フランス	3,051,832	2,046.9	72.4	44,451	152.5	131.3
イタリア	2,300,941	1,543.3	54.6	38,672	132.7	114.2
ブラジル	2,191,132	1,469.6	52.0	10,378	35.6	30.7
カナダ	2,142,471	1,437.0	50.8	54,517	187.1	161.1
ロシア	2,008,419	1,347.1	47.7	13,809	47.4	40.8
韓国	1,839,058	1,233.5	43.6	35,538	121.9	105.0
メキシコ	1,793,799	1,203.1	42.6	13,826	47.4	40.8
オーストラリア	1,775,628	1,191.0	42.1	67,129	230.4	198.3
スペイン	1,620,091	1,086.6	38.4	33,814	116.0	99.9
インドネシア	1,371,171	919.7	32.5	4,876	16.7	14.4
オランダ	1,154,361	774.3	27.4	63,803	218.9	188.5
トルコ	1,118,253	750.0	26.5	12,814	44.0	37.9
サウジアラビア	1,067,583	716.1	25.3	32,094	110.1	94.8
スイス	894,425	599.9	21.2	100,831	346.0	297.9
ポーランド	809,201	542.7	19.2	20,876	71.6	61.7
台湾	757,276	507.9	18.0	32,442	111.3	95.8
アルゼンチン	646,075	433.3	15.3	14,187	48.7	41.9
ベルギー	644,783	432.5	15.3	55,049	188.9	162.6
スウェーデン	584,960	392.3	13.9	55,439	190.2	163.8
アイルランド	551,395	369.8	13.1	106,106	364.1	313.5
タイ	514,945	345.4	12.2	7,182	24.6	21.2
アラブ首長国連邦	514,130	344.8	12.2	48,311	165.8	142.7
イスラエル	513,611	344.5	12.2	55,488	190.4	163.9
オーストリア	511,685	343.2	12.1	56,042	192.3	165.6
シンガポール	501,428	336.3	11.9	86,616	297.2	255.9
ノルウェー	485,311	325.5	11.5	87,932	301.7	259.8
フィリピン	437,146	293.2	10.4	3,805	13.1	11.2
ベトナム	429,717	288.2	10.2	4,282	14.7	12.7
バングラデシュ	422,431	283.3	10.0	2,464	8.5	7.3
デンマーク	407,092	273.0	9.7	68,440	234.9	202.2
イラン	401,596	269.4	9.5	4,432	15.2	13.1
マレーシア	399,649	268.1	9.5	11,377	39.0	33.6
九州7県+沖縄	* 396,843	266.2	9.4 *	28,128	96.5	83.1
香港	380,812	255.4	9.0	51,166	175.6	151.2
南アフリカ	377,782	253.4	9.0	5,976	20.5	17.7
ナイジェリア	374,984	251.5	8.9	1,646	5.6	4.9
コロンビア	363,540	243.8	8.6	6,948	23.8	20.5
ルーマニア	350,776	235.3	8.3	18,348	63.0	54.2
チェコ	343,208	230.2	8.1	31,750	108.9	93.8
チリ	335,533	225.0	8.0	17,068	58.6	50.4
エジプト	331,590	222.4	7.9	2,895	9.9	8.6
パキスタン	299,864	201.1	7.1	1,212	4.2	3.6
フィンランド	295,532	198.2	7.0	52,762	181.1	155.9
ポルトガル	289,114	193.9	6.9	27,718	95.1	81.9
バレー	267,603	179.5	6.4	7,907	27.1	23.4
カザフスタン	264,293	177.3	6.3	13,000	44.6	38.4
ニュージーランド	252,176	169.1	6.0	48,750	167.3	144.0
アルジェリア	247,626	166.1	5.9	5,364	18.4	15.8
ギリシャ	243,498	163.3	5.8	23,772	81.6	70.2
イラク	232,107	155.7	5.5	5,149	17.7	15.2
カタール	213,003	142.9	5.1	71,499	245.3	211.2
ハンガリー	212,657	142.6	5.0	21,954	75.3	64.9
福岡	* 149,093	100.0	3.5 *	29,142	100.0	86.1
日本(再掲)	4,213,700	2,826.2	100.0	33,849	116.2	100.0

資料) 総務省統計局「世界の統計」2026

総務省統計局「人口推計年報」令和6年10月1日現在 総人口の*印は「令和2年国勢調査」

九州各県「県民経済計算」令和4年度

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」令和6年

注1) 国内総生産及び一人当たりの国内総生産の*印は2022年度。

注2) 九州7県・沖縄及び福岡県の国内総生産等の換算レートは、1ドル=135.40円(2022年度の東京外国為替市場におけるインターバンク直物中心相場)の各月平均値の各月別単純平均値)とした。

注3) 対福岡県比及び対日本比は、小数点第二位以下を四捨五入している。

注4) 九州7県・沖縄及び福岡県の面積には県にまたがる境界未定地域を含まない。

国・地域	面 積			総 人 口		
	km ² 2024年	対福岡県比 福岡県=100	対日本比 日本=100	千 人 2024年	対福岡県比 福岡県=100	対日本比 日本=100
アメリカ合衆国	9,833,517	197,143.5	2,601.6	345,427	6,726.9	279.0
中国	9,600,000	192,461.9	2,539.8	1,419,321	27,640.1	1,146.4
ドイツ	357,581	7,168.8	94.6	84,552	1,646.6	68.3
日本	377,976	7,577.7	100.0	123,802	2,410.9	100.0
インド	3,287,263	65,903.4	869.7	1,450,936	28,255.8	1,172.0
イギリス	244,376	4,899.3	64.7	69,138	1,346.4	55.8
フランス	551,500	11,056.5	145.9	66,549	1,296.0	53.8
イタリア	302,068	6,055.9	79.9	59,343	1,155.7	47.9
ブラジル	8,510,417	170,617.8	2,251.6	211,999	4,128.5	171.2
カナダ	9,984,670	200,173.8	2,641.6	39,742	773.9	32.1
ロシア	17,098,246	342,787.6	4,523.6	144,820	2,820.3	117.0
韓国	100,460	2,014.0	26.6	51,718	1,007.2	41.8
メキシコ	1,964,375	39,382.0	519.7	130,861	2,548.4	105.7
オーストラリア	7,692,024	154,210.6	2,035.1	26,713	520.2	21.6
スペイン	506,009	10,144.5	133.9	47,911	933.0	38.7
インドネシア	1,892,410	37,939.3	500.7	283,488	5,520.7	229.0
オランダ	41,543	832.9	11.0	18,229	355.0	14.7
トルコ	783,562	15,708.9	207.3	87,474	1,703.5	70.7
サウジアラビア	2,206,714	44,240.5	583.8	33,963	661.4	27.4
スイス	41,291	827.8	10.9	8,922	173.7	7.2
ポーランド	312,679	6,268.6	82.7	38,539	750.5	31.1
台湾	36,197	725.7	9.6	23,214	452.1	18.8
アルゼンチン	2,796,427	56,063.1	739.8	45,696	889.9	36.9
ベルギー	30,528	612.0	8.1	11,739	228.6	9.5
スウェーデン	438,574	8,792.6	116.0	10,607	206.6	8.6
アイルランド	69,825	1,399.9	18.5	5,255	102.3	4.2
タイ	513,140	10,287.5	135.8	71,668	1,395.7	57.9
アラブ首長国連邦	71,024	1,423.9	18.8	11,027	214.7	8.9
イスラエル	22,072	442.5	5.8	9,387	182.8	7.6
オーストリア	83,878	1,681.6	22.2	9,121	177.6	7.4
シンガポール	736	14.8	0.2	5,832	113.6	4.7
ノルウェー	323,772	6,491.0	85.7	5,577	108.6	4.5
フィリピン	300,000	6,014.4	79.4	115,844	2,256.0	93.6
ベトナム	331,345	6,642.8	87.7	100,988	1,966.7	81.6
バングラデシュ	148,460	2,976.3	39.3	173,562	3,380.0	140.2
デンマーク	42,947	861.0	11.4	5,977	116.4	4.8
イラン	1,630,848	32,695.4	431.5	91,568	1,783.2	74.0
マレーシア	330,621	6,628.3	87.5	35,558	692.5	28.7
九州7県+沖縄	44,512	892.4	11.8	* 14,246	277.4	11.5
香港	1,115	22.4	0.3	7,415	144.4	6.0
南アフリカ	1,221,037	24,479.5	323.0	64,007	1,246.5	51.7
ナイジェリア	923,768	18,519.8	244.4	232,679	4,531.2	187.9
コロンビア	1,141,748	22,889.9	302.1	52,886	1,029.9	42.7
ルーマニア	238,398	4,779.4	63.1	19,015	370.3	15.4
チェコ	78,871	1,581.2	20.9	10,736	209.1	8.7
チリ	756,102	15,158.4	200.0	19,765	384.9	16.0
エジプト	1,002,000	20,088.2	265.1	116,538	2,269.5	94.1
パキスタン	796,096	15,960.2	210.6	251,269	4,893.3	203.0
フィンランド	336,884	6,753.9	89.1	5,617	109.4	4.5
ポルトガル	92,225	1,848.9	24.4	10,425	203.0	8.4
ペルー	1,285,216	25,766.2	340.0	34,218	666.4	27.6
カザフスタン	2,724,910	54,629.3	720.9	20,593	401.0	16.6
ニュージーランド	268,164	5,376.2	70.9	5,214	101.5	4.2
アルジェリア	2,381,741	47,749.4	630.1	46,814	911.7	37.8
ギリシャ	131,957	2,645.5	34.9	10,048	195.7	8.1
イラク	435,052	8,722.0	115.1	46,042	896.6	37.2
カタール	11,637	233.3	3.1	3,048	59.4	2.5
ハンガリー	93,025	1,865.0	24.6	9,676	188.4	7.8
福岡	4,988	100.0	1.3	* 5,135	100.0	4.1
日本(再掲)	377,976	7,577.7	100.0	123,802	2,410.9	100.0

3 都道府県主要指標

都道府県	1)	面積 (7.10.1) (k m ²)	2)	世帯数 (7.10.1) (千世帯)	3)人口			産業		
					総人口 (7.10.1) (千人)	人口増加率 (2~7年) (%)	人口密度 (人/k m ²)	4) 農業 産出額 (6年：億円)	5) 製造品 出荷額等 (2年：億円)	6) 商品 販売額 (2年：億円)
全国		377,980		57,125	123,050	-2.5	330	108,200	3,020,033	5,226,458
福岡	29	4,987	9	2,401	5,082	-1.0	1,019	2,301	89,519	214,407
(福岡県の割合)		1.32%		4.20%	4.13%	—	—	2.13%	2.96%	4.10%
佐賀		2,441		320	781	-3.7	320	1,372	20,283	17,639
長崎		4,131		553	1,232	-6.1	298	1,745	16,229	26,916
熊本		7,409		735	1,678	-3.5	227	4,116	28,195	41,579
大分		6,341		492	1,077	-4.2	170	1,498	38,463	23,482
宮崎		7,734		469	1,019	-4.7	132	3,725	16,368	26,643
鹿児島		9,186		723	1,513	-4.7	165	5,689	19,828	38,143
沖縄		2,282		652	1,468	0.1	643	909	4,694	27,672
北海道	1	83,422		2,465	4,985	-4.6	64	14,817	55,872	171,313
青森		9,645		499	1,140	-7.9	118	4,119	16,765	30,282
岩手	2	15,275		486	1,126	-7.0	74	3,269	24,943	32,160
宮城		7,282		1,007	2,227	-3.2	306	2,494	43,580	109,788
秋田		11,638		378	882	-8.1	76	2,572	13,078	21,234
山形		9,323		398	993	-7.0	107	3,025	28,323	23,737
福島	3	13,784		734	1,712	-6.6	124	2,874	47,670	44,238
茨城		6,098		1,221	2,791	-2.6	458	5,494	121,773	64,894
栃木		6,408		816	1,865	-3.5	291	3,448	82,353	51,667
群馬		6,362		816	1,868	-3.7	294	2,868	78,889	53,906
埼玉		3,798	5	3,286	7,287	-0.8	1,919	1,929	128,630	166,423
千葉		5,156		2,876	6,259	-0.4	1,214	4,533	119,264	130,115
東京		2,200	1	7,566	14,246	1.4	6,476	226	70,805	1,761,903
神奈川		2,417	2	4,349	9,194	-0.5	3,805	744	158,353	209,689
新潟	5	12,584		865	2,068	-6.0	164	3,103	47,533	63,210
富山		4,248		411	986	-4.7	232	832	36,518	29,100
石川		4,191		477	1,088	-3.9	260	617	26,268	36,978
福井		4,191		295	729	-4.9	174	593	21,431	19,413
山梨		4,465		346	780	-3.7	175	1,298	25,302	16,974
長野	4	13,562		843	1,955	-4.5	144	3,206	60,431	53,957
岐阜		10,621		792	1,891	-4.4	178	1,373	56,149	43,072
静岡		7,777		1,501	3,469	-4.5	446	2,396	164,513	107,463
愛知		5,173	4	3,350	7,449	-1.2	1,440	3,551	439,880	394,199
三重		5,774		748	1,695	-4.3	294	1,297	104,919	35,251
滋賀		4,017		591	1,392	-1.5	347	840	75,971	26,038
京都		4,612		1,220	2,503	-2.9	543	852	52,704	78,875
大阪		1,905	3	4,308	8,765	-0.8	4,600	357	169,758	536,443
兵庫		8,401		2,462	5,324	-2.6	634	1,850	152,499	140,595
奈良		3,691		545	1,269	-4.2	344	475	17,157	17,864
和歌山		4,725		389	864	-6.3	183	1,286	23,835	19,682
鳥取		3,507		220	524	-5.4	149	865	7,413	12,248
島根		6,708		269	629	-6.2	94	770	11,651	13,576
岡山		7,114		806	1,809	-4.2	254	1,887	70,601	51,962
広島		8,478		1,244	2,683	-4.2	317	1,540	88,699	111,998
山口		6,113		587	1,264	-5.8	207	797	56,169	30,604
徳島		4,147		304	675	-6.1	163	1,092	17,953	14,530
香川		1,877		410	908	-4.5	484	994	25,290	32,515
愛媛		5,676		594	1,260	-5.6	222	1,337	38,041	38,107
高知		7,102		307	643	-7.0	91	1,226	5,472	13,973

1) 資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和7年）

2) 3) 資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」「令和7年国勢調査（速報値）」

4) 資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」

5) 資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査 産業別集計（製造業）に関する集計」

6) 資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）に関する集計」

都道府県	7)県内総生産(4年度)					8)経済			9)財政状況			
	実数 (名目) (億円)	構成比(%)			経済成長率 (名目) (4年度) (%)	1人当たり県民所得 (4年度) 全国平均 (=100) との格差		財政規模 (6年度) (歳出：億円)	財政力指数 (4-6年度)			
		1次産業	2次産業	3次産業	額 (千円)							
全国		5,959,197	0.9	26.3	72.0	2.9	3,449	100.0	579,232	0.512		
福岡	9	201,872	0.6	19.4	79.0	2.1	35	2,813	81.6	9	20,326	0.636
(福岡県の割合)		3.39%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀		32,798	2.4	32.7	64.1	3.2		3,097	89.8		5,283	0.361
長崎		46,536	2.6	24.5	72.5	0.6		2,570	74.5		7,255	0.346
熊本		65,651	2.8	29.3	66.6	2.9		2,857	82.8		8,803	0.423
大分		49,007	1.7	34.8	61.9	2.9		2,871	83.2		6,598	0.391
宮崎		37,669	4.9	24.7	69.3	1.3		2,453	71.1		6,666	0.360
鹿児島		60,486	4.8	23.2	70.8	1.7		2,722	78.9		8,552	0.357
沖縄		44,615	1.0	13.2	86.5	2.1		2,249	65.2		8,391	0.380
北海道		208,893	4.2	16.4	77.7	1.4		2,891	83.8	3	28,030	0.463
青森		44,391	4.6	20.5	76.9	-0.8		2,704	78.4		6,917	0.361
岩手		47,971	3.1	25.7	70.3	2.5		2,709	78.5		7,580	0.363
宮城		96,147	1.4	21.5	77.1	0.2		2,871	83.2		9,975	0.607
秋田		36,293	2.7	28.4	69.4	2.4		2,769	80.3		6,168	0.327
山形		43,404	2.7	31.8	64.8	0.8		2,994	86.8		6,616	0.374
福島		78,650	1.4	34.5	63.3	0.1		2,899	84.1		11,525	0.519
茨城		145,856	1.9	39.1	58.0	0.3	3	3,481	100.9		12,285	0.636
栃木		95,962	1.4	44.2	53.6	4.0		3,435	99.6		9,018	0.619
群馬		97,620	1.1	42.3	55.7	6.7	5	3,467	100.5		8,815	0.610
埼玉	5	246,656	0.3	25.6	72.8	2.5		3,138	91.0		21,161	0.743
千葉		214,143	0.9	23.8	74.4	3.1		3,163	91.7		20,834	0.751
東京	1	1,202,199	0.0	11.2	89.0	5.1	1	6,037	175.0	1	88,888	1.211
神奈川	4	351,594	0.1	22.7	76.2	-0.6		3,180	92.2		22,912	0.863
新潟		90,429	1.6	30.1	67.4	0.4		2,934	85.1		10,948	0.468
富山		49,276	0.8	37.4	61.0	1.4		3,347	97.0		5,898	0.466
石川		47,173	0.7	28.9	68.9	1.7		2,977	86.3		10,123	0.498
福井		34,943	0.9	35.4	63.1	-4.5		3,095	89.7		5,112	0.421
山梨		37,150	1.8	38.2	59.3	0.7		3,362	97.5		5,451	0.403
長野		89,182	1.8	36.7	60.8	3.1		3,108	90.1		10,280	0.527
岐阜		82,252	0.8	36.5	61.9	3.2		3,192	92.5		8,815	0.538
静岡		182,711	0.7	42.5	55.9	4.4	4	3,478	100.8		12,957	0.683
愛知	3	430,831	0.4	40.5	58.2	6.3	2	3,819	110.7	4	27,795	0.878
三重		84,906	0.9	43.7	54.2	-0.1		3,227	93.6		7,750	0.574
滋賀		70,060	0.5	46.9	52.1	1.7		3,292	95.4		6,220	0.549
京都		111,076	0.3	33.1	65.5	2.1		3,129	90.7		10,376	0.581
大阪	2	431,242	0.0	22.0	75.8	4.2		3,257	94.4	2	32,800	0.754
兵庫		234,626	0.4	32.5	65.7	3.7		3,150	91.3	5	24,073	0.622
奈良		39,210	0.5	22.6	75.6	2.9		2,757	79.9		5,673	0.416
和歌山		39,961	1.7	36.3	61.1	4.7		3,375	97.9		6,440	0.329
鳥取		19,122	2.4	21.3	75.1	-1.3		2,491	72.2		3,753	0.282
島根		27,527	1.6	27.2	70.2	3.1		3,031	87.9		5,096	0.275
岡山		73,450	1.0	30.4	67.9	-4.7		2,553	74.0		7,338	0.529
広島		124,761	0.6	32.1	66.5	2.9		3,275	95.0		10,743	0.602
山口		63,062	0.7	41.8	56.8	0.7		3,068	89.0		7,030	0.451
徳島		32,658	1.7	34.7	62.6	-2.6		3,170	91.9		5,108	0.336
香川		39,722	1.3	26.3	71.6	3.2		3,005	87.1		4,712	0.459
愛媛		51,381	1.8	30.0	67.3	0.9		2,764	80.1		7,469	0.448
高知		24,074	3.5	17.9	77.5	1.2		2,703	78.4		4,674	0.275

7)8) 全国値については、都道府県合計、都道府県平均

資料：内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算」令和4年度

9) 全国値については、都道府県合計、都道府県平均

資料：総務省「令和6年度都道府県決算状況調」、「令和6年度都道府県財政指数表」

注：欄内左端の数字は、全国順位を表す。

4 市町村主要指標

(北九州地域)

市区町村	1)	2)	3)人口			
	面積 (7.10.1) (km ²)	世帯数 (7.10.1) (世帯)	総人口 (7.10.1) (人)	5年間 増減率 (%)	人口密度 (人/km ²)	老年人口の 占める割合※ (2.10.1)(%)
北九州市	492.30	437,836	904,289	-3.7	1,837	31.7
行橋市	69.95	31,744	70,037	-1.9	1,001	30.6
豊前市	111.01	9,723	22,267	-8.7	201	37.6
中間市	15.96	17,284	38,496	-4.6	2,412	37.7
芦屋町	11.58	5,369	12,303	-9.2	1,062	32.2
水巻町	11.01	12,839	27,654	-1.6	2,512	33.2
岡垣町	48.64	12,509	30,583	-1.4	629	34.1
遠賀町	22.15	7,759	18,396	-1.7	831	34.8
苅田町	49.52	18,618	37,975	0.8	767	24.6
みやこ町	151.34	6,969	16,750	-11.0	111	42.1
吉富町	5.73	2,644	6,257	-4.3	1,092	32.4
上毛町	62.44	2,728	6,661	-8.1	107	36.1
築上町	119.57	6,660	15,370	-10.6	129	38.3
計	1,171.20	572,682	1,207,038	-3.8	1,031	32.2

市区町村	4)就業者				5)産業		6)財政状況(6年度)	
	総数※ (2.10.1) (人)	第1次 産業※ (%)	第2次 産業※ (%)	第3次 産業※ (%)	製造品 出荷額等 (2年) (百万円)	商品 販売額 (2年) (百万円)	財政規模 (歳出) (百万円)	財政力 指数 (4~6年度)
北九州市	444,060	0.7	24.1	75.2	2,108,132	2,717,998	621,430	0.69
行橋市	34,696	2.3	31.5	66.1	106,571	116,683	32,535	0.63
豊前市	11,298	5.4	31.9	62.7	118,500	26,451	14,742	0.53
中間市	17,856	0.9	30.8	68.3	50,085	34,081	18,690	0.46
芦屋町	6,854	2.5	22.9	74.6	4,686	9,002	9,499	0.34
水巻町	12,560	1.0	30.1	68.9	24,842	40,304	12,443	0.50
岡垣町	14,344	3.1	24.8	72.1	15,729	27,942	12,758	0.53
遠賀町	8,810	2.9	27.6	69.6	26,512	25,376	9,822	0.54
苅田町	19,271	1.2	41.8	57.0	1,309,354	101,003	19,388	1.31
みやこ町	8,500	8.5	30.9	60.6	65,428	9,966	12,793	0.35
吉富町	3,181	2.5	37.3	60.2	30,573	6,001	4,129	0.37
上毛町	3,451	9.1	31.2	59.8	33,982	1,603	5,794	0.28
築上町	8,242	8.1	25.3	66.6	3,909	10,495	12,370	0.32
計	593,123	1.3	25.9	72.8	3,898,304	3,126,905	786,393	—

(福岡地域)

市区町村	1) 面積 (7.10.1) (km ²)	2) 世帯数 (7.10.1) (世帯)	3)人口			
			総人口 (7.10.1) (人)	5年間 増減率 (%)	人口密度 (人/km ²)	老年人口の 占める割合※ (2.10.1)(%)
福岡市	343.47	883,374	1,663,892	3.2	4,844	21.9
筑紫野市	87.73	44,836	105,919	2.5	1,207	25.9
春日市	14.15	47,206	109,026	-1.8	7,705	22.4
大野城市	26.89	44,848	103,496	1.4	3,849	22.8
宗像市	119.94	43,077	97,045	-0.1	809	29.5
太宰府市	29.60	32,927	72,823	-0.5	2,460	28.3
古賀市	42.07	24,559	58,350	-0.7	1,387	27.7
福津市	52.76	28,083	69,064	3.0	1,309	28.6
朝倉市	246.71	20,010	47,469	-5.6	192	35.2
糸島市	215.69	40,491	100,674	1.8	467	30.0
那珂川市	74.95	19,314	47,773	-4.7	637	23.5
宇美町	30.21	14,481	37,239	-1.1	1,233	27.7
篠栗町	38.93	12,731	31,113	-0.3	799	25.6
志免町	8.69	19,769	45,407	-2.1	5,225	24.1
須恵町	16.31	11,468	29,070	1.5	1,782	27.7
新宮町	18.93	12,327	32,195	-2.2	1,701	18.4
久山町	37.44	3,475	9,267	2.2	248	27.3
粕屋町	14.13	21,243	48,506	0.7	3,433	17.9
筑前町	67.10	11,826	30,842	4.2	460	31.2
東峰村	51.97	632	1,618	-14.8	31	45.8
計	1,537.67	1,336,677	2,740,788	1.9	1,782	23.7

市区町村	4)就業者				5)産業		6)財政状況(6年度)	
	総数※ (2.10.1) (人)	第1次 産業※ (%)	第2次 産業※ (%)	第3次 産業※ (%)	製造品 出荷額等 (2年) (百万円)	商品 販売額 (2年) (百万円)	財政規模 (歳出) (百万円)	財政力 指数 (4~6年度)
福岡市	844,542	0.5	13.4	86.1	597,014	13,558,027	1,113,380	0.87
筑紫野市	51,230	1.5	16.6	81.9	230,023	230,119	41,736	0.74
春日市	56,681	0.3	15.8	83.9	5,471	156,091	41,678	0.73
大野城市	52,032	0.3	17.2	82.5	70,445	363,879	48,759	0.77
宗像市	46,442	3.1	21.8	75.1	35,951	96,036	46,918	0.57
太宰府市	34,552	0.8	16.6	82.7	21,911	142,252	31,885	0.63
古賀市	30,207	1.9	25.4	72.7	244,350	164,548	26,983	0.67
福津市	31,561	2.5	19.1	78.4	26,646	80,587	30,337	0.56
朝倉市	26,555	13.5	24.9	61.6	278,182	106,327	41,051	0.50
糸島市	49,626	8.0	17.9	74.2	65,507	96,503	47,252	0.57
那珂川市	26,064	1.5	21.5	77.0	18,187	52,716	22,519	0.68
宇美町	18,851	0.5	24.1	75.3	48,940	66,696	15,990	0.59
篠栗町	15,609	0.9	16.9	82.1	25,280	170,761	13,455	0.60
志免町	23,902	0.5	20.4	79.1	28,550	151,263	18,512	0.72
須恵町	13,976	0.8	25.3	73.9	50,369	83,797	12,874	0.63
新宮町	16,788	1.6	18.2	80.2	99,657	187,112	17,245	0.83
久山町	4,508	3.3	22.7	74.0	68,890	67,943	6,578	0.75
粕屋町	26,230	0.9	18.0	81.1	49,301	254,402	21,289	0.85
筑前町	15,105	7.4	25.4	67.2	33,407	42,289	15,219	0.48
東峰村	993	15.0	33.5	51.5	1,545	324	4,634	0.12
計	1,385,454	1.4	15.8	82.8	1,999,623	16,071,672	1,618,294	—

(筑後地域)

市区町村	1) 面積 (7.10.1) (km ²)	2) 世帯数 (7.10.1) (世帯)	3)人口			
			総人口 (7.10.1) (人)	5年間 増減率 (%)	人口密度 (人/km ²)	老年人口の 占める割合※ (2.10.1)(%)
大牟田市	81.45	47,682	101,941	-8.4	1,252	37.6
久留米市	229.96	131,414	296,827	-2.1	1,291	28.1
柳川市	77.15	24,214	60,569	-6.1	785	33.6
八女市	482.44	22,690	57,350	-5.4	119	36.6
筑後市	41.78	19,401	47,722	-2.3	1,142	27.4
大川市	33.62	12,671	29,718	-9.9	884	35.9
小郡市	45.51	23,396	58,652	-1.2	1,289	28.5
うきは市	117.46	10,170	25,966	-7.2	221	36.0
みやま市	105.21	13,109	33,029	-7.9	314	38.5
大刀洗町	22.84	6,090	15,800	1.8	692	28.0
大木町	18.44	4,925	13,172	-4.7	714	29.2
広川町	37.94	7,588	19,264	-3.5	508	30.2
計	1,293.80	323,350	760,010	-4.3	587	31.7

市区町村	4)就業者				5)産業		6)財政状況(6年度)	
	総数※ (2.10.1) (人)	第1次 産業※ (%)	第2次 産業※ (%)	第3次 産業※ (%)	製造品 出荷額等 (2年) (百万円)	商品 販売額 (2年) (百万円)	財政規模 (歳出) (百万円)	財政力 指数 (4~6年度)
大牟田市	49,556	1.8	25.8	72.4	285,555	202,212	60,892	0.53
久留米市	143,699	5.4	19.8	74.8	297,358	760,431	150,535	0.64
柳川市	31,807	9.7	25.0	65.3	48,118	99,329	33,693	0.46
八女市	32,014	18.3	22.5	59.3	101,550	100,824	44,375	0.38
筑後市	25,987	6.2	25.5	68.4	194,867	105,337	23,839	0.67
大川市	16,685	6.8	29.1	64.1	43,095	120,041	19,611	0.50
小郡市	28,936	3.7	16.8	79.6	43,580	146,693	25,188	0.63
うきは市	14,231	15.7	27.2	57.1	54,569	29,001	17,529	0.38
みやま市	18,025	14.7	24.6	60.7	34,091	33,632	21,338	0.40
大刀洗町	8,355	12.0	24.2	63.8	27,367	17,665	9,381	0.46
大木町	7,346	12.3	23.8	64.0	8,466	19,758	7,895	0.47
広川町	10,469	10.3	24.5	65.2	63,117	42,208	9,212	0.60
計	387,110	7.5	22.6	69.9	1,201,733	1,677,131	423,488	—

(筑豊地域)

市区町村	1) 面積 (7. 10. 1) (km ²)	2) 世帯数 (7. 10. 1) (世帯)	3)人口			
			総人口 (7. 10. 1) (人)	5年間 増減率 (%)	人口密度 (人/km ²)	老年人口の 占める割合※ (2. 10. 1)(%)
直方市	61.76	23,490	53,568	-4.7	867	33.9
飯塚市	213.96	56,930	122,329	-3.2	572	31.7
田川市	54.55	20,075	44,222	-4.3	811	34.9
宮若市	139.99	10,182	24,109	-8.3	172	36.8
嘉麻市	135.11	14,161	31,909	-10.0	236	40.5
小竹町	14.28	3,056	6,533	-8.6	458	42.3
鞍手町	35.60	6,121	14,022	-7.0	394	39.3
桂川町	20.14	5,167	12,205	-5.2	606	35.4
香春町	44.50	4,240	9,355	-8.2	210	41.7
添田町	132.20	3,459	7,616	-13.5	58	44.6
糸田町	8.04	3,515	7,566	-10.0	941	38.3
川崎町	36.14	6,441	13,470	-11.2	373	39.1
大任町	14.26	2,094	4,766	-4.8	334	38.9
赤村	31.98	1,024	2,495	-10.1	78	40.4
福智町	42.06	8,389	19,878	-7.1	473	37.7
計	984.57	168,344	374,043	-5.9	380	35.5
県合計	4,987.24	2,401,053	5,081,879	-1.0	1,019	27.9

市区町村	4)就業者				5)産業		6)財政状況(6年度)	
	総数※ (2. 10. 1) (人)	第1次 産業※ (%)	第2次 産業※ (%)	第3次 産業※ (%)	製造品 出荷額等 (2年) (百万円)	商品 販売額 (2年) (百万円)	財政規模 (歳出) (百万円)	財政力 指数 (4~6年度)
直方市	26,508	1.7	28.5	69.8	157,871	108,242	32,357	0.56
飯塚市	60,516	1.9	22.6	75.5	203,894	254,120	81,283	0.50
田川市	20,495	1.6	23.6	74.7	63,735	67,777	35,650	0.43
宮若市	12,625	5.2	31.1	63.7	1,200,523	30,456	17,793	0.61
嘉麻市	15,402	5.1	26.5	68.5	48,667	17,848	29,405	0.28
小竹町	3,141	1.6	31.9	66.6	30,833	9,813	6,502	0.32
鞍手町	6,829	4.1	34.1	61.9	100,514	14,620	12,729	0.41
桂川町	6,178	3.2	25.8	71.0	15,125	9,466	6,867	0.39
香春町	4,174	2.7	26.0	71.3	9,795	7,051	7,454	0.29
添田町	3,732	7.3	21.2	71.4	676	4,595	10,901	0.23
糸田町	3,343	2.4	27.6	70.0	861	1,908	7,273	0.22
川崎町	6,076	2.0	28.1	69.9	4,242	17,275	12,016	0.29
大任町	2,020	2.7	24.8	72.5	X	4,460	20,046	0.16
赤村	1,287	10.5	23.4	66.1	X	225	5,986	0.15
福智町	8,539	2.7	29.3	67.9	12,952	17,137	22,994	0.27
計	180,865	2.7	25.9	71.4	1,852,193	564,993	309,256	—
県合計	2,546,552	2.4	19.9	77.7	8,951,854	21,440,701	3,137,432	0.52

1) 資料:国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和7年)

注:境界未定の市町村については、総務省統計局の推定面積による。

2)3)4) 資料:総務省統計局「令和7年国勢調査(速報値)」及び「令和2年国勢調査」

注:※マークの項目は不詳補充値。

5) 資料:県調査統計課「令和3年経済センサス活動調査 産業別集計(製造業)に関する集計(確報詳細版・福岡県分)」

総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査 産業別集計(卸売業、小売業)に関する集計」

注:四捨五入の関係により、計が一致しない場合もある。

注:Xマークの項目は、事業所数が1又は2の項目に関する数値で、そのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿とした箇所。

また、合計との差引で数値が判明する箇所も秘匿している。

6) 資料:県行財政支援課「市町村財政のすがた2026」(掲載年度は令和6年度)

注:四捨五入の関係により、計が一致しない場合もある。

5	県民対象の各種イベント
---	-------------

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
全地域（オンライン開催、開催場所未定を含む）で開催されるイベント				
ふくおか県芸術文化祭2026 ねんりん文化交流大会	4月～11月	県内各地	6種目（囲碁、将棋、川柳、短歌、俳句、民謡）	約900
ヤングケアラーほっとサロン	4月～3月	オンライン	高校生以上のヤングケアラーを対象に、メタバース空間でアバターを使用し、ヤングケアラー経験者を交えて、勉強や進学、友人関係、就職などの不安や悩みを参加者同士で共有するオンラインサロン	各回10名
福岡県歯科口腔保健啓発週間（前期） 「歯と口の健康週間」	6/4～6/10	県内各地 （歯科医師会地区単位）	歯や口の健康づくりに関する正しい知識や歯科疾患の予防にむけた取組に関する普及啓発事業、歯と口のポスター展、お口の相談、よい歯の表彰等	6,000
シニアのための職種別講習会	①6/11 ②8/6 ③未定	①②福岡県立図書館 ③未定	就業を目指す高齢者を対象に、以下の職種に関する講習会を開催 ①マンション管理 ②コールセンター業務 ③未定	各回40
世界遺産キッズアカデミー	6/12、6/26、 7/3、12/3	オンライン	北九州市、大牟田市、中間市の小学校6年生を対象に、「明治日本の産業革命遺産」について学ぶオンライン講座及び発表会を実施	211
職業体験つき合同会社説明会	①6/24 ②7/14 ③9/25 ④未定	①イヅココスモスモモン ②久留米シティプラザ ③北九州メッセ AIM 3F ④未定	不本意に非正規雇用労働に置かれた就職氷河期世代をはじめとする中高年求職者を対象とした職業体験つき合同会社面接会を開催	各100
アーバンスポーツ体験会	6/28、9/26、 9/27、11/15 ※5回のうち1回は未定	県内各地	スケートボード、BMXを身近に感じることが出来るよう、県内各地でスポーツ教室を実施	約140
中高年世代を対象とした手当付きインターンシップ	6月～	県内各地の企業	就職氷河期世代をはじめとした中高年世代の求職者を対象に、様々な仕事を体験できる手当付きインターンシップを実施	約200
柔軟な働き方及び働き方改革に係る制度導入促進セミナー	6月～2月	ウェブ上	柔軟な働き方等導入促進セミナー、両立支援助成金の制度説明、育児・介護休業法の改正についての説明（経営者や人事労務担当者等を対象）	各回100
福岡県こどもエコクラブ関連イベント	6月～12月	県内各地	自然観察会を主とした環境関連の体験活動	各回30～50
トータルライフプランセミナー	6月～3月	県内各地	大学等と連携し、学生を対象に、「働くこと」、「結婚すること」、「生み育てること」といった自らのトータルライフプランを主体的に考えさせるためのセミナー	延べ400
就活サポートセミナー＆交流会	7/7、7/28、 8/18、9/7、 9/29、 12月～3月頃	福岡西総合庁舎及びオンライン	就活に役立つセミナー、ロールモデルとの交流会	未定
「世界遺産 海と炭鉱のカードラリー2026」	7/20～10/4	宗像市、福津市、北九州市、 大牟田市、中間市ほか	県内の世界遺産の構成資産や、ガイドランス施設及び関連施設を巡るカードラリーを開催	未定
障がいのある求職者と企業の就職相談会	①7/23 ②9/3	①天神ビル ②AIMビル	障がいのある求職者と企業の担当者との相談会	各回200
スポーツフェスタ 第1回福岡県民ねんりんスポーツ大会	7月～1月	県内各地	19種目（卓球、テニス、バドミントン、ソフトボール、グラウンド・ゴルフ、太極拳、アーチェリー他）	約13,000
ふくおか水辺の安全講座	7月～8月	県内各地	小中学生を対象に川の危険性や水辺で安全に遊ぶ方法を知ってもらうための講座を開催	延べ150
大学生向けビジネスプラン構築ワークショップ・ビジネスプランコンテスト	7月上旬～ 1月	・ワークショップ：オンライン ・コンテスト：飯塚研究開発センター	・県内の大学生・大学院生・高専生・専門学校生を対象としたワークショップ形式の研修会 ・ビジネスプランを評価するコンテストを開催し、成績優秀者には起業支援を実施	30
テクノロジー人材創生塾	①7～9月 ②12～1月 ③9～11月	①アクロス福岡、三菱電機（株）パワーデバイス製作所、ソニーセミコンダクタマニファクチャリング、九州大学、キッザニア福岡、有明高専 ②キッザニア福岡、九州工業大学 ③キッザニア福岡、久留米工業大学、Garraway F（トヨタ自動車九州） （①②③とも一部オンライン）	中高生を対象に ①半導体コース ②宇宙コース ③先進モビリティコース それぞれ全4日間の教育プログラムを実施	延べ440

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
全地域（オンライン開催、開催場所未定を含む）で開催されるイベント				
婚活カステッパアップセミナー	7月～3月	県内各地	市町村、経済団体等と連携し、主に20～30代の男女を対象に、出会い応援イベント等に役立つスキルの向上をサポートするセミナー	延べ900
就職サポートセミナー	7月～3月	県内各地	女性を対象に、就職する上で必要な知識（履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等）を学ぶセミナーを開催	未定
シニアに向けた職場見学会	①7月 ②8月 ③10月 ④11月	①福岡地域 ②筑後地域 ③筑豊地域 ④北九州地域	就業を希望する高齢者を対象に、各地域で「介護」「警備」「販売」「調理」の4職種について見学会を実施	各20～25
県内技術系企業へのインターンシップ	8/3～8/7 8/24～8/28 9/7～9/11	県内各地の企業	学生・求職者を対象に、県内技術系企業（半導体・IT・自動車・ものづくり分野）でのインターンシップを実施	50
ふくおか地域リーダー育成キャンプ	①12/19、20 ②8/23、25、30、9/6 ③9/5、12、11/7～8 ④9/12～13、10/17～18	①遠賀コミュニティセンター ②福岡県立社会教育総合センター ③筑紫野市生涯学習センター ④国立夜須高原青少年自然の家	県内の小学5年生～中学3年生※を対象に、講義、体験活動、グループワーク等からなる地域リーダー育成キャンプを実施。 ※①のみ中学生対象	①50 ②30 ③40 ④30
シニアのためのミニしごと合同説明会	①9/8 ②9/15 ③10/20	①ウエルとばた ②イヅカコスモスコモン ③小都市生涯学習センター	就業希望の高齢者と企業・事業所との出会いの場を設けるミニしごと合同説明会を開催	各40×2回
1万人のクリーンアップ大作戦	9/27～11/1	県内各地	県内全域を対象とした県内一斉清掃キャンペーンを実施	延べ10,000
認知症の日に合わせた普及啓発イベント	9月	県内各地 (福岡タワー等)	認知症のシンボルカラーであるオレンジ色のライトアップ・イベント	—
健康21世紀福岡県大会	9月～11月	未定	有名なゲストによるステージイベント等や保健、医療などの関係団体による健康づくりに係るブース出展	未定
タクシー合同会社説明会	9月～12月 (年4回)	県内各地	タクシー運転手の魅力を知ってもらうため、合同会社説明会を実施	未定
ふくおか子育てマイスター認定研修会	9月～1月 (年4回)	県内各地	子育て支援に関心のある県内在住の60歳以上の方を対象に全7日間・30時間の研修を行い、修了された方を「ふくおか子育てマイスター」として認定	150
「明治日本の産業革命遺産」企画展	10/3～12/6ほか	香春町民センターほか	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の価値について理解を深めてもらうため、関連資料を展示する展覧会を開催	未定
女性のための合同会社説明会	①10/7 ②10/23 ③11/10 ④11/20	①イヅカコスモスコモン ②SAWARAPIAサワラピア ③久留米シティプラザ ④北九州国際会議場	女性を対象に、県内4エリアごとの合同会社説明会を開催	延べ300
福岡県ジェンダー平等フォーラム 県民企画事業	10月～11月	県内各地	県民企画による講演会、パネルディスカッション等	300
ふくおか県芸術文化祭	10月～12月	県内各地 (オープニングフェスは、10/3～4に大名ガーデンシティパークで開催)	学生のアイデアを取り入れたオープニングフェスをはじめ、演劇公演やコンサートなど多彩な催しを県内各地で開催	未定
第72回文化財保護強調週間	11/1～11/7	県内各地	文化財保護の推進と保護思想普及を図るため文化財に関するさまざまな行事を実施	100,000
ふくおか・みんなで家族月間	11/1～11/30	県内各地	市町村、企業、店舗等が実施する「家族・子育て」をテーマとした催し等	未定
ふくおか県障がい児者美術展	①11/5～13 ②11/17～23 ③12/15～20 ④1/6～11 ⑤2/9～14	①福岡県庁 ②北九州市立美術館黒崎市民ギャラリー ③嘉麻市立織田廣喜美術館 ④九州芸文館 ⑤福岡県立美術館	障がいのある人による美術作品(絵画、書道、写真)を展示	未定
福岡県歯科口腔保健啓発週間（後期） 「いいな、いい歯。」キャンペーン	11/7～11/13	県内各地 (歯科医師会地区単位)	「いいな、いい歯。」キャンペーン（啓発イベント）8020よい歯の表彰、歯科用グッズ配布	10,000
アルコール関連問題街頭啓発	11/10	県内各地	街頭啓発（啓発チラシの配布等）	2,000

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
全地域（オンライン開催、開催場所未定を含む）で開催されるイベント				
労働講座	11月～12月	県内各地	労働教育講座（勤労者を対象）、労働経営セミナー（経営者や人事労務担当者等を対象）	約200
バス運転体験会・合同会社説明会	11月～2月 (年4回)	県内各地	バス運転手の魅力を知ってもらうため、運転体験会や合同会社説明会を実施	未定
世界糖尿病デーライトアップキャンペーン	11月中旬	未定	糖尿病に関する医療相談、血糖測定、栄養相談等	500
「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発キャンペーン	11月中旬	県内4地域	街頭啓発（啓発用グッズの配布等）	1,000 (配布部数)
シニアのためのしごと・ボランティア合同説明会	①1/8 ②1/19 ③2/3 ④2/18	①AIMビル ②久留米シティプラザ ③福岡国際会議場 ④イイヅカコスモスモン	就業や社会参加を希望する高齢者と企業、NPO・ボランティア団体等との出会いの場を設ける合同説明会を開催	①50×2回 ②50×2回 ③70×2回 ④50×2回
県内技術系企業へのインターンシップ	2/1～2/5 2/15～2/19 3/1～3/5	県内各地の企業	学生・求職者を対象に、県内技術系企業（半導体・IT・自動車・ものづくり分野）でのインターンシップを実施	25
福岡県若者就職支援センターセミナー等	通年	県内各地	就職支援セミナー、合同会社説明会等	約24,000
出会いイベント	通年	県内各地	「出会い応援団体」がボランティアで開催し、独身者へ出会いの場を提供するイベント	延べ9,500
スポーツフェスタ 「第69回 福岡県民スポーツ大会」公開競技 (国体予選含む)	通年	県内各地	23種目（山岳、クレール射撃、軟式野球、ライフル射撃、フェンシング、ラグビーフットボール、ボウリング、サッカー 他）	約3,700
スポーツフェスタ 「福岡県民スポーツ・レクリエーション祭」	通年	県内各地	ソフトバレーボール、綱引、ソフトテニス、バドミントン、ダーツ 他	約3,300
福岡県立大学 出前講義	随時実施	県内各高校	高校から申込みのあったテーマについて、本学教員が高校を訪問し講義を行う	400
介護に関する入門的研修	通年	県内各地	介護未経験者が、介護に関する基本的な知識や技術を学ぶことができる研修	各回50
医師と歩こう！県民健康ウォーク	未定	未定	医師と一緒にウォーキング、健康についての語り合い、相談、血圧測定等	200
ふくおか島コン2026	未定 (年1回)	未定	県内離島地域の過疎化・高齢化等の対策を目的に、離島地域在住の男性と県内在住の女性を対象とした出会いイベントを開催	男女各10
世界遺産スクール	未定	未定	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の価値について理解を深めてもらうため、「明治日本の産業革命遺産」を学ぶ講座や体験学習等を開催	未定
ふくおかの『へそ』魅力体験フェア	未定	未定	嘉飯圏域の食材を使用したメニューの提供	未定
農福連携マルシェ2025	未定	未定	農業と福祉の連携から生まれた地域の農産品の販売会及び農福連携の取組に係る展示	未定
ふくおかの魚フェア	未定	県内各地	「ふくおかの地魚応援の店」飲食店による旬の地魚を使用した料理フェア	未定

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
北九州地域で開催されるイベント				
第15回「ふるさと写真コンクール入賞入選作品展」	4/18～5/24	求菩提資料館	福岡県東部の京築地域の自然や伝統行事をテーマにした写真コンクールの入賞作品などを紹介する企画展	300
地域で取り組む再エネ・省エネ・コージェネ促進セミナー	7/8	北九州メッセ	再エネ・省エネに関する先進事例やコージェネレーション（熱電併給システム）の特徴・導入事例の紹介	114
エコテクノ2026 ～エネルギー先端技術展～	7/8～7/10	北九州メッセ	エネルギー分野の先進的製品・技術・サービスの展示、各種専門技術セミナー、エネルギー関連施設の見学ツアー、次世代自動車の試乗会等	17,495
豊前海里海里川里山学校 2026菰川生きもの探検隊	7/22	菰川流域	自然の中で専門家の解説を聞きながら、川の生き物や植物を観察する体験型のイベントを実施	40
若者の未経験分野への就職 チャレンジ応援 合同企業説明会	8/10、10/20、 11/10	KMMビル	未経験分野への就職に意欲的な求職者と県内企業とをマッチングさせる合同企業説明会を開催	各回約100
第35回暴力追放福岡県民大会・北九州市 「暴力追放・安心安全まちづくり」市民大会	8/18	J:COM北九州芸術 大ホール	オープニングイベント（八幡中央高校書道部）表彰・感謝状贈呈式（安全・安心に関する活動団体、暴力追放運動功労者等）講演（暴力団対策部副部長）	600
買取大吉 アジア男子バレーボール選手権大会 福岡2026	9/4～9/13	北九州市立総合体育館	「買取大吉 アジア男子バレーボール選手権大会 福岡2026」の開催に併せて、県プロモーションブース等を出展	定員なし
シニアのためのしごと・ボランティア相談セミナー	12/17	八幡西生涯学習総合センター	就労や社会参加の意欲のあるシニアに対し、関係機関と連携した事業説明および個別相談を実施	40
福岡ジョブ・コレクション	10/4	AIMビル	女子学生を対象に、ロールモデルや人事担当者と交流・意見交換する企業見本市を開催	500
TGC 北九州 2026	10/10	北九州メッセ	人気モデルによるファッションショーなど	10,500
京築地域未来の地域リーダー 育成プログラム「京築みらい塾」	10/10、11 11/21、22	行橋市研修センター 糟市地域交流センター「糟の里」	京築地域の中学生を対象に、地域に縁のある各界著名人等による実体験を交えた講義・体験・グループワーク等を実施	40
九州歯科大学 公開講座（歯大祭）	10/24～25	九州歯科大学	公開講座、予防歯科体験、学生相談会	80
求菩提資料館秋の特別展 「求菩提山開山1,500年記念「縁起と開山」（仮）」	10/24～11/29	求菩提資料館	求菩提山開山1,500年の節目に、求菩提山を含む九州北部の修験道などを紹介する展示	500
自然観察会	10月～11月	広谷湿原（苅田町）等	平尾台広谷湿原等での希少植物の観察会を実施	30
第20回「おひなまつり」	1/30～3/22	求菩提資料館	江戸時代の享保雛（びな）や明治期の箱雛、殿雛、掛軸雛など約1000点のひな人形を展示。3月1日には、抹茶サービスを実施	1,000
シニアのための起業支援セミナー	3月上旬	北九州国際会議場	起業に興味があるけれど何をしたらいいのかわからない等の理由で、起業にあと一歩を踏み出せないシニアを対象とするセミナーを開催	60
安全・安心コンサート（北九州地区）	年11回	北九州市、行橋市	福岡県警察音楽隊の演奏及び安全・安心まちづくりのための広報啓発	各回250
平尾台自然観察センター自然観察イベント	通年 (月2回程度)	平尾台自然観察センター	野草観察会、生き物観察会、きのご観察会、登山、ハイキング、洞窟探検等	各回30
豊築こどもオープンファクトリー	未定	未定	地域ならではの職業体験や工場見学等ができるこども向け仕事体験イベントを開催	未定

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
福岡地域で開催されるイベント				
コレクション展 vol.1	(R8) 3/17～ 5/24	福岡県立美術館	所蔵作品展覧会及び関連イベント	2,000
春の交通安全フェアin中央博多	4/6	JR博多駅前広場	一日交通部長任命式、交通安全宣言、黄色いワッペン 寄贈式、県警音楽隊による演奏 等	200
やなせたかし展 人生はよろこばせごっこ	4/17～6/14	福岡県立美術館	展覧会及び関連イベント	約20,000
九州国立博物館特別展 「若冲、琳派、京の美術－きらめきの細見コ レクション－」	4/21～6/14	九州国立博物館	展覧会及び関連イベント（講演会、ワークショップ 等）	未定
スポーツフェスタ 第5回福岡県民障がい者スポーツ大会	4/29	博多の森陸上競技場、 博多の森補助競技場	陸上競技、フライングディスク	1,045
朝倉復興支援あさくら杉おさがりこぼし展	5/1～3/31	甘木歴史資料館	被災したあさくら杉から作ったおさがりこぼし に、アーティストやデザイナーがデザインした作品 を展示	5,000
スポーツフェスタ 第5回福岡県民障がい者スポーツ大会	5/17	久留米総合スポーツセン ター、パビオボウル、クロー バープラザ	卓球、ボッチャ、ボウリング、アーチェリー、サウ ンドテーブルテニス	470
看護フェスタ福岡2025	5/17	ナースプラザ福岡	知事表彰式、講演・講座、メッセー動画上映、看護 体験・展示コーナー、進路・進学相談	436
自転車月間ロビー展	5/18～5/22	県庁1階ロビー	パネル展示、動画上映等	定員なし
福岡女子大学 生涯学習カレッジ2026	5/22～12/11 (全13回)	福岡女子大学他	「感性」と「体験」を学習の柱とした大学と受講生 が共に学ぶアクティブな学習の場を提供 テーマ:過去を耕し 未来へつなぐ	62
福岡女子大学公開講座2026	5/25～12/8 (全6回)	福岡女子大学	福岡女子大学教員が、食、環境、外国の文化等を テーマに様々な講座を一般公開	35
バリアフリー図書読書体験会	5/31(第1回) その他未定 (年3～4回予 定)	筥崎宮参道横 参集殿(第1回) その他未定	バリアフリー資料・機器の体験	未定
環境月間啓発事業街頭啓発	6/1	J R博多駅博多ロイイベントス ペース	ステージイベント、啓発活動（啓発物品の配布）及 びパネル展示	1,500 (配布部数)
環境月間啓発事業 ロビー展	6/2～6/30	県庁1階ロビー	パネル展示	定員なし
保健・環境フェア2024	6/8	福岡県保健環境研究所	保健や環境について楽しく習得するため、実験や ゲームなどいろいろな体験型イベントを実施	275
はじめてチャレンジ！ドキドキキャンプ	【第1回】 6/13～14 【第2回】 10/3～14	社会教育総合センター	年長児を対象とした自然環境の中での野外活動や団 体宿泊活動の体験	各回25
中高年のための就職基本セミナー	①6/16 ②未定	はかた近代ビル	概ね40～64歳までの求職者を対象とした再就職に成 功するためのノウハウを学べるセミナーを開催	20
福岡県地方史研究協議大会	6/27	福岡県立図書館	地方史に関する研究発表 テーマ「文化財保存と活用 2」	80
サバイバルTryキャンプ	第1回 6/27～28 第2回 10/10～11 第3回 10/31～11/1	少年自然の家「玄海の家」	小学生（1年生～2年生）を対象とした絵本を使った 自然体験やテント泊、野外調理の体験	各回36人
福祉のしごと就職フェア 2026inFUKUOKA	①6/27 ②11/15	JR九州ホール	就職応援セミナー、社会福祉施設等と求職者との合 同就職面談会	①356 ②約350
マイナビ ツール・ド・九州2026 100日前イベント	7/1	ONE FUKUOKA BLDG.1階 グ ランドロビー	ジオラマ除幕、ゲストトークショー等	定員なし
マイナビ ツール・ド・九州2026 PR展示	①7/1～8/31 ②9/1～9/17 ③9/24～9/30 ④10/1～10/10	①ONE FUKUOKA BLDG.1階グ ランドロビー ②ソラリアプラザ 1階北側 エントランス ③県庁1階ロビー ④ソラリアプラザ 1階北側 エントランス	大会の魅力を紹介するジオラマの展示等	定員なし

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
福岡地域で開催されるイベント				
マイナビ ツール・ド・九州2026 ロビー展	7/1～10/13	県庁1階ロビー	昨大会のパネル展示、リーダージャージ展示等	定員なし
同和問題啓発強調月間街頭啓発	7/1	西鉄福岡（天神）駅周辺 JR博多駅周辺	街頭啓発（啓発チラシ及び啓発物品の配布）	1,300 (配布部数)
中高年のための職種別セミナー	①7/9 ②8/5 ③9/17 ④未定	はかた近代ビル	中高年の力が求められている業界について業務の基本を学べるセミナーを開催	各20
コレクション展 vol.2 コレクション展 vol.3 コレクション展 vol.4	7/11～8/27 10/20～12/20 3/20～5月下旬	福岡県立美術館	所蔵作品展覧会及び関連イベント	各3000
ワン・ツー・スリー！トライキャンプ	【第1回】 7/11～7/12 【第2回】 1/16～1/17	社会教育総合センター	小学生（1年生～3年生）を対象とした自然環境の中での野外活動や団体宿泊活動の体験	各30
第20回福岡県景観大会	7/18	アクロス福岡	美しい景観選及び美しいまちづくり協議会活動表彰の表彰式、美しい景観まちづくりについてパネルディスカッションの開催、福岡県内の景観紹介、各種体験ブースの出展等	約1,200
同和問題啓発強調月間講演会	7/18	クローバープラザ	講演会	約500
九州国立博物館特別展 「水河期展～人類が見た4万年前の世界～」	7/18～9/27	九州国立博物館	展覧会及び関連イベント（講演会、ワークショップ等）	未定
西公園の展望台完成記念式典	7/19	県営西公園	西公園に新たに建設された360°展望施設の完成記念式典	29
ウォーターフェスティバル2026	7/20	あまぎ水の文化村	水遊び、ワークショップ等を通じて、水の大切さを学ぶイベント	未定
映画「破戒」上映会及び講演会	7/20	クローバープラザ	映画上映会及び講演会	32
ふくおかなつやすみチャレンジフェスタ2026 （夏休みこども企画展）	7/21～8/21	県庁1階ロビー、 11階 福岡よかもんひろば、 県庁3階講堂など	主に小学生を対象に、様々な体験企画や福岡県を紹介するパネル展を実施	約3,000
ふくおかを駆けるのりものたち！ 「ふくおかのりもの展2026」	7/21～9/4	県庁11階福岡よかもんひろば	公共交通の魅力を知ってもらい、利用してもらうため、バスや電車等のパネルや模型等の展示及びイラスト・絵画コンクールを実施	定員なし
ふくおかバレエ祭り	7/22～23	アクロス福岡	東京バレエ団によるバレエ公演や、九州交響楽団メンバーによるバレエ音楽のコンサート、体験型ワークショップ等を実施	3,207
障がいのある求職者と企業の就職相談会	①7/23 ②9/3	①天神ビル ②AIMビル	障がいのある求職者と企業の担当者との相談会	各回200
福岡県立図書館・放送大学コラボ講演会	7/25	福岡県立図書館	「地震に備える 日本で起こる地震・津波のメカニズム」	100
思い出サマーフェスタ	第1回 7/26 第2回 8/23	少年自然の家「玄海の家」	小学生（全学年）、中学生（全学年）とその家族を対象とした自然環境の中での野外活動の体験	各回25家族100人
谷尾勇滋 現代美術展 「folk art historical scape」	7/28～10/18	甘木歴史資料館	福岡を拠点に活動している現代美術家・谷尾勇滋氏が、当館常設展の展示にあわせ「甘木豆太鼓バタバタ」についてリサーチ・制作した現代美術作品を展示	1,000
高校生×ジェンダー平等ワークショップ	7月、8月	クローバープラザ	ジェンダー平等についての講座、参加者が関心のあるテーマについてのグループワーク	未定
福岡女子大学 オープンキャンパス	8/1	福岡女子大学	大学概要説明、学科説明、模擬授業、キャンパスツアー、寮見学ツアー、個別相談、留学生交流イベント等（人数制限無。要事前申込）	1,300
高校生向けWEBサービスデザインワークショップ	8/1、2	福岡県千代合同庁舎	県内の高校生を対象とした、ITの楽しさや便利さを学ぶ講座	30
福岡県青少年囲碁大会	8/2	日本棋院九州本部ほか	県知事杯争奪戦、異年齢交流対戦、プロ棋士による多面打ち、囲碁入門	60
「水の日」及び「水の週間」節水街頭キャンペーン	8/3	JR博多駅	街頭啓発（啓発物品の配布）	約300 (配布数)

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
福岡地域で開催されるイベント				
サバイバルChallengeキャンプ	8/9～15	少年自然の家「玄海の家」	小学生（４年生～６年生）、中学生（全学年）を対象とした自然環境の中での野外活動や長期団体宿泊活動の体験	36
「飲酒運転撲滅１００日チャレンジ作戦」キックオフイベント	8/11	アクロス福岡	福岡県警察音楽隊による演奏、トークイベント、チャレンジ宣言等の実施	約700
夏休みこども歴史教室 「夏を元気に乗りきろう 親子で楽しむ豆太鼓バタバタ作り」	8/11	甘木歴史資料館	バタバタの歴史など解説付きで展示を鑑賞したあと、親子でビーズなどを使用したオリジナルバタバタを作る体験講座	20
福岡県戦没者追悼式	8/15	福岡県立福岡武道館	戦没者を追悼し、平和を祈念する式典	約530
よかこ福岡！地域フェア2026	8/17～9/11	県庁1階ロビー	写真やパネル等の展示、地域の特産品販売等で県内各地域の魅力を紹介	未定
若者の未経験分野への就職 チャレンジ応援 合同企業説明会	8/19、10/29、 11/25	アクロス福岡	未経験分野への就職に意欲的な求職者と県内企業とをマッチングさせる合同企業説明会を開催	各回約100
スポーツフェスタ「第69回 福岡県民スポーツ大会」夏季大会	8/23	福岡市立西市民プール	水泳競技（自由形、平泳ぎ、バタフライ、背泳ぎ、リレー（フリー、メドレー）、障がい者の部）	約1,170
ふくおか新規就農セミナー＆相談会	8/23	福岡ファッションビル	県内農林漁業者等の体験談発表、相談ブースの設置、農林漁業の求人情報提示、農林漁業関連パンフレット等の配布	100
飲酒運転撲滅県民大会	8/25	なみきスクエア	飲酒運転「ゼロ」を誓う黙とう、飲酒運転撲滅活動功労者表彰式、飲酒運転撲滅メッセージの発信、若者による飲酒運転撲滅宣言 等	約300
ふくおかきッズアドベンチャーキャンプ	8/29～8/30	社会教育総合センター	小学生（４年生～６年生）を対象とした自然環境の中での野外活動や団体宿泊活動の体験	24
福岡県ものづくり技能フェスティバル	8月～12月	県庁3階講堂 県立高等技術専門学校等	「職業能力開発功労者表彰式」における優秀技能者等の表彰、各高等技術専門学校等での技能啓発イベント	約2,900
第81回福岡県美術展覧会（県展）	9/1～9/27	福岡県立美術館	県民から公募した作品7部門（日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン）を展示	8,000
福岡ジョブ・コレクション	9/5	福岡ファッションビル	女子学生を対象に、ロールモデルや人事担当者と交流・意見交換する企業見本市を開催	500
ふくおかキッズアドベンチャーキャンプ	9/12～13	少年自然の家「玄海の家」	小学生（４年生～６年生）を対象とした自然環境の中での困難克服体験や団体宿泊活動の体験	24
認知症の日に合わせた普及啓発イベント	9/17～9/28	県庁1階ロビー	認知症当事者等による講演会の開催、臨時相談窓口の設置	-
福岡女子大学 キャンパス見学会&相談会	9/19	福岡女子大学	大学概要説明、キャンパスツアー、寮見学ツアー、個別相談（入試、各学科学生、教員など）（人数制限無、要事前申込）	500
スポーツフェスタ「第69回 福岡県民スポーツ大会」秋季大会	9/19、9/20、 9/27	福岡市・福岡地区各会場	陸上など22競技（障がい者の部15競技）	約6,600
働く世代をがんから守るがん対策推進大会	9/20	明治安田ホール	がん対策推進に取り組む事業所の知事表彰、事業所と著名人によるトークショー、基調講演	300
伝統文化魅力発信イベント@大濠公園	9/23	大濠公園	大濠公園能楽堂40周年を契機に、大濠公園能楽堂を中心に大濠公園全体を使って伝統文化の魅力発信を図るイベント	未定
& SAKE FUKUOKA	9/26～9/27	福岡国際センター	県内の酒蔵による県産酒の提供や人気飲食店等による料理の提供	12,000
宗像・福津・古賀地域 未来の地域リーダー育成プログラム「MFksみらい塾」	9/26～27 10/11～12	少年自然の家「玄海の家」 グローバルアリーナ	宗像・福津・古賀地域の中学生を対象に、地域に縁のある各界著名人等による実体験を交えた講義・体験・グループワーク等を実施	40
FRESHキャンプ	9/26～27	少年自然の家「玄海の家」	近隣の教育支援センター（適応指導教室等）に通う児童・生徒等を対象とした自然環境の中での野外活動や団体宿泊活動の体験	20
スポGOMI甲子園2026 福岡県大会	9/27	天神中央公園（福岡市中央区）	県民の海の環境保全やプラスチックごみ削減への意識を高めるため、楽しみながらごみ拾いを行うイベントを実施	未定

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
福岡地域で開催されるイベント				
原鶴湯ったりよかぜ祭り	9/20～10/31	原鶴温泉	温泉宿泊者や地域住民を対象にした夜間・早朝イベント。夜間は温泉街のライトアップやキッチンカーの出店、朝は遊覧船による筑後川周遊サービスなどを実施	定員なし
大学生のジェンダーワークショップ	9月～1月	クローバープラザ（オンラインも併用）	ジェンダー全般についての講座、政治、地域、会社などのテーマについてのグループワーク、有識者へのインタビュー、関係機関への政策提言	30
「立花宗茂と閻千代」PRイベント（仮称）	9月（予定）	九州国立博物館	「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマ招致委員会と連携して、パネル展示及び講演会等を実施	未定
特別講座シリーズ	10/2～30 (全5回)	福岡女子大学	代表的な英国の書物を手がかりに、著者・印刷者・出版社・読者の関係をたどる全5回の講座。「本は誰のものか」という意識の変化から生まれた著作権・著作権の考え方や、本が人々の暮らしや価値観に与えた影響をわかりやすく解説	25
小学生のためのランニング教室	10/3	舞鶴公園 ミノ丸広場 B地区	福岡国際マラソン2026開催を記念してランニングの楽しさを体験してもらう、小学生を対象とした教室を開催	60
安全・安心まちづくり県民の集い	10/4	福岡工業大学	防犯功労団体等表彰、ステージイベント 等	800
マイナビ ツール・ド・九州2026 大会当日イベント	10/10	①県営天神中央公園 天神エリアふくおか交流お祭り広場（芝生広場） ②県営天神中央公園 西中洲エリア貴賓館前広場 ③ソラリアプラザ ゼファ	国際サイクルロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2026」の開催に併せて、県プロモーションブース出展や飲食ブース出店等の大会当日イベントを実施	定員なし
住まいるフェア福岡2026	10/10、11	RKB放送会館周辺 (RKBカラフルフェス2026内)	住宅のリフォームや住まいに関する情報発信、大工体験やワークショップ、相談会等を実施	約9,000
大濠公園能楽堂開館40周年記念公演 「道成寺」	10/11	大濠公園能楽堂	大濠公園能楽堂の開館40周年を記念して、能楽初心者から能楽ファンまで楽しめる公演を開催	未定
新規就農相談会in福岡	10/12	福岡ファッションビル	農業関係団体による就農説明会、相談ブースの設置、各地域の就農相談窓口の案内、関連パンフレット等の配布	100
福岡共同公文書館 令和8年度企画展 昭和100年記念「ふくおか あの日あとき ～昭和という時代～」	10/16～1/24	福岡共同公文書館	昭和元年から満100年の節目に合わせ、昭和の始まりから終わりまでの福岡を歴史公文書や貴重な写真資料から読み解く企画展を開催	未定
福岡伝統芸能フェスタ2026 ～福芸FUKUGEI～	10/17	大濠公園能楽堂	福岡の伝統芸能が一堂に会し、初心者の方にも楽しく鑑賞いただける公演を開催	未定
第17回ふくおか町村フェア	10/17～10/18	天神中央公園	県内町村の農産物や加工品、特産品の販売、情報発信・PR、ステージイベントを実施	未定
くすりと健康フェア2025	10/18	ソラリアプラザ イベントスペース ゼファ	ブースイベント（モバイルファーマシー展示、体成分分析体験、お薬相談、栄養相談等）	未定
第36回秋酔アート展	10/20～11/1	甘木歴史資料館	地元朝倉を中心に活動している芸術家によるグループ展。アクリル画など約60点を展示	200
エリック・カール展 はじまりは、はらぺこ あおむし	10/23～12/20	福岡県立美術館	展覧会及び関連イベント	20,000
食育・地産地消月間キックオフイベント	10/24	エルガーラ・パサージュ広場	農林漁業応援団体表彰、食育・地産地消に関するトークイベント、県産品の販売、ワークショップほか	未定
玄海BOSAIファミリーDAY	10/25	少年自然の家「玄海の家」	小学生（4年生～6年生）、中学生（全学年）とその家族を対象とした防災に特化した活動の体験	20家族80人
甘木歴史資料館第73回企画展 平塚川添遺跡公園開園25周年記念 「弥生時代のあさくら(仮)」	10/27～12/20	甘木歴史資料館	平塚川添遺跡公園開園25周年を記念して、弥生時代の甘木・朝倉地域から出土した考古資料を展示し、当時の人びとのくらしの様子を紹介する企画展（仮）	1,000
障がい者雇用促進大会	10/30	県庁3階講堂	障がい者雇用優良事業所等知事表彰、基調講演	100
第25回福岡県農林水産まつり	10/31、11/1	天神中央公園	県産農林水産物を使用した料理や6次化商品の販売、ワークショップの実施等、農林水産を味わい、体験できるイベント	未定
九州国立博物館特別展 「卑弥呼の鏡―三角縁神獣鏡がヤマト王権をつくった―」	10/31～1/11	九州国立博物館	展覧会及び関連イベント（講演会、ワークショップ等）	未定
県庁フードドライブ	10月	県庁1階ロビー	家庭で余った食品を持ち寄って、食品を必要とする方々へ寄付するフードドライブを県庁で実施	定員なし

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
福岡地域で開催されるイベント				
2025動物愛護フェスティバルふくおか	11/2	天神中央公園	ペットスケッチコンクール表彰式及び入賞作品の展示、動物愛護トークショー、パネル展示 等	未定
ふくおか介護フェスタ2026	11/3	ららぽーと福岡	介護職の魅力を伝えるトークライブや介護に関する様々な体験コンテンツ等	未定
福岡デザインアワード	11/5	JR九州ホール	中小企業者等が製造・販売する商品の中から、市場性を有しオリジナリティの高いデザイン性に優れた商品を表彰	400
社教センターフェスタ	11/8	社会教育総合センター	施設や自然を活用した様々な創作活動・体験活動等の提供、ステージ発表	900
甘木絞り体験講座（仮）	11/8	甘木歴史資料館	甘木絞りの保存と伝承に取り組んでいる「甘木絞り連絡協議会」から講師を招き、レクチャーを受けながら作品を作る体験講座	10
県人会フェア （第12回海外福岡県人会世界大会）	11/8	天神中央公園 （貴賓館前広場）	県人会の歴史や活動を紹介するパネル展示の他、各国の踊りや音楽、料理や物産など様々な催し等	未定
福岡女子大学 女性トップリーダー育成研修	11/12～14、 1/30 （全4日）	福岡女子大学他	トップリーダーとして必要な志・感性・意思決定力を養い、多様な人材とのネットワークを構築する研修。課長級以上、課長級未満の2コース制。（定員各16名、要事前申込、受講料82,000円（税別・予定））	32
Genkai Open Garden	11/21	少年自然の家「玄海の家」	施設を開放し様々な創作活動や体験活動等の提供を実施	500
交通安全県民大会	11/25	なみきスクエア	交通安全功労者表彰、アトラクション	未定
犯罪被害者週間街頭啓発	11/25～12/1	福岡市	犯罪被害者支援に係る啓発資料の配布	未定
シニアのためのしごと・ボランティア相談セミナー	①11/25 ②2/24	①宗像ユリックス ②筑紫野市文化会館	就労や社会参加の意欲のあるシニアに対し、関係機関と連携した事業説明および個別相談を実施	40
福岡県ジェンダー平等フォーラム、 第25回福岡県男女共同参画表彰式	11/28	クローバープラザ	表彰式（男女共同参画表彰）、基調講演、公募企画	5,000
福岡県境地域フェア（仮称）	11月（予定）	未定（福岡都市圏内）	熊本県及び大分県と連携して、県境地域（有明地域・豊築地域）の魅力発信イベントを実施	未定
カスミサンショウウオ調査保全活動会	11月末～12月初旬	福津市中央公民館 手光ビオトープ	手光ビオトープ内の生態系を守る活動を行う	未定
海岸漂着物アート作品の制作・展示	11月～12月に実施予定	①天神中央公園（福岡市中央区） ②県庁1階ロビー	県の海岸清掃イベントで回収した漂着物等を使用したアート作品の制作・展示イベントの実施	未定
キャンパスイルミネーション点灯式（予定）	12月初旬予定	福岡女子大学	本学メインストリートの桜の木に、“冬の桜”をイメージして、淡いピンク色のイルミネーションの点灯を実施	50
人権週間講演会	12/5	クローバープラザ	講演会	約500
「うまかばい!博多和牛マルシェ」	12/12～14	JR博多駅	博多和牛の精肉・加工品販売	未定
令和9年福岡県警察年頭視閲	1/7	福岡国際センター	多数の警察官や車両による部隊行進、県民とのふれあいの場として白バイ・パトカーの乗車体験等を実施	約2,000
猫∞一浮世絵のなかの猫たち	1/13～3/7	福岡県立美術館	所蔵作品展覧会及び関連イベント	5,000
ふくおか農林漁業新規就業セミナー &個別相談会	1/16	西鉄ホール	県内農林漁業者等の体験談発表、相談ブースの設置、農林漁業の求人情報提示、農林漁業関連パンフレット等の配布	100
第50回福岡県伝統的工芸品展	1/20～25	大丸福岡天神店	経済産業大臣指定伝統的工芸品が集結する年1回の大規模展示販売会	約2,000
暴力団追放！地域決起会議（福岡地区）	1/21	福津市文化会館	暴力団追放にかかる講演、暴力団追放シュプレヒコール等	500
シニアのための起業支援セミナー	1月中旬	中小企業振興センタービル	起業に興味があるけれど何をしたらいいのかかわからない等の理由で、起業にあと一歩を踏み出せないシニアを対象とするセミナーを開催	90

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
福岡地域で開催されるイベント				
第73回日本伝統工芸展福岡展	2/3～8	福岡三越	日本伝統工芸展入選作品の中から、九州山口地区作家の作品を中心に約350点を選定し、展示する展覧会。会期中毎日、作家による作品解説も実施	10,000
福岡県警察音楽隊 第62回定期演奏会	2/11	福岡市 アクロス福岡 福岡シンフォニーホール	福岡県警察音楽隊の演奏、暴力団排除及び飲酒運転撲滅など県警察の重点目標達成に向けた広報啓発	1,800
ふくおか“きずな”フェスティバル	2/14	クローバープラザ	式典、記念講演、ボランティア活動別分科会、親子で楽しめる子育てイベント等	1,000
食と健康推進フォーラム	2月	福岡市	公衆衛生・栄養改善功労者、健康運動実践グループの表彰、健康運動グループの活動発表、健康に関する講演	450
パネル展示 「船原古墳遺物埋坑調査の最前線2025－2026」	3/17～6/28	九州歴史資料館	船原古墳の最新の科学的な調査研究成果を紹介する展示	2,000
在宅ホスピスフェスタ2027	3/21	アクロス福岡	在宅医療及び在宅ホスピスボランティアに関する市民啓発を目的に、講演会交流会を開催	会場：200 web：400
さくらコンサート	3/28	甘木歴史資料館	庭園の桜の開花に合わせ開かれている毎年恒例のコンサート。	300
安全・安心コンサート(福岡地区)	年17回	福岡市、筑紫野市	福岡県警察音楽隊の演奏及び安全・安心まちづくりのための広報啓発	各回350
福岡キャリア・ラウンジ	未定	未定	働く女性と先輩女性（ロールモデル）との対話や参加者間の交流	各回約100
福岡県シニア美術展	未定	未定	高齢者の創作による美術作品（日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真・デザイン）を展示	未定
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 一斉清掃イベント	未定	未定	本遺産群の構成資産が所在する地域周辺の海岸の一斉清掃イベントを開催	未定
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 「沖ノ島検定（上級検定）」	9/5、6	未定	「沖ノ島検定（初級検定）」合格者を対象に「沖ノ島検定（上級検定）」を開催	未定
（仮題）新県美デザインワークショップ Vol. 45	未定	未定	新県美整備に係る県民との意見交換の場としてのワークショップを、設計者と共同で開催	未定
福岡キャリア・カフェ	通年 (毎週水曜日)	コワーキングスペースQ	働く女性と先輩女性（ロールモデル）との対話や参加者間の交流	各回ごとに異なる
中高年のためのリスキリングセミナー	未定	未定	職業訓練校や教育訓練等、リスキリングによる資格取得と就職可能な職種を紹介するセミナーを開催	未定
中高年のためのライフプランセミナー	未定	未定	老後リスクに備えた支出と収入（キャリアアップ）の見直しを行うセミナーを開催	未定
中高年のためのA I活用講座	未定	未定	中高年の就職に役立つA I活用について学べるセミナーを開催	未定
シンポジウム 「認知症になっても楽しく買い物ができる社会を考える」	未定	未定	認知症により支払いを済ませていないことを忘れる「未払い行動」について、地域で安心して買い物ができるようにするためのシンポジウムを実施	未定
アクションスクール、イベント等	通年	スポーツ科学情報センター	スポーツ教室（ヨガ、体操、ダンス、ボルダリング等）、イベント（スポーツ体験等）を実施	未定
アクションスクール、講習会、イベント等	通年	福岡県立総合プール	スポーツ教室（水泳、スケート）、着衣泳安全講習会、ウインタースポーツ体験会等を実施	未定
ホースセラピー、引馬体験、子ども乗馬体験 教室	未定	福岡県馬術競技場	障がいのある子ども対象のホースセラピー、年少者対象の引馬体験、児童生徒対象の乗馬体験教室を実施	未定
福岡県立図書館読書推進講演会	未定	未定	未定	未定
福岡県立図書館魅力発見ガイド	未定	福岡県立図書館	県立図書館のサービスの紹介と館内見学	未定
ボードゲーム体験会	未定	福岡県立図書館	ボードゲームの体験	未定

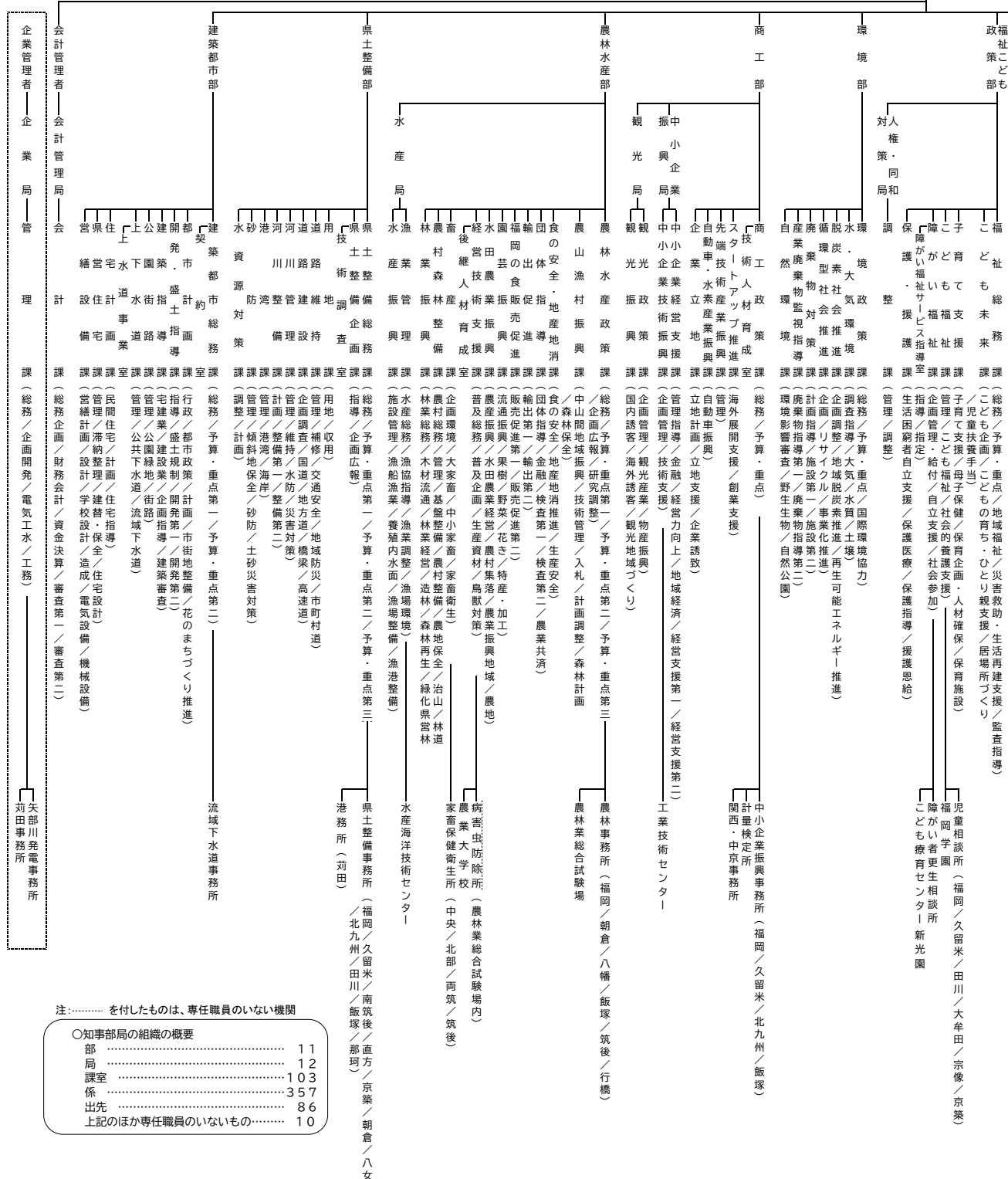
イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
筑後地域で開催されるイベント				
特集展示「きゅうおにとタイムトラベル」	(R8) 3/10～7/12	九州歴史資料館	歴史の疑問を九州歴史資料館のマスコットキャラクター「きゅうおに」とタイムトラベルをしながら探る展覧会	15,000
星空教室	4/19、4/26、6/21、6/28、10/18、10/25、1/24、1/31	福岡県青少年科学館	季節の星座の探し方を学習した後、プラネタリウムで星座探しの練習をする	各回30
市民天体観望会	4/25、5/23、7/18、8/8、8/22、9/19、10/17、11/14、12/12、1/16、2/13、3/13	福岡県青少年科学館	プラネタリウムでの星空解説 望遠鏡を使用しての天体観察	各回100
ボランティアイベント 「ものづくりファミリーワークショップ」	5/3	九州歴史資料館	折り紙かぶと作り・指だけで編む伝統的な組紐で、ストラップやミサンガを作る体験講座・土笛作り	80
ものづくり工房	5/16、6/27、10/10、12/12、1/23、2/6 (12回開催)	福岡県青少年科学館	科学について学ぶことができる工作	各回22
スポーツフェスタ 第5回福岡県民障がい者スポーツ大会	5/17	久留米総合スポーツセンター、バビオボウル、クロージャープラザ	卓球、ボッチャ、ボウリング、アーチェリー、サウンドテーブルテニス	470
サイエンス教室 顕微鏡体験教室	5/24 (2回開催)	福岡県青少年科学館	顕微鏡の操作の仕方やプレパラート作りを学び、身の回りの生物や肉眼では見えない生物など、顕微鏡をつかって観察する。	各回12
福岡県立美術館コレクション展 「ファッションーわたしらしさの演出ー」	5/30～6/28	九州芸文館	展覧会及び関連イベント(ミュージアムコンサート)	938
筑後広域公園インクルーシブな遊具広場完成 記念式典における体験会	5/30	県営筑後広域公園	ワークショップ等で意見をいただいた関係者に遊具を体験してもらう体験会。知事も参加し、遊具の体験や関係者との意見交換を開催	45
あじさい祭り	6/7	九州歴史資料館	バックヤードツアー・ミュージアムトーク・古代体験、ワークショップなど、キッチンカーの出店もある季節のイベント	745
企画展 福岡県域確定150周年記念 「福岡県ができるまで」	6/10～8/2	九州歴史資料館	現在の福岡県が成立するまでの歴史を、文書資料で紹介します。	5,000
プログラミング教室Ⅰ (ライントレース)	6/20、6/21 (全4回)	福岡県青少年科学館	光センサーを用いたライントレースを用いてコースを進むことができるようにタブレットでプログラミングを行う	各回10
福岡ソフトバンクホークスファーム公式戦タイアップ「立花宗茂・閻千代デー」	6/27	タマホームスタジアム筑後	福岡ソフトバンクホークスのファーム公式戦にあわせて、会場で、「立花宗茂と閻千代」のグッズ販売や、有明地域の自治体オリジナルグッズが景品として当たる無料抽選会を実施	3,000
パネル展示「シルクロードの文化遺産(3)-海の道-」	6/30～9/23	九州歴史資料館	西谷正名誉館長が撮影した貴重な写真を、名誉館長講座に合わせて紹介する展示	2,000
星と音楽のタベ ～七夕コンサート～	7/4	福岡県青少年科学館	七夕限定の星空解説と生演奏を楽しめる	230
こどもの交通安全大会	7/10	久留米シティプラザ	学童交通安全実践優秀校の表彰、アトラクション	100
夏の特別展 「めざせ!!シン「ヤバイ生き物」博士!!～ケンだけと魅力的な生き物の世界～」	7/11～8/30	福岡県青少年科学館	期間限定の展示 ワークショップ	約45,000
特集展示「典籍入門-古代史書編-」	7/14～11/15	九州歴史資料館	史書の編纂のはじまりや、その形態、利用や研究を紹介	7,000
矢部川源流体験における生きものの調査	7/25	杣の里溪流公園	河川等における水生生物による水質調査を実施	30名
きゅうれき歴史体験教室	7/28	九州歴史資料館	整理作業体験・VR装飾古墳探検・オリジナルトートバック作りの体験型歴史学習教室	30

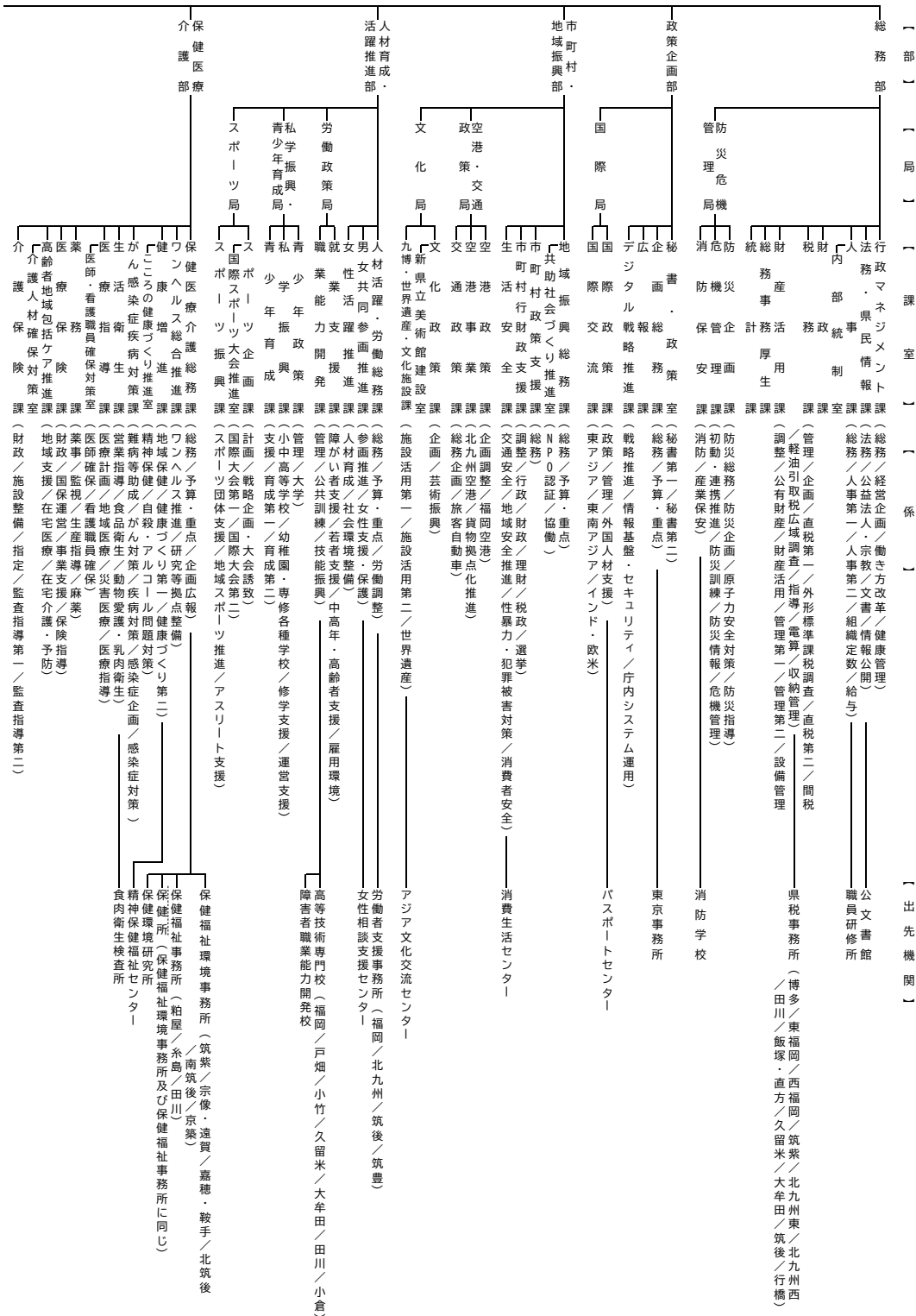
イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
筑後地域で開催されるイベント				
シニアのための就業支援セミナー	7/28	ピーポート甘木	再就職に不安や悩みを抱えるシニアを対象とするセミナーを開催	20
「西の都」大宰府を考える 中高生バス研修会1回目	7/29、30	九州歴史資料館	初日に学芸員による事前講義を受け、2日目に「西の都」構成文化財などをめぐるバス研修会	30
古代まるごと体験DAY	8/2	九州歴史資料館	埴輪づくり・古代組紐づくり・藍のたたきぞめ・展示物を描く絵画教室等	90
「水の日」及び「水の週間」節水街頭キャンペーン	8/3	西鉄久留米駅	街頭啓発（啓発物品の配布）	約300 (配布数)
特集展示「四王寺山の経筒」	8/4～9/27	九州歴史資料館	四王寺山ゆかりの経塚出土品を中心に、周辺地域で出土または伝来した資料を交え、北部九州に独特の「経塚文化」の一端を紹介	5,000
障がい者就職準備講座	8/20	久留米リサーチ・パーク	企業への就職を目指す知的障がい・精神障がいのある人を対象に、模擬面接や企業からの講話、先輩からの講話を実施	80
南筑後地域未来の地域リーダー 育成プログラム「南筑後みらい塾」	8/21～23	大川市ふれあいの家	南筑後地域の中中学生を対象に、地域に縁のある各界著名人等による実体験を交えた講義・体験・グループワーク等を実施	30
令和7年度食中毒予防シンポジウム	8/26	久留米シティプラザ	基調講演、パネルディスカッション	350
田圃の生きもの調査	8月	八女市星野村轟地区田んぼ	棚田における生きもの観察を実施	未定
食品ロス削減工場見学	8月、11月	8月：ニコニコのり九州工場（みやま市） 11月：プレシア福岡工場（筑後市）	食品工場を見学し、工場における環境対策や食品ロス削減の取組を学ぶ見学会を実施	20名
ボランティアイベント 「藍の生葉染め体験・子ども組紐体験」	9/13	九州歴史資料館	採集したばかりの藍の葉を使う染め体験と、指だけで編む伝統的な組紐で、ストラップやミサンガを作る体験	60
救急の日のつどい （健康21世紀福岡県大会と合同開催）	9/14	久留米シティプラザ	救急医療に関する講演、AED実演等	3,000
秋の交通安全フェアin久留米	9/18	久留米シティプラザ	交通安全宣言、交通安全アトラクション、反射材寄贈式、県警音楽隊による演奏 等	200
パネル展示 「四王寺山三十三石仏の健康診断（仮）」	9/25～12/20	九州歴史資料館	四王寺山三十三石仏の保存状態調査について紹介	2,000
干潟の生きもの観察会	9/27	荒尾干潟水鳥・湿地センター	有明海の生物について知ることにより、生物多様性への関心を高め、自然環境保持の大切さを学習する観察会を実施	20名
シニアのためのしごと・ボランティア相談セミナー	9/29	339おおむたアリーナ	就労や社会参加の意欲のあるシニアに対し、関係機関と連携した事業説明および個別相談を実施	40
自然環境保全活動促進事業（自然観察会）	9月～10月	八女市（岩戸山古墳周辺）	みやま市との共催でワンヘルスの取組として自然観察会を実施	未定
若者の未経験分野への就職 チャレンジ応援 合同企業説明会	10/2	久留米シティプラザ	未経験分野への就職に意欲的な求職者と県内企業とをマッチングさせる合同企業説明会を開催	約100
サイエンス教室 宇宙工学博士によるロケット教室	10/3 （予備日10/4）	久留米工業大学	ロケットの歴史や宇宙ステーション等の講話及び火薬エンジンを使ったモデルロケットの作成	20
特別展 「柳河藩立花家-宗茂と歴代の威儀と装い-」	10/10～12/6	九州歴史資料館	旧藩主立花家に受け継がれた立花家史料館所蔵品を紹介する展示	10,000
ボランティアイベント 「綿の摘み取り体験・機織り体験」	10/18	九州歴史資料館	資料館の中庭で栽培している綿を収穫し、綿を撚って作った糸を使って機織りする体験	50

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
筑後地域で開催されるイベント				
ツナガルアートフェスティバルFUKUOKA	10/24～11/8	九州芸文館	障がいの有無にかかわらず、多様な人々が共にアートを楽しみ、交流するイベント（ワークショップ、トークイベント、展覧会等）	未定
特別展記念茶会	10/25	九州歴史資料館	裏千家によるお茶を机とイスでいただける茶会	100
特別展記念講演会	10/31	九州歴史資料館	大名茶人と高取焼・上野焼を解説する講演会	150
プログラミング教室Ⅱ（Python）	10/31、11/1 （全4回）	福岡県青少年科学館	プログラミング言語Pythonを用い、ドローンの制御を通して、プログラミングの基礎について学ぶ	午前の部10 午後の部10 計20
星兄 爆笑！ プラネタリウムショー	11/8	福岡県青少年科学館	星兄（田端英樹氏）による爆笑必至のプラネタリウムショー	230
スポーツの総合祭典 「第13回市町村対抗福岡駅伝」	11/15	筑後広域公園周回コース	駅伝（一般）、併設イベント（未定）	約1,300
アクロスミュージックキャラバン	11/15	九州歴史資料館	アクロス福岡のプロのアーティストによるミュージアムコンサート	100
企画展「発掘速報展（仮）」	11/17～3/7	九州歴史資料館	九州歴史資料館が近年実施した発掘調査成果を紹介する展示	8,000
おもしろサイエンスフェア	11/21～23	福岡県青少年科学館	スペシャルサイエンスショーや科学体験コーナー等	約3,000
古代体験まつり	11/22	九州歴史資料館	春日市・糸島市・宗像市・小郡市・八女市の5つの博物館の古代体験を、九州歴史資料館で体験できるイベント	500
科学講演会 「恐竜について」（仮）	11/29	福岡県青少年科学館	北海道大学総合博物館教授である小林快次氏に、恐竜に関する最新の研究や発見に至った経緯などの貴重な体験談をもとに、今の地球環境の変化についても考える講演を実施	230
福岡県読書推進大会	11月	MIYAMAX	優良読書グループ表彰・活動報告・講演会	300
文化財めぐり	11月	九州歴史資料館	柳河藩立花家関係文化財をめぐるバスツアー	30
クリスマスイベント	12/5	九州歴史資料館	バックヤードツアー・ミュージアムトーク・古代体験のほか節分に関するワークショップなど、キッチンカーの出店もある	700
サイエンス教室 親子でつくるアルミ製表札づくり体験教室	12/5(3回開催)	福岡県青少年科学館	表札の型を作り、鋳物砂で作った鋳型に融かしたアルミニウムを流し込む鋳造体験	各回8
企画展「養老孟司と小檜山賢二の虫展」	12/6～1/17	九州芸文館	展覧会及び関連イベント（ミュージアムコンサート等）	未定
星と音楽のタベ ～クリスマスコンサート～	12/19	福岡県青少年科学館	クリスマス限定の星空解説と生演奏を楽しめる	230
パネル展示 「世界遺産「神宿る島・宗像・沖ノ島と関連遺産群」」	12/22～3月上旬	九州歴史資料館	沖ノ島の信仰や祭祀に関するパネルを中心に宗像市・福津市に所在する関連遺産も含めて紹介する展示	2,000
第73回日本伝統工芸展付帯事業伝統工芸こども鑑賞コース	12月	九州歴史資料館	日本伝統工芸展の付帯事業として、子どもたちに伝統工芸の魅力を紹介する体験事業。工芸作家を講師とし、作品づくり等に取り組む	30
サイエンスショー・九歴脱出ゲーム	1/16	九州歴史資料館	子どもたちに博物館に親しんでもらうイベントで、青少年科学館とコラボ	50
福岡県立美術館所蔵品巡回展 移動美術館展	1/23～2/28	リーバスプラザこが2階 歴 史資料館ギャラリー	所蔵作品展覧会	1,000
企画展「福岡の寺社絵図（仮）」	1/27～3/22	九州歴史資料館	九州歴史資料館が所蔵する県内の近代寺社絵図を紹介する展示	7,000
プログラミング教室Ⅰ（ドローン）	2/13、2/14 （全4回）	福岡県青少年科学館	ドローンを用いて、用意したコースをスタートからゴールまで進むことができるように、タブレットでプログラミングを行う	各回8

イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
筑後地域で開催されるイベント				
春の特別展「にっしん展（仮）」	2/27～4/4	福岡県青少年科学館	期間限定の展示 ワークショップ	約30,000
ボランティアイベント 「折り雛づくり・組紐づくり体験」	2/28	九州歴史資料館	自分だけのオリジナルひな人形と指だけで編む伝統的な組紐で、ストラップやミサンガを作る体験講座	30
やながわ有明海の生きもの観察会	2月	やながわ有明水族館	有明海の生物について知ることにより、生物多様性への関心を高め、自然環境保持の大切さを学習する観察会を実施	20名
特集展示 「きゅうおにとタイムトラベル」	3/9～7月	九州歴史資料館	歴史の疑問を九州歴史資料館のマスコットキャラクター「きゅうおに」とタイムトラベルをしながら探る展覧会	15,000
東アジア交流歴史講座	3/13	九州歴史資料館	「西の都」大宰府の最新研究成果を紹介	160
「西の都」大宰府を考える 中高生バス研修会2回目	3/21、22	九州歴史資料館	初日に学芸員による事前講義を受け、2日目に「西の都」構成文化財などをめぐるバス研修会	30
パネル展示「船原古墳遺物埋納坑調査の最前線2026～2027」	3月～6月	九州歴史資料館	船原古墳の最新の科学的な調査研究成果を紹介する展示	2,000
茜生物多様性保全啓発事業（水辺教室）	未定	うきは市	生物多様性保全を図る啓発として水辺教室を実施	未定
スポーツ教室	通年	久留米総合スポーツセンター	スポーツ教室（ジュニアスポーツ教室、成人テニス教室、ヨガ等）を実施	未定
安全・安心コンサート（筑後地区）	年3回	久留米市、大牟田市、小郡市	福岡県警察音楽隊の演奏及び安全・安心まちづくりのための広報啓発	各回250

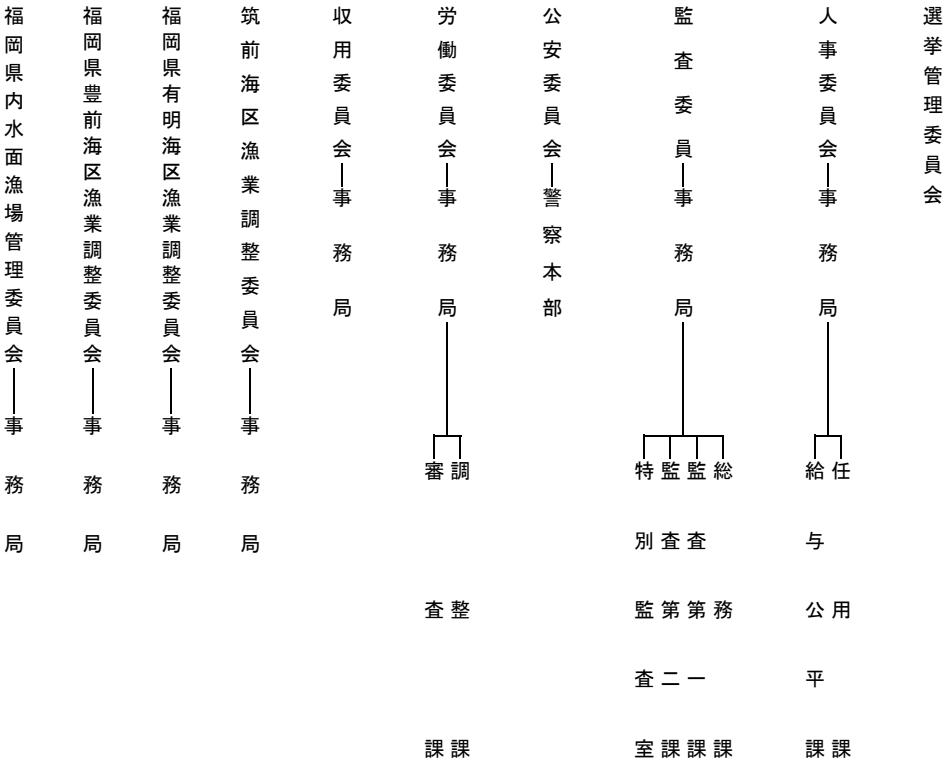
イベント名	月 日	場 所	主な催し物	参加数 (人)
筑豊地域で開催されるイベント				
福岡県立大学 オープンキャンパス	8/1	福岡県立大学	教員、在学生による個別相談、ミニ・キャンパスツアー、模擬授業、施設見学・体験、在学生との交流、学科紹介動画の配信	1,400
教員対象指導者研修講座	8/3～4	英彦山青年の家	県内の教員及び教員志望の大学生を対象とした仲間づくりのレクリエーション活動や自然環境の中での野外活動の体験	14
ベルセウス座流星群観測会in英彦山	8/13	英彦山青年の家	標高800メートルの英彦山青年の家における星空観察	200
直轄地域未来の地域リーダー 育成プログラム 「ちよっくらJr. グローバルキャンプ」	8/18～20	福岡県立社会教育総合センター	直轄地域の中学生を対象に、県内の留学生などの協力を得ながら、講義や体験活動を交えたグローバルキャンプを実施	20
シニアのための就業支援セミナー	8/27	田川青少年文化ホール	再就職に不安や悩みを抱えるシニアを対象とするセミナーを開催	20
ひこさんジュニアキャンプ	9/5～6	英彦山青年の家	小学生（1年生～2年生）を対象とした自然環境の中での野外活動や団体宿泊活動の体験	24
若者の未経験分野への就職 チャレンジ応援 合同企業説明会	9/10	イツカコスモスコモン	未経験分野への就職に意欲的な求職者と県内企業とをマッチングさせる合同企業説明会を開催	約100
体験して学ぼう！グリーンプロジェクトキャンプ	9/26～27	英彦山青年の家	県内の高校生以上の方を対象とした自然環境の中でのワンヘルス体験	8
シニアのためのしごと・ボランティア相談セミナー	10/27	直方市中央公民館	就労や社会参加の意欲のあるシニアに対し、関係機関と連携した事業説明および個別相談を実施	40
自然体験イベント 英彦山 秋の自然観察会	10月	英彦山青年の家周辺	自然共生や環境保全をテーマにした自然体験・環境教育イベントを実施	定員30
「和き・合い・愛」わくわくキャンプ	11/14～15	英彦山青年の家	聴覚に障がいのある県内の小・中学生を対象とした自然環境の中での野外活動や団体宿泊活動の体験	24
田川地域未来の地域リーダー 育成プログラム「Glocal Discovery Camp in 源じいの森」	11/28	源じいの森	田川地域の小学5年生から中学生を対象に、県内の留学生などの協力を得ながら、体験活動を交えたグループワーク等を実施	30
福岡県立大学 授業参観ウィーク（学部）	11月～12月 （予定）	福岡県立大学	県内の高校生に、本学の講義を開放	100
嘉飯桂地域未来の地域リーダー 育成プログラム「嘉飯桂未来塾」	12/5、6 12/12～13	飯塚市、嘉麻市、桂川町の施設	嘉飯桂地域の中学生を対象に、地域に縁のある各界著名人等による実体験を交えた講義・体験・グループワーク等を実施	30
安全・安心コンサート（筑豊地区）	年4回	飯塚市、直方市	福岡県警察音楽隊の演奏及び安全・安心まちづくりのための広報啓発	各回250
福岡県立大学 公開講座	未定	福岡県立大学	未定	未定

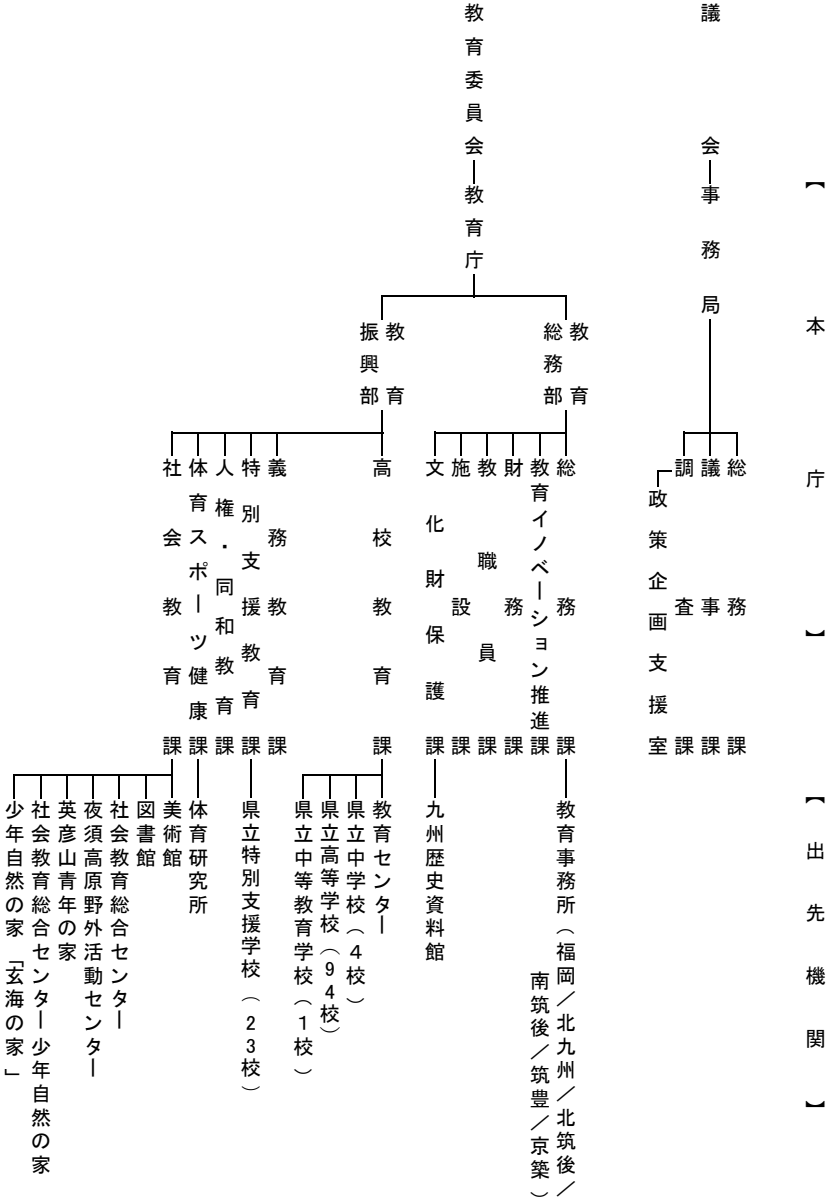




福岡県行政機構一覽(議会・各種委員会)

福岡県行政機構一覽(議会・各種委員会)





ふくおか県政出前講座

県の取組や主要な施策などについて、皆さんのところへ県の職員がお伺いして御説明します。

ふくおか県政出前講座テーマメニューの中から御希望のテーマを選び、実施希望日の1か月前までに広報課にお申し込みください。

- 対 象 概ね20人以上の県民の方が参加する集会など。
ただし、次の集会は対象外となります。
- ・収益（営利）を目的とするもの
 - ・政治的又は宗教的活動を目的とするもの
 - ・苦情や陳情、交渉を目的とするもの
 - ・暴力団、暴力団員が実施するもの
 - ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（団体）が実施するもの
- 時 間 平日、土日、祝日の10時から20時までの間で実施します。
（12月29日から翌年の1月3日までを除きます。）
- 経 費 講師派遣の費用は無料です。
- 会 場 申込者で御用意ください。（県内に限ります。）
（会場使用料等が必要なときは申込者の負担となります。）
- 申込方法 ①インターネット（応募フォームからの応募が可能です。）



応募フォーム
二次元コード

- ②電子メール (kocho@pref.fukuoka.lg.jp)
- ③郵送 〒812-8577(県庁専用番号につき住所不要)
「広報課 広聴班」宛て
- ④ファクス 092-643-3107

※テーマメニューと申込書は、県のホームページ

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html>)

からダウンロードできます。

御連絡いただければ、郵便でお送りします。



県ホームページ
二次元コード

<お申込み・お問合せ先> 福岡県政策企画部広報課広聴班

電 話 092-643-3103

ファクス 092-643-3107

令和8年度

県 政 概 要

令和8年9月発行

編集・発行 福岡県政策企画部企画総務課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
ダイヤルイン 092-643-3158

福岡県行政資料	
分類記号 A I	所属コード 5300021
登録年度 08	登録番号 0005